

令和4年度
修士論文

鳥羽市海女集落における文化的景観保存活用計画に関する研究
— 漁ろう・港に関わる重要文化的景観の先進事例の分析を踏まえて —



指導教員 浅野 聡 教授

三重大学大学院工学研究科
建築学専攻

神山 弘賢

鳥羽市海女集落における文化的景観保存活用計画に関する研究
一漁ろう・港に関わる重要文化的景観の先進事例の分析を踏まえて一

【目次】

| | |
|-------------------------------|-----|
| 第1章 研究の枠組み | |
| 1-1 研究の背景 | 03 |
| 1-2 研究の目的 | 05 |
| 1-3 研究の構成 | 05 |
| 1-4 用語の定義 | 06 |
| 1-5 既往研究の整理 | 08 |
| 1-6 研究の対象 | 14 |
| 第2章 文化財保護法に基づく文化的景観保護制度 | |
| 2-1 景観計画の重点地区について | 19 |
| 2-2 文化財保護法について | 21 |
| 2-3 重要文化的景観保護制度について | 23 |
| 2-4 重要文化的景観の選定状況 | 28 |
| 2-5 小括 | 31 |
| 第3章 重要文化的景観の先進事例における保存活用計画の把握 | |
| 3-1 調査の目的 | 35 |
| 3-2 調査の方法 | 35 |
| 3-3 調査対象地区 | 37 |
| 3-4 重要文化的景観の保存活用計画の把握 | 41 |
| 3-5 重要文化的景観の先進事例の分析 | 121 |
| 3-6 小括 | 132 |

| | |
|----------------------------------|-----|
| 第4章 重要文化的景観の先進事例における保存活用の現状 | |
| 4-1 調査の目的 | 137 |
| 4-2 調査の方法 | 137 |
| 4-3 調査の対象 | 137 |
| 4-4 重要文化的景観の担当者に対するアンケート調査 | 138 |
| 4-5 重要文化的景観の担当者に対するヒアリング調査 | 140 |
| 4-6 重要文化的景観の保存・取組みの現状 | 152 |
| 4-7 小括 | 161 |
| 第5章 鳥羽市海女集落の景観分析 | |
| 5-1 鳥羽市景観計画における海女集落の位置づけ | 167 |
| 5-2 現行の法規制の状況 | 170 |
| 5-3 鳥羽市海女集落の景観分析 | 173 |
| 5-4 鳥羽市海女集落における重点地区(案) | 191 |
| 5-5 小括 | 195 |
| 第6章 鳥羽市海女集落における文化的景観保存活用計画(案)の提案 | |
| 6-1 鳥羽市海女集落における文化的景観保存活用計画(案) | 199 |
| 6-2 研究の総括 | 237 |
| 6-3 今後の展望 | 239 |

第1章 研究の枠組み

| | | |
|-----|---------|----|
| 1-1 | 研究の背景 | 03 |
| 1-2 | 研究の目的 | 05 |
| 1-3 | 研究の構成 | 05 |
| 1-4 | 用語の定義 | 06 |
| 1-5 | 既往研究の整理 | 08 |
| 1-6 | 研究の対象 | 14 |

第1章 研究の枠組み

1-1 研究の背景

三重県鳥羽・志摩地域は、全国の中で海女が最も多い地域であり、伝統的な海女漁が継承されていることが地域の特色である。2017年には、「鳥羽・志摩の海女漁の技術」が国の重要無形民俗文化財に指定されることとなり、改めて重要な生業として海女漁が注目を集めている。海女漁においては、アワビ、イセエビ、ウニ、イワガキといった磯海の資源を地域の掛け替えのない共有財産として位置づけており、乱獲を防止するなどの自然環境に対する秩序維持の意識が顕著となっていることなどが高く評価され、国の重要無形民俗文化財の指定に至っている。文化財指定を受けて、鳥羽市は「海女文化を活かした活性化構想計画(2017年)を策定している。

また、鳥羽・志摩地域は、戦後、伊勢志摩国立公園に指定されており、伊勢神宮を中心とした歴史・文化環境やリアス海岸に代表される自然環境が存在することも大きな特色である。海女漁も伊勢神宮と密接な関わりを持ちながら、古代から伝承されてきたと考えられている。伊勢志摩国立公園は、戦後初の国立公園として1946年に指定されており、2016年には国立公園70周年を迎えることになったが、この時に観光庁の「明日の日本を支える観光ビジョン」(2016年)にもとづいて、重点的に環境整備を行う8つの国立公園の1つに選定されることとなった。選定を受けて、国や三重県等の関係機関から構成される伊勢志摩国立公園地域協議会によって「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム2020」が策定され、この中で、国立公園内の景観行政を充実させていくことが施策の1つとして位置づけられた。

さらに、鳥羽市は従前から鳥羽市都市計画マスタープランでも将来的な課題として位置づけられていた景観計画の策定に着手(2018~2020年度)しており、2021年4月に運用が開始された。策定中の2019年5月には、「海女(Ama)に出逢えるまち 鳥羽・志摩~素潜り漁に生きる女性たち」が日本遺産として認定された。このように、鳥羽市の活性化の試みとして、今後ますます海女文化をひとつの重要な主軸として進められていくものと思われる。

加えて、鳥羽市には海女漁が盛んな集落(以下、海女集落)である石鏡、国崎、相差、答志、和具、菅島、神島の7地区で魅力的な集落景観が見られ、景観計画において重点候補地区に位置付けられている。これらの魅力的な集落景観を後世に残し、地域活用していくために、重点地区の指定、重要文化的景観への選定が望ましいと言える。重要文化的景観の選定には、重要な構成要素等を定めた保存活用計画を策定し、文化庁へ届ける必要がある。

1-2 研究の目的

本研究では、重要文化的景観選定に必要となる文化的保存活用計画（以下、保存活用計画）を海女集落において策定していくため、漁ろうや港に関わる基準で選定されている重要文化的景観を対象に、保存活用計画の記載を分析、重要文化的景観の取組状況を把握することで、鳥羽市海女集落における保存活用計画の骨子となる、景観の基本方針および重要な景観要素の提案をすることを目的とする。

1-3 研究の構成

本研究の構成は以下のとおりである。

第1章では、研究の背景、研究の目的、研究の対象、研究の構成および方法、既往研究の整理、用語の定義について述べる。

第2章では、文化的景観保護制度の仕組み、重要文化的景観の運用状況について整理する。

第3章では、調査対象地区の保存活用計画、重要文化的景観選定後に策定された整備計画の文献調査を行うことで、重要文化的景観の概要、保存方針、重要な構成要素の選定方法について把握する。

第4章では、調査対象地区の地方自治体の重要文化的景観担当者を対象に、ヒアリング調査または、アンケート調査を実施することを通して、重要文化的景観選定後の取り組みや成果、課題、重要な構成要素の選定方法とその保存事項について把握する。

第5章では、鳥羽市の現行の法規制および景観計画、2018年度から2021年度にかけて、報告した、報告書^{1)~5)}等の既往研究を基に、鳥羽市海女集落の景観の特徴について整理、把握する。

第6章では、第3～4章の調査結果から、重要文化的景観の保存方針について考察し、第5章での把握内容から、鳥羽市海女集落の保存活用計画の骨子となる、文化的景観の基本方針の提案および重要な構成要素の特定を行う。なお研究のフロー図を図1-1に示す。

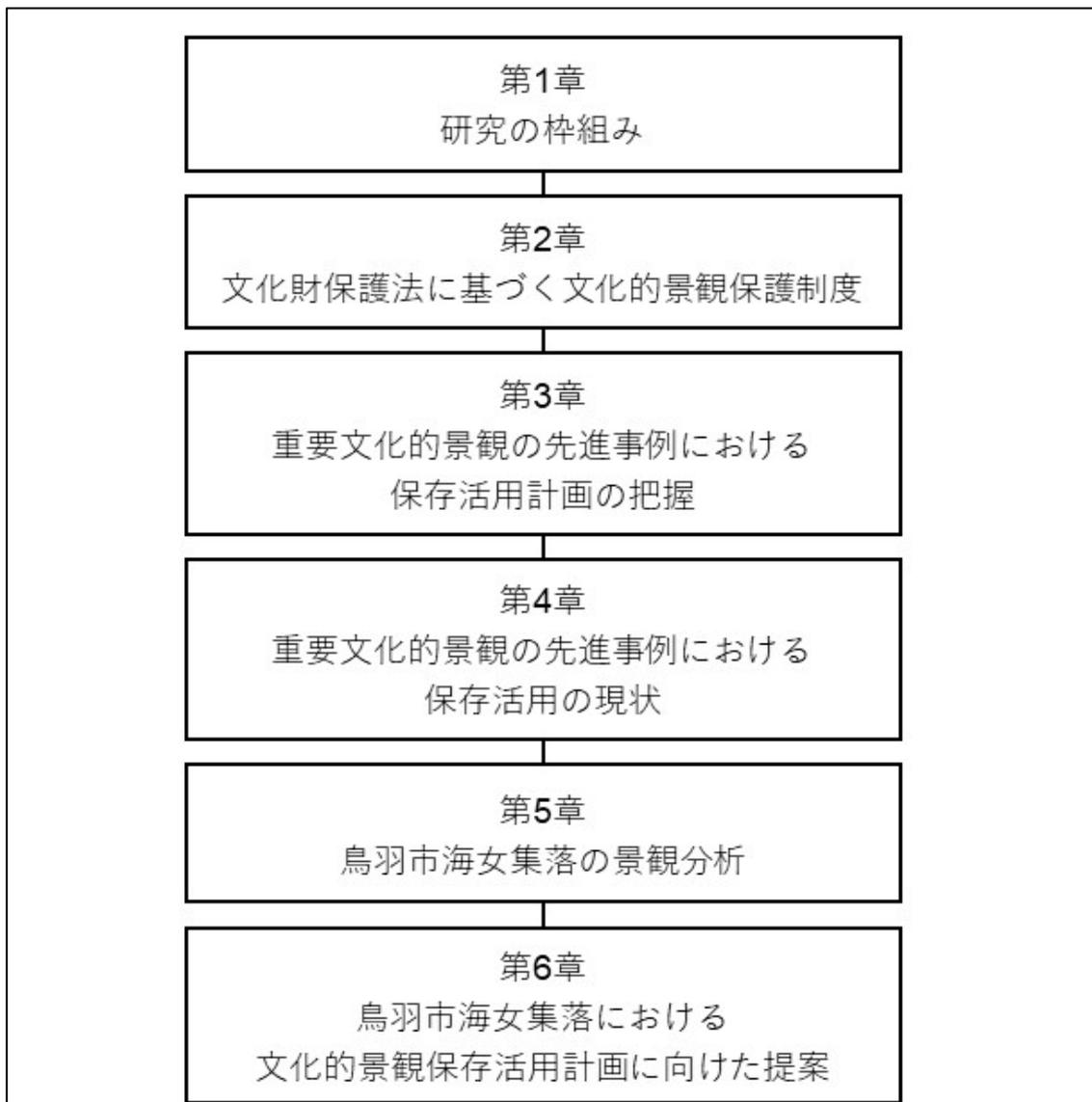


図 1-1 研究のフロー図

1-4 用語の定義

(1) 鳥羽市海女集落

本研究では、鳥羽市の漁村集落地区である石鏡、国崎、相差、答志、和具、菅島、神島の計7地区の総称とする。該当する地区では、海の博物館の調査を通じて、2017年時点で概ね50名以上の海女操業員数が確認されている。

海女操業人数の変化

| | | 2018年海の博物館調査 | | | | | | | | | | |
|-----|------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 1949年 | 1972年 | 1978年 | 1989年 | 1997年 | 1999年 | 2004年 | 2007年 | 2010年 | 2014年 | 2017年 |
| | | 昭和24年 | 昭和47年 | 昭和53年 | 平成元年 | 平成9年 | 平成11年 | 平成16年 | 平成19年 | 平成22年 | 平成26年 | 平成29年 |
| 鳥羽市 | 小浜 | 2 | 16 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| | 桃取 | - | - | - | - | 3 | 3 | 3 | 2 | 13 | 1 | 1 |
| | 菅島 | 892 | 297 | 400 | 110 | 100 | 65 | 62 | 65 | 75 | 60 | 55 |
| | 答志 | 1000 | 310 | 300 | 171 | 150 | 80 | 115 | 76 | 96 | 79 | 65 |
| | 和具浦 | | 300 | 300 | 120 | 100 | 75 | 86 | 87 | 62 | 50 | 46 |
| | 神島 | 95 | 162 | 147 | 111 | 125 | 80 | 64 | 48 | 52 | 63 | 38 |
| | 安楽島 | 32 | 6 | 11 | 10 | 9 | 8 | 10 | 11 | 10 | 7 | 15 |
| | 浦村 | | 14 | 6 | 14 | 9 | 6 | 6 | 6 | 7 | 3 | 4 |
| | 石鏡 | 298 | 245 | 215 | 138 | 106 | 100 | 64 | 87 | 85 | 66 | 42 |
| | 国崎 | | 146 | 170 | 111 | 80 | 78 | 79 | 60 | 54 | 56 | 50 |
| | 相差 | | 510 | 350 | 255 | 220 | 210 | 170 | 140 | 100 | 108 | 100 |
| | 群嶋 | 796 | 20 | 29 | 29 | 20 | 15 | 16 | 10 | 8 | 8 | 7 |
| | 千賀堅子 | | | | 8 | 8 | 8 | 4 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| | 千賀 | | 42 | 35 | 6 | 6 | 5 | 3 | 4 | 0 | 0 | 3 |
| | | 3115 | 2068 | 1965 | 1084 | 938 | 735 | 684 | 601 | 565 | 505 | 430 |
| 志摩市 | 安乗 | 301 | 190 | 115 | 70 | 44 | 34 | 28 | 45 | 23 | 17 | 16 |
| | 国府 | 25 | 15 | | 8 | 3 | 3 | 3 | 8 | 8 | 2 | 2 |
| | 甲賀 | 212 | 112 | 120 | 50 | 40 | 30 | 27 | 20 | 20 | 14 | 10 |
| | 志島 | 192 | 180 | 80 | 39 | 27 | 24 | 20 | 17 | 14 | 11 | 7 |
| | 群名 | 200 | 86 | 55 | 19 | 12 | 10 | 9 | 8 | 6 | 4 | 2 |
| | 名田 | 52 | 80 | 60 | 20 | 9 | 6 | 3 | 5 | 5 | 7 | 4 |
| | 波切 | 200 | 110 | 179 | 50 | 44 | 50 | 50 | 50 | 27 | 20 | 7 |
| | 船越 | 247 | 90 | 100 | 54 | 70 | 46 | 40 | 45 | 55 | 25 | 33 |
| | 片田 | 408 | 400 | 375 | 131 | 143 | 107 | 86 | 63 | 53 | 36 | 38 |
| | 布施田 | 220 | 170 | 120 | 98 | 83 | 71 | 66 | 53 | 48 | 33 | 34 |
| | 和具 | 501 | 350 | 200 | 149 | 131 | 127 | 86 | 71 | 74 | 50 | 46 |
| | 越賀 | 166 | 123 | 120 | 88 | 69 | 76 | 35 | 31 | 32 | 14 | 14 |
| | 御座 | 215 | 100 | 74 | 59 | 48 | 36 | 21 | 30 | 16 | 15 | 10 |
| | 浜島 | 55 | 50 | 40 | 18 | 37 | 13 | 7 | 34 | 27 | 8 | 7 |
| | | 2994 | 2056 | 1638 | 853 | 760 | 633 | 481 | 480 | 408 | 256 | 230 |
| | 合計 | 6109 | 4124 | 3603 | 1937 | 1698 | 1368 | 1185 | 1081 | 973 | 761 | 660 |

※1949年鳥羽・志摩漁撈調査報告(三重県教育委員会)より
 ※1972年以降の調査は海の博物館

図 1-2 海女操業人数の変化

(出典：海の博物館調査)

(2) 保存活用計画

重要文化的景観に係る選定および届出等に関する規則第一条第一項より、選定の申出に係る文化的景観の保存および活用に関する計画を文化的景観保存活用計画としている。本研究では、文化的景観保存活用計画を保存活用計画として扱う。

(3) 整備活用計画

市町村が重要文化的景観選定後に、文化的景観の価値の向上と地域復興を目的として定める計画を整備活用計画として扱う。計画の内容は、重要文化的景観における中長期的な事業計画、または、重要な構成要素の復旧・修理や防災対策工事などに要する事業計画の立案等が挙げられる。

(4) 重要な構成要素

文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素のうち、所有者などの同意を得て、保存活用計画に特定されたものを指す。形態や意匠などが独特または典型的で、技術や素材といった点からも明らかな固有性を持つものがこれにあたる。

(5) 文化的景観区域

重要文化的景観の選定範囲に位置する地区を文化的景観区域と定義する。

(6) 重点地区

景観法第8条第2項第1号に基づいて景観計画で定められている景観計画区域の内、重点的に景観形成を図る地区として位置づけられている地区。

(7) 漁ろう・港に関わる重要文化的景観

本研究では、選定基準(4)または選定基準(5)の内、港を景観構成要素としている重要文化的景観と定義し、本研究の調査対象とする地区のことを指す。調査対象地区については、第3章にて説明する。

8) 報告書

鳥羽市景観計画の策定に伴い、海女集落の研究調査が行われ、その結果をまとめた報告書。2018年度から2021年度にかけて第I編から第V編が発行された。

1-5 既往研究の整理

本研究に関係する既往研究としては、重要文化的景観の重要な構成要素に関する研究、文化的景観の保全活用に関する研究、重要文化的景観の保全実態に関する研究、海女集落または漁村集落における景観保全に関するが挙げられる。これらの既往研究について、「重要文化的景観」、「保存活用計画」、「保存計画」、「重要な構成要素」、「景観要素」、「海女集落」、「漁村集落」をキーワードとし、日本建築学会計画系論文集、日本建築学会技術報告集、日本都市計画学会都市計画論文集、日本造園学会ランドスケープ研究から抽出を行った。本研究に関係のある既往研究として抽出されたものを表 1-1 から表 1-4 に示す。以下に代表的な既往研究を整理する。

(1) 重要文化的景観の重要な構成要素に関する研究

○今村 洋一, 岡崎 篤行: 重要文化的景観における重要な構成要素の保護実態, 日本建築学会技術報告集, 第 18 巻, 第 40 号, pp. 1073, 2012-10

(2) 重要文化的景観における景観形成の制度に関する研究

○重要文化的景観を含む景観計画区域における景観形成基準 — 一般的な区域との違いに着目して—, 日本建築学会技術報告集, 第 20 巻, 第 45 号, pp. 719-722, 2014-6

○重要文化的景観に選定された温泉地の景観形成に関わる法制度の運用実態, 日本造園学会ランドスケープ研究, 第 82 巻, 第 5 号, pp. 663-668, 2019-3

(3) 重要文化的景観の保全活用に関する研究

○山口 知恵, 松本 将一郎, 西山 徳明: 小鹿田焼の里皿山における伝統的な生業の持続と文化的景観の保全に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, 第 74 巻, 第 644 号, pp. 2215-2222, 2009-10

○松本 邦彦, 坂井 亮文, 澤木 昌典: 重要文化的景観選定区域における棚田景観を構成する農地の保全および整備, 日本造園学会ランドスケープ研究, 第 82 巻, 第 5 号, pp. 617-622, 2019-3

○南里 美緒, 横張 真, 落合 基継: 近江八幡の水郷景観におけるヨシ原の変遷とその文化的景観としての保全策, 日本造園学会ランドスケープ研究, 第 72 巻, 第 5 号, pp. 731-734, 2019-3

(4) 重要文化的景観選定に向けた取り組みに関する研究

○相田 明: 岐阜県恵那市坂折棚田における文化的景観の保全活動史, 日本造園学会ランドスケープ研究, 第 74 巻, 第 5 号, pp. 409-414, 2011

(5) 重要文化的景観選定後の取り組みに関する研究

○松本 邦彦, 松並 宏直, 澤木 昌典: 重要文化的景観選定後の保存体制における住民活動組織, 日本造園学会ランドスケープ研究, 第80巻, 第5号, pp. 553-558, 2017-3

○松本 邦彦, 松並 宏直, 澤木 昌典: 重要文化的景観選定区域で実施されるガイドツアーの特徴と景観保全活動への影響, 日本造園学会ランドスケープ研究, 第84巻, 第5号, pp. 633-638, 2021-3

○松本 邦彦, 松並 宏直, 澤木 昌典: 重要文化的景観の保存・活用の取り組みが地域住民の価値認識に与える影響に関する研究 —高島市を事例に—, 日本造園学会ランドスケープ研究, 第78巻, 第5号, pp. 603-608, 2015-12

○加藤 友規: 「京都岡崎の文化的景観」をはぐくむ地域の活動—伝統的庭園の植栽管理を事例に, 日本造園学会ランドスケープ研究, 第85巻, 第4号, pp. 318-321, 2022-1

(6) 海女集落または漁村集落の景観保全に関する研究

○祝島における集住空間の構成要素に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, 第69巻, 第585号, pp. 9-16, 2004-11

以上、既往研究を概観した結果、重要文化的景観の重要な構成要素に関する研究、重要文化的景観における景観形成の制度に関する研究、ある重要文化的景観選定地区に着目した保全活用に関する研究、重要文化的景観選定前後の取り組みに関する研究、漁村集落の景観構成要素に関する研究が存在することが明らかとなった。

しかし、本研究のように、漁ろうや港を景観構成要素とする重要文化的景観を対象とし、その保存方針および運用実態の調査した研究、また調査を通して、文化的景観保存活用計画に向けた提案を行っている研究はみられなかった。そのため本研究は新規性があると考えられる。

表 1-1 既往研究一覧（日本建築学会計画系論文集）

| キーワード | 号数 | 年度 | 頁 | 論文タイトル | 著者名 |
|---------------------------|-----|------|-----------|--|------------------------|
| 文化的景観 ・ 重要文化的 景観 | 644 | 2009 | 2215 | 小鹿田焼の里山における伝統的な生業の持続と文化的景観の保全に関する研究 | 山口 知恵, 松本 将一郎, 西山 徳明 |
| | 655 | 2010 | 2147 | 集落域での耕作範囲の縮減過程における文化的景観のマネジメントに関する研究 - 果樹産地である愛媛県明浜町狩浜地区を対象として - | 安楽 あてね, 後藤 春彦, 佐藤 宏亮 |
| | 658 | 2010 | 2889-2897 | 名勝的景観「高子二十境」のイメージについて スケッチマップ調査を通じてみる理解と理解を阻むもの | 小林 敬一 |
| | 674 | 2012 | 805-811 | 隈上川流域の棚田景観と水利システム - 新川・田籠地区の山村景観保全に関する研究 その1- | 天満 類子, 菊地 成朋 |
| | 698 | 2014 | 1025-1034 | 京都・南禅寺界限庭園における琵琶湖疏水の水利利用 | 小野 芳朗, 西寺 秀, 中嶋 節子 |
| | 721 | 2016 | 675-685 | 歴史的風土特別保存地区における民家の屋敷構えに関する研究 明日香村の奥山・飛鳥・河原・野口・岡・島庄の六大字を事例として | 山本 直彦, 平尾 和洋, 宮内 杏里 |
| | 730 | 2016 | 2673-2682 | 食と景観のテロワールを考慮した地域づくり手法の構築 - 干しいも産地である茨城県ひたちなか市を対象として - | 熊澤 貴之, 木村 明日香, 一ノ瀬 彩 |
| | 754 | 2018 | 2379-2389 | 長野県飯山市小菅における宗教建築維持の仕組み - 『小菅区有文書』の分析を通じて - | 関本 景香, 梅干野 成央 |
| | 763 | 2019 | 1957-1967 | 花街の景観を構成する建築物の分布および外観特性 - 新潟市古町を対象として - | 久保 有朋, 岡崎 篤行, 松井 大輔 |
| 保存計画 ・ 保存活用 計画 | 787 | 2021 | 2292-2303 | 観光まちづくりにおける地域遺産システムの位置付けと役割に関する研究（その1）：奄美遺産の成立に至る背景経緯および深化過程 | 津々見 崇, 十代田 朗 |
| | 644 | 2009 | 2215 | 小鹿田焼の里山における伝統的な生業の持続と文化的景観の保全に関する研究 | 山口 知恵 / 松本 将一郎 / 西山 徳明 |
| 重要な構成要素 | 754 | 2018 | 2379-2389 | 長野県飯山市小菅における宗教建築維持の仕組み - 『小菅区有文書』の分析を通じて - | 関本 景香, 梅干野 成央 |
| 海女集落 | 583 | 2004 | 9-16 | 離島集落における空間構成上の特性と個と集団の「距離感覚」の関係性 | 山本 健司, 宮崎 隆昌 |
| 漁村集落 | 585 | 2004 | 9-16 | 祝島における集住空間の構成要素に関する研究 | 森保 洋之, 星出 直也 |
| | 695 | 2014 | 131-139 | 歴史的町並みを活用したまちづくり実施地区における地域居住の維持 重要伝統的建造物群保存地区と未選定地区との比較分析 | 斎尾 直子, 寺尾 慈明 |
| | 730 | 2016 | 2673-2682 | 食と景観のテロワールを考慮した地域づくり手法の構築 - 干しいも産地である茨城県ひたちなか市を対象として - | 熊澤 貴之, 木村 明日香, 一ノ瀬 彩 |

表 1-2 既往研究一覧（日本建築学会技術報告集）

| キーワード | 号数 | 年度 | 頁 | 論文タイトル | 著者名 |
|---------------------------|------|------|-----------|---|---|
| 文化的景観 ・ 重要文化的 景観 | 40 | 2012 | 1073 | 重要文化的景観における重要な構成要素の保護実態 | 今村 洋一, 岡崎 篤行 |
| | 44 | 2014 | 263 | 地域外人材による文化的景観保全の取り組み -能登の里山里海景観を構成する間垣の保全支援活動を事例に- | 松下 重雄 |
| | 45 | 2014 | 719 | 重要文化的景観を含む景観計画区域における景観形成基準 -一般的な区域との違いに着目して- | 今村 洋一 |
| | 49 | 2015 | 1223-1228 | 北海道・東北地方の花街における建築用途の変遷 -山形市七日町・酒田市今町を中心として- | 佐藤 智文, 岡崎 篤行, 松井 大輔 |
| | 55 | 2017 | 991 | 中山間集落の水利システムと土地利用の変遷および関係について -文化的景観としての河内長野市流谷集落におけるケーススタディー | 宮地 聡, 金田 聖輝, 川江 祐司朗, 向井 雅人, 大村 りか, 芳永 有梨, 佐久間 康富, 嘉名 光市, 阿久井 康平 |
| | 62 | 2020 | 341-346 | 明治・大正期の旧新潟町における花街の変遷 -料理屋・待合および貸座敷の集約に着目して- | 久保 有朋, 山岸 由侑, 岡崎 篤行 |
| 保存計画 ・ 保存活用 計画 | 56 | 2018 | 207 | 歴史的建造物としての大規模店舗の保存・活用のための防災基本計画 -日本橋三越本店本館に関するケーススタディー | 上総 浩子, 長谷見 雄二, 土屋 伸一, 峯岸 良和 |
| | 40 | 2012 | 1073 | 重要文化的景観における重要な構成要素の保護実態 | 今村 洋一, 岡崎 篤行 |
| | 45 | 2014 | 719 | 重要文化的景観を含む景観計画区域における景観形成基準 -一般的な区域との違いに着目して- | 今村 洋一 |
| 重要な構成 要素 | 56 | 2018 | 207 | 歴史的建造物としての大規模店舗の保存・活用のための防災基本計画 -日本橋三越本店本館に関するケーススタディー | 上総 浩子, 長谷見 雄二, 土屋 伸一, 峯岸 良和 |
| | 40 | 2012 | 1073 | 重要文化的景観における重要な構成要素の保護実態 | 今村 洋一, 岡崎 篤行 |
| | 45 | 2014 | 719 | 重要文化的景観を含む景観計画区域における景観形成基準 -一般的な区域との違いに着目して- | 今村 洋一 |
| 海女集落 | 該当なし | | | | |
| 漁村集落 | 35 | 2011 | 313 | 漁村集落における多主体間の対話を通じた地域の共有空間創出の取り組み | 熊倉 大輔, 溝口 裕規, 矢島 拓弥, 劉 超, 杉木 勇太, 後藤 春彦, 佐藤 宏亮, 跡部 高幸 |

※他のキーワードでも検索され、既に記載した既往研究については、青文字で記載している。

表 1-3 既往研究一覧（日本都市計画学会都市計画論文集）

| キーワード | 号数 | 年度 | 頁 | 論文タイトル | 著者名 |
|---------------------------|------|------|-----------|--|----------------------|
| 文化的景観 ・ 重要文化的 景観 | 38-3 | 2003 | 565-570 | 文化的景観条例による町並み保存と景観形成の手法 福岡県八女市における事例報告 | 大森 洋子, 高口 愛, 西山 徳明 |
| | 40-3 | 2005 | 817-822 | 群馬県山村集落六合村赤岩地区における文化的景観に関する研究 | ダリオ パオルッチ マッテオ, 宮脇 勝 |
| | 43-3 | 2008 | 655-660 | 景観法に基づく景観計画における建築物等の景観形成基準に関する考察 神奈川県景観行政団体を対象として | 室田 昌子 |
| | 43-3 | 2008 | 541-546 | 幕末・明治期の横浜旧居留地・外国人遊歩道における文化的景観に関する研究 「横浜写真」・「横浜絵葉書」を用いた景観分析を通して | 飯田 晶子, 石川 幹子 |
| | 49 | 2014 | 77-82 | 鴨川市大山千枚田の風景保全のための意識と課題に関する研究 大山千枚田保存会、農業従事者、行政の風景資源価値と資金に関する意識調査 | 小林 駿司, 宮脇 勝 |
| | 51-3 | 2016 | 320-327 | 古写真を用いた歴史的景観の観察方法に関する研究 愛南町外泊地区の石垣の文化的景観キャラクタライゼーション | 宮脇 勝, 鎌田 祥史 |
| | 55-3 | 2020 | 1417-1422 | 金沢市重要文化的景観選定区域における高さ制限の見直しに関する研究 | 中谷 裕一郎, 小浦 久子, 木谷 弘司 |
| | 56-3 | 2021 | 1321-1326 | 金沢の文化的景観における犀川・浅野川の川筋保全に関する研究 都市構造における役割の変化と持続する自然基盤の価値 | 中谷 裕一郎, 小浦 久子 |
| | 56 | 2021 | 1056-1060 | 近江八幡の水郷地帯に分布するヨシ原の維持管理主体の一元管理の有効性 | 小池 のどか, 松本 邦彦, 澤木 昌典 |
| 保存計画 ・ 保存活用 計画 | 49 | 2014 | 77-82 | 鴨川市大山千枚田の風景保全のための意識と課題に関する研究 大山千枚田保存会、農業従事者、行政の風景資源価値と資金に関する意識調査 | 小林 駿司, 宮脇 勝 |
| | 38-3 | 2003 | 565-570 | 文化的景観条例による町並み保存と景観形成の手法 福岡県八女市における事例報告 | 大森 洋子, 高口 愛, 西山 徳明 |
| 重要な構成 要素 | 56-3 | 2021 | 1321-1326 | 金沢の文化的景観における犀川・浅野川の川筋保全に関する研究 都市構造における役割の変化と持続する自然基盤の価値 | 中谷 裕一郎, 小浦 久子 |
| | 56 | 2021 | 1056-1060 | 近江八幡の水郷地帯に分布するヨシ原の維持管理主体の一元管理の有効性 | 小池 のどか, 松本 邦彦, 澤木 昌典 |
| 海女集落 | 35 | 2000 | 1-6 | 季節移住に着目した舳倉島における生活環境に関する研究 | 前島 一弥, 後藤 春彦 |
| 漁村集落 | 44-1 | 2009 | 50-55 | 歴史的市街地における景観保全に配慮した耐震化のための行政補助金に関する研究 | 渡辺 公次郎, 近藤 光男 |
| | 51-3 | 2016 | 320-327 | 古写真を用いた歴史的景観の観察方法に関する研究 愛南町外泊地区の石垣の文化的景観キャラクタライゼーション | 宮脇 勝, 鎌田 祥史 |
| | 56 | 2021 | 1056-1060 | 近江八幡の水郷地帯に分布するヨシ原の維持管理主体の一元管理の有効性 | 小池 のどか, 松本 邦彦, 澤木 昌典 |

※他のキーワードでも検索され、既に記載した既往研究については、青文字で記載している。

表 1-4 既往研究一覧（日本造園学会ランドスケープ研究）

| キーワード | 号数 | 年度 | 頁 | 論文タイトル | 著者名 |
|---------------------------|------|---------|---------------------------------------|--|------------------------------------|
| 文化的景観 ・ 重要文化的 景観 | 72 | 2009 | 731-734 | 近江八幡の水郷景観におけるヨシ原の変遷とその文化的景観としての保全策 | 南里 美緒, 横張 真, 落合 基継 |
| | 74 | 2011 | 409-411 | 岐阜県恵那市坂折棚田における文化的景観の保全活動史 | 相田 明 |
| | 75 | 2012 | 411-414 | 大館曲げわっぱにみる伝統工芸と文化的景観に関する研究 | 丸谷 耕太, 土肥 真人, 杉田 早苗 |
| | 75 | 2012 | 605-608 | 石川県輪島市大沢の生活地名と空間構造の関係 | 本多 秀行, 荒井 歩 |
| | 75 | 2012 | 667-672 | 淡路市岩屋地区における漁業集落の特徴的な景観とその特性について | 林 ひろみ, 林 まゆみ |
| | 78 | 2015 | 603-608 | 重要文化的景観の保存・活用の取り組みが地域住民の価値認識に与える影響に関する研究 -高島市を事例に- | 松本 邦彦, 松並 宏直, 澤木 昌典 |
| | 80 | 2017 | 553-558 | 重要文化的景観選定後の保存体制における住民活動組織 | 松本 邦彦, 坂井 亮文, 澤木 昌典 |
| | 82 | 2019 | 663-668 | 重要文化的景観に選定された温泉地の景観形成に関わる法制度の運用実態 | 渡辺 貴史, 馬越 孝道, 小林 寛 |
| | 82 | 2019 | 617-622 | 重要文化的景観選定区域における棚田景観を構成する農地の保全および整備 | 松本 邦彦, 坂井 亮文, 澤木 昌典 |
| | 84 | 2021 | 633-638 | 重要文化的景観選定区域で実施されるガイドツアーの特徴と景観保全活動への影響 | 松本 邦彦, 平野 章吾, 澤木 昌典 |
| 85 | 2022 | 318-321 | 「京都岡崎の文化的景観」をはぐくむ地域の活動-伝統的庭園の植栽管理を事例に | 加藤 友規 | |
| 保存計画 ・ 保存活用 計画 | 74 | 2011 | 409-411 | 岐阜県恵那市坂折棚田における文化的景観の保全活動史 | 相田 明 |
| | 75 | 2012 | 605-608 | 石川県輪島市大沢の生活地名と空間構造の関係 | 本多 秀行, 荒井 歩 |
| | 78 | 2015 | 603-608 | 重要文化的景観の保存・活用の取り組みが地域住民の価値認識に与える影響に関する研究 -高島市を事例に- | 松本 邦彦, 松並 宏直, 澤木 昌典 |
| | 80 | 2017 | 553-558 | 重要文化的景観選定後の保存体制における住民活動組織 | 松本 邦彦, 坂井 亮文, 澤木 昌典 |
| | 82 | 2019 | 663-668 | 重要文化的景観に選定された温泉地の景観形成に関わる法制度の運用実態 | 渡辺 貴史, 馬越 孝道, 小林 寛 |
| | 82 | 2019 | 617-622 | 重要文化的景観選定区域における棚田景観を構成する農地の保全および整備 | 松本 邦彦, 坂井 亮文, 澤木 昌典 |
| 重要な構成 要素 | 70 | 2007 | 605-610 | 嵯峨嵐山における竹林景観の実態と景観保全施策に関する研究 | 木村 栄理子, 深町 加津枝, 古田 裕三, 奥 敬一, 柴田 昌三 |
| | 78 | 2015 | 603-608 | 重要文化的景観の保存・活用の取り組みが地域住民の価値認識に与える影響に関する研究 -高島市を事例に- | 松本 邦彦, 松並 宏直, 澤木 昌典 |
| | 80 | 2017 | 553-558 | 重要文化的景観選定後の保存体制における住民活動組織 | 松本 邦彦, 坂井 亮文, 澤木 昌典 |
| | 82 | 2019 | 663-668 | 重要文化的景観に選定された温泉地の景観形成に関わる法制度の運用実態 | 渡辺 貴史, 馬越 孝道, 小林 寛 |
| | 82 | 2019 | 617-622 | 重要文化的景観選定区域における棚田景観を構成する農地の保全および整備 | 松本 邦彦, 坂井 亮文, 澤木 昌典 |
| | 84 | 2021 | 633-638 | 重要文化的景観選定区域で実施されるガイドツアーの特徴と景観保全活動への影響 | 松本 邦彦, 平野 章吾, 澤木 昌典 |
| | 85 | 2022 | 318-321 | 「京都岡崎の文化的景観」をはぐくむ地域の活動-伝統的庭園の植栽管理を事例に | 加藤 友規 |
| 海女集落 | | | | 該当なし | |
| 漁村集落 | 64 | 2000 | 457-460 | 生活・生業の場としての歴史的風景保全の研究史に関する考察 | 温井 亨 |
| | 72 | 2009 | 459-464 | 全国町並み保存連盟加盟団体の活動にみる保存の動機の変遷 | 村松 保枝, 赤坂 信 |

※他のキーワードでも検索され、既に記載した既往研究については、青文字で記載している。

1-6 研究の対象

鳥羽市海女集落の生業条件より、重要文化的景観選定基準の内、選定基準(4)養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地、または選定基準(5)ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地での選定が考えられる。本研究では、重要文化的景観に選定されている地区で、選定基準(4)および選定基準(5)の内、港を景観構成要素としている地区を調査対象とする。表 1-5 に調査対象地区の一覧を示す。なお調査対象地区の選定の過程は第 3 章にて説明する。

表 1-5 調査対象地区

| 都道府県名 | 市町村名 | 重要文化的景観名称 | 選定期間 |
|-------|-------|---|-----------|
| 岐阜県 | 岐阜市 | 長良川中流域における岐阜の文化的景観 ^{※1} | 2014/3/18 |
| 滋賀県 | 高島市 | 高島市海津西浜知内の水辺景観 ^{※2} | 2008/3/28 |
| 京都府 | 宮津市 | 宮津天橋立の文化的景観 ^{※1} | 2014/3/18 |
| 愛媛県 | 西予市 | 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 ^{※1} | 2019/2/26 |
| 高知県 | 四万十市 | 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来 ^{※1} | 2009/2/12 |
| 高知県 | 中土佐町 | 久礼の港と漁師町の景観 ^{※1} | 2011/2/7 |
| 長崎県 | 平戸市 | 平戸島の文化的景観 ^{※2} | 2010/8/5 |
| 長崎県 | 小値賀町 | 小値賀諸島の文化的景観 ^{※1} | 2011/9/21 |
| 長崎県 | 新上五島町 | 新上五島町北魚目の文化的景観 ^{※1} | 2012/1/24 |
| 熊本県 | 天草市 | 天草市崎津・今富の文化的景観 ^{※1} | 2012/9/19 |
| 熊本県 | 宇城市 | 三角浦の文化的景観 ^{※2} | 2015/1/26 |

※1 選定基準(4)で重要文化的景観に選定されている地区

※2 選定基準(5)で重要文化的景観に選定されている地区

【参考文献】

- 1) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第I編：石鏡地区・国崎地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2018
- 2) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第II編：相差地区・答志地区・菅島地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2019
- 3) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第III編：和具地区・神島地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2020
- 4) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第IV編：各地区の比較と景観マップの作成，2020
- 5) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第V編：集落構造図および景観マップの提案，2021
- 6) 鳥羽市建設課. “鳥羽市景観計画について”. 2021-04-01. <https://www.city.toba.mie.jp/machi/keikankeikaku/tobashikeikankeikaku.html>, (参照 2022-12-26)
- 7) 鳥羽市：鳥羽市景観計画、2021.4、入手先<<https://www.city.toba.mie.jp/machi/keikankeikaku/documents/tobashikeikankeikaku.pdf>>、(参照 2022-12-26)
- 8) 鳥羽市史編さん室：鳥羽市史 上巻，1991

第 2 章
文化財保護法に基づく文化的景観保護制度

| | | |
|-----|-----------------|----|
| 2-1 | 景観計画の重点地区について | 19 |
| 2-2 | 文化財保護法について | 21 |
| 2-3 | 重要文化的景観保護制度について | 23 |
| 2-4 | 重要文化的景観の選定状況 | 28 |
| 2-5 | 小括 | 31 |

第2章 文化財保護法に基づく文化的景観保護制度

2-1 景観計画の重点地区について

2-1-1 景観法の特徴

景観法は、日本で初めて「景観」そのものの整備・保全を目的とした総合的な法律として2004(平成16)年6月に成立し交付された。主な特徴としては、①基本理念を示す等、基本法の性格や具体的な規制および支援措置が定められていること、②都市部だけでなく農村部・自然公園等も対象とし都市計画区域外も含まれること、③地域の個性が反映できるように条例で規制内容を柔軟に決めることができること、④景観区域の変更命令等、いざという時に強制力を発揮できる制度を設けていることが挙げられる。

2-1-2 景観計画の構成

景観計画は景観行政団体が景観行政を進める上での基本的な計画となるものである。景観法では景観計画に定める項目として、「景観計画区域」、「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」、「景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針」(指定対象がある場合のみ)が必須項目として挙げている。その他に、「良好な景観形成に関する方針」では、定めることが望ましい事項として、屋外広告物などの選択事項がある。「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」の内容としては、景観計画区域の区分、届出対象行為、届出対象規模、景観形成基準の設定等が挙げられる。景観法および景観計画の構成図を図2-1に示す。

2-1-3 景観形成基準と届出行為

建築物の建築や工作物の建設などの届出の必要とする行為に対して、行為の制限の基準(景観形成基準)を定めることで、景観の誘導を図っている。景観法では、届出より30日以内は行為の着手が制限されており、届出対象行為が景観形成基準に適合しない場合は、勧告を行うことができる。また、届出を要する行為のうち特定届出対象行為とされたものについては、景観形成基準の形態意匠の制限に適合しない場合は、設計変更命令を行うことが可能となっている。

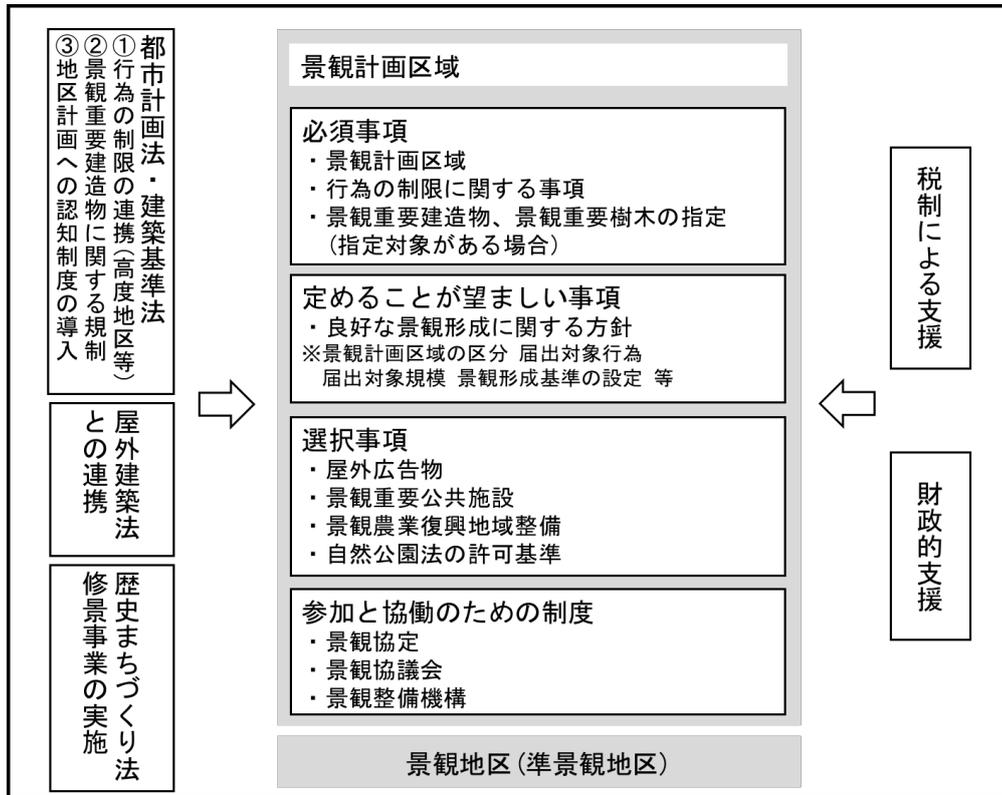


図 2-1 景観法および景観計画の構成図



図 2-2 景観法に基づく届出の流れ

（出典：国土交通省『景観計画策定・改訂の手引き～策定編～』）

2-2 文化財保護法について

文化財保護法は1949年1月26日の法隆寺金堂の火災にて、法隆寺金堂壁画が焼損したことを契機に、国民共有の財産である文化財への保護意識が高まり、文化財の保存・活用と、国民の文化的向上を目的として1950年5月に制定された。これは従来の「史跡名勝天然記念物保存法（1919年制定）」、「国宝保存法（1929年制定）」および「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律（1933年制定）」の3法を統合した、日本で初めての文化財保護に関する総合的な法律である。

文化財保護法制定により、従来ばらばらに処理されていた建造物や美術工芸品の有形文化財と史跡名勝天然記念物の保護が一体的に処理されることとなったほか、新たに無形文化財や民俗資料・埋蔵文化財も保護対象となり、その範囲が拡大された。

文化財保護法において、文化財は有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観および伝統的建造物群の6つに類型されている。これらの文化財のうち重要なものを、文部科学大臣が指定・選定・登録し、国宝、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、史跡、名勝、天然記念物等として、国の重点的な保護の対象としている。文化財の体系を図2-3に示す。

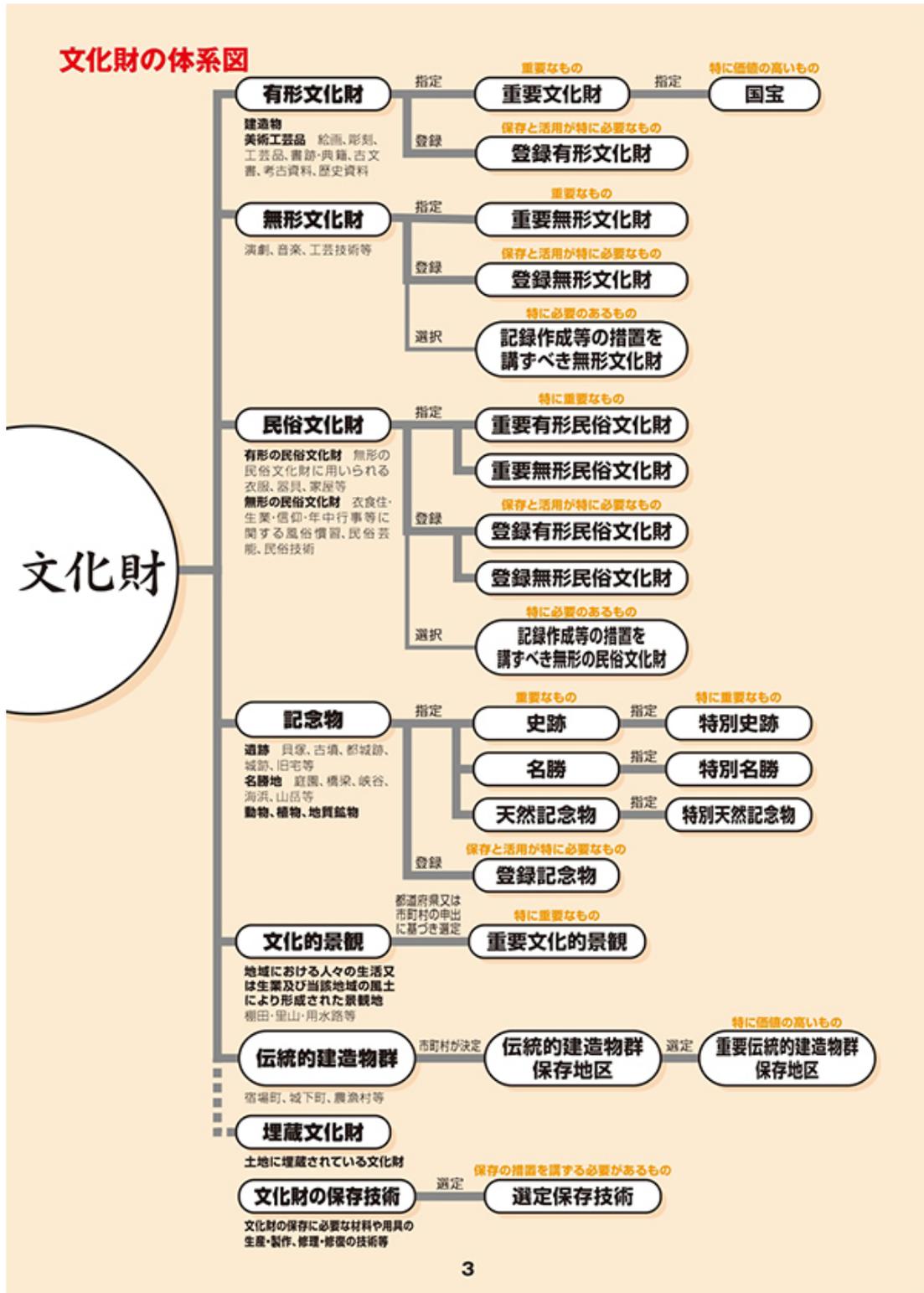


図 2-3 文化財の体系図
(出典：文化庁 HP より)

2-3 重要文化的景観保護制度について

2-3-1 文化的景観および重要文化的景観の定義

文化的景観とは、文化財保護法第2条第1項に掲げられる文化財の1つで「地域における人々の生活又は生業および当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義され、2004(平成16)年の文化財保護法の改正に伴い、新たな文化財の1つに加えられた。

景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観にあつて、都道府県又は市町村が保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものは、都道府県又は市町村の申出に基づき、国によって重要文化的景観として選定される。

2-3-2 重要な構成要素

重要な構成要素とは、文化的景観の本質的な価値を示す構成要素のうち、所有者などの同意を経て保存活用計画に特定されたものを指す。形態や意匠などが独特又は典型的で、技術や素材といった点からも明らかな固有性を持つものがこれにあたる。重要な構成要素となる構成要素は、当該文化的景観の示す価値によって異なり、建築や工作物、棚田や茶畑、造林地のような生業と関わる土地など、多岐にわたり特定されている。重要な構成要素に特定されたものは、日常生活の活動や災害に伴う応急処置、保全に必要とされる行為以外は文化財保護法により文化庁長官に届け出ることになる。

2-3-3 重要文化的景観選定までの流れ

重要文化的景観に選定されるまでの流れを図2-4に示す。重要文化的景観の選定申出を行う地方公共団体は、以下に示す準備を講じる必要がある。

(1) 景観計画の策定および景観計画区域の決定又は景観地区の都市計画の決定

重要文化的景観の申出を行う自治体は、あらかじめ景観法第七条で定義される景観行政団となつたうえで、景観計画を策定し景観計画区域を設定する、又は都市計画法に基づき景観地区の決定を行う必要がある。重要文化的景観の候補となる地区は、景観計画区域又は景観地区の一部あるいは全域に含み、景観計画の対象となるよう設定する。

(2) 文化的景観に関する保存調査

当該文化的景観の本質的価値を評価し、保存のための適切な措置を検討するために調査や分析を実施し、報告書をまとめる。特に自然的観点・歴史的観点・生活や生業といった社会的観点から、有形・無形に関わらず様々な特性について調査を実施する必要がある。その際には、当該文化的景観を形成する様々な構成要素についての分析と、構成要素が有機的に関係しながら総体としてどのような価値を成すのか、統合的な視点での調査も必要とされる。

(3) 文化的景観に必要な措置、条例の制定

文化的景観の保存に関し、景観法やその他の法律に基づき、適切な制限を定める条例を制定し、文化的景観の保存に必要な措置を講じる必要である。その他の法律としては、文化財保護法、都市計画法、自然公園法、都市緑地法などが挙げられる。

(4) 文化的景観保存活用計画の策定

(2)で実施した調査により明らかになった、文化的景観の特性を基に、文化的景観を保存活用するための保存活用計画を策定し、申出する際に提出する必要がある。保存活用計画は、「重要文化的景観に係る選定および届出等に関する規則」（平成十七年文部科学省令第十号第一条）より、①位置および範囲、②保存に関する基本方針、③保存に配慮した土地利用に関する事項、④整備に関する事項、⑤保存するために必要な体制に関する事項、⑥重要な構成要素、⑦その他保存に関し特に必要と認められる事項を記載することとしている。

(5) 所有者又は権原に基づく占有者の把握

選定申出にあたり、文化的景観の所有者又は権原に基づく占有者(以下、所有者等)の氏名・名称と住所を把握する必要がある。

(6) 重要な構成要素に係る所有者等の同意の取得

保存活用計画において、特定した重要な構成要素の所有者等から同意を得る。選定後に重要な構成要素を追加する場合は、改めて申出する必要がある。

以上の準備を終了したうえで、都道府県又は市町村は文部科学大臣に対して、重要文化的景観の選定を申出できる。申出後、文部科学大臣は、選定の是非を文化審議会に諮問し、文化審議会からの答申を行い、文部科学大臣は当該文化的景観を重要文化的景観に選定、官報告示、当該地方行政団体への通知がなされる。重要文化的景観に選定された場合、日常生活の活動や災害に伴う応急処置以外の行為は文化財保護法により文化庁長官に届け出ることになる。また、文化的景観の保存活用のために行われる(2)や(4)の事業、それらの事業に関連する勉強会、ワークショップ等の普及・啓発事業には、国からの経費補助が行われる。

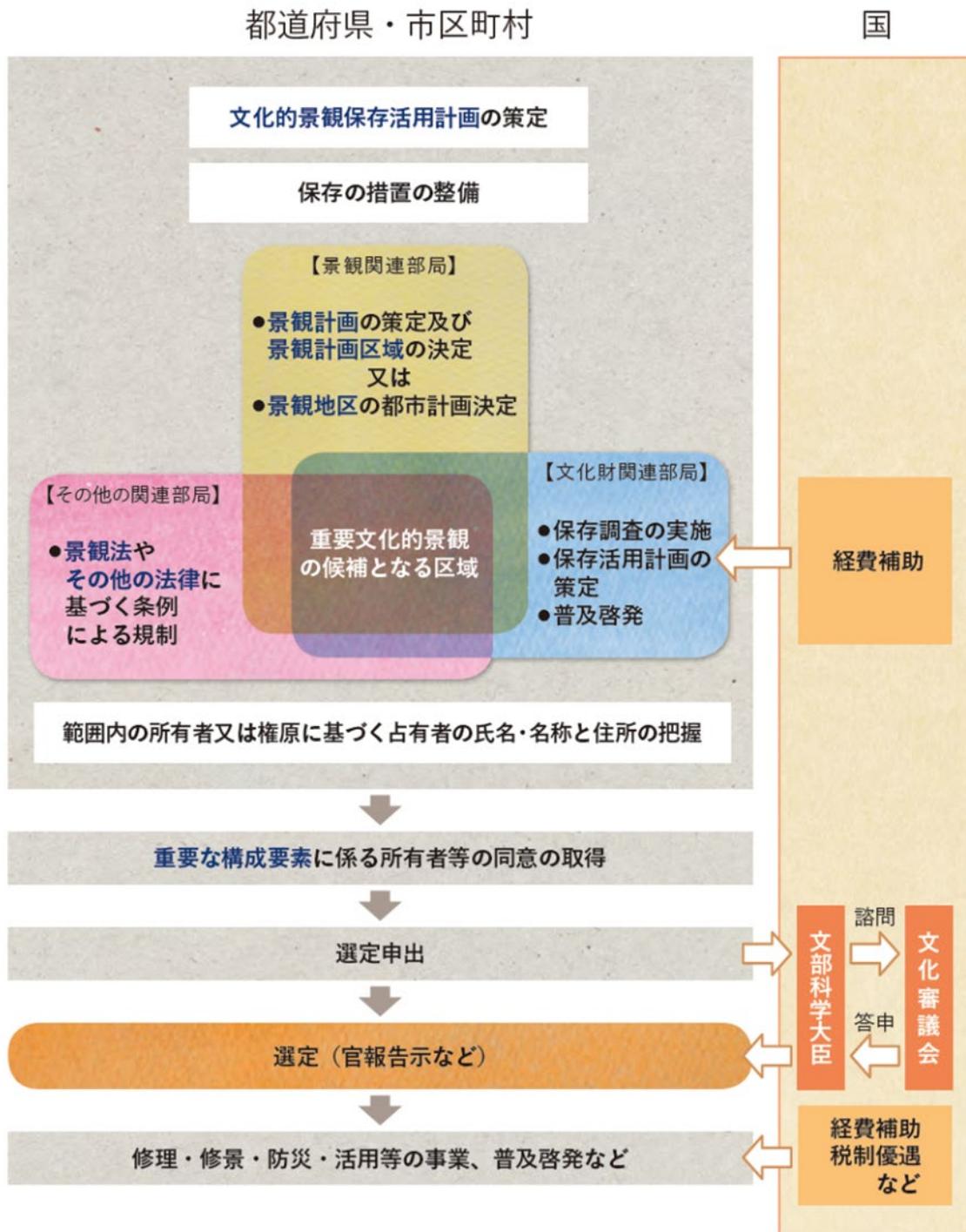


図 2-4 重要文化的景観選定フロー図
(出典：文化庁「文化的景観の保護のしくみ」より)

2-3-4 選定後の取組と制度の内容

文化的景観の重要な構成要素について景観上調和するよう修理を施し、景観を阻害している要素については修景を図る必要がある。無形の観点から言えば、地域に残る伝統・伝承・記憶・物語や生活・生業上の技術・信仰、場所の持つ豊かな意味などを継承していかなければならない。そのため、重要文化的景観に選定されるだけでなく、選定後の地域の取り組みが肝要となる。

(1) 経費補助と税制優遇

重要文化的景観に対しては、その保存と活用の推進を図るため、事業の経費補助、税の優遇措置がある。経費補助の対象となるのは、地方公共団体が自ら行う事業、または地方公共団体が所有者等の行う取組に補助する事業であり、重要文化的景観の中長期的な事業計画などの整備活用計画の立案にあたり必要な事前調査、説明板の設置、防災のための工事や便益管理施設の設置、復旧・修理・修景等が挙げられる。税の優遇措置は、重要文化的景観を形成している家屋のうち政令で定めるものおよび当該家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の課税標準額は、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額となる(地方税法第349条の3)。

(2) 現状変更の届出

文化財保護法では、重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならないとしている。届出は、当該重要文化的景観で特定した、重要な構成要素が対象となる。ただし、現状変更については維持の措置、非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、届出の対象外となる。

(3) 滅失およびき損の届出

文化財保護法では、重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、またはき損したときは、所有者等は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならないとしている。届出は当該重要文化的景観で特定した、重要な構成要素が対象となる。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、届出の対象外となる。

2-3-5 重要文化的景観選定基準

重要文化的景観選定基準（平成17年3月28日文科科学省告示第47号）では、文化的景観を重要文化的景観に選定する場合の基準を定めている。重要文化的景観選定基準を表2-1に示す。

表2-1 重要文化的景観選定基準

| |
|--|
| <p>重要文化的景観選定基準（平成17年3月28日文科科学省告示第47号）</p> <p>一 地域における人々の生活又は生業および当該地域の風土により形成された次に掲げる景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特のもの</p> <p>(1) 水田・畑地などの農耕に関する景観地</p> <p>(2) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地</p> <p>(3) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地</p> <p>(4) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地</p> <p>(5) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地</p> <p>(6) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地</p> <p>(7) 道・広場などの流通・往来に関する景観地</p> <p>(8) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地</p> <p>二 前項各号に掲げるものが複合した景観地のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの</p> |
|--|

2-4 重要文化的景観の選定状況

2022(令和4)年3月15日時点で、重要文化的景観は全国で71区域選定されている。重要文化的景観の分布を図2-5に、重要文化的景観一覧を表2-2に示す。

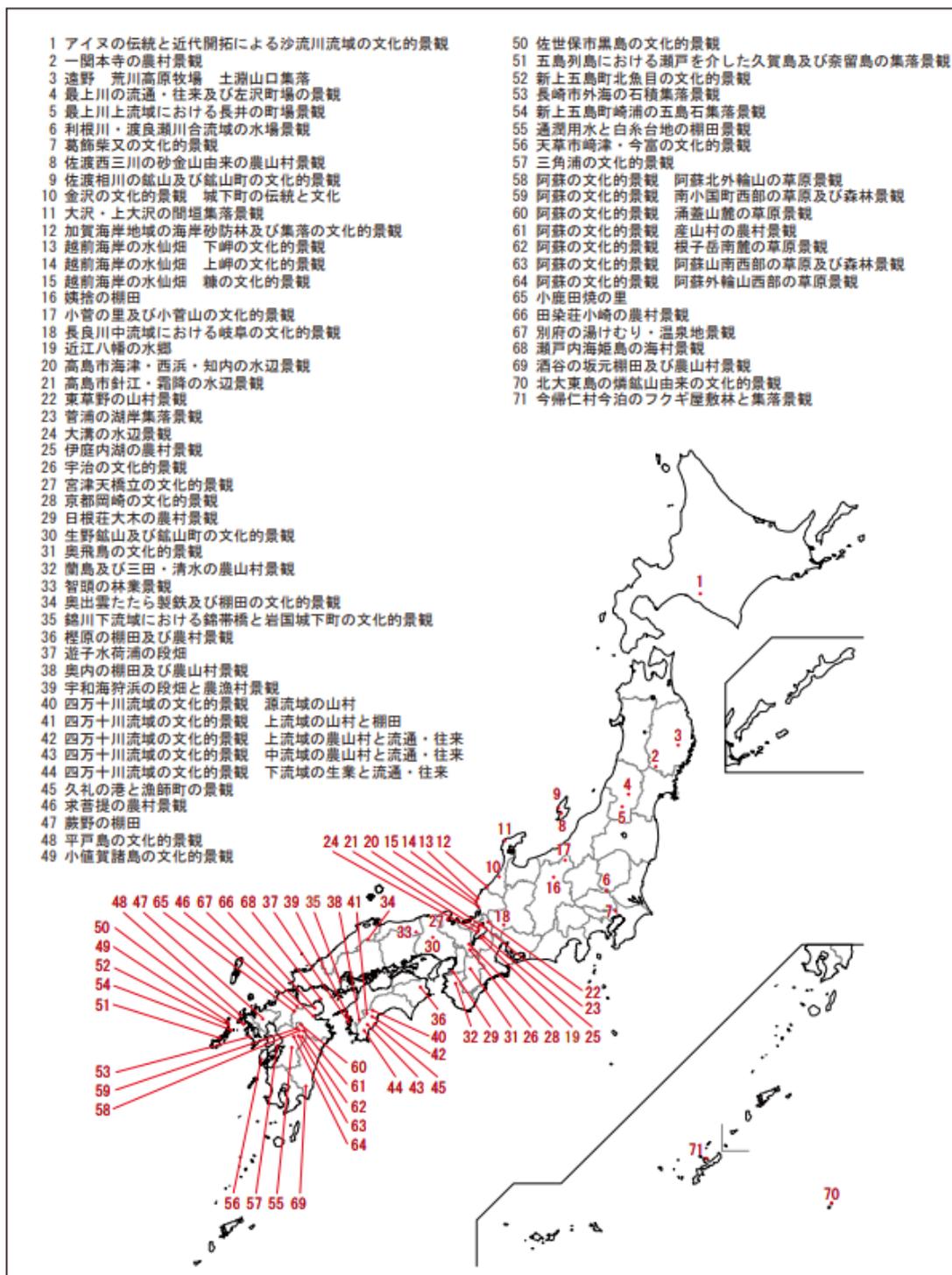


図 2-5 重要文化的景観分布図

(出典：文化庁 HP より)

第2章 文化財保護法に基づく文化的景観保護制度

表 2-2 重要文化的景観一覧 (1/2)

| No. | 都道府県名 | 市町村名 | 重要文化的景観名称 | 選定年月日 | 基準(一) | | | | | | | | 基準(二) |
|-----|-------|-------|-------------------------------------|--|-------|---|---|---|---|---|---|---|-------|
| | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
| 1 | 北海道 | 平取町 | アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観 | 平成19年7月26日 平成28年3月1日(追加) 平成30年10月15日(追加) | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ | ● |
| 2 | 岩手県 | 一関市 | 一関本寺の農村景観 | 平成18年7月28日 平成27年1月26日(追加) | ○ | | | | | | | ○ | ● |
| 3 | 岩手県 | 遠野市 | 遠野 荒川高原牧場 土淵山口集落 (旧名称:遠野 荒川高原牧場) | 平成20年3月28日 平成21年2月12日(追加) 平成25年3月27日(追加/名称変更) | | | ○ | | | | | ○ | ● |
| 4 | 山形県 | 大江町 | 最上川の流通・往来及び左沢町場の景観 | 平成25年3月27日 | | | | | ○ | | ○ | ○ | ● |
| 5 | 山形県 | 長井市 | 最上川上流域における長井の町場景観 | 平成30年2月13日 | | | | | ○ | | ○ | | ● |
| 6 | 群馬県 | 板倉町 | 利根川・渡良瀬川合流域の水場景観 | 平成23年9月21日 | ○ | | | | | | | ○ | ● |
| 7 | 東京都 | 葛飾区 | 葛飾柴又の文化的景観 | 平成30年2月13日 | | | | | ○ | | ○ | | ● |
| 8 | 新潟県 | 佐渡市 | 佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観 | 平成23年9月21日 | ○ | | | | ○ | ○ | | ○ | ● |
| 9 | 新潟県 | 佐渡市 | 佐渡相川の釜山及び釜山町の文化的景観 | 平成27年10月7日 | | | | | | ○ | ○ | ○ | ● |
| 10 | 石川県 | 金沢市 | 金沢の文化的景観 城下町の伝統と文化 | 平成22年2月22日 | | | | | ○ | | ○ | ○ | ● |
| 11 | 石川県 | 輪島市 | 大沢・上大沢の間垣集落景観 | 平成27年10月7日 | ○ | | | | | | | ○ | ● |
| 12 | 石川県 | 加賀市 | 加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観 | 令和3年3月26日 | | | ○ | | | | | | |
| 13 | 福井県 | 福井市 | 越前海岸の水仙畑 下岬の文化的景観 | 令和3年3月26日 | ○ | | | | | | | | |
| 14 | 福井県 | 越前町 | 越前海岸の水仙畑 上岬の文化的景観 | 令和3年3月26日 | ○ | | | | | | | | |
| 15 | 福井県 | 南越前町 | 越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観 | 令和3年3月26日 | ○ | | | | | | | | |
| 16 | 長野県 | 千曲市 | 姨捨の棚田 | 平成22年2月22日 | ○ | | | | | | | | |
| 17 | 長野県 | 飯山市 | 小菅の里及び小菅山の文化的景観 | 平成27年1月26日 | | | ○ | | ○ | | | ○ | ● |
| 18 | 岐阜県 | 岐阜市 | 長良川中流域における岐阜の文化的景観 | 平成26年3月18日 | | | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ● |
| 19 | 滋賀県 | 近江八幡市 | 近江八幡の水郷 | 平成18年1月26日 平成18年7月28日(追加) 平成19年7月26日(追加) 令和3年10月11日(追加) | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | ● |
| 20 | 滋賀県 | 高島市 | 高島市海津・西浜・知内の水辺景観 | 平成20年3月28日 | | | | | ○ | | ○ | | ● |
| 21 | 滋賀県 | 高島市 | 高島市針江・霧降の水辺景観 | 平成22年8月5日 | | | | | ○ | | | ○ | ● |
| 22 | 滋賀県 | 米原市 | 東草野の山村景観 | 平成26年3月18日 | | | | | ○ | | ○ | ○ | ● |
| 23 | 滋賀県 | 長浜市 | 菅浦の湖岸集落景観 | 平成26年10月6日 | ○ | | ○ | | | | ○ | ○ | ● |
| 24 | 滋賀県 | 高島市 | 大溝の水辺景観 | 平成27年1月26日 | | | | | ○ | | ○ | ○ | ● |
| 25 | 滋賀県 | 東近江市 | 伊庭内湖の農村景観 | 平成30年10月15日 | | | | | ○ | | | ○ | ● |
| 26 | 京都府 | 宇治市 | 宇治の文化的景観 | 平成21年2月12日 | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ● |
| 27 | 京都府 | 宮津市 | 宮津天橋立の文化的景観 | 平成26年3月18日 平成27年1月26日(追加/ 市境変更に伴う一部解除) | | | | ○ | | | ○ | ○ | ● |
| 28 | 京都府 | 京都市 | 京都岡崎の文化的景観 | 平成27年10月7日 | | | | | ○ | | ○ | ○ | ● |
| 29 | 大阪府 | 泉佐野市 | 日根荘大木の農村景観 | 平成25年10月17日 | ○ | | | | | | | ○ | ● |
| 30 | 兵庫県 | 朝来市 | 生野釜山及び釜山町の文化的景観 | 平成26年3月18日 | | | | | | | ○ | ○ | ● |
| 31 | 奈良県 | 明日香村 | 奥飛鳥の文化的景観 | 平成23年9月21日 | ○ | | | | ○ | | | ○ | ● |
| 32 | 和歌山県 | 有田川町 | 蘭島及び三田・清水の農山村景観 | 平成25年10月17日 | ○ | | | | | | | ○ | ● |
| 33 | 鳥取県 | 智頭町 | 智頭の林業景観 | 平成30年2月13日 | | | ○ | | | | | | |
| 34 | 島根県 | 奥出雲町 | 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観 | 平成26年3月18日 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ● |
| 35 | 山口県 | 岩国市 | 錦川下流域における錦帯橋と岩国城下町の文化的景観 | 令和3年10月11日 | | | | | | | | ○ | ○ |
| 36 | 徳島県 | 上勝町 | 檜原の棚田及び農村景観(旧名称:檜原の棚田) | 平成22年2月22日 平成25年10月17日 (追加/名称変更) | ○ | | | | | | | ○ | ● |
| 37 | 愛媛県 | 宇和島市 | 遊子水荷浦の段畑 | 平成19年7月26日 | ○ | | | | | | | | |
| 38 | 愛媛県 | 松野町 | 奥内の棚田及び農山村景観 | 平成29年2月9日 | ○ | | | | | | | | |
| 39 | 愛媛県 | 西予市 | 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 | 平成31年2月26日 | ○ | | | ○ | | | | | ● |

表 2-2 重要文化的景観一覧 (2/2)

| No. | 都道府県名 | 市町村名 | 重要文化的景観名称 | 選定年月日 | 基準(一) | | | | | | | | 基準(二) | |
|-----|-------|-------|---|--|-------|---|---|---|---|---|---|---|-------|---|
| | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | | |
| 40 | 高知県 | 津野町 | 四万十川流域の文化的景観源流域の山村 | 平成21年2月12日 平成24年1月24日 (追加) | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ● |
| 41 | 高知県 | 橋原町 | 四万十川流域の文化的景観上流域の山村と棚田 | 平成21年2月12日 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | ● |
| 42 | 高知県 | 中土佐町 | 四万十川流域の文化的景観上流域の農山村と流通・往来 | 平成21年2月12日 平成23年2月7日 (追加) | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | ● |
| 43 | 高知県 | 四万十町 | 四万十川流域の文化的景観中流域の農山村と流通・往来 | 平成21年2月12日 平成23年9月21日 (追加) | ○ | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | ● |
| 44 | 高知県 | 四万十市 | 四万十川流域の文化的景観下流域の生業と流通・往来 | 平成21年2月12日 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ● |
| 45 | 高知県 | 中土佐町 | 久礼の港と漁師町の景観 | 平成23年2月7日 | | | | ○ | ○ | | | | | ● |
| 46 | 福岡県 | 豊前市 | 求菩提の農村景観 | 平成24年9月19日 | ○ | | | | | | | | ○ | ● |
| 47 | 佐賀県 | 唐津市 | 藤野の棚田 | 平成20年7月28日 | ○ | | | | | | | | | |
| 48 | 長崎県 | 平戸市 | 平戸島の文化的景観 | 平成22年2月22日 平成22年8月5日 (追加) | ○ | | | | ○ | | | ○ | | ● |
| 49 | 長崎県 | 小値賀町 | 小値賀諸島の文化的景観 | 平成23年2月7日 平成23年9月21日 (追加) | | ○ | ○ | | | | | ○ | ○ | ● |
| 50 | 長崎県 | 佐世保市 | 佐世保市黒島の文化的景観 | 平成23年9月21日 | ○ | | | | | | | | ○ | ● |
| 51 | 長崎県 | 五島市 | 五島列島における瀬戸を介した久賀島及び奈留島の集落景観 (旧名称：五島市久賀島の文化的景観) | 平成23年9月21日 令和4年3月15日 (追加及び名称変更) | | | ○ | | | | | | ○ | ● |
| 52 | 長崎県 | 新上五島町 | 新上五島町北魚目の文化的景観 | 平成24年1月24日 | ○ | | | ○ | | | | | ○ | ● |
| 53 | 長崎県 | 長崎市 | 長崎市外海の石積集落景観 | 平成24年9月19日 平成30年2月13日 (追加) | ○ | | | | | | | | ○ | ● |
| 54 | 長崎県 | 新上五島町 | 新上五島町崎浦の五島石集落景観 | 平成24年9月19日 | | | | | | ○ | | | ○ | ● |
| 55 | 熊本県 | 山都町 | 通潤用水と白糸台地の棚田景観 | 平成20年7月28日 平成21年7月23日 (追加) 平成22年2月22日 (追加) | ○ | | | | ○ | | | ○ | | ● |
| 56 | 熊本県 | 天草市 | 天草市崎津・今富の文化的景観 (旧名称：天草市崎津の漁村景観) | 平成23年2月7日 平成24年9月19日 (追加/名称変更) | ○ | | | ○ | | | | ○ | ○ | ● |
| 57 | 熊本県 | 宇城市 | 三角浦の文化的景観 | 平成27年1月26日 | | | | | ○ | | | ○ | ○ | ● |
| 58 | 熊本県 | 阿蘇市 | 阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山の草原景観 (旧名称：阿蘇の文化的景観 阿蘇北外輪山中央部の草原景観) | 平成29年10月13日 令和3年3月26日 (追加/名称変更) | | | ○ | | | | | | | |
| 59 | 熊本県 | 南小国町 | 阿蘇の文化的景観南小国町西部の草原及び森林景観 | 平成29年10月13日 | | | ○ | ○ | | | | | | ● |
| 60 | 熊本県 | 小国町 | 阿蘇の文化的景観消蓋山麓の草原景観 | 平成29年10月13日 | | | ○ | | | | | | | |
| 61 | 熊本県 | 産山村 | 阿蘇の文化的景観産山村の農村景観 | 平成29年10月13日 | ○ | ○ | ○ | | | | | | | ● |
| 62 | 熊本県 | 高森町 | 阿蘇の文化的景観根子岳南麓の草原景観 | 平成29年10月13日 | | | ○ | | | | | | | |
| 63 | 熊本県 | 南阿蘇村 | 阿蘇の文化的景観阿蘇山西部の草原及び森林景観 | 平成29年10月13日 | ○ | ○ | | | | | | | | ● |
| 64 | 熊本県 | 西原村 | 阿蘇の文化的景観阿蘇外輪山西部の草原景観 | 平成29年10月13日 | | ○ | | | | | | | | |
| 65 | 大分県 | 日田市 | 小鹿田焼の里 | 平成20年3月28日 平成22年2月22日 (追加) | ○ | ○ | | | ○ | ○ | | | | ● |
| 66 | 大分県 | 豊後高田市 | 田染荘小崎の農村景観 | 平成22年8月5日 平成28年10月3日 (追加) | ○ | ○ | | | ○ | | | ○ | | ● |
| 67 | 大分県 | 別府市 | 別府の湯けむり・温泉地景観 | 平成24年9月19日 | | | | | ○ | ○ | | | | ● |
| 68 | 大分県 | 姫島村 | 瀬戸内海姫島の海村景観 | 令和3年3月26日 | | | | | | | | | ○ | |
| 69 | 宮崎県 | 日南市 | 酒谷の坂元棚田及び農山村景観 | 平成25年10月17日 | ○ | ○ | | | | | | | | ● |
| 70 | 沖縄県 | 北大東村 | 北大東島の焼鉱山由来の文化的景観 | 平成30年10月15日 | | | | | ○ | ○ | | ○ | | ● |
| 71 | 沖縄県 | 今帰仁村 | 今帰仁村今泊のフクギ屋敷林と集落景観 | 令和元年10月16日 | | | | | | | | | ○ | |

2-5 小括

本章を小括すると以下の通りである。

(1) 景観法および文化的景観保護制度は共に、2004(平成16)年より始まり、重要文化的景観の選定に必要な条件から、文化的景観保護制度は、景観法に基づく景観計画による保全が前提となっている。そのため、重要文化的景観は景観計画による区分や景観形成基準の設定、文化的景観保存活用計画、重要な構成要素の順に段階的に保全されることとなる。

(2) 重要文化的景観の選定申出には、大まかに保存に必要な措置を講じること、保存調査の実施、保存活用計画の策定を行う必要がある。保存活用計画は、①位置および範囲、②保存に関する基本方針、③保存に配慮した土地利用に関する事項、④整備に関する事項、⑤保存するために必要な体制に関する事項、⑥重要な構成要素、⑦その他保存に関し特に必要と認められる事項、の記載が必要であり、特に重要な構成要素は、現状変更や滅失又はき損の際の届出が必要となる他、整備事業が経費補助の対象となるため、当該の景観の価値を保全するうえで、その特定が重要であると考えられる。

(3) 重要文化的景観の選定基準は、①水田・畑地などの農耕に関する景観地、②茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地、③用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地、④養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地、⑤ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地、⑥鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地、⑦道・広場などの流通・往来に関する景観地、⑧垣根・屋敷林などの居住に関する景観地が挙げられる。鳥羽市海女集落その生業条件より、選定基準(4)または選定基準(5)での選定が検討できる。

【参考文献】

- 1)鈴木 地平：文化的景観保護制度の現状と課題,ランドスケープ研究,2009,73(1),p.22-25
- 2)文化庁：文化的景観の分布図,
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/pdf/r1392259_02.pdf
(参照 2022-12-26)
- 3)文化庁：文化的景観, <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/>
(参照 2022-12-26)
- 3)文化庁：文化財の体系図,
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/gaiyo/taikeizu_1.html (参照 2022-12-26)
- 4)文化庁：重要文化的景観選定フロー図,
https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/shuppanbutsu/bunkazai_pamphlet/pdf/r1393016_02.pdf (参照 2022-12-28)
- 5)文化庁：重要文化的景観一覧,
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/pdf/93696601_02.pdf (参照 2022-12-28)
- 6)季刊まちづくり 11号,学芸出版社,2006
- 7)金田章裕：文化的景観－生活となりわいの物語,日本経済新聞出版,2012
- 8)恵谷浩子：文化的景観研究集会(第1回),奈良文化財研究所,2003
- 9)恵谷浩子：文化的景観のつかい方,奈良文化財研究所,2003
- 10)奈良文化財研究所：文化的景観研究集会(第1回),2009
<https://www.nabunken.go.jp/org/bunka/landscape/rm-no001.html>
- 11)奈良文化財研究所：文化的景観研究集会(第2回),2009
<https://www.nabunken.go.jp/org/bunka/landscape/rm-no002.html>
- 12)奈良文化財研究所：文化的景観研究集会(第3回),2010
<https://www.nabunken.go.jp/org/bunka/landscape/rm-no003.html>
- 13)奈良文化財研究所：文化的景観研究集会(第5回),2012
<https://www.nabunken.go.jp/org/bunka/landscape/rm-no005.html>
- 14)国土交通省：景観計画策定・改定の手引き～策定編～,
<https://www.mlit.go.jp/toshi/townscape/content/001474535.pdf>(参照 2022-12-28)

第 3 章
重要文化的景観の先進事例における保存活用計画の把握

| | | |
|-----|-------------------|-----|
| 3-1 | 調査の目的 | 35 |
| 3-2 | 調査の方法 | 35 |
| 3-3 | 調査対象地区 | 37 |
| 3-4 | 重要文化的景観の保存活用計画の把握 | 41 |
| 3-5 | 重要文化的景観の先進事例の分析 | 121 |
| 3-6 | 小括 | 132 |

第3章 重要文化的景観の先進事例における保存活用計画の把握

本章では、調査対象地区に選定した 11 地区の保存活用計画、整備活用計画の文献調査を行うことで、漁ろう・港に関わる重要文化的景観の特徴、重要な構成要素の選定状況、保存方針について把握する。

3-1 調査の目的

調査の目的は、調査対象地区の保存活用計画、整備活用計画の文献調査を行うことで、重要文化的景観の概要、保存活用の方針、重要な構成要素の選定状況、景観計画における文化的景観区域内の建築物の行為規制について把握することである。

3-2 調査の方法

調査の方法は以下に示す通りである。

(1) 保存活用計画、整備活用計画の収集

調査対象地区に選定された 11 地区の重要文化的景観の地方公共団体の HP から保存活用計画および整備活用計画をダウンロードする。なお HP 上で保存活用計画および整備活用計画が公開されていない場合は、地方公共団体または県立図書館に対して、資料提供の依頼を行った。

(2) 景観計画の収集

調査対象地区に選定された 11 地区の重要文化的景観の地方公共団体の HP から景観計画をダウンロードする。

(3) 保存活用計画、整備活用計画の文献調査

収集した保存活用計画、整備活用計画を基に、景観の保存の観点から、以下に示す項目についてまとめていくこととする。本調査の項目は、①文化的景観の概要、②景観計画における文化的景観の行為規制、③文化的景観の構造の分類、④保存管理に関する事項、⑤重要な構成要素に関する事項の 5 つで構成している。②については、保存活用計画で確認できない場合は当該文化的景観の地方公共団体の景観計画を適宜確認する。各項目の概要は表 3-2-1 に示す。

表 3-2-1 文献調査項目の概要

| 本調査の項目 | 概要 |
|------------------------|---|
| (1) 文化的景観の概要 | 当該文化的景観の特徴、選定基準、選定年月日、選定範囲対象地区の位置についてまとめる。 |
| (2) 景観計画における文化的景観の行為規制 | 当該文化的景観の選定範囲について、景観計画における建築物の新築・改築等に関わる土地利用規制の記述、景観形成基準等をまとめる。保存活用計画で確認できない場合は、当該文化的景観の地方公共団体の景観計画より確認する。 |
| (3) 文化的景観の構造 | 文献において、重要な構成要素を特定する場合、また保存管理に関する方針を定める場合において、当該文化的景観をどのような区分で分類し、記載しているかをまとめる。 |
| (4) 保存管理に関する事項 | 重要文化的景観の基本方針、保存に配慮した土地利用についての事項の記載についてまとめる。 |
| (5) 重要な構成要素に関する事項 | 当該文化的景観でどのような重要な構成要素が特定されているか、その保存すべき内容等についてまとめる。文献において、どのようにまとめているかについても把握する。 |

3-3 調査の対象

3-3-1 調査対象地区の選定

鳥羽市海女集落は伝統的な海女漁が継承されている漁村集落であり、その自然条件と生業から、選定基準(4) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地、または選定基準(5)ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地での選定が考えられる。しかし、選定基準(5)によって選定されている文化的景観は、ため池や水路の景観構成要素に関わる地区も含まれる。そのため選定基準(5)の内、①文化庁 HP¹⁾ より文化的景観の特徴として港町が記載されているもの、または②重要な構成要素として港が指定されている地区に限定する。

以上より鳥羽市海女集落と自然条件と生業が類似すると考えられる、選定基準(4)または選定基準(5)の内、港を景観構成要素としている地区(以下、漁ろう・港に関わる重要文化的景観)を調査対象とする。

表 3-1 調査対象地区

| 都道府県名 | 市町村名 | 重要文化的景観名称 | 選定時期 |
|-------|-------|---------------------------|-----------|
| 岐阜県 | 岐阜市 | 長良川中流域における岐阜の文化的景観 | 2014/3/18 |
| 滋賀県 | 高島市 | 高島市海津西浜知内の水辺景観 | 2008/3/28 |
| 京都府 | 宮津市 | 宮津天橋立の文化的景観 | 2014/3/18 |
| 愛媛県 | 西予市 | 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 | 2019/2/26 |
| 高知県 | 四万十市 | 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来 | 2009/2/12 |
| 高知県 | 中土佐町 | 久礼の港と漁師町の景観 | 2011/2/7 |
| 長崎県 | 平戸市 | 平戸島の文化的景観 | 2010/8/5 |
| 長崎県 | 小値賀町 | 小値賀諸島の文化的景観 | 2011/9/21 |
| 長崎県 | 新上五島町 | 新上五島町北魚目の文化的景観 | 2012/1/24 |
| 熊本県 | 天草市 | 天草市崎津・今富の文化的景観 | 2012/9/19 |
| 熊本県 | 宇城市 | 三角浦の文化的景観 | 2015/1/26 |

3-3-2 調査対象と入手方法

調査対象地区の分布を図 3-1 に示す。調査の対象は、調査対象地区となった 11 地区の重要文化的景観の保存活用計画、整備活用計画である。入手した保存活用計画、整備活用計画の名称および入手先を表 3-3-1、3-3-2 に、入手した景観計画を策定年月日、名称および入手先を表 3-3-3 に示す。

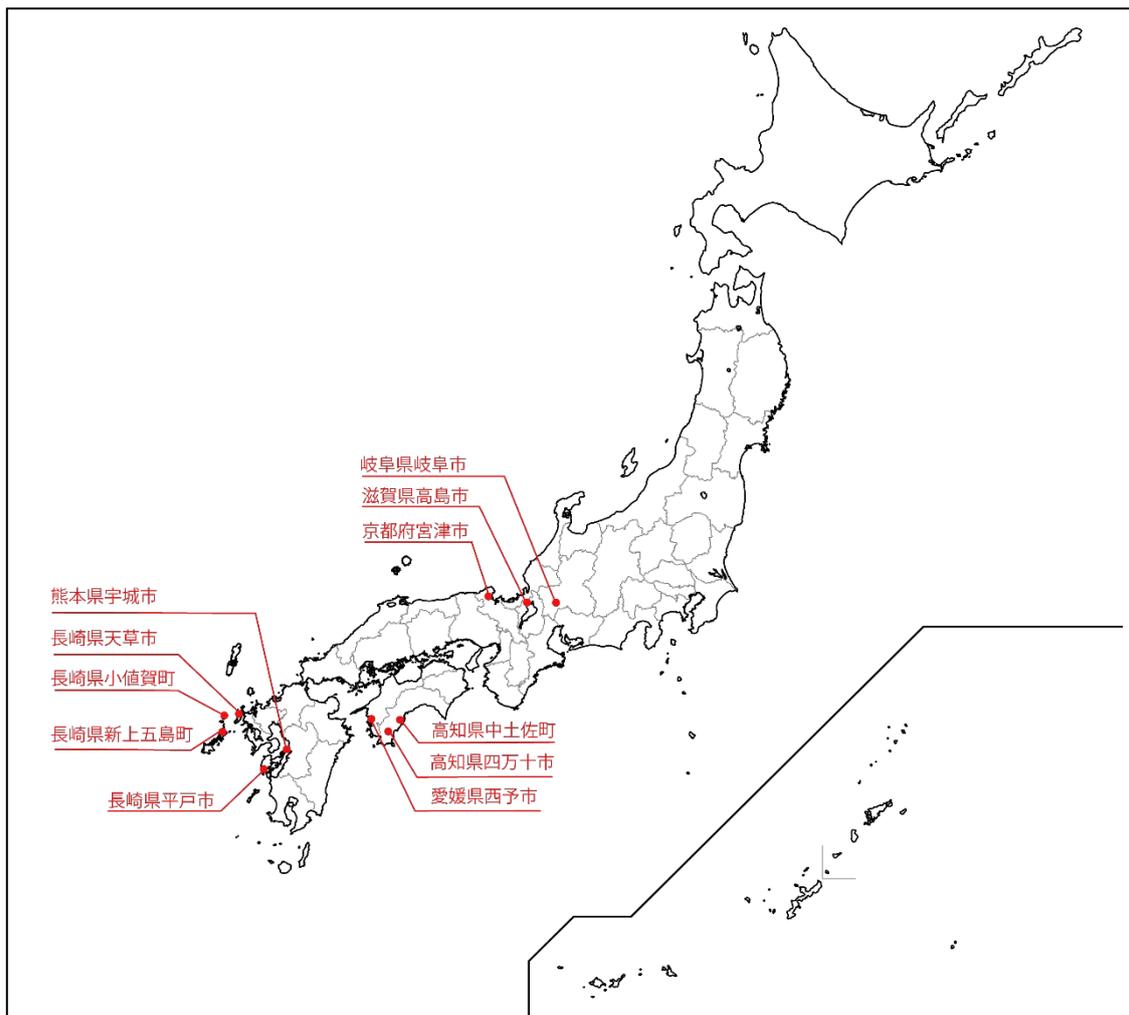


図 3-1 調査対象地区の分布

表 3-3-1 調査対象地区の保存活用計画の名称および入手先

| 都道府県 | 市町村名 | 重要文化的景観名称 | 保存活用計画の名称 | 入手先 |
|------|-------|------------------------------|--|-------|
| 岐阜県 | 岐阜市 | 長良川中流域における岐阜の文化的景観 | 「長良川中流域における岐阜の文化的景観」保存計画 | HP より |
| 滋賀県 | 高島市 | 高島市海津西浜知内の水辺景観 | 「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」保存活用事業報告書 | 資料提供 |
| 京都府 | 宮津市 | 宮津天橋立の文化的景観 | 「宮津天橋立の文化的景観」保存計画 | 資料提供 |
| 愛媛県 | 西予市 | 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 | 西予市明浜町狩浜の文化的景観 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観保存活用計画 | HP より |
| 高知県 | 四万十市 | 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来 | 四万十市文化的景観保存計画 | 資料提供 |
| 高知県 | 中土佐町 | 久礼の港と漁師町の景観 | 久礼の港と漁師町の景観文化的景観保存計画書 | 資料提供 |
| 長崎県 | 平戸市 | 平戸島の文化的景観 | 平戸島と生月島の文化的景観保存計画 | 資料提供 |
| 長崎県 | 小値賀町 | 小値賀諸島の文化的景観 | 小値賀諸島の文化的景観保存計画書 | 資料提供 |
| 長崎県 | 新上五島町 | 新上五島町北魚目の文化的景観 | 新上五島町北魚目の文化的景観保存計画 | 資料提供 |
| 熊本県 | 天草市 | 天草市崎津・今富の文化的景観 | 天草市崎津・今富の文化的景観 | 資料提供 |
| 熊本県 | 宇城市 | 三角浦の文化的景観 | 三角浦の文化的景観 調査報告書・保存計画書 | 資料提供 |

表 3-3-2 調査対象地区の整備活用計画の名称および入手先

| 都道府県 | 市町村名 | 重要文化的景観名称 | 整備活用計画の名称 | 入手先 |
|------|-------|------------------------------|---|-------|
| 岐阜県 | 岐阜市 | 長良川中流域における岐阜の文化的景観 | — | — |
| 滋賀県 | 高島市 | 高島市海津西浜知内の水辺景観 | 高島市重要文化的景観整備計画 | 資料提供 |
| 京都府 | 宮津市 | 宮津天橋立の文化的景観 | — | — |
| 愛媛県 | 西予市 | 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 | 西予市明浜町狩浜の文化的景観 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 整備活用計画 | HP より |
| 高知県 | 四万十市 | 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来 | 重要文化的景観『四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来』整備活用計画書 | 資料提供 |
| 高知県 | 中土佐町 | 久礼の港と漁師町の景観 | 2013 年度国選定重要文化的景観 「久礼の港と漁師町の景観」整備活用計画 | 資料提供 |
| 長崎県 | 平戸市 | 平戸島の文化的景観 | 重要文化的景観平戸島の文化的景観整備活用計画 | 資料提供 |
| 長崎県 | 小値賀町 | 小値賀諸島の文化的景観 | 「小値賀諸島の文化的景観」整備活用計画 | 資料提供 |
| 長崎県 | 新上五島町 | 新上五島町北魚目の文化的景観 | 文化的景観整備活用計画 —新上五島町北魚目の文化的景観— | 資料提供 |
| 熊本県 | 天草市 | 天草市崎津・今富の文化的景観 | 天草市崎津・今富の文化的景観 | HP より |
| 熊本県 | 宇城市 | 三角浦の文化的景観 | 重要文化的景観「三角浦の文化的景観」整備計画 | 資料提供 |

【凡例】 —:該当なし

表 3-3-3 調査対象地区の景観計画

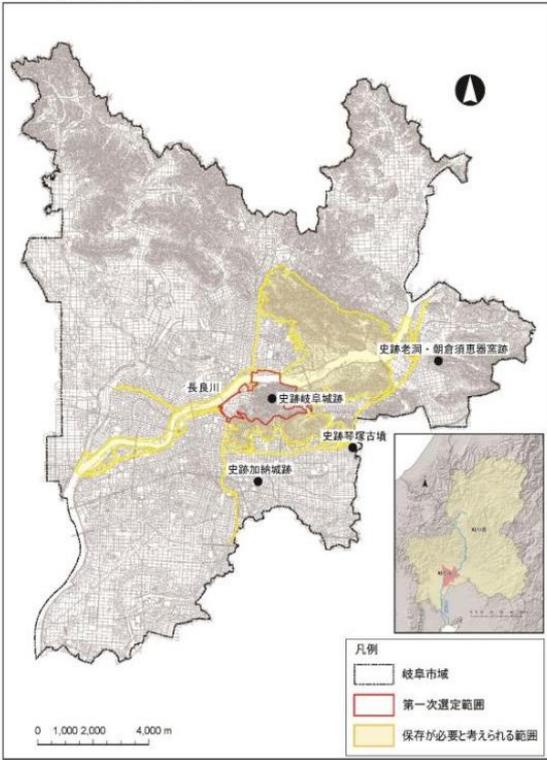
| 都道府県 | 市町村名 | 重要文化的景観名称 | 景観計画の名称 | 策定年月日 | 入手先 |
|------|-------|------------------------------|----------------|--------------------------|------|
| 岐阜県 | 岐阜市 | 長良川中流域における 岐阜の文化的景観 | 岐阜市景観計画 | 平成21年10月5日施行 | HPより |
| 滋賀県 | 高島市 | 高島市海津西浜知内の水辺景観 | 高島市景観計画 | 平成19年10月1日施行 令和元年改訂 | HPより |
| 京都府 | 宮津市 | 宮津天橋立の文化的景観 | 宮津天橋立景観計画 | 平成26年4月施行 | HPより |
| 愛媛県 | 西予市 | 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 | 西予市明浜町狩浜地区景観計画 | 平成30年12月施行 | HPより |
| 高知県 | 四万十市 | 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来 | 四万十川景観計画 | 平成20年4月1日施行 平成30年4月改訂 | HPより |
| 高知県 | 中土佐町 | 久礼の港と漁師町の景観 | 中土佐町景観計画 | 平成20年7月1日施行 | HPより |
| 長崎県 | 平戸市 | 平戸島の文化的景観 | 平戸市景観計画 | 平成21年2月27日施行 | HPより |
| 長崎県 | 小値賀町 | 小値賀諸島の文化的景観 | 小値賀町景観計画 | 平成22年4月施行 平成26年7月1日改訂 | HPより |
| 長崎県 | 新上五島町 | 新上五島町北魚目の文化的景観 | 新上五島町景観計画 | 平成21年11月施行 平成23年7月改訂 | HPより |
| 熊本県 | 天草市 | 天草市崎津・今富の文化的景観 | 天草市景観計画 | 平成29年9月施行 令和2年4月改訂 | HPより |
| 熊本県 | 宇城市 | 三角浦の文化的景観 | 宇城市景観計画 | 平成25年8月施行 令和5年1月改訂 | HPより |

3-4 重要文化的景観の保存活用計画の把握

3-4-1 岐阜県岐阜市「長良川中流域における岐阜の文化的景観」

(1) 文化的景観の概要

表 3-4-1-1 「長良川中流域における岐阜の文化的景観」の概要

| 文化的景観の特徴 | 写真 |
|---|---|
| <p>美濃山地の南端、濃尾平野の北端の長良川中流域では古くから鵜飼が行われ、長良川堤外地には鵜飼屋地区の鵜匠宅を含む集落および水運によって発展した問屋業による川原町地区の伝統的町並みが文化的景観を形成している。また、長良川と金華山に挟まれた扇状地では、中世末から近世に織田信長等によって総構を持つ岐阜城および城下町が形成され、武家地・寺社地・町人地が形成された。落城後も長良川を介した物資集散地としての地の利を生かし、材木・和紙・糸等を扱う問屋業、提灯・団扇・傘等の手工業を中心とする商業に依拠した岐阜町が発展した。城下町に由来する総構の土塁、水路、街路、町割り等の基本的な構造は現在の土地利用にも踏襲されており、城下町由来の構造の中に残る町家等とともに文化的景観を呈している。</p> |  <p>文化庁 HP「各重要文化的景観の説明」¹⁾より引用</p> |
| 選定範囲 | 選定基準 |
|  <p>『長良川中流域における岐阜の文化景観保存計画』より引用</p> | <p>一の3478 および二</p> |
| | 選定年月日 |
| | <p>平成26年3月18日に選定</p> |
| 位置 |  <p>岐阜県岐阜市</p> |

(2) 景観計画等における文化的景観の行為規制

岐阜市景観計画においては、行政区域全域が景観計画区域として指定されている。同区域のうち、重点的に景観形成を図る区域として景観計画重要区域を定め、当該文化的景観は「金華区域」と「金華山・長良川区域」に指定される。「金華区域」では建築物、工作物について新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更に関する行為は届出対象行為となっている。また「金華山・長良川区域」では階数が6以上または高さ20mを超える建築物の新築、増築等が届出対象行為となっている。届出対象行為を景観計画の中に定められている景観形成基準に適合させることにより、調和した建築物等の景観形成をはかることが出来るように位置づけられている。届出対象行為や景観形成基準等の詳細については、岐阜市景観計画に詳しい。

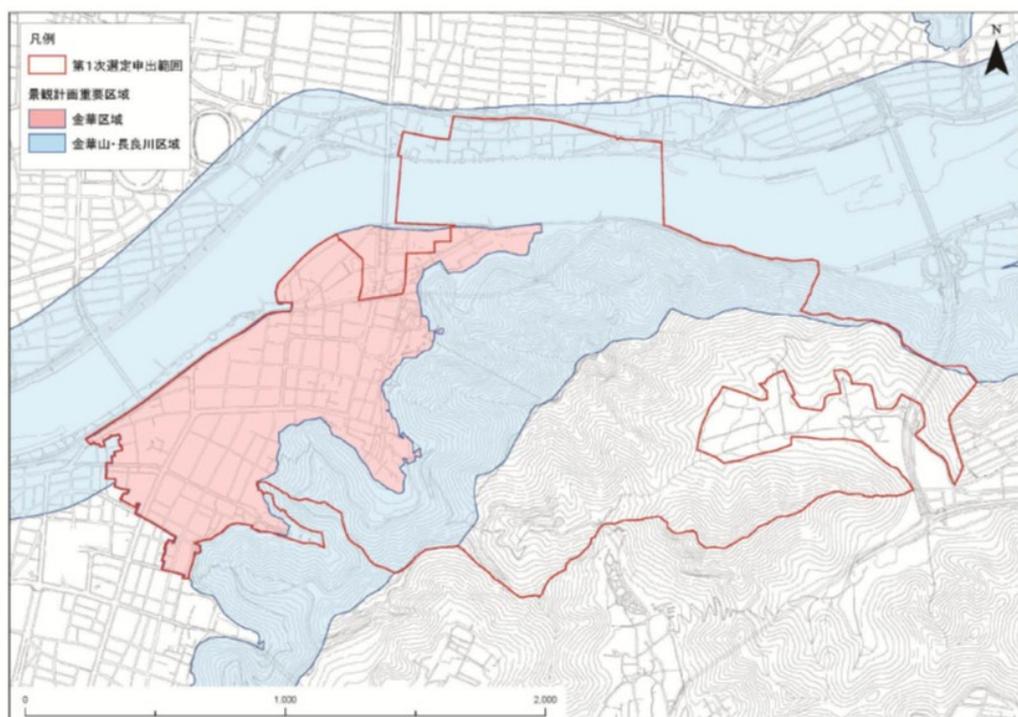


図3-4-1-2 文化的景観区域における景観計画重要区域
 (出典：『長良川中流域における岐阜の文化景観保存計画』より)

(3) 文化的景観の構造

岐阜市では文化的景観の構造を「長良川水運を主軸とする流通・往来の構造」、「金華山麓に栄えた都市」、「長良川鵜飼を支える諸空間」としており、文化的景観の範囲に存在する有形の要素を、区域 (A)、道路 (B)、水路 (C)、建築物 (D)、工作物 (E)、敷地 (F) に種別分類している。有形の諸要素と文化的景観の構造の関係を図 3-4-1 において示す。

また、文化的景観の価値を高め、その保存を図る上で欠かすことのできない地域固有の技術や行為・信仰等の無形の構成要素について、①長良川鵜飼、②長良川における鵜飼以外の生活・生業文化、③伝統工芸、④伝統行事、⑤市民活動としている。

| 長良川流域の文化的景観の特徴 | | | | |
|----------------|-----------------------|--|--|---------------------------------------|
| | 長良川を主軸とする 流通・往来の構造 | 金華山麓に栄えた都市 | 長良川鵜飼を支える諸空間 | |
| 要素の種別 | A 区域 | a 流通往来の主軸となった長良川 d 流通往来の拠点となった都市・集落 | b 居城・居館の置かれた金華山・岐阜公園 e 近世以前の区画や地割の形状を継承する街区 | c 鵜飼の漁場（鮎の生息環境） f 鵜飼を支える諸機能に関連する空間 |
| | B 道路 | a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わる道路 | b 近代以前の都市構造を継承する街路・登山道 | c 鵜飼を支える諸機能に関連する道路 |
| | C 水路等 | a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わる水路 | b 近代以前の都市構造を継承する水路・堰跡 | c 鵜飼を支える諸機能に関連する水路 |
| | D 建築物 | a 近代以前の問屋業・伝統産業に関連するもの | b 近代以前の都市の歴史を物語るもの | c 鵜匠の住まい及び鵜飼に関連するもの |
| | E 工作物 | a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わるもの | b 近代以前の都市の歴史を物語るもの | c 鵜飼に関連する諸機能に係わるもの |
| | F 敷地 | a 近代以前の流通往来や治水の歴史に係わる施設の敷地 | b 近代以前の都市の歴史を物語る社寺境内地 | c 鵜飼に関連する諸施設の敷地 |

図 3-4-1 有形の諸要素と文化的景観の構造の関係

(出典：『長良川中流域における岐阜の文化景観保存計画』より)

(4) 保存管理に関する事項

① 保存管理に関する基本方針

岐阜市では文化的景観における流域固有の自然と重層する歴史により形成された土地利用と建造物をはじめとする有形の諸要素、また土地に継承された伝統的な生活・生業（無形の諸要素）に対して、以下に示す(a)～(c)を保存管理の基本的な方針としている。

(a) 土地利用の継承

岐阜市の文化的景観には、長良川流域固有の良好な自然環境と舟運を基軸として形成された流通・往来の構造、中世末から近世を起源とする重層的な歴史により形成された市街地等、文化的景観の構造に基づく土地利用が継承されている。

これらの土地利用は、文化的景観の基盤を形成するものであり、今後は時代に即した変化に対応しながらも、文化的景観の価値に配慮しつつ、長良川と金華山の良好な自然環境と、金華山における城郭および岐阜城下町の道路網等の歴史的構造を有する市街地を一体的な土地利用としその持続に努めるとしている。

(b) 有形の諸要素の適正な保存

岐阜市の文化的景観には、流域固有の自然と重層する歴史を物語る土地利用とともに、それを規定し特徴付ける有形の諸要素が多く継承され、具体的には、流通・往来の構造や中世から近世を起源とする都市の骨格として、堤防・道路・水路・街区や敷地等の諸要素が継承されるとともに、歴史の重層性を物語る伝統的家屋や土木構造物、樹木等をはじめとする諸要素が多様に現存する。

これらの諸要素は、文化的景観に継承される流域固有の自然と重層的な歴史について市民や観光客の理解を促すことのできる具体の手がかりであるため、観光事業やまちづくり活動等において積極的に活用するとともに、修復等の必要な措置を図りながら保存に努めるとしている。

(c) 伝統的な生活・生業の継承と発展

岐阜市の文化的景観には、長良川鵜飼をはじめとする地域固有の伝統的な生活・生業が継承されている。さらに旧城下町地区には、両側町の形態が維持され、遅くとも近世までには形成されたと考えられる自治組織が現在も継承されている。これら伝統的な生活・生業は、当文化的景観の価値を構成する無形の諸要素に該当するものであるものの、高度経済成長期以降の社会構造の変化を経て、その永続的な継承が危ぶまれるものも多いため、関係諸団体と連携して、伝統的な技術の継承を支援するとともに、時代に対応した発展に努めるとしている。また、旧城下町地区にみられる町を単位とした伝統的な自治組織についても、その継承と時代に即した発展に努めるとしている。

③土地利用に関する保存方針

岐阜市では文化的景観の価値に配慮した土地利用等の保存管理に関する事項として、文化的景観を構成する地区ごとにその特徴が異なる理由から、それぞれについてその方針を定めている。詳しくは表 3-4-1-2 に示す。

表 3-4-1-2 土地利用に関する保存方針

| 地区名 | 現状維持に努める事項 | 向上・修景に努める事項 |
|--------|---|---|
| 長良川地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・鮎をはじめとする多様な漁業資源の宝庫として継承することに努め、長良川鵜飼をはじめとする多様な漁撈の良好な漁場としての利用を継続する。 ・鵜飼観覧や水浴場等の利用により、市民や観光客が水と親しむ環境を維持することを目標とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「木曾川水系河川整備計画」（中部地方整備局）により治水安全度の向上を推進し、良好な自然環境を保全・再生することを目標とする。 |
| 金華山地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・長良川森林計画区（林野庁中部森林管理局）の「地域管理経営計画」「国有林野施業実施計画」に基づく、森林の適正な管理と活用により、自然度の高い植生環境の保全に努める。 ・「史跡岐阜城跡保存管理計画」に基づき、史跡としての適切な管理に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・「史跡岐阜城跡整備基本構想」に基づき、史跡の価値を的確に伝達する整備を推進する。 |
| 旧城下町地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な都市構造を基盤とし、問屋業や伝統的手工業に関連する伝統的家屋とともに、人々の生活・生業が良好に営まれる居住空間を継承する。 ・中世に整備され近世以降も維持されてきた道路や水路、街区および地割等の重層的な歴史に基づく都市構造を継承する。 ・金華山と一体を成す歴史的な都市構造（総構えの土塁、道路網等）を継承する。 ・自治組織およびその活動の場となる街区および両側町の継承に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路や水路、街区および地割等については、城下町としての総構え構造の積極的な顕在化を図り、重層的な歴史的空間としての魅力を高める。 ・伝統的家屋をはじめとした建造物等の利用を促進することにより町の賑わいを創出し、観光や散策に適した区域として魅力を高める。 ・岐阜公園については、近代以降の市民の憩いの場、岐阜市観光の拠点としての利用を継承する。また、戦国時代の信長公居館跡としての歴史に基づく魅力を高め、旧城下町地区や川原町地区への「まちなか歩き」の拠点として活用する。 ・伊奈波神社境内および伊奈波通りは、中世以来継承される歴史的な信仰の空間としての土地利用や景観形成を図り、参道および境内における市民活動等の活動を促進することにより、地区の賑わいを創出する。 |
| 川原町地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区からの長良川への動線を維持するとともに、長良川と金華山への眺望を良好に保つ。 ・材木や和紙などの問屋業を支えた伝統的家屋が集積する当地区については、所有者、地元自治会等との調整を図りながら、建造物の価値の維持とそれと一体となって形成されている景観の保存・活用に配慮するよう努める。 ・自治組織およびその活動の場となる街区および地割の継承に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的な道路や建造物を保存し、その他の建造物の修景等を積極的に図ることにより、歴史的・文化的な町並みの継承および住環境の向上に努める。 ・伝統的家屋をはじめとした建造物等の利用を促進することにより町の賑わいを創出し、観光や散策に適した区域として魅力を高める。 ・鵜飼観覧船造船所とその周辺は、鵜飼観覧の拠点としての機能を継続しながら、かつての中河原湊や長良の渡しの場所として、長良川と一体となった地区の魅力向上に努める。 ・地区東側は、岐阜公園、鏡岩水源地、護国神社等の要素と調和した土地利用や景観形成を図り、市民や観光客の散策等に適した地区としての魅力を高める。 ・川原町広場は、地区内外の交流と賑わいを高める空間として、また岐阜公園とのアクセス性を高めるための空間としての活用を図る。 |
| 鵜飼屋地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・地区からの長良川へのアクセスの良さを維持するとともに、長良川と金華山への眺望を良好に保つ。 ・長良川鵜飼における鵜匠の居住地としての利用を継承し、「鵜飼の里」としての魅力の維持に努める。 ・自治組織およびその活動の場となる街区および地割の継承に努める。 ・長良川プロムナードは、鵜飼の鑑賞や夕涼みに訪れる観光客や住民の憩いの場として、適正な維持管理に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・長良橋下の広場から神明神社周辺は、かつての「長良湊」や「長良の渡し」の場所としての歴史の顕在化に努める。 ・「岐阜市長良川鵜飼伝承館」とその周辺は、長良川鵜飼をはじめとする伝統文化の観光客や市民への普及啓発の拠点と位置づけ、地区の価値の顕在化を図る。 |

※保存調査報告書により導き出された文化的景観の価値が、現状において良好に残存している部分は「現状維持に努める事項」、価値が不明瞭になっている部分、もしくはすでに滅失しているため修復が必要と考えられる部分は、「向上・修景に努める事項」としている。

② 有形の諸要素に関する保存方針

岐阜市では文化的景観の範囲に存在する有形の要素を、区域（A）、道路（B）、水路（C）、建築物（D）、工作物（E）、敷地（F）に種別分類している。それら、有形の諸要素についての保存方針について表3-4-1-3に示す。

表3-4-1-3 有形の諸要素についての保存方針

| 要素の種別 | 現状維持に努める事項 | 向上・修景に努める事項 | |
|-------|--|---|---|
| A 区域 | 長良川 | <ul style="list-style-type: none"> ・長良川の豊かな水量と良好な水質、さらに多様かつ固有の生態系は、国・県をはじめ流域の市町村と連携を図ることで、保全に努める。 ・河川敷の地形は、「木曾川水系河川整備計画」により、可能な限り自然環境の保全に努める。・砂礫河原においては、地域や市民団体等と連携して除草、清掃活動等を行い、その環境の維持に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災等の観点からの必要不可欠な整備を行う場合には、生態系や景観への影響を最小限に留める規模やデザイン等となるよう努める。 ・川原町地区、鶴飼屋地区は、人々が自然に働きかけて形成された歴史的な土地利用がなされた地区であり、川の利用を進める区域であることに配慮しつつ、両地区を取り囲む護岸は、防災の観点を第一に、景観を考慮した修景を検討する。 |
| | 金華山 | <ul style="list-style-type: none"> ・史跡岐阜城跡保存管理計画に示される保存管理方針に従い、史跡の本質的価値を構成する要素の保存に努めるとともに、活用を通じて価値の普及啓発に努める。 ・ツブラジイ、アラカシ等の常緑広葉樹が優占する森林は、「地域管理経営計画」「国有林野施業実施計画」に基づく森林の適正な管理と活用により保全に努める。 ・川岸の露岩地は、当地の特徴的な自然的特徴を示すものであり、防災等の観点から土木的な処理が必要な時以外は、人為的な改変を原則として行わない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜城復興天守や三重塔の建築物は、近代以降の金華山や岐阜公園における整備を継承するものであり、史跡の本質的価値の保存との調整を図りながら、景観に配慮した規模やデザイン等のあり方を検討する。 |
| | 都市部 | <ul style="list-style-type: none"> ・建造物や道路および水路の保存を積極的に図り、歴史的な町並みの保存に努める。・道路や堤防等に囲まれた街区の形状、両側町の形態を成す町割りおよび町名の保存に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・建造物や道路および水路について、必要と考えられる部分については修景等を図り、歴史的な町並みとの調和を図る。 |
| B 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ・中世から近世に形成された都市構造の基盤となる道路は、中世以降の流通往来の歴史に関わる重要な要素として、今日顕在化していない地下遺構を含め、歴史的な構造の厳密な保存に努める。 ・鶴飼屋地区における川畔に繋がる細い道路は、防災上の観点に配慮しながら、その構造や幅員について、適切な維持管理、整備を検討する。 ・文化的景観の価値を構成する要素を損なう可能性のある道路の新設や幅員の拡幅等は、原則として行わないよう努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・中世から近世に形成された都市構造の基盤となる道路は、必要に応じて修景により顕在化を図る。顕在化にあたっては、地下遺構に基づく本来の形状に留意するとともに、景観に配慮した統一感のあるデザインとなるように努める。 | |
| C 水路 | <ul style="list-style-type: none"> ・長良川からの取水に関するもの、中世の総構えの堀や近世の岐阜奉行所の堀を踏襲するものについて、今日顕在化していない地下遺構を含め、位置などの保存に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・長良川からの取水に関するもの、中世の総構えの堀や近世の岐阜奉行所の堀を踏襲するものについて、必要に応じて修復や修景により価値の顕在化を図る。顕在化においては、地下遺構に基づく本来の形状に留意しながら、安全や景観に配慮した統一感のあるデザインとなるように努めるとともに、親水性などについても検討する。 | |
| D 建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜公園三重塔は、長良橋の古材を用いて大正期に建てられた岐阜公園整備の歴史を伝える建造物であり、金華山を街から遠望する際のランドマークでもあるため、史跡の本質的価値の保存と調整しながら、現位置での保存に努める。 ・概ね昭和20年までに建造された建築物については、基本的に現状維持のための修復を施し、必要であれば、本来の意匠的特色を活かした修景を部分的に施す。 | <ul style="list-style-type: none"> ・概ね昭和20年までに建造された建築物は、生活生業の場としての利用とともに、中世以来の重層的な歴史を普及啓発するための拠点としての活用や、「賑わい」を創出するための積極的な活用を図る。 ・昭和20年以降に建造された建築物についても、地域的・年代的特色を物語る特徴的な外観形状や意匠に配慮した修景を促進するとともに、新築や増改築においても、重層的な歴史を受け継ぐまちなみとの調和に配慮した規模やデザインとなるように努める。 ・上記の建築物の新築、修復および修景に際しては、都市計画法に基づく高度地区、地区計画、および景観法に基づく景観計画の内容を遵守する。 | |
| E 工作物 | <ul style="list-style-type: none"> ・概ね昭和20年までに建造された橋梁等の工作物については、旧来の位置を可能な限り継承する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・概ね昭和20年までに建造された橋梁等の工作物については、必要に応じて規模やデザイン等の向上を図る。 ・概ね昭和20年以降に建造されたもの、または新たに設置を行うものについても、文化的景観の価値に配慮した規模やデザインとなるように努める。 | |
| F 敷地 | <ul style="list-style-type: none"> ・近世以前から継承される社寺の境内地（墓地を含む）は、宗教的空間および公共的空間としての利用を可能な限り維持するため、今日顕在化していない地下遺構も含めた敷地の形状を保存するよう努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・鶴飼観覧船造船所をはじめとする鶴飼観覧を支える諸施設は、その機能や長良川に隣接する立地の維持に努め、景観に配慮した規模やデザイン等の向上を図る。 ・水防倉庫・水防団詰所等をはじめとする長良川における生活・生業や市民活動を支える諸施設は、機能の維持に努め、景観に配慮した規模やデザイン等の向上を図る。 | |

※保存調査報告書により導き出された文化的景観の価値が、現状において良好に残存している部分は「現状維持に努める事項」、価値が不明瞭になっている部分、もしくはすでに滅失しているため修復が必要と考えられる部分は、「向上・修景に努める事項」としている。

(5) 重要な構成要素に関する事項

① 文化的景観の重要な構成要素

岐阜市では、文化的景観の価値を構成する有形の要素(区域(A)、道路(B)、水路(C)、建築物(D)、工作物(E)、敷地(F))のうち、所有者等の同意が得られたものについて文化的景観の重要な構成要素として特定を行なっている。まとめたものを表3-4-1-6にて示す。

表3-4-1-6 文化的景観の重要な構成要素一覧(1/3)

| No. | 名称 | 詳細種別 | 所有者等 | 文化財等指定状況 | 所在する地区 | | | | |
|---------|---------------------------|------------|-------|--------------------|--------|-------|--------|-------|-------|
| | | | | | 長良川地区 | 金華山地区 | 旧城下町地区 | 川原町地区 | 鶺鴒屋地区 |
| 種別：A 区域 | | | | | | | | | |
| 1 | 長良川 | Aa, Ac | 国土交通省 | 景観重要河川 | ○ | | | | |
| 2 | 金華山 | Ab | 林野庁 | 金華山国有林 ／国史跡岐阜城跡 | | ○ | | | |
| 3 | 長良自治会連合会範囲鶺鴒屋景観まちづくり協議会範囲 | Ad, Ae, Af | 民間 | | | | | | ○ |
| 4 | 金華自治会連合会範囲 | Ad, Ae, Af | 民間 | | | | ○ | ○ | |
| 5 | 川原町まちづくり会範囲 | Ad, Ae, Af | 民間 | | | | | ○ | |
| 6 | 井の口まちづくり会範囲 | Ad, Ae, Af | 民間 | | | | ○ | | |
| 7 | 伊奈波界限まちづくり会範囲 | Ad, Ae, Af | 民間 | | | | ○ | | |
| 種別：B 道路 | | | | | | | | | |
| 1 | 市道長良1号線 | Bb, Bc | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 2 | 市道長良2号線 | Bb, Bc | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 3 | 市道長良3号線 | Bb, Bc | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 4 | 市道長良4号線 | Bb, Bc | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 5 | 市道長良4の1号線 | Bb | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 6 | 市道長良5号線 | Bb, Bc | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 7 | 市道長良5の1号線 | Bb, Bc | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 8 | 市道長良5の2号線 | Bb, Bc | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 9 | 市道長良7号線 | Bb, Bc | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 10 | 市道長良8号線 | Bb, Bc | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 11 | 市道長良8の3号線 | Bb | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 12 | 市道長良23号線 | Bb | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 13 | 市道鶺鴒屋東西線 | Bb | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 14 | 市道長良南町長良北町線 (旧高富街道) | Ba, Bb | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 15 | 市道長良10号線 | Bb, Bc | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 16 | 市道長良10の2号線 | Bb, Bc | 岐阜市 | | | | | | ○ |
| 17 | 市道東材木町湊町線 (旧高富街道) | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | ○ | |
| 18 | 市道島403号線 | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | | ○ | |
| 19 | 市道元浜町支線 | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | | ○ | |
| 20 | 市道玉井町南北線 | Ba | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | | ○ | |
| 21 | 市道堤外支線 | Ba | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | | ○ | |
| 22 | 市道松ヶ枝町湊町線 | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 23 | 市道山口町木挽町線 | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 24 | 市道梶川町元浜線 | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | ○ | |

表 3-4-1-6 文化的景観の重要な構成要素一覧(2/3)

| No. | 名称 | 詳細種別 | 所有者等 | 文化財等指定状況 | 所在する地区 | | | | |
|---------|-----------------------------|------------|------|----------|--------|-------|--------|-------|-------|
| | | | | | 長良川地区 | 金華山地区 | 旧城下町地区 | 川原町地区 | 鶺鴒屋地区 |
| 種別：B 道路 | | | | | | | | | |
| 25 | 市道今町 4 丁目元浜町線 | Ba, Bb | 岐阜市 | | | | ○ | ○ | |
| 26 | 市道本町 2 丁目西材木町線 | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 27 | 市道上茶屋町木挽町線 | Ba | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 28 | 市道木挽町大宮町 1 丁目線 | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 29 | 市道西材木町上茶屋町線 | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 30 | 市道中大桑町千畳敷下大道西線 | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 31 | 市道本町 4 丁目大仏町線 | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 32 | 市道松下町支線 | Ba, Bb | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 33 | 市道松ヶ枝町松下町 1 号線 | Ba | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 34 | 市道松ヶ枝町松山町線 | Ba | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 35 | 市道夕陽ヶ丘岩戸線の 1 | Ba, Bb | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 36 | 市道夕陽ヶ丘支線 | Ba | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 37 | 市道四屋町本町 4 丁目線 | Ba, Bb | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 38 | 市道本町 7 丁目線 | Ba, Bb | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 39 | 市道本町 4 丁目下新町線 | Ba, Bb | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 40 | 市道本町 2 丁目支線 (岐阜街道(御鯨街道)) | Ba, Bb, Bc | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 41 | 市道靱屋町線 (岐阜街道(御鯨街道)) | Ba, Bb, Bc | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 42 | 市道米屋町線 (岐阜街道(御鯨街道)) | Ba, Bb, Bc | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 43 | 市道白木町常盤町線(岐阜街道 (御鯨街道)) | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 44 | 市道中竹屋町中大桑町線 | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 45 | 市道松屋町柴扇町線 | Ba, Bb | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 46 | 市道矢島町 1 丁目伊奈波通 1 丁目線 | Ba, Bb | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 47 | 市道矢島町 2 丁目松屋町線 | Ba | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 48 | 市道矢島町 2 丁目若松町線 | Ba, Bb | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 49 | 市道矢島町 2 丁目西野町 2 丁 目線 | Ba | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 50 | 市道堀江町本町 6 丁目線 | Ba, Bb | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 51 | 市道矢島町 1 丁目末広町線 | Ba | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 52 | 市道伊奈波通 1 丁目本町 1 丁 目線 | Ba | 岐阜市 | 景観重要道路 | | | ○ | | |
| 53 | 市道万力町線 | Ba | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 54 | 市道万力町支線 | Ba | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 55 | 市道伊奈波通 1 丁目白木町線 | Ba, Bb | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 56 | 市道白木町線 | Ba | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 57 | 市道水ノ手支線(金華山登山 道) | Bb | 岐阜市 | | | ○ | | | |
| 58 | 市道百曲支線(金華山登山道) | Bb | 岐阜市 | | | ○ | | | |
| 59 | 市道金華山登山本線(金華山登 山道) | Bb | 岐阜市 | | | ○ | | | |
| 60 | 市道七曲支線(金華山登山道) | Bb | 岐阜市 | | | ○ | | | |
| 61 | 市道達目線(金華山登山道) | Bb | 岐阜市 | | | ○ | | | |
| 62 | 鼻高ハイキングコース(金華山 登山道) | Bb | 岐阜市 | | | ○ | | | |

第3章 重要文化的景観の先進事例における保存活用計画の把握

表 3-4-1-6 文化的景観の重要な構成要素一覧(3/3)

| No. | 名称 | 詳細種別 | 所有者等 | 文化財等指定状況 | 所在する地区 | | | | |
|---------------|--------------------------|--------|------|-------------------|--------|-------|--------|-------|-------|
| | | | | | 長良川地区 | 金華山地区 | 旧城下町地区 | 川原町地区 | 鶺鴒屋地区 |
| 種別：C 水路等 | | | | | | | | | |
| 1 | 忠節放水路 (湊コミュニティ水路) | Ca | 岐阜市 | 景観重要水路 | | | | ○ | |
| 2 | 今泉排水路(総構堀跡) | Cb | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 3 | 梶川堀跡 | Cb | 岐阜市 | | | | ○ | | |
| 種別：D 建築物 | | | | | | | | | |
| 1 | 岐阜公園三重塔 | Db | 岐阜市 | 登録有形文化財 | | ○ | | | |
| 2 | 岐阜城復興天守 | Db | 岐阜市 | | | ○ | | | |
| 3 | 鏡岩水源地旧エンジン室 | Db | 岐阜市 | 登録有形文化財 | | | | ○ | |
| 4 | 鏡岩水源地旧ポンプ室 | Db | 岐阜市 | 登録有形文化財 | | | | ○ | |
| 5 | 旧櫻井銘木店(重要な家屋) | Da | 民間 | 登録有形文化財/都市景観重要建築物 | | | | ○ | |
| 6 | 旧松喜仏壇店(重要な家屋) | Da | 民間 | 登録有形文化財 | | | ○ | | |
| 7 | 空穂屋(重要な家屋) | Da | 民間 | | | | ○ | | |
| 8 | 近藤家(重要な家屋) | Da | 民間 | | | | | ○ | |
| 9 | 丹羽家(重要な家屋) | Da | 民間 | | | | ○ | | |
| 10 | 旧麩兵(重要な家屋) | Da | 民間 | | | | ○ | | |
| 11 | 山下鶺鴒匠家(マルイチ) (重要な家屋) | Dc | 民間 | | | | | | ○ |
| 12 | 杉山鶺鴒匠家(マルワ) (重要な家屋) | Dc | 民間 | | | | | | ○ |
| 13 | 杉山鶺鴒匠家(ワチガイ) (重要な家屋) | Dc | 民間 | | | | | | ○ |
| 14 | 山下鶺鴒匠家(マルヤマ) (重要な家屋) | Dc | 民間 | | | | | | ○ |
| 15 | 杉山鶺鴒匠家(ヤマジョウ) (重要な家屋) | Dc | 民間 | | | | | | ○ |
| 16 | 杉山鶺鴒匠家(マルヨ) (重要な家屋) | Dc | 民間 | | | | | | ○ |
| 17 | 徳廣別館(重要な家屋) | Da | 民間 | | | | ○ | | |
| 18 | 後楽荘(重要な家屋) | Da | 民間 | | | | ○ | | |
| 19 | 川原町屋(重要な家屋) | Da | 民間 | | | | | ○ | |
| 種別：D・F 建築物・敷地 | | | | | | | | | |
| 20 | 神明神社 | Dc, Fc | 宗教法人 | | | | | | ○ |
| 21 | 庚申堂 | Db, Fb | 宗教法人 | | | | | ○ | |
| 22 | 青面山般若寺 | Db, Fb | 宗教法人 | | | | ○ | | |
| 23 | 教圓山地蔵寺 | Db, Fb | 宗教法人 | | | | ○ | | |
| 24 | 金鳳山正法寺 | Db, Fb | 宗教法人 | | | | ○ | | |
| 25 | 鷺林山常在寺 | Db, Fb | 宗教法人 | | | | ○ | | |
| 26 | 三光山妙照寺 | Db, Fb | 宗教法人 | 市重要文化財 | | | ○ | | |
| 27 | 鳳堆山法運寺 | Db, Fb | 宗教法人 | | | | ○ | | |
| 28 | 大雄山妙覚院誓願寺 | Db, Fb | 宗教法人 | | | | ○ | | |
| 29 | 善光寺安乗院 | Db, Fb | 宗教法人 | | | | ○ | | |
| 種別：E 工作物 | | | | | | | | | |
| 1 | 折戸橋 | Ea, Eb | 岐阜市 | | | | | ○ | |
| 2 | 霞橋 | Ea, Eb | 岐阜市 | | | | | ○ | |
| 3 | 美登里橋 | Ea, Eb | 岐阜市 | | | | | ○ | |

② 文化的景観の重要な構成要素のまとめ方

岐阜市において、文化的景観の重要な構成要素は番号、名称、種別、地区、所有者、写真、文化的景観における価値、保存すべき事項の8項目でまとめている。図3-4-1-7にて事例を示す。

| | | | | |
|-----|------|---|---|--------------|
| | ①No. | ②名称 | ③種別 | |
| | No. | 1 | 名称 | 長良川 |
| | | | 種別 | A(Aa, Ac) |
| ④地区 | 地区 | 長良川地区 | | 所有者等 |
| | | | | 国土交通省 |
| ⑥写真 | 写真 |  | 文化的景観における価値 | ⑦文化的景観における価値 |
| | | | 保存すべき事項 | ⑧保存すべき事項 |
| | | | ・流路、水質 ・円礫の河床 ・魚種の多様性 ・鵜飼の漁場としての機能 | |

図3-4-1-7 文化的景観の重要な構成要素のまとめかた事例
 (『長良川中流域における岐阜の文化景観保存計画』を基に作成)

③ 重要な構成要素における保存すべき事項

岐阜市では文化的景観の重要な構成要素をまとめる際に、各景観の保存すべき事項をまとめている。そこで種別ごとに、どのような点において保存すべき事項が定められているかを表3-4-1-7に示す。

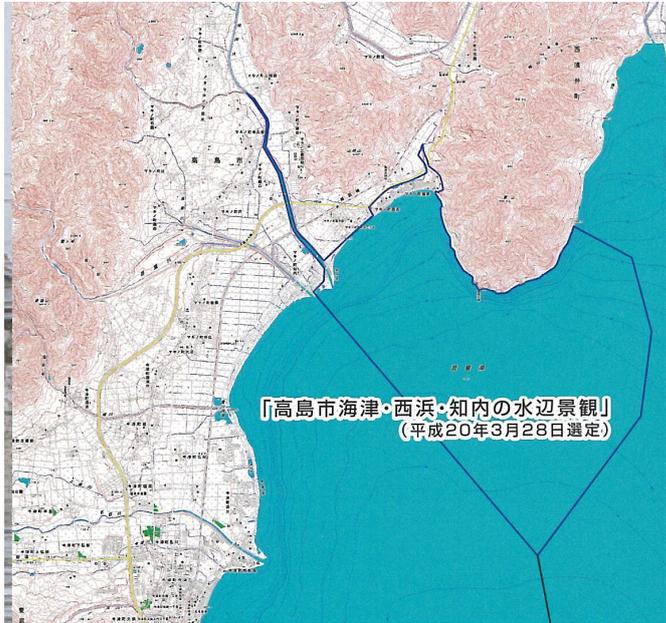
表3-4-1-7 岐阜市における種別ごとの保存すべき事項とその詳細

| 種別 | 事項 | 詳細 |
|-------------|---------------|--------------------------|
| A 区域 | 川に関する事項 | 流路、水質 円礫の河床 |
| | 山に関する事項 | 長良川鵜飼の背景となる山容 |
| | 自然・植物に関する事項 | 魚種の多様性、植生および生態系の多様性 |
| | 機能・価値に関する事項 | 鵜飼の漁場としての機能、史跡岐阜城跡としての機能 |
| | 街区に関する事項 | 町並み、各街区によって定められた協定や制度の内容 |
| B 道路 | 道路の位置 | — |
| | 道路の幅 | — |
| C 水路 | 水路の位置 | — |
| | 水路の幅 | — |
| D 建築物 | 建築物の外観に関する事項 | 主屋、土蔵 |
| | 位置および配置に関する事項 | 建築物の位置および配置 |
| | 機能に関する事項 | 資料館としての機能 |
| | 設備維持に関する事項 | 鵜飼設備(鳥屋、水小屋、松小屋)の維持 |
| | 眺望に関する事項 | 庭園および金華山への眺望 |
| D・F 建築物・敷地 | 建築物の外観に関する事項 | 本殿、本堂、庫裏、妙見堂、鐘楼 |
| | 敷地の形状に関する事項 | 境内地の形状 |
| E 工作物・土木構造物 | 橋の位置 | — |

3-4-2 滋賀県高島市「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」

(1) 文化的景観の概要

表 3-4-2-1 「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」の概要

| 文化的景観の特徴 | 写真 |
|---|---|
| <p>高島市海津・西浜・知内の水辺景観は、琵琶湖を始めとする河川、内湖、湖岸の石積みや共同井戸、ハシイタ、漁港などの周辺に特徴的な水辺の生活文化が息づく地域である。当該地域は豪雪地帯であるとともに、季節風による風や波の影響を強く受ける。このことが、家屋に風除けとなる垣や板戸を使い、また湖岸には石積みが築かれるなどの、独自の生活景観を形成してきた理由の一つとなっている。湖岸に約1.2kmにわたって続く石積みは、江戸時代中期に波除のために造られたもので、何度も修繕を繰り返しながら現存している。かつて、日本海から琵琶湖を経て京都・大津に向かう湖上・陸上交通網の結節点として古くから繁栄した地域で、古くから多くの人や荷物が行き交い、特に江戸時代は、北国海道（西近江路）の宿場町・港町として、繁栄した。また魚類を初め、地域固有の豊かな生態系を示しており、多様性に併せて発達した伝統漁法にヤナ漁やオイサデ漁等がある。洗濯のための「橋板」や「イケ」と呼ばれる水場や共同井戸など、多様な水文化が残る。</p> |  <p>文化庁 HP「各重要文化的景観の説明」¹⁾より引用</p> |
| 選定範囲 | 選定基準 |
|  <p>「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」 (平成20年3月28日選定)</p> | <p>一の46 および二</p> |
| | <p>選定年月日</p> |
| | <p>平成20年3月28日に選定</p> |
| | <p>位置</p>  |

知内の、水辺景観パンプ

(2) 景観計画における文化的景観の行為規制

高島市景観計画においては、行政区域全域が景観計画区域として指定されている。また同区域のうち景観形成推進区域を位置付け、景観形成基準による誘導を行い、他の地域の模範となるような景観形成を図っている。この景観形成推進区域は、文化的景観区域と水辺景観地区により構成されており、「高島市海津・西浜・知内の水辺空間」を含む文化的景観は「文化的景観区域」に選定されている。

「文化的景観区域」では景観形成基準によって、新築・増築・改築・移転・外観を変更することとなる修繕等の行為に関して、周辺景観との調和に配慮し、全体にまとまりのある形態とすることとし、周辺との調和を図る基準がない場合は、高さを13m未満にするよう努めることとしている。届出対象行為や景観形成基準等の詳細については、高島市景観計画に詳しい。



図 3-4-2-1 高島市景観計画区域(重点地区)

(出典：『高島市景観計画』より)

(3) 文化的景観の構造

高島市では文化的景観の全体的な構造を自然的観点、歴史的観点、社会的（生活・生業の）観点で捉え、基本方針を示している。加えて、自然地形や土地利用、集落・まちの形成等を勘案して、景観単位を(A)海津大崎地区、(B)海津・西浜地区、(C)西浜(高木浜)・知内地区の地域で区分している。

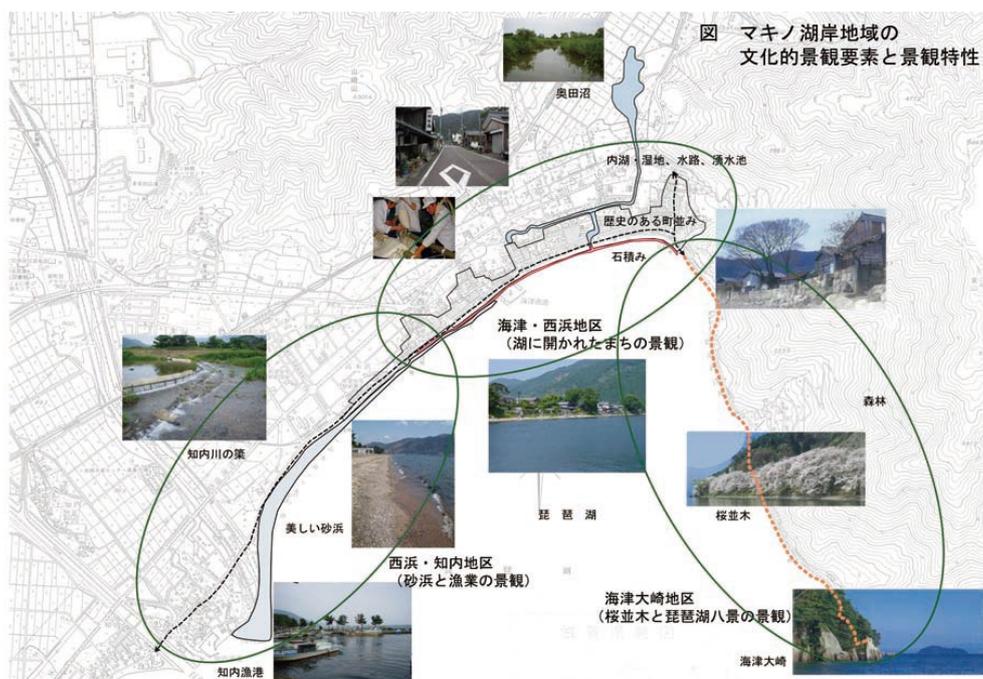


図 3-4-2-2 高島市における文化的景観の構造

(出典：『高島市海津・西浜・知内の水辺景観保存活用事業報告書』より)

(4) 保存管理に関する事項

高島市では、(2)で示した(A)～(C)の地区区分に沿って、保存に配慮した土地利用等の考え方を整理している。

(A) 海津大崎地区

A地区は、森林法、県条例「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」などによって保護されている。文化的景観の保存管理という観点からは、「日本のさくら名所100選」にも選ばれ、全国的にも知名度の高い海津大崎の桜並木の保全を中心に、琵琶湖岸の景観の維持を図っていく。

(B) 海津・西浜地区

B地区は、都市計画法、自然公園法、県条例の規制下にある。文化的景観の保存管理という観点からは、海津一区から西浜の湖岸に続く石積みの保全を図る。また、旧街道の通る町並みと、内湖（沼）の景観の保全・再生を推進し、かつては日本海側の港と都をつなぐ結節点として栄えた集落景観の保全を図る。

(C) 西浜(高木浜)・知内地区

C地区は、都市計画法、農振法、県条例などの規制下にある。文化的景観の保存管理という観点からは、知内川のヤナ漁や琵琶湖での追さで漁を始めとした伝統的漁業の景観を保全しつつ、美しい砂浜と松林で知られる浜辺の景観の保全を図る。

(4) 重要な構成要素に関する事項

高島市では、文化的景観保存調査の結果より、当該地区の歴史的特性および社会的特性の観点から、8件を重要文化的景観に特定している。重要な構成要素の一覧を表3-4-2-1に示す。現状変更等の届出対象行為は、湖岸の石積みの除去、重要な構成要素となる建造物の移転・除去が該当する。

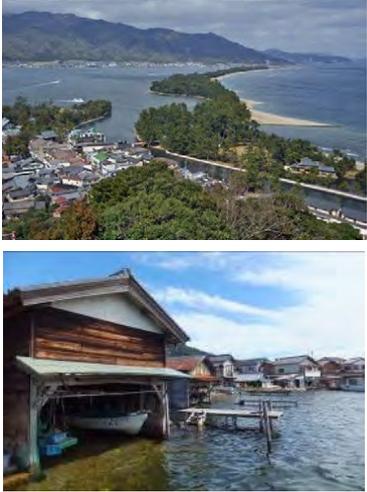
表 3-4-2-2 重要な構成要素一覧

| 番号 | 種別 | 名称 | 管理者 | 備考 |
|----|-------|-------------|-----|-------|
| 1 | 石積み | 海津・西浜の石積み | 個人 | 海津・西浜 |
| 2 | 倉庫 | 海津漁業協同組合旧倉庫 | 団体 | 西浜 |
| 3 | 倉庫 | 知内川漁業組合旧倉庫 | 団体 | 知内 |
| 4 | 居宅 | 用達邸 | 個人 | 海津 |
| 5 | 居宅 | 高木邸 | 個人 | 海津 |
| 6 | 居宅 | 中川邸 | 個人 | 海津 |
| 7 | 居宅 | 中村邸 | 個人 | 海津 |
| 8 | 居宅・倉庫 | 吉田酒造店舗および酒蔵 | 個人 | 海津 |

3-4-3 京都府宮津市「宮津天橋立の文化的景観」

(1) 文化的景観の概要

表 3-4-3-1 「宮津天橋立の文化的景観」の概要

| 文化的景観の特徴 | 写真 |
|--|---|
| <p>宮津天橋立の文化的景観は、宮津湾と阿蘇海とを隔てる天橋立およびその南北に展開する文化的景観である。このうち、府中地区には、丹後国分寺跡や条里制に遡る農地などが所在しており、古代丹後国府の所在地に比定される。他方で、国分・小松・中野等の農業集落は旧道沿いに単列の街村形態を成しており、集落内の石積み水路には洗い物をするためのアライバが設えられている。また、阿蘇海ではかつてキンタルイワシと呼ばれたマイワシ漁が盛んであり、溝尻の漁村には海に面して舟屋が連続するなど、特徴的な文化的景観が展開している。また、文珠地区は智恩寺を核とした天橋立信仰の中心地で、近世の四軒茶屋に遡る観光の中心地として機能してきた。智恩寺参詣の中心地および天橋立参詣の拠点として展開してきた地域であり、信仰および観光によって発展を遂げてきた土地利用の歴史的重層性を示す地区として、独特の文化的景観が展開している。</p> |  <p>文化庁 HP「各重要文化的景観の説明」¹⁾より引用</p> |
| 選定範囲 | 選定基準 |
|  <p>「宮津天橋立の文化景観保存計画」より引</p> | <p>一の478 および二</p> |
| | <p>選定年月日</p> |
| | <p>平成26年3月18日に選定 平成27年1月26日（追加・市境 の変更に伴う一部解除）</p> |
| <p>位置</p> |  <p>京都府宮津市</p> |

(2) 景観計画における文化的景観の行為規制

宮津市景観計画においては、行政区域全域が景観計画区域として指定されている。同区域において、天橋立を中心とした山並みや海域、沿岸部域における市街地等、一定の景観特性を有したまとまりをゾーンとして捉えて、景観形成基準を設定している。文化的景観区域のうち天橋立は「天橋立」、府中地区および文珠地区は「自然景観保全ゾーン」「俯瞰景観重点ゾーン」に、溝尻集落は「溝尻集落重点景観形成ゾーン」に、その他選定範囲内には「眺望景観沿道ゾーン」、「市街地ゾーン」が含まれ、区分ごとに届出対象行為と景観形成基準に沿って景観保全が図られている。届出対象行為や景観形成基準等の詳細については、宮津市景観計画に詳しい。図3-4-3-1に景観計画区域とゾーニングを示す。

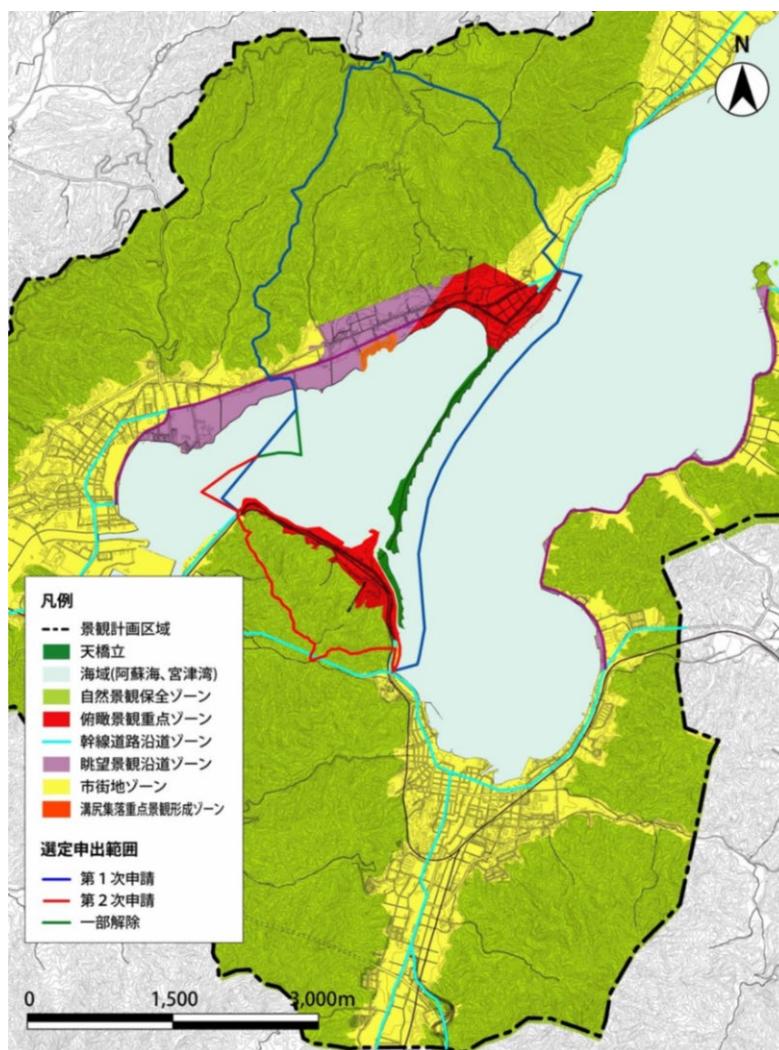


図3-4-3-1 宮津市における景観計画区域

(出典：『宮津市景観計画』より)

(3) 文化的景観における構成要素の分類

「宮津天橋立の文化的景観」では文化的景観の全体的な構造をA 自然的観点、B 歴史的観点、C 生活または生業、の3点で示している。詳細は表 3-4-3-2 に示す。

表 3-4-3-2 文化的景観の全体構造とその詳細

| 構造 | 詳細 |
|-----------|---|
| A 自然的観点 | <p>天橋立を中心とした府中、文珠、宮津地区は、標高150m前後の山地に三方を囲まれている。雪舟「天橋立図」などの絵画でも、天橋立を中心とする俯瞰的な構図が、山稜に縁どられるように描かれており、景観的にまとまりのある空間と認識することができる。</p> <p>特に、周囲の山地には眺望地点（ビューポイントが点在し、海の中に白砂青松が伸びる俯瞰景観は、天橋立の代名詞になっている。また、海岸や高台からの眺望景観においても、天橋立は周囲の山なみや阿蘇海・宮津湾の水面と一体となった自然美をみせ、当地域の景観において中心的な位置を占める。</p> |
| B 歴史的観点 | <p>府中、文珠、宮津地区は、丹後の政治・経済の中心地として都市的な発展をとげ、古代・中世には府中地区に国府や守護所が、近世には城下町が展開した。また、文珠地区に政治的な中心が置かれることはなかったが、智恩寺を中心に門前町を形成した。</p> <p>特に、中世の府中、文珠地区は、天橋立と成相寺・智恩寺・籠神社などの社寺が一体となった神仏世界の聖地として日本を代表する景勝地となり、この地を訪れた貴族・僧侶や文人が生み出された文学や絵画などは、天橋立のイメージを形づくったと考えられる。</p> <p>細川氏の入部にもなって宮津城が築かれると、江戸時代以降、城下町として発展した宮津地区が天橋立参詣の拠点となった。宮津城下町から天橋立に向かう様子は、多くの旅日記に記録され、天橋立への流通・往来を軸に、府中、文珠、宮津地区の一体化が進んだ。また、江戸時代には、庶民の参詣者が増加しているが、「丹後国天橋立之図」などには多くの名所が記載され、天橋立は日本三景の一つとなった。近代以降も日本を代表する観光地として開発が進められ、「観光都市・宮津」としてその伝統が引き継がれている。文珠、宮津地区の旅館には、多くの文人の墨跡が残されている。</p> |
| C 生活または生業 | <p>古代・中世に遡る社寺のほか、近代観光地として進められ、文珠地区の智恩寺門前町や府中地区の籠神社周辺には、土産屋や旅館などが軒を連ねる町並みが形成されている。また、宮津地区も交通の拠点として近代和風建築の旅館などが建てられ、江戸時代に花街を形成した新浜は、現在も歓楽街となっている。</p> <p>また、宮津市は日本海に面する地勢から、網漁を主体とした漁業技術が発達し、津々浦々に伝統的な漁村集落が展開する。府中地区の溝尻は、「金樽（金太郎）鰯」と呼ばれるマイワシ漁で賑わい、現在も舟屋が残されている。さらに、宮津地区の漁師町は、江戸時代に独占的な漁業権を与えられ、宮津湾を漁場として網漁を展開した。大正時代以降には、干物や練製品などの海産加工品業が盛行し、現在も特産物となっている。</p> |

(4) 保存管理に関する事項

① 保存管理に関する基本方針

宮津市では自然的観点、歴史的観点、生活または生業の観点において、保存管理の基本的な方針を示している。

A. 自然的観点

天橋立は周囲を山と海に囲まれた一体性の高い自然環境の中にあり、海面・集落・山稜といずれの視点から眺望しても、山や海を借景とした自然豊かな景観を呈している。

こうした自然景観の保全は、これを取り囲む阿蘇海、宮津湾や、これに流れ込む河川の水質保全が不可欠で、後背の山地を含めた総合的な自然保護が必要である。

B. 歴史的観点

丹後国の政治的・経済的な中心として、都市的な発達をとげた府中、文珠、宮津地区は、歴史的な街区とともに社寺や城下町の商家、近代建築などの建造物が残され、各時代を特徴づける町並みを形成する。こうした建造物は、天橋立と一体となって参詣、信仰の対象とされたほか、当地域の交通や宿泊の拠点となった施設も多く、「流通・往来に関する景観地」として重要な位置を占める。

また、府中、文珠、宮津地区には社寺を中心とした祭礼や民俗行事が多く残されており、町並みの保存を図る上でも、こうした地域コミュニティの維持は重要な課題である。

C. 生活または生業

天橋立を中心とする府中、文珠、宮津地区は、現在も日本を代表する観光地として年間約260万名の観光客を迎えている。傘松公園や成相寺にむかう大谷道の沿道や、智恩寺の門前町には土産店が軒を連ねる景観を形成し、智恩寺門前町の「智恵の餅」など、江戸時代の旅日記にも記述がみられた名産品も知られている。

また、宮津市では海を舞台とした生業や伝統的な生活文化が残され、府中、文珠、宮津地区でも、舟屋を残す溝尻や、江戸時代に宮津藩から特権を与えられた漁師町など伝統的な漁村集落がみられる。こうした地域では、海産物の加工業が発達し、漁師町の練り物製品は現在も宮津の名産品となっている。こうした生活の中で形成された景観とともに、歴史に裏付けられた生活様式や、それに伴う名産品の維持が重要である。

② 土地利用に関する保存方針

文化的景観の保存管理に当たっては、地区ごとに方針を示し、宮津市が所有者等の協力を得て、それに努めるとしている。府中地区および文珠地区の一部について、自然的、歴史的、社会的観点から土地利用の方針を表3-4-3-3に示す。

表3-4-3-3 土地利用に関する詳細

| 地区 | 分類 | 詳細 |
|------|---------|--|
| 天橋立 | 自然的観点 | <ul style="list-style-type: none"> ・天橋立の砂州の保全を図る。 ・天橋立の景観を特徴づける松並木は、「白砂青松」として日本人の美意識と結びついてきた。また、ハマナスなど貴重な植物相もみられ、こうした植生、生態系の保全を図る。 ・阿蘇海や宮津湾の水質保全を図る。 |
| | 歴史的観点 | <ul style="list-style-type: none"> ・古代以来、和歌の枕詞や文学の舞台となった景勝地や、命名され多くの人に愛されてきた名松の保全を図る。 ・雪舟「天橋立図」に描かれた寺社などの名所の保存を図る。 |
| | 生活または生業 | <ul style="list-style-type: none"> ・天橋立の保全を通じて、地元住民が自然環境や文化的景観の重要性を再認識する機会を提供する。 ・文化的景観に配慮した景観形成を図るとともに、防災防備に努める。 |
| 府中地区 | 自然的観点 | <ul style="list-style-type: none"> ・阿蘇海および流域河川の水質保全を図る。 ・集落や丘陵部に点在するビューポイントから、天橋立の眺望が分断されないように地形の維持に努める。 ・天橋立側からみる山稜の眺望が分断されないように地形の維持に努める。 ・社寺などに保存される貴重な植生・生態系の保全を図る。 |
| | 歴史的観点 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良時代以降、丹後国の中心地であったという歴史的背景の中で形成された直線的・計画的な古道の保存を図る。 ・丹後国府に付随して建てられたと考えられる丹後国分寺跡、籠神社、飯役社など寺社の保存を図る。 ・西国三十三ヵ所霊場として多くの参詣者を集めてきた成相寺への参詣道と、沿道の石造物の保存を図る。 ・雪舟「天橋立図」に描かれた歴史的な社寺の保存を図る。 ・古代から重層的に堆積する埋蔵文化財の保存を図る。 |
| | 生活または生業 | <ul style="list-style-type: none"> ・阿蘇海に面し漁業集落を維持する溝尻の生業や舟屋景観の継承に努める。 ・近代以降、天橋立観光の拠点として整備された棧橋やケーブルカーなど交通拠点の継承に努める。 ・成相寺参詣や、傘松公園観光の主要なルートとなっている大谷道沿道の町並みの保存を図る。 ・葵祭等の祭礼等の継承に努める。 ・文化的景観に配慮した景観形成を図るとともに、防災防備に努める。 |
| 文珠地区 | 自然的観点 | <ul style="list-style-type: none"> ・集落や丘陵部に点在するビューポイントから、天橋立の眺望が分断されないように、地形の維持に努める。 ・天橋立側からみる山稜の眺望が分断されないように、地形の維持に努める。 ・旧地形の名残をとどめ、かつて舟屋が立地したどんぶちの維持保全を図る。 ・社寺などに保存される貴重な植生・生態系の保全を図る。 |
| | 歴史的観点 | <ul style="list-style-type: none"> ・智恩寺を中心に点在する文化財と景観の保存を図る。 ・江戸時代の地誌や名所図に描かれた名所の保存を図る。 |
| | 生活または生業 | <ul style="list-style-type: none"> ・智恩寺の門前町に展開する旅館や土産屋街の景観の保存を図る。 ・近代以降、天橋立観光を支えた交通施設等の保存を図る。 ・文化的景観に配慮した景観形成を図るとともに、防災防備に努める。 |

(4) 重要な構成要素に関する事項

①文化的景観の重要な構成要素の特定

宮津市では、「宮津天橋立の文化的景観」の本質的価値として位置づけた「流通・往来の景観地」、「水の利用に関する景観地」、「居住に関する景観地」および全体的な構造につき顕著な特性を示すもので、かつ保護の対象として不可欠であるもののうち建造物、土木構造物、公園や建造物等の用に供されている土地等の不動産、複数の建造物等で固有の土地利用の形態を示す集落地などを重要な構成要素としている。また、歴史的な街区として景観の骨格となる道路や、絵画に描かれ、景観上のメルクマールとなる社寺の境内地なども重要な構成要素としている。まとめたものを表3-4-3-4にて示す。

表3-4-3-4 宮津市における重要な構成要素一覧(1/4)

| 種別 | No. | 名称 | 所在地 | 価値 |
|----|-----|---------------------|-----|---|
| 公園 | 1 | 特別名勝 天橋立 (天橋立公園) | | 江戸時代、日本三景の一つとなる。当文化的景観の中心的存在。地形形成や流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 2 | 府道 天の橋立線 | | 宮津・文珠から府中への街道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 3 | 府道 笠松公園線 | | 成相寺への参詣道。「大谷道」に当たる。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 4 | 市道 江尻海岸線 | | 漁村の趣きを残す江尻集落を横断する道路。生活・生業の観点から重要。 |
| 道路 | 5 | 市道 江尻天橋立線 | | 宮津・文珠から府中への街道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 6 | 市道 江尻上地線 | | 宮津・文珠から府中への街道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 7 | 里道 | | |
| 道路 | 8 | 市道 大垣難波野線 | | 江尻船着場から籠神社への街道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 9 | 市道 江尻港線 | | 江尻船着場から籠神社への街道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 10 | 里道 | | 宮津・文珠から府中への街道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 11 | 市道 役場東谷線 | | 基幹道から成相寺への参詣道。「東谷道」に当たる。 |
| 道路 | 12 | 市道 中野高石線 | | 府中を横断する基幹的な旧道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 13 | 市道 麓神社線 | | 基幹道路から麓神社への参詣道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 14 | 市道 真名井参道線 | | |
| 道路 | 15 | 市道 役場傘松線 | | 傘松公園から成相寺への参詣道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 16 | 市道 本坂線 | | 成相寺への参詣道。「本坂道」に当たる。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 17 | 市道 役場西山線 | | 府中を横断する基幹的な旧道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 18 | 市道 妙立寺参道線 | | 基幹道から妙立寺への参詣道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 19 | 市道 妙見線 | | 基幹道路から天神神社への参詣道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 20 | 市道 国分寺線 | | 基幹道路から国分寺への参詣道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 21 | 市道 国分成相寺線 | | 成相寺への参詣道。「西谷道」に当たる。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 22 | 市道 西大門彼岸田線 | | 府中を横断する旧道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 23 | 里道 | | 宮津・文珠から府中への街道。流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 24 | 市道 溝尻海岸線 | | 漁村の趣きを残す溝尻集落を横断する道路。生活・生業や屋敷構えの観点から重要。 |
| 橋梁 | 25 | 橋梁 大天橋 | | 天橋立の公園化に伴い近代に整備。天橋立観光のスポットとして親しまれた。流通往来の観点から重要。 |
| 橋梁 | 26 | 橋梁 小天橋 | | |
| 社寺 | 27 | 成相寺 | | 天橋立と一体化した参詣・観光の中心。西国三十三所霊場の一つ。歴史的な観点から重要。 |
| 社寺 | 28 | 籠神社 | | 天橋立と一体化した参詣・観光の中心。丹後国一宮。歴史的な観点から重要。 |
| 社寺 | 29 | 真名井神社 | | 天橋立と一体化した参詣・観光の中心。籠神社の奥宮、江戸時代にお蔭参り。歴史的な観点から重要。 |

表 3-4-3-4 宮津市における重要な構成要素一覧(2/4)

| 種別 | No. | 名称 | 所在地 | 価値 |
|-------|-------|-----------------|----------------|--|
| 社寺 | 30 | 大谷寺 | | 雪舟「天橋立図」に描かれた中世府中を代表する社寺。中世に智海が活躍。歴史的な観点から重要。 |
| 社寺 | 31 | 慈光寺 | | 雪舟「天橋立図」に描かれた中世府中を代表する社寺。守護一色の菩提寺。歴史的な観点から重要。 |
| 社寺 | 32 | 妙立寺 | | 古代・中世の府中を構成する重要な社寺。橋立道場「萬福寺」を引き継ぐ名刹。歴史的な観点から重要。 |
| 遺跡 | 33 | 史跡 丹後国分寺跡 | | 雪舟「天橋立図」に描かれた中世府中を代表する社寺。奈良時代建立の国分寺。歴史的な観点から重要。 |
| 社寺 | 34 | 国分寺 | | 奈良時代の丹後国分寺を継承する寺院。歴史的な観点から重要。 |
| 社寺 | 35 | 飯役社 | | 古代・中世の府中を構成する重要な社寺。国府周辺に祀られた印鑰社。歴史的な観点から重要。 |
| 社寺 | 36 | 麓神社 | | 古代・中世の府中を構成する重要な社寺。「飯遣福」など古代の伝承をもつ。歴史的な観点から重要。 |
| 社寺 | 37 | 千体佛 | | 江戸時代以降に、周辺の石造物を集積。麓神社とともに信仰の対象となる。歴史的な観点から重要。 |
| 社寺 | 38 | 江之姫神社 | | 雪舟「天橋立図」に描かれた中世府中を代表する社寺。「天橋立図」の「弁財天」に当る。歴史的な観点から重要。 |
| 集落 | 39 | 江尻集落 | | 漁村の趣きを残す集落。かつては舟屋群が存在し、生活・生業や屋敷構えの観点から重要。 |
| 公民館 | 40 | 江尻公会堂 | | 府中の代表的な近代建築。地域コミュニティー施設。近代の芝居小屋を改築したもので、建築の形態・構造や屋敷構えの観点から重要。 |
| 集落 | 41 | 大垣集落 | | 現在の府中観光の拠点。大谷道沿道の土産屋街。流通往来や屋敷構えの観点から重要。 |
| 公園 | 42 | 傘松公園 | | 近代以降の天橋立観光を象徴。明治期に開業した公園。流通往来の観点から重要。 |
| 交通施設 | 43 | 傘松ケーブル | | 近代以降の天橋立観光を象徴。昭和2年開業し、昭和26年に再開業。流通往来の観点から重要。 |
| 交通施設 | 44 | 一の宮駅 | | 府中への海の玄関口。流通往来の観点から重要。 |
| 交通施設 | 45 | 江尻渡船場 | | |
| 旅館 | 46 | 神風楼 | | 府中観光の拠点。大正後期に創立し、参詣者や臨海学校の宿舎となる。流通往来の観点から重要。 |
| 公共施設 | 47 | 中野郷倉 | | 基幹道から成相寺への参詣道。旧道と「本坂道」の交差点に位置する。歴史性や屋敷構えの観点から重要。 |
| 集落 | 48 | 溝尻集落 | | 漁村の趣きを残す集落。舟屋が残る。生活・生業の観点から重要。 |
| 社寺 | 49 | 天神神社 | | 雪舟「天橋立図」に描かれた中世府中を代表する社寺。「天橋立図」の「北野」に当る。歴史的な観点から重要。 |
| 舟屋 | 50-81 | 溝尻舟屋 | | 漁村の趣きを残す集落。舟屋が残る。生活・生業の観点から重要。 |
| 石垣洗い場 | 82-90 | 国分石垣・洗い場 | | 民家に沿って石垣や水場が点在。生活・生業の観点から重要。 |
| 公園 | 91 | 特別名勝 天橋立(第2小天橋) | 無番地 | 『丹後風土記逸文』に描かれ、江戸時代、日本三景の一つとなる。地形形成の観点から重要。 |
| 旧跡 | 92 | 涙ヶ磯 | 無番地 | 能『丹後物狂』に登場する海岸(磯)。江戸時代には旅の途中で亡くなった無縁仏の埋葬地となり、現在も江戸時代の供養塔がみられる。歴史性や流通往来の観点から重要。 |
| 自然 | 93 | どんぶち | 無番地 | 江戸時代の新田開発前の文珠の原風景を伝え、近年まで舟屋が残る。地形形成、生業の観点から重要。 |
| 旧跡 | 94 | 桜山 | 宮津市字文珠13番地の5ほか | 桜山からの眺望は、大正時代から昭和初期の絵はがきに多く取り上げられ、文珠側における天橋立のビューポイントであった。流通往来の観点から重要。 |

表 3-4-3-4 宮津市における重要な構成要素一覧(3/4)

| 種別 | No. | 名称 | 所在地 | 価値 |
|-------|-------------|-------------|---------------------------|--|
| 道路 | 95 | 府道 天の橋立線 | 無番地 | 宮津・文珠から府中への主要街道。参詣道、流通往来の観点から重要。 |
| 道路 | 96 | 市道 文珠山手線 | 無番地 | 新田開発前の文珠集落を横断する道路。生活道、流通往来の観点から重要。 |
| 交通施設 | 97 | 天橋立駅 | 宮津市字文珠 311 番地の 1 ほか | 鉄道の敷設に伴って大正 14 年(1925)に開設され、近代以降、天橋立観光の玄関口となった。流通往来の観点から重要。 |
| 交通施設 | 98 | 天橋立棧橋 | 無番地 | 文珠と天橋立や府中、宮津市街地を結ぶ海上交通の拠点。宮津からの往来者が増加する江戸時代以降、重要な船着場となった。流通往来の観点から重要。 |
| 交通施設 | 99 | モーター艇棧橋 | 無番地 | |
| 交通施設 | 100 | 見構鼻棧橋跡 | 無番地 | 明治 40 年の皇太子行啓を契機として、智恩寺北側の見構鼻とその対岸に船着場が整備された。流通往来の観点から重要。 |
| 社寺 | 101 | 智恩寺 | 宮津市字文珠 466 番地 | 日本三文珠の一つとして、現代も信仰を集める。成相寺、籠神社とともに天橋立周辺の参詣・観光において中核となる社寺の一つ。歴史性や流通往来の観点から重要。 |
| 社寺 | 102 | 吉野神社 | 宮津市字文珠 287 番地 | もとは智恩寺の鎮守社で、明治時代の神仏分離により吉野神社となった。歴史性の観点から重要。 |
| 旧跡 | 103 | 対潮庵跡 | 宮津市字文珠 22 番地の 1 ほか | 中世に相国寺の禅僧・彦龍周興が『対潮庵記』を著したことで知られ、江戸時代は伝承地となっていた。歴史性の観点から重要。 |
| 石造物 | 104 | 保昌塚 | 宮津市字文珠 24 番地 | 丹後国守・藤原保昌の墓と伝えられる。元応 2 年(1320) 銘をもつ板碑がみられる。歴史性の観点から重要。 |
| 石造物 | 105 | 三角五輪塔 | 宮津市字文珠 187 番地 | 鎌倉時代の無銘の五輪塔、火輪(笠)が三角形であるのが特徴的。江戸時代の絵画に「無字塔」として描かれ、干拓以前には海中に位置した。地形形成や歴史性の観点から重要。 |
| 石造物 | 106 | 智恵の輪燈籠 | 無番地 | 文珠水道に面してたつ輪燈籠。江戸時代の絵画にも描かれ、文珠と宮津城下町を往来する船の灯台として機能した。歴史性や流通往来の観点から重要。 |
| 石造物 | 107 | 灯明台 | 宮津市字文珠 645 番地の 3 | 天保 15 年(1844)、大坂の商人が寄贈した大型の石燈籠。文珠と宮津城下町を往来する舟の灯台として機能した。歴史性や流通往来の観点から重要。 |
| 店舗 | 108- 111 | 四軒茶屋 | 宮津市字文珠 470 番地の 1 ほか | 江戸時代に「茶屋四軒組合」が結成された。西国順礼の参詣者による『西国順礼日記』には、「名物智恵の餅、才覚田楽、思案酒」がみられ、「智恵の餅」は現在も名物となっている。歴史性や流通往来、屋敷構えの観点から重要。 |
| 旅館 | 112 | 玄妙庵 | 宮津市字文珠 32 番地の 1 ほか | 昭和 10 年(1935)、石間金蔵が建築。天橋立を望んだ足利義満が「玄妙」と言ったという故事。建築の形態・構造や屋敷構え、流通往来の観点から重要。 |
| 旅館 | 113 | 対橋楼 | 宮津市字文珠 645 番地の 3 ほか | 明治元年、創業。与謝野晶子夫妻、野口雨情、林芙美子などの文人が投宿した。歴史性や流通往来の観点から重要。 |
| 旅館 | 114 | 松露亭 | 宮津市字文珠 466 番地 | 昭和 29 年、総平屋敷寄屋造の「文珠荘別館」として開業。建築の形態・構造や屋敷構え、流通往来の観点から重要。 |
| 旅館 | 115 | 千歳旅館 | 宮津市字文珠 473 番地ほか | 文珠水道に面した建物北側において、木造三階建ての伝統的な和風建築を継承。建築の形態・構造や屋敷構え、流通往来の観点から重要。 |
| 旅館 | 116 | 松影旅館 | 宮津市字文珠 469 番地の 1 ほか | 大正から昭和初期の絵はがきにもみられ、木造三階建ての伝統的な和風建築を継承。建築の形態・構造や屋敷構え、流通往来の観点から重要。 |
| 集落 | 117 | 文珠門前街 | 宮津市字文珠 468 番地の 1 ほか | 江戸時代以降、智恩寺も門前町として発展した集落。歴史性や屋敷構えや流通往来の観点から重要。 |
| 公民館施設 | 118 | 文珠公会堂 | 宮津市字文珠 491 番地の 2 ほか | 明治 41 年に芝居小屋を移築。近代和風建築の意匠を残し、建築の構造・形態の観点から重要。 |
| 舟屋 | 119 120 | どんぶち舟屋 | 宮津市字文珠 351 番地 | 大正期の古写真に茅葺の舟屋がみられる。須津地区の水田に行き来する舟を収納した。生活・生業の観点から重要。 |

② 文化的景観の重要な構成要素のまとめ方

宮津市において文化的景観の重要な構成要素は、図3-4-3-2の事例に示すように、No. 名称、種類、所在地、面積、写真・平面図、概要・価値、保存整備の方針、取扱い基準、位置図としてまとめている。

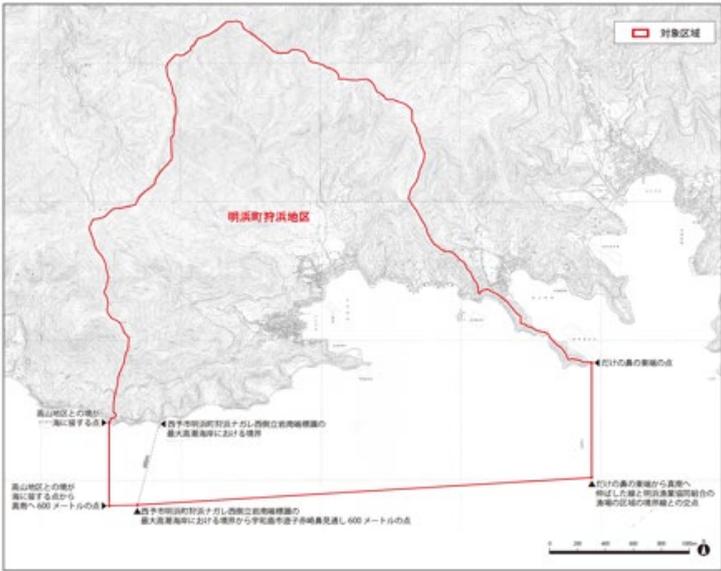
| | | | | | |
|----------|-------------|--|-----|----------------------|------|
| | | No. 119 | | ①No. | |
| ②名称 | 名称 | どんぶち舟屋 | 所在地 | 宮津市字文珠 351 番地 | ④所在地 |
| ③種類 | 種類 | 舟屋 | 面積 | 72.72 m ² | ⑤面積 |
| ⑥写真・平面図 | 写真 平面図 |  | | | |
| ⑦概要・価値 | 概要 価値 | 大正期の古写真に茅葺の舟屋がみられる。須津地区の水田への行き来や、渡船として使用する舟を収納した。生活・生業の観点から重要。 | | | |
| ⑧保存整備の方針 | 保存整備 の方針 | 舟屋の構造を保存し、どんぶちとともに、文珠地区の干拓の歴史や当地区の生活と水との関わりを知ることができる整備を目指す。 | | | |
| ⑨取扱い基準 | 取扱い 基準 | 外観や構造を維持し、修理・修景に当っては、伝統的な手法で行う。 | | | |
| ⑩位置図 | 位置図 |  | | | |

図3-4-3-2 文化的景観の重要な構成要素のまとめかたの事例
 (『宮津天橋立の文化的景観保存計画』を基に作成)

3-4-4 愛媛県西予市「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」

(1) 文化的景観の概要

表 3-4-4-1 「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」の概要

| 文化的景観の特徴 | 写真 |
|---|---|
| <p>愛媛県南西部に位置する狩浜は、宇和海に面するリアス海岸の入江の集落で、近世の狩浜浦を引き継ぐ。元は鰯漁を営む漁村であったが、その浮き沈みを農業で補う中、甘藷や麦から榎、養蚕へと作物を転換してきた。当地では、近世の鰯漁と、近代の養蚕業の隆盛を通じて人口が増え、山腹に畑地を広げ、入江、居住地、段畑、山林が連なる壮大な景観が形成されてきた。急斜面に広がる段畑は、所々に露頭する石灰岩を用いて農民が築いてきたものであり、幾段にも重なる灰白色の石垣がみかんの緑や橙に彩られて際立つ眺めを成す。宇和海狩浜の段畑と農漁村景観は、黒潮の影響を受ける愛媛県南西部のリアス海岸における土地利用を示し、また風土に根ざした斜面地農業の展開を伝え、我が国における生活や生業の理解に欠くことのできないものとして重要である。</p> |  <p>文化庁 HP「各重要文化的景観の説明」¹⁾より引用</p> |
| 選定範囲 | 選定基準 |
|  <p>『宇和海狩浜の段畑と農漁村景観保存活用計画』より引用</p> | <p>一の15 および二</p> |
| | 選定年月日 |
| | <p>平成31年2月26日に選定</p> |
| 位置 |  <p>愛媛県西予市</p> |

(2) 景観計画における文化的景観の行為規制

西予市では、西予市景観条例に基づき「西予市城川町田穂地区」および「西予市明浜町狩浜地区」において景観計画を策定しているため、景観計画区域は以上2地区が該当する。当該文化的景観は「西予市明浜町狩浜地区景観計画」の景観計画区域と一致する。景観計画では「里山」「段畑」「集落」「里海」の4つの景観単位に区分し、景観形成基準を設けている。建築物は、延面積500㎡、高さ7mを超えるもの、工作物は高さ2mを超えるものや太陽光発電設備などが届出対象行為となっており、届出対象行為を景観計画の中に定められている景観形成基準に適合させることにより、重要な構成要素などと調和した建築物等の景観形成をはかることが出来るように位置づけられている。届出対象行為や景観形成基準等の詳細については、西予市明浜町狩浜地区景観計画に詳しい。

(3) 文化的景観の構造

西予市では、土地利用が箱庭的な一体感のある景観を形成していることから、現在の土地利用を維持継承することを基本としている。構造は「里山」「段畑」「集落」「里海」の4つの景観単位として分類し、「里山」は権現山を頂に、傾斜地の上部にある狩浜地区の領域を囲む、山林の区域、「段畑」は傾斜地の中間～下部に広がる農地の区域、「集落」は本浦と枝浦の家々が並ぶ生活の区域、「里海」は国道378号から宇和海沿岸部および、だけの鼻、水越島を含めた海面の区域を指す。図3-2-3-1において景観単位の構造を示す。

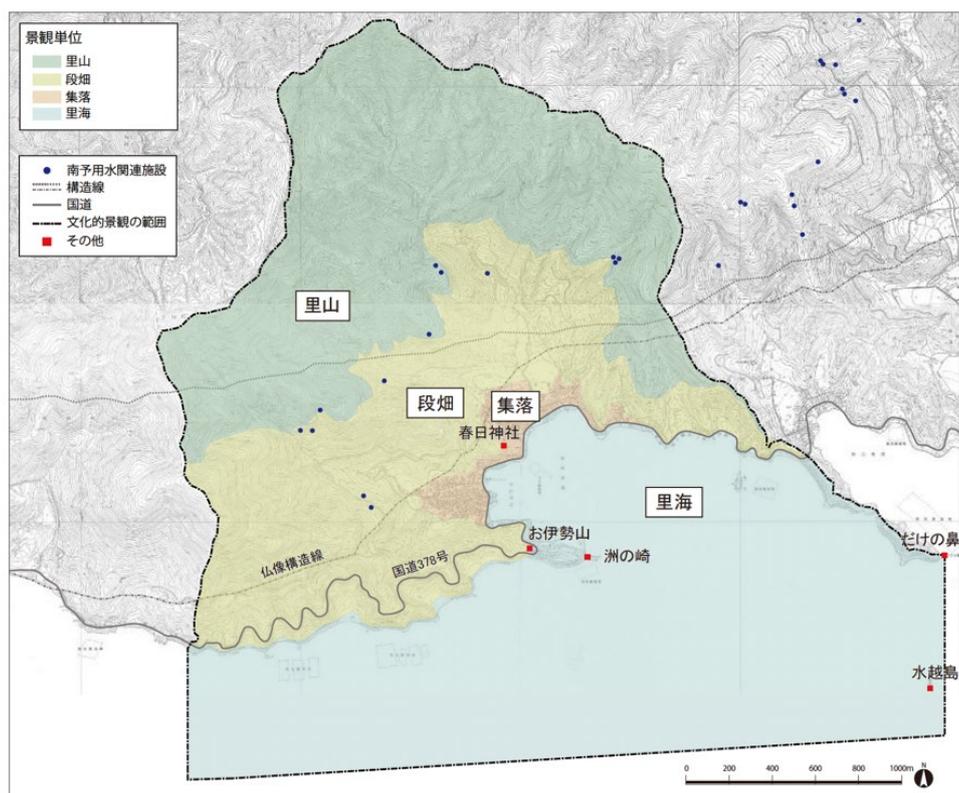


図3-2-3-1 景観単位の構造

(「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観保存活用計画」より)

(3) 保存管理に関する事項

①保存管理に関する基本方針

西予市では保存管理においても「里山」、「段畑」、「集落」、「里海」の4つから成る景観のまとまりを保全すると共に、各景観単位の土地利用を継承していくとしている。各詳細は以下の通りである。

- 1.里山は環境保全を基本とし、段畑は営農の継承を考慮した保存管理を行う。
- 2.集落は生活の場として、保存を重視する要素と変化を受容する要素を見極めていく。
- 3.里海は漁業の場やお旅所等、人々の活動が継承されることを重視する。
- 4.段畑には地質に多く含まれる石灰岩の石垣が、時代によって異なる積み方で築かれた
また、集落には生業の面影を表す建築物が多様な付属小屋と共に残っている。このような、狩浜の文化的景観にとって欠くことのできない要素については、所有者の同意を得て、重要な構成要素として特定し、履歴に基づく修理復旧を積極的に推進する。

②土地利用に関する保存方針

西予市では土地利用に関する基本方針として「里海」「集落」「段畑」「里山」の4つの景観単位ごとに、保存の方針を示している。「里山」では段畑、集落への防災、減災、水源涵養の観点から適切な管理を行うこと、「段畑」では農地の維持、段畑景観を保存すること、「集落」では個性豊かな建築物を保存し、新築等は周囲の景観との調和を図ること、「里海」ではリアス海岸の維持、海岸林の保全に取り組むことを方針としている。景観単位における特徴と保存方針をまとめた詳細を表3-2-3-2にて示す。

表3-2-3-2 景観単位における特徴と保存方針 2/2

| 景観単位 | | 保存方針の考え |
|------|--|--|
| 里山 | 森林・樹木 | <ul style="list-style-type: none"> ・大規模な開発、造成を行わないことを基本とし、現状の土地利用を維持する。 ・広範囲にわたる樹木の伐採を避け、周辺の植生に配慮した自然環境を保全する。 ・用材林も多く分布するため、薪炭樹等は伐期に応じて活用することで、適切な管理を行う。 |
| | 山田 | <ul style="list-style-type: none"> ・稲作の履歴を継承するため保存を図る。 ・治山を目的として、現存する石垣の修理等を図る。 |
| | 公園 | <ul style="list-style-type: none"> ・山岳公園および旧石鎚神社から宇和海にかけての麓の段畑や集落景観への眺望が阻害されないように、公園内および周辺の樹木の剪定等の維持管理を図る。 ・手水鉢等の石造物の保存と共に、歴史文化に係る諸要素を把握して周辺一体の環境整備に努める。 |
| 段畑 | 農地 | <ul style="list-style-type: none"> ・地目の変更は避け、農地としての維持保全に努める。 ・基本的に大規模な開発、造成をせず、現状の形状の維持に努める。 |
| | 石垣 | <ul style="list-style-type: none"> ・石垣、石橋、石段等は歴史や伝統に配慮した材料、工法を用いて保存する。 ・周囲の景観に配慮し、相隣との連続性を確保する。 |
| | 石切場 | <ul style="list-style-type: none"> ・石切場は基本的に開発を行わず、痕跡の維持に努める。 |
| | 野坪 | <ul style="list-style-type: none"> ・野坪は基本的に埋立てをせず、現状の維持に努める。 |
| | 防風林・防潮林 | <ul style="list-style-type: none"> ・防風林、防潮林の伐採は必要最小限とし、農作物が形成する景観を維持する。 |
| | 農道・里道・索道 | <ul style="list-style-type: none"> ・段畑内の道路は現状の位置を維持し、地区の景観に配慮したものとする。 ・単軌道運搬機は周囲の環境に配慮し、管理する。 |
| | 農作業小屋 | <ul style="list-style-type: none"> ・農作業小屋は最小限とし、周囲の景観に配慮する。 |
| 集落 | 貯水槽 | <ul style="list-style-type: none"> ・貯水槽やスプリンクラー等は周囲の景観に配慮した維持管理を行う。 ・エスロンパイプについては、使用状況を把握した上で、不使用のものは段階的に撤去する。また、使用中のものについても、景観に配慮したものに代替する等外観の調和を図る。 |
| | 主屋・付属屋・門 | <ul style="list-style-type: none"> ・現在の地割を維持するまたは周囲の景観との調和に努める。 ・オリア養蚕、舟板の壁の家、せがい造の家等の生業を表す狩浜の個性を支える建築物は修理を行い、保存する。 ・同様に、納屋やへや等、狩浜らしい多様な付属小屋は修理を行い、保存する。 ・主屋や付属小屋、門の新築や増改築等を行う際は、周囲の景観との調和を考慮する。 ・防風、防潮生垣は現状維持または周囲の景観との調和に努める。 |
| | 公民館・学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・公民館や学校等の建築物は住民の拠点として積極的な活用を行う。 ・そのため、住民や来訪者等、多くの人々が活用できるように必要な機能の更新や追加を目的とした整備の検討を行う。 |
| | 墓地 | <ul style="list-style-type: none"> ・墓地は集落の基準に沿って、周囲の景観との調和に努める。 |
| | 社寺 | <ul style="list-style-type: none"> ・社殿は修理や管理により健全な状態の維持に努める。 ・社叢や神木は保全する。 |
| | 石造物 | <ul style="list-style-type: none"> ・社寺の石垣や鳥居等の石造物は保存或いは保全する。 |
| | 河川・水路 | <ul style="list-style-type: none"> ・水面の維持保全に努め、無為な埋立てや地形の変更は避ける。 ・石垣護岸は維持保全を図り、歴史や伝統に配慮した材料、工法等に努める。また、周囲の景観に配慮し、相隣との連続性を確保する。 |
| 井戸 | <ul style="list-style-type: none"> ・石積の井戸は復旧に取り組み、保存する。 | |
| 里海 | 海岸林 | <ul style="list-style-type: none"> ・お伊勢山、かつら島は自然環境の保全や周囲の景観に配慮し、適切な整備活用を図る。 |
| | 漁業関連施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・海面を維持保全し、真珠養殖筏や魚類養殖用小割生簀といった漁業関連の設備が並ぶ景観の維持に努める。 ・漁業関連施設は地区の自然環境との調和を図る。 |
| | 浜 | <ul style="list-style-type: none"> ・浜は地区の自然環境や周囲の景観に配慮し、適切な整備活用を図る。 |
| | お旅所 | <ul style="list-style-type: none"> ・秋祭りの際にお旅所や御飯屋を設置可能な場所を維持保全する。 |

(4) 重要な構成要素に関する事項

① 重要な構成要素の特定

西予市では「西予市文化的景観調査成果報告書」より、文化的景観の本質的価値を有する構成要素を抽出し、このうち、有形かつ不動産で文化的景観の本質的価値を担保するために特に重要であり、将来にわたり保存することに対して、所有者等の同意が得られたものを重要な構成要素として特定している。ただし、住民の生活利便性を一定程度確保することから、将来にわたって国および地方公共団体によって事業化が予定或いは予想される範囲に含まれる要素は重要な構成要素として特定していないとしている。重要な構成要素の保存に関する取り扱いを表3-2-3-3に、景観単位、種別、No、区分、件数、価値を示した重要な構成要素の一覧を表3-2-3-4に示す。

表3-2-3-3 重要な構成要素の保存に関する取り扱い

| 景観単位 | 重要な構成要素の種類 | 現状変更および保存に影響を及ぼす行為 | 基準による誘導 | 協議による修理・復旧 | 間接補助の有無 | 整備活用の必要性 |
|------|---------------|-------------------------|---------|------------|---------|----------|
| 里山 | 樹木 | 植栽または伐採 | ○ | | | |
| | 山田 | 形状変更・材質変更・修繕・移転 | | ○ | △ | △ |
| | 公園・旧跡 | 改修 | | ○ | △ | △ |
| 段畑 | 農地 | 面積変更・地目変更 | | ○ | | |
| | 石垣 | 形状変更・材質変更・修繕・移転 | | ○ | ○ | |
| | 石切場 | 面積変更・地目変更 | | ○ | △ | |
| | 野坪 | 形状変更・修繕・埋立て | | ○ | ○ | |
| | 防風・防潮林 | 植栽または伐採 | | ○ | ○ | |
| | 農道 | 拡幅・形状変更・修繕 | ○ | ○ | | ○ |
| | 旧道・小径 | | ○ | ○ | △ | ○ |
| | 索道 | | ○ | ○ | | ○ |
| | 農作業小屋・倉庫 | 新築・増築・改築・移転・取り壊し | ○ | ○ | ○ | |
| | 貯水槽 | 改修・修繕・移転 | | ○ | ○ | |
| 集落 | 社寺 | 新築・増築・改築・移転・取り壊し | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 主屋 付属屋 長屋門 | 新築・増築・改築・移転・取り壊し | ○ | ○ | ○ | |
| | 倉庫 | 新築・増築・改築・移転・取り壊し | ○ | ○ | ○ | |
| | 石造物 | 新築・増築・改築・移転・取り壊し | | ○ | ○ | |
| | 社叢・緑地 | 植栽または伐採 | | ○ | △ | △ |
| | 河川・水路 | 拡幅・形状変更・暗渠化・埋立て | | ○ | | |
| | 水面 | 形状変更・材質変更・修繕・移転・暗渠化・埋立て | | ○ | ○ | |
| | 井戸 | 新築・増築・改築・移転・取り壊し | ○ | ○ | ○ | |
| 里海 | 海岸林 | 植栽または伐採 | | ○ | △ | △ |
| | 漁業関連施設 | 新築・増築・改築・移転・取り壊し | | ○ | ○ | |
| | 浜 | 面積変更・地目変更 | | ○ | | |
| | お旅所 | 新築・増築・改築・移転 | | ○ | ○ | ○ |

【凡例】○：該当あり △：文化的景観保護審議会により、適宜検討

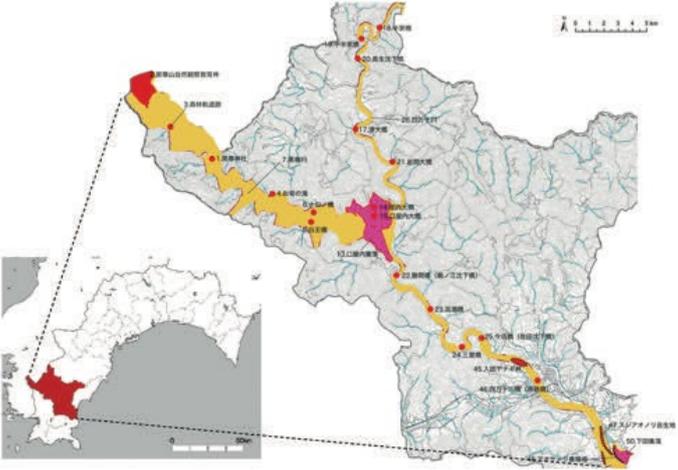
表3-2-3-4 重要な構成要素の一覧

| 景観単位 | 種類 | No. | 区分 | 件数 | 価値 |
|-------|--------|------------|-----------------------|--|--|
| 里山 | 樹木 | 1 | 天然生林 | 1 | 昔は燃料の薪を採取したり、櫛を植えたりした。生活史を知る上で重要な場所である。 |
| | 山田 | 2 | 山田 (馬ころばし) | 1 | 江戸時代、狩浜では谷沿いに山田を作ることに力を入れた。農業の歴史を知る上で欠くことのできない構成要素である。 |
| | 公園・旧跡 | 3 | 旧石鎚神社 | 1 | 信仰の観点から重要な構成要素である。 |
| 段畑 | 石垣 | 4 | 石垣 | 1537 | 江戸期より営々と築かれ、狩浜の生活を支える最も重要な産業基盤で、1537筆の多数を数える。 |
| | 石切場 | 5 | 石取場 | 4 | 江戸時代より露出する石灰岩等を割って、段畑の石垣を築いていった。狩浜の生業や文化を知る上で欠かせない構成要素である。 |
| | 野坪 | 6 | 野坪 | 2 | クサラカシや下肥を一時的に段畑で保管した場所である。狩浜の農業を知る上で欠くことのできない構成要素である。 |
| | 旧道・小径 | 7 | 山道(ヤスンバ道) | 1 | 車が無く徒歩の時代、他地域との重要な交通・交易路であった。生活史を知る上で重要な構成要素である。 |
| | | 8 | 山道(ナダ道) | 1 | 車が無く徒歩の時代、他地域との重要な交通・交易路であった。生活史を知る上で重要な構成要素である。 |
| | | 9 | 山道(ナカ道) | 1 | 車が無く徒歩の時代、他地域との重要な交通・交易路であった。生活史を知る上で重要な構成要素である。 |
| | 貯水槽 | 10 | 貯水槽(神田畑) | 1 | 昭和42年の大干ばつを機に、貯水槽が設置されるようになった。狩浜の柑橘業の歴史を知る上で欠かせない構成要素である。 |
| 11 | | 防除水槽(ツエヌケ) | 1 | 昭和42年の大干ばつを機に、貯水槽が設置されるようになった。本貯水槽は防除にも利用できるようになっている。狩浜の柑橘業の歴史を知る上で欠かせない構成要素である。 | |
| 集落 | 主屋 | 12 | 主屋(平屋建) | 12 | 明治期の農家の屋敷構えを伝える観点で重要。 |
| | | 13 | オリヤ養蚕 | 6 | 最盛期の養蚕農家の屋敷構えを伝える観点で重要。 |
| | 付属屋 | 14 | 納屋 | 1 | クサラカシを置いた空間を残す。隠居慣行と農家の屋敷構えを伝える観点で重要。 |
| | | 15 | ヘヤ | 1 | 独立した隠居屋を持つ屋敷構えを伝える観点で重要。 |
| | | 16 | 桑納屋 | 1 | 最盛期の養蚕農家の屋敷構えを伝える観点で重要。 |
| | | 17 | 蔵 | 3 | 農家や社家の屋敷構えを伝える観点で重要。 |
| | | 18 | 家畜小屋 | 1 | 昭和期の農家の生業を伝える観点で重要。 |
| | | 19 | 養蚕小屋 | 4 | 最盛期の養蚕農家の屋敷構えを伝える観点で重要。 |
| | | 20 | 複合型付属小屋 | 2 | 隠居慣行と農家の屋敷構えを伝える観点で重要。 |
| | 21 | 櫛倉 | 1 | 生業の観点で重要。 | |
| | 倉庫 | 22 | みかん倉庫 | 1 | 昭和期の農家の生業を伝える観点で重要。 |
| | 長屋門 | 23 | 長屋門 | 2 | 旧村役人宅の屋敷構えを伝える観点で重要。 |
| | 社寺・石造物 | 24 | 春日神社(本殿・中殿・拝殿・透塀・石造物) | 1 | 歴史性と祭礼文化の観点から重要。 |
| | 社叢・緑地 | 25 | 春日神社社叢 | 2 | 昔から保護されてきた自然林で、元々の自然の植生が残る重要な場所である。 |
| 井戸 | 26 | 井戸 | 9 | かつて水源の乏しかった狩浜では、共同井戸や個人井戸で水を得てきた。井戸は、狩浜の暮らしや文化を知る上で欠くことの出来ない構成要素である。 | |
| 河川・水路 | 27 | 普通河川南川 | 1 | 生活史を語る上で重要な構成要素である。 | |
| | 28 | 普通河川河原川 | 1 | 生活史を語る上で重要な構成要素である。 | |
| 里海 | 海岸林 | 29 | 魚つき保安林 | 1 | 漁業史を知る上で重要な構成要素である。 |
| | お旅所 | 30 | お旅所 | 1 | 昔からの祭礼文化を引き継ぐ重要な場所である。 |

3-4-5 高知県四万十市「四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来」

(1) 文化的景観の概要

表 3-4-5-1 「四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来」の概要

| 文化的景観の特徴 | 写真 |
|--|--|
| <p>四万十市は四万十川下流域に位置し、黒尊川流域、四万十川下流域、四万十川河口域からなる。黒尊川流域は広大な森林資源を有し、一部の原生林が保護されるとともに、体験型学習の場として活用されている。また、四万十川下流域は、豊富な水量と広い川幅や河原を持ち、火振漁などの淡水漁業が行われている。中でも口屋内地区は、物資輸送において上流域と河口域を結ぶ中継地として栄え、現在もその痕跡を留めている。四万十川河口区域は、四万十川本流のうち、四万十市入田から河口までの約 13.5km の区域とその河畔林および下田を含む区域である。このうち、河口から約 9km 上流までの汽水域では、豊かな生物相を育むとともに、川魚や藻類の生産を含む生業の場としての価値を高めている。また、河口部に位置する下田地区は、中世期から四万十川を介した積み出し港として発展している。このように多様な自然環境が生み出す豊かな恵みと、舟運などの流通・往来によって形成される文化的景観である。</p> |  <p>全国文化的景観区域連絡協議会 HP²⁾より引用</p> |
| 選定範囲 | 選定基準 |
|  <p>『重要文化的景観「四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来」整備活用計画書』より引用</p> | <p>一の34578 および二</p> |
| | <p>選定年月日</p> |
| | <p>平成21年2月12日</p> |
| | <p>位置</p>  |

(2) 景観計画における文化的景観の行為規制

四万十川における景観計画区域については、四万十川本川と主要支川のうち広見川・目黒川・黒尊川を中心とした山の第一稜線をもって景観計画区域とし、四万十川本川と主要支川から川に沿った道路や鉄道までの区域を「回廊地区」、回廊地区を除いた四万十川本川と主要支川に一番近い山の第一稜線までの区域を「保全・活用地区」に区分している。景観計画区域の区分を図3-4-5-1に示す。

文化的景観区域は、黒尊川区域では第一稜線間、四万十川下流・河口区域では、四万十川の水面、下田・口屋内集落では四万十川水面～集落端が範囲であり、「回廊地区」と「保全・活用地区」のどちらかの地区に該当する。文化的景観区域と景観計画区域の関係を図3-4-5-2～3-4-5-4に示す。

建築物は高さ建築面積 100 m²以上、または高さ 10.0mを超えるもの、工作物は「回廊地区」では築造面積 10 m²以上または高さ 1.5mを超えるもの、「保全・活用地区」では、築造面積 500 m²以上、または高さ 5.0mを超えるものなどが届出対象行為となっている。また「保全・活用地区」では建築物は高さ 20m 以下、「回廊地区」では建築物は高さ 13m、建ぺい率 60%以下であること、工作物は高さ 13m 以下とする等、景観形成基準によって定め、景観形成を誘導できるよう位置づけられている。届出対象行為や景観形成基準等の詳細については、四万十川景観計画に詳しい。

また四万十市では 四万十川条例に基づく、共生モデル地区の指定がされている。地域の人々の生活と自然環境の調和を継続していくために、その地区と協定を結びことによって、人と自然との共生、環境保全の取組を推進することを目指し、地区と協定を結んでいる。現在黒尊川流域で共生モデル地区の指定がなされている。

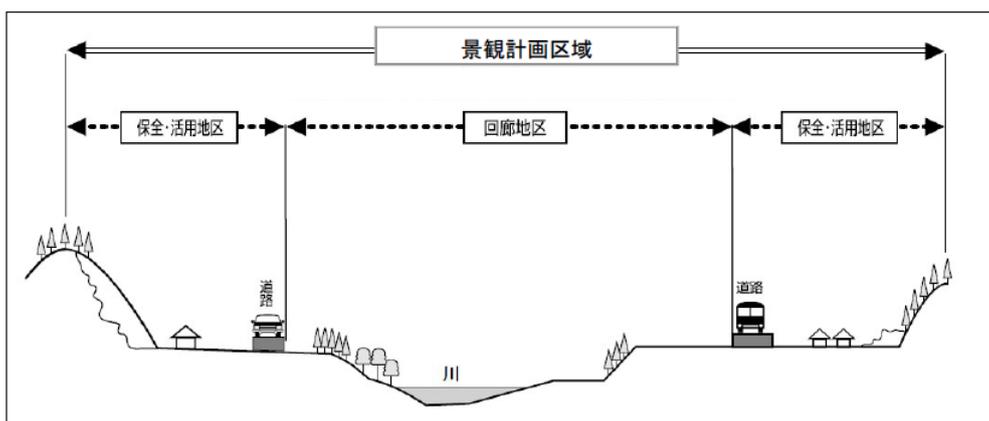


図3-4-5-1 景観計画区域の区分

(出典：『「四万十川流域の文化的景観下流域の生業と流通・往来」整備活用計画書』より)

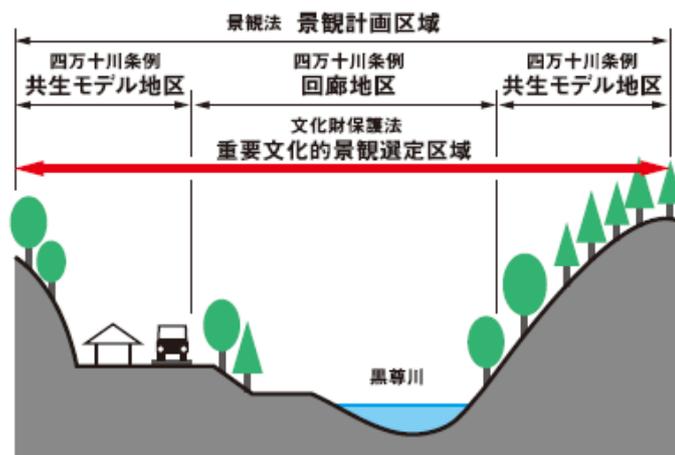


図 3-4-5-2 文化的景観区域と景観計画区域の関係(黒尊川区域)

(出典：『「四万十川流域の文化的景観下流域の生業と流通・往来」整備活用計画書』より)

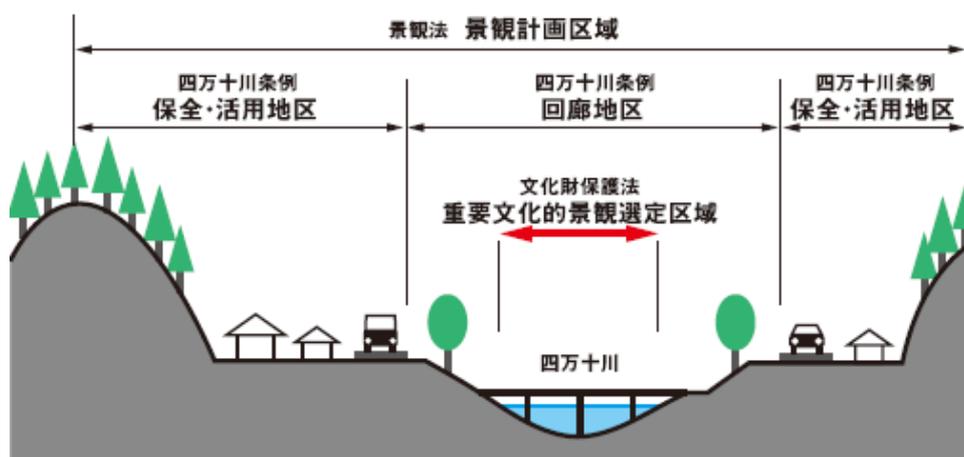


図 3-4-5-3 文化的景観区域と景観計画区域の関係(四万十川下流・河口区域)

(出典：『「四万十川流域の文化的景観下流域の生業と流通・往来」整備活用計画書』より)

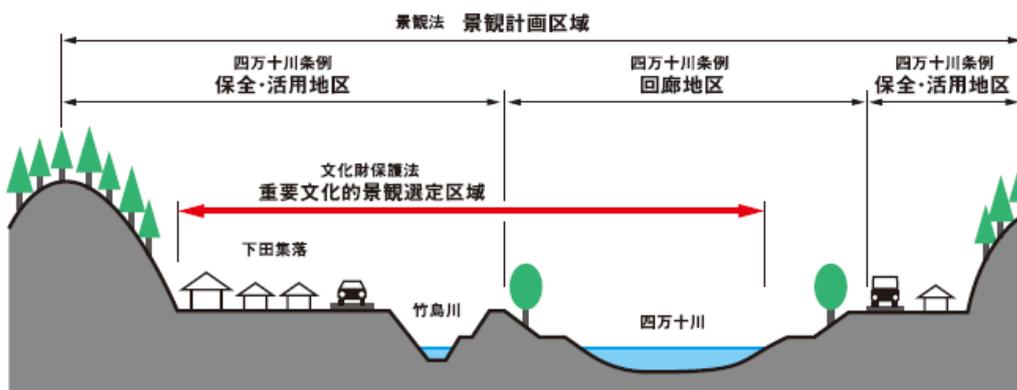


図 3-4-5-4 文化的景観区域と景観計画区域の関係(下田・口屋内集落)

(出典：『「四万十川流域の文化的景観下流域の生業と流通・往来」整備活用計画書』より)

(3) 文化的景観の構造

四万十市では、当該文化的景観を自然的、歴史的、社会的観点から踏まえ、黒尊川区域、四万十川下流区域、四万十川河口区域に区分しており、特に下流区域における口屋内地区、河口区域における下田地区を区域の特質を良好に表す集落域として、保存活用計画上で重点地区に設定している。

(4) 保存管理に関する事項

当該文化的景観では、地域の伝統文化や生活・生業を継続しながら特色ある景観を後世に継承して行くことを保存活用の基本とし、保存管理の基本方針を以下の3点で示している。以下の基本方針を基に、(2)で示した区分ごとに土地利用の方針を示している。(表3-4-5-2)

① 生活・生業を成り立たせてきた流域の豊かな自然環境を保全する。

四万十川の特質は豊かな自然と、河川と共に暮らす地域住民の営みであり、その自然は、伝統漁法など様々な生業を育む礎となってきた。将来にわたってもこれらの生業が維持・継承されるよう流域の自然景観を保全するとともに、その必要性・現状について広く普及・啓発を図り、河川と人の繋がりを育む。

② 四万十川を介した流通・往来で形成された土地利用を維持・保存する。

四万十川での流通往来の発達に伴い、渡し舟発着場、沈下橋やトラス橋につながる通路、森林軌道や川沿いの倉庫、住宅から直接河川へ降りる石段など多くの川との繋がりを証する土地利用が見られるため、保全・継承しつつ新たな利活用を検討する。

③ 流域で一体的に見られる様々な時代の諸要素を保存・管理する。

流域の発展は中世以降、江戸時代から近・現代まで様々な時代の変遷を景観の中に残している。これらの要素を調査、再認識するとともにその保全と整備、継承を図る。

表 3-4-5-2 四万十市の土地利用の方針

| 区域 | 土地利用の方針 | |
|----------|---------|---|
| 黒尊川区域 | 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・黒尊川の水質の保全および自然環境の維持を進めるため、森林の整備等について林野庁との連携を図った森林の保存管理を行う。 |
| | 構成要素 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林軌道跡や製材所跡など、林業が活発だった時代の痕跡を積極的に保存し、地域づくりに活かす。 ・沈下橋や森林軌道跡の石垣等の適切な維持管理を行うとともに、その保存管理ガイドラインを作成する。 |
| | 自然環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・黒尊川の景観を後世に引き継ぐため、森林の適切な管理を進める。 ・林野庁の行う黒尊山自然観察教育林事業と連携し、人と自然が共生する地域を目指すとともに、自然体験活動の場として整備する。 |
| 四万十川下流地域 | 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・口屋内集落の特徴である農村部と列村部の街区形状を維持・保全する。 |
| | 構成要素 | <ul style="list-style-type: none"> ・沈下橋や石垣、茶堂等の適切な維持管理を行うとともに、その保存管理ガイドラインを作成する。 ・渡し場跡や茶堂、木材集荷場跡、砂利集荷施設を保存し、必要に応じて修繕。 ・地域住民グループが運営する農家レストラン等を支援し、列村部（野加辺集落）の商業的発展を促進する。 ・地域の収入源であり、農家レストランへの食材供給地でもある農村部（本村集落）の営農環境の維持に努める。 |
| | 自然環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・集落の背後に広がる山林の適切な管理を行う。 ・四万十川の水質の保全や伝統漁法の維持活用に努める。 |
| 四万十川河口区域 | 土地利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・下田の発展過程を特徴的に残している街区の形状を維持・保全する。 ・アオサノリの養殖場やスジアオノリの自生地といった漁場環境を保全する。 |
| | 構成要素 | <ul style="list-style-type: none"> ・石垣や石積の階段、レンガ塀、民家の水切瓦等の適切な維持管理を行うとともに、その保存管理ガイドラインを作成する。 ・伝統的建造物を保存し、状況に応じ必要な調査を行う。 ・建造物等に対して景観に配慮した建材の色彩・素材の選択を推奨する。 |
| | 自然環境 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川部については国交省との連携を図った保全を行う。 ・伝統漁法を継承するためにも、水質の保全に努める。 |

(4) 重要な構成要素に関する事項

四万十市では、保存活用計画において重要な構成要素についての事項は記載がみられず、保存活用計画第1章にて名称のみ記載している。なお公共財団法人四万十財団 HP³⁾に重要な構成要素が記載されている。表3-4-5-3に重要な構成要素を示す。

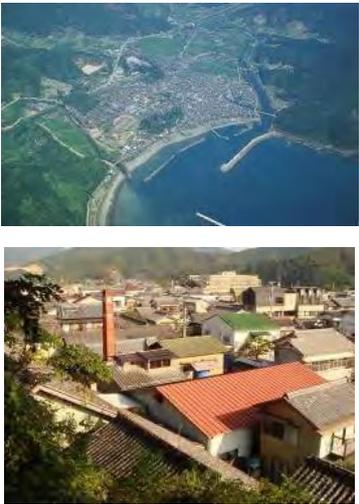
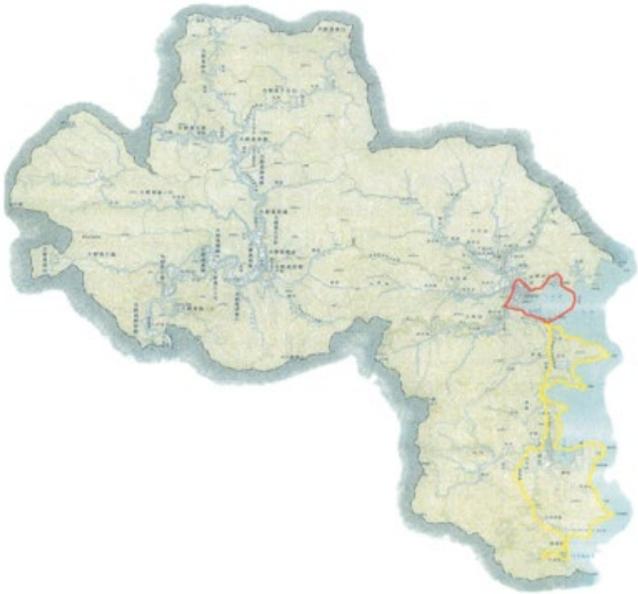
表3-4-5-3 重要な構成要素一覧

| 番号 | 種類 | 地区名 | 名称 |
|----|---------|-------|---------------|
| 1 | 神社 | 黒尊川区域 | 黒尊神社 |
| 2 | 森林 | 黒尊川区域 | 黒尊山自然観察教育林 |
| 3 | 線路跡 | 黒尊川区域 | 森林軌道跡 |
| 4 | 滝 | 黒尊川区域 | お菊の滝 |
| 5 | 沈下橋 | 黒尊川区域 | 白王橋 |
| 6 | 沈下橋 | 黒尊川区域 | ナロノ橋 |
| 7 | 河川 | 黒尊川区域 | 渡川水系四万十川1支黒尊川 |
| 8 | 渡し船発着所跡 | 下流区域 | 渡し場跡 |
| 9 | 石垣 | 下流区域 | 沈下橋左岸の石垣 |
| 10 | 川岸 | 下流区域 | 木材集荷場跡 |
| 11 | 石碑 | 下流区域 | ハイタカ神社の洪水碑 |
| 12 | 地蔵 | 下流区域 | 向い地蔵 |
| 13 | 集落 | 下流区域 | 口屋内集落 |
| 14 | 沈下橋 | 下流区域 | 屋内大橋 |
| 15 | トラス橋 | 下流区域 | 口屋内大橋 |
| 16 | 道路 | 下流区域 | 国道441号 |
| 17 | トラス橋 | 下流区域 | 津大橋 |
| 18 | 沈下橋 | 下流区域 | 半家橋 |
| 19 | 沈下橋 | 下流区域 | 中半家橋 |
| 20 | 沈下橋 | 下流区域 | 長生橋 |
| 21 | 沈下橋 | 下流区域 | 岩間大橋 |
| 22 | 沈下橋 | 下流区域 | 勝間橋 |
| 23 | 沈下橋 | 下流区域 | 高瀬橋 |
| 24 | 沈下橋 | 下流区域 | 三里橋 |
| 25 | 沈下橋 | 下流区域 | 今成橋 |
| 26 | 河川 | 下流区域 | 渡川水系四万十川 |
| 27 | 寺院 | 河口区域 | 南宗寺 |
| 28 | 寺院 | 河口区域 | 光明寺 |
| 29 | 樹木 | 河口区域 | 光明寺のイチヨウ |
| 30 | 樹木 | 河口区域 | 貴船神社のクスノキ |
| 31 | 神社 | 河口区域 | 貴船神社 |
| 32 | 道路 | 河口区域 | 県道下田港線 |
| 33 | 道路 | 河口区域 | 県道中村下田ノ口線 |
| 34 | 道路 | 河口区域 | 串江臨港道路の区間 |
| 35 | 港湾 | 河口区域 | 下田港 |
| 36 | 道路 | 河口区域 | 松野山子の首線 |
| 37 | 道路 | 河口区域 | 錦数線 |
| 38 | 道路 | 河口区域 | 内港東線 |
| 39 | 道路 | 河口区域 | 上町南北1号線 |
| 40 | 道路 | 河口区域 | 上町南北2号線 |
| 41 | 道路 | 河口区域 | 上町南北3号線 |
| 42 | 道路 | 河口区域 | 上町南北4号線 |
| 43 | 道路 | 河口区域 | 上町南北5号線 |
| 44 | 河川 | 河口区域 | 渡川水系四万十川1支竹島川 |
| 45 | 植生 | 河口区域 | 入田ヤナギ林 |
| 46 | トラス橋 | 河口区域 | 四万十川橋 |
| 47 | 漁場 | 河口区域 | スジアオノリ自生地 |
| 48 | 漁場 | 河口区域 | アオサノリ養殖場 |
| 49 | 河川 | 河口区域 | 四万十川 |
| 50 | 集落 | 河口区域 | 下田集落 |

3-4-6 高知県中土佐町「久礼の港と漁師町の景観」

(1) 文化的景観の概要

表 3-4-6-1 「久礼の港と漁師町の景観」の概要

| 文化的景観の特徴 | 写真 |
|--|--|
| <p>久礼の港は、中世より近代にかけて、四万十川流域を中心として領域各地で生産された物資を関西方面へと搬出する主要な港の一つであるとともに、他地域より物資や情報を吸収する重要な拠点の一つとして発達した。特に近世初頭には、家臣団居住地や城館を取り込み、港湾機能に重点を置く小規模な都市プランが形成され、現在の景観はこの構造に基づいて形成されたものである。久礼に残る建物には、激しい台風に見舞われる独特の風土と共生した記憶を示すものが多く、水切り瓦や土佐漆喰は、夏の暑さや高い湿度、あるいは暴風にさらされた暮らしの名残である。漁師町には家屋が密集し、庶民的な地区の中では玄関脇の流しで魚をさばく人々の暮らしを見ることができる。このように、「久礼の港と漁師町の景観」は、中近世に繁栄した港を核として形成された市街地が、鯉漁とともに発展した漁師町や漁港と相まって形成される独特の文化的景観である。</p> |  <p>文化庁 HP「各重要文化的景観の説明」¹⁾より引</p> |
| 選定範囲 | 選定基準 |
|  <p>『久礼の港と漁師町の景観文化的景観保存計画書』より引用</p> | <p>一の45 および二</p> |
| | <p>選定年月日</p> |
| | <p>平成23年2月7日に選定</p> |
| | <p>位置</p> |
|  | |

(2) 景観計画における文化的景観の行為規制

中土佐町では、中土佐町景観計画が策定され、行政区域全域が景観計画区域として指定されている。同区域は、「重点地区」と「一般地区」に分けられ、「重点地区」は「重点第一種地域、重点第二種地区」に区分している。文化的景観区域である「久礼港区域」は、「重点第二種地区」に指定されている。「重点第二種地区」では、建築物は、延面積 100 m²以上、高さ 10m を超えるもの、工作物は築造面積 1,000 m²以上、高さ 5m を超えるものなどが届出対象行為となっており、届出対象行為を景観計画の中に定められている景観形成基準に適合させることにより、重要な構成要素などと調和した建築物等の景観形成をはかることが出来るように位置づけられている。届出対象行為や景観形成基準等の詳細については、中土佐町景観計画に詳しい。

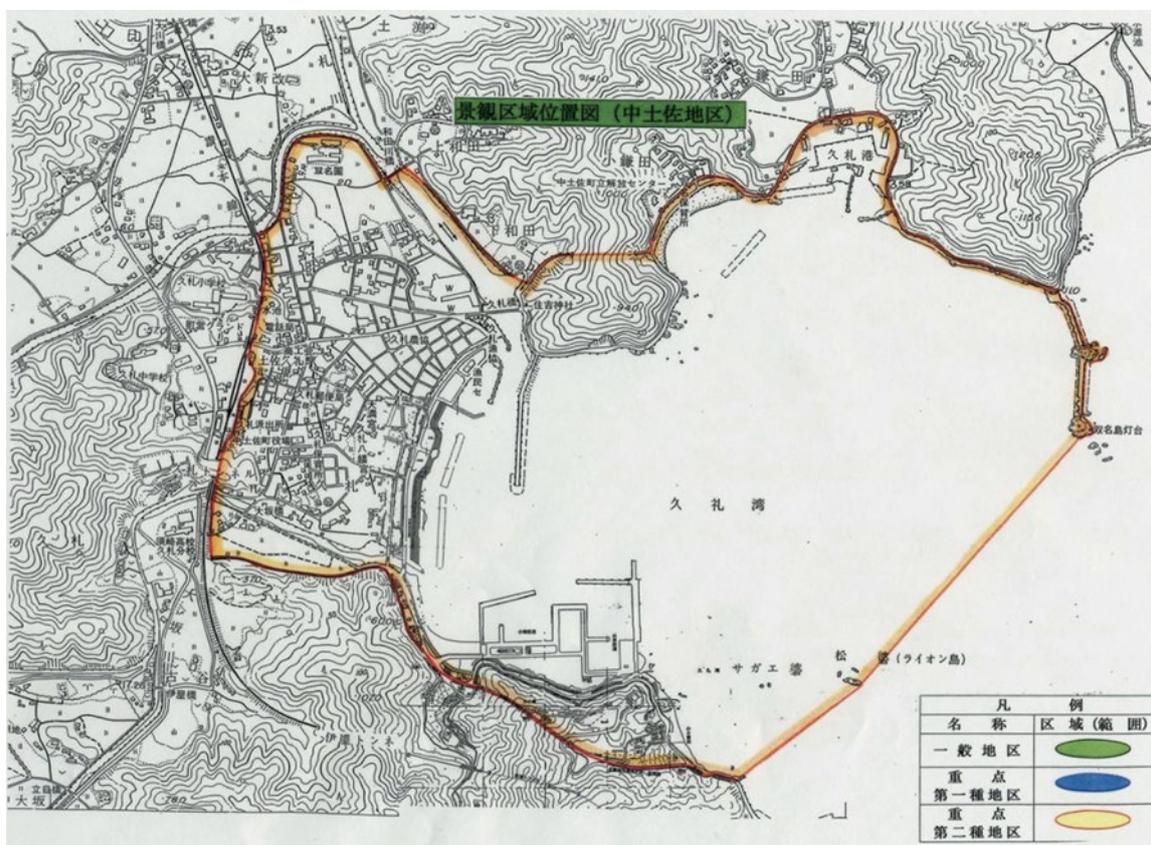


図 3-4-6-1 景観計画区域（重点第二種地区：中土佐地区）（中土佐町景観計画区域より）

(3) 文化的景観の構造

中土佐町では重要文化的景観の特性・価値を①自然的特性、②歴史的特性、③社会的特性、④景観の本質的価値に分類しそれぞれに対応するように「久礼の天然の良港」、「景観の有形無形価値」、「景観の有形価値」、「文化的景観の保存と活用」として本質的価値を定めている。各詳細は図3-4-6-2に示す。

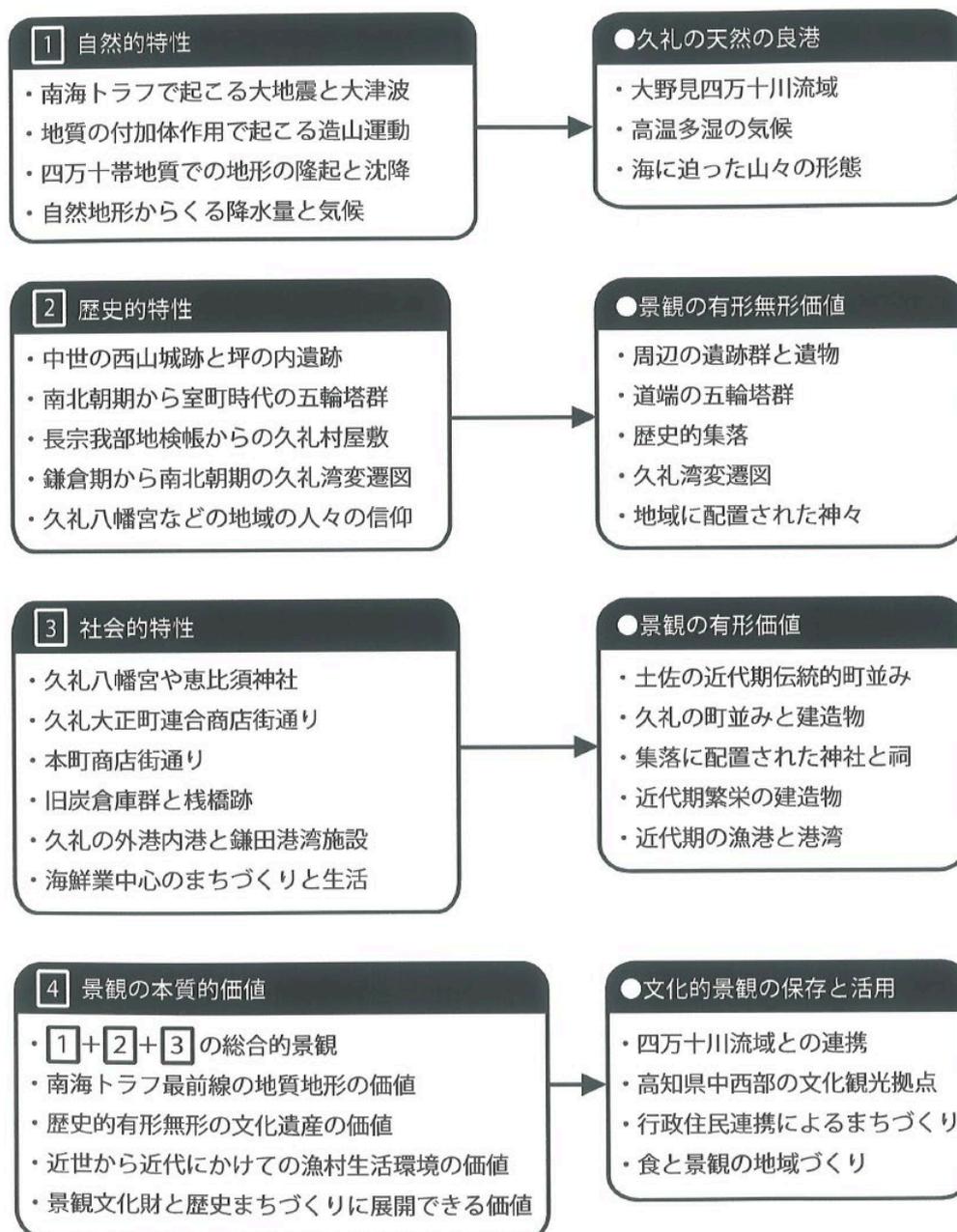


図3-4-6-2 久礼の港と漁師町の景観における本質的価値
(出典：『「久礼の港と漁師町の景観」整備活用計画書』より)

(3) 保存管理に関する事項

① 保存管理に関する基本方針

(a) 中土佐町の独特の地形の土地利用を維持する

久礼地区では、中土佐町の文化的景観の特性を継承する旧港町の街並みを覗かせる現在の漁師町が広がる。また、上ノ加江地区および矢井賀地域は漁労で栄えた漁師町であるが温暖な気候風土を活かした農業も盛んに行われており、太平洋の荒波で形成されたリアス式海岸や砂浜が交互する。こうした独特の地形を活かし、土地利用を維持する。

(b) 中土佐町の景観を構成する要素の保存を図る

建物や流通・往来の歴史や文化を再調査し、生業の営みや暮らしの中に培われ育て上げられた港・街路・大正町市場・炭倉庫、棧橋跡・海岸・久礼八幡宮などの歴史的建造物のある固有の景観を、後世に受け継ぐため保存・整備・活用を図る。

(c) 中土佐町の豊かな自然環境の保全に取り組む

中土佐町は、山・川・海の国、高知県を凝縮したように豊かな自然を有する魅力ある地域である。これらの植生等を始めとする豊かな自然条件を、維持・継承していくと共に地域資源として活用していく。

(d) 木造建築の保護

中土佐町の建物は、明治時代、大正時代に遡るものの他、昭和40年代以降に更新されたものの中にも、土佐の特長を示すものが多い。これらを調査し、保存対象とするとともに、積極的に活用を進める。

② 土地利用に関する保存方針

中土佐町では土地利用に関する保存方針として、(1)山林、(2)農地、(3)港湾、(4)居住地の4項に分けて設定している。また、既存の法条例および景観計画、景観条例を保持し、形成基準を踏まえるものとしている。各項の詳細については表3-4-6-2にて示す。

表3-4-6-2 中土佐町における土地利用に関する保存方針

| 項目 | 保存方針 |
|---------|---|
| (1) 山林 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 植林については、間伐を中心に適正管理をおこなう。 ・ 維持管理に関する支援体制の構築 ・ 自然林や重要景観林については、所有者の協力を仰ぎ保全を図る。 ・ 主な国有林についても重要文化的景観申出区域とし、施行計画の届出、大きな形状変更や土地開発については事前に協議を図る。 |
| (2) 農地 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観農業振興地域計画の策定を推進する。 ・ 耕作放棄地の修景整備と管理、活用を図る。 ・ 後継者不足による維持管理支援を図る。 ・ 集落営農の確立を図る。 ・ 園芸農業の推進を図る。 |
| (3) 港湾 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 古い港が残る中土佐町では、港湾の環境を保持し、環境美化に努める。 |
| (4) 居住地 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地区の空家利用や古民家、樹木、社寺等については、保存活用のガイドラインを作成し、維持管理について検討する。 |

(4) 重要な構成要素に関する事項

① 文化的景観の重要な構成要素の特定

中土佐町では重要な構成要素を定める上で景観区分を①歴史的景観、②街路景観、③港の景観、④街並み景観に分類している。また、種別として神社、倉庫、商店街、漁港、港湾、橋柱、酒蔵、街並みの8つが挙げられる。詳細は表3-4-6-3において示す。また、構成要素によって振り分けられている、修景基準について表3-4-6-4において示す。

表3-4-6-3 文化的景観の重要な構成要素一覧
(出典：『久礼の港と漁師町の景観』整備活用計画書』より)

| 選定名称 | 景観区分 | NO. | 重要構成要素名称 | 種別 | 所在地 | 所有者 | 修復基準 | 見直し期間 |
|-------------|-------|-----|--------------|-----|--------|------|------|-------|
| 久礼の港と漁師町の景観 | 歴史的景観 | ① | 久礼八幡宮 | 神社 | 中土佐町久礼 | 宮司 | A | 10年以内 |
| | | ② | 旧炭倉庫群 | 倉庫 | 中土佐町久礼 | 個人 | C | 5年以内 |
| | 街路景観 | ③ | 大正町市場施設 | 商店街 | 中土佐町久礼 | 中土佐町 | C | 10年以内 |
| | | ④ | 久礼外港・内港 | 漁港 | 中土佐町久礼 | 高知県 | C | 10年以内 |
| | 港の景観 | ⑤ | 鎌田港湾施設 | 港湾 | 中土佐町久礼 | 高知県 | C | 10年以内 |
| | | ⑥ | 棧橋跡 | 橋柱 | 中土佐町久礼 | 中土佐町 | C | 10年以内 |
| | 歴史的景観 | ⑦ | 西岡酒造酒蔵 | 酒蔵 | 中土佐町久礼 | 個人 | C | 10年以内 |
| | | ⑧ | 恵比須神社 | 神社 | 中土佐町久礼 | 神社総代 | B | 5年以内 |
| | 街並み景観 | ⑨ | 本町商店街通り | 町並み | 中土佐町久礼 | 商工会長 | C | 10年以内 |
| | | ⑩ | 久礼大正町連合商店街通り | 町並み | 中土佐町久礼 | 商工会長 | C | 10年以内 |

表3-4-6-4 文化的景観の重要な構成要素における修景基準
(出典：『久礼の港と漁師町の景観』整備活用計画書』より)

| 集計基準 | 整備内容 |
|------|---|
| A | ・ 物件の内外部についての歴史的・文化的価値の保護 ・ 構造、材質、古材、色彩の保護 |
| B | ・ 物件の形態色彩の保護 ・ 条件によっては全面新材での保護 |
| C | ・ 新規の開発行為については文化的景観整備委員会での協議により景観担当部局で判断 |
| D | ・ 上記以外で、景観に影響のある範囲でも所有者の判断による修復方法に委ねる |

② 重要な構成要素における重要な家屋の特定

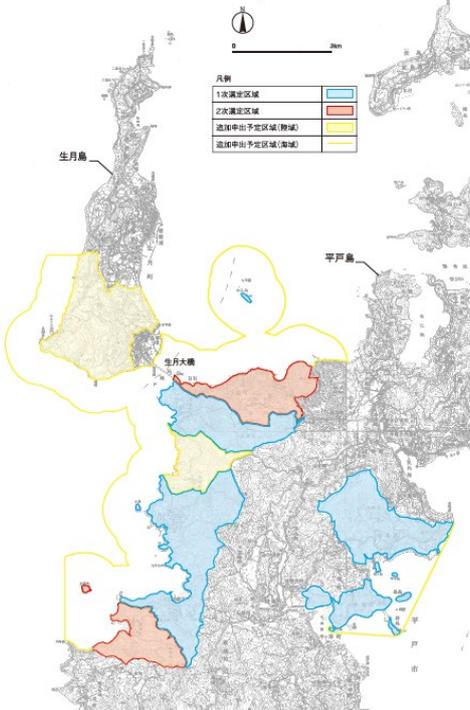
「久礼の港と漁師町の景観」では重要建物の特定の基本条件として、「本町商店街通り」「久礼大正町連合商店街通り」において日本瓦に土佐漆喰の建物、伝統的な産業に使用している建物または地域固有（伝統工法等を示す）の建物であることを条件としている。また、昭和40年代に新材で完成した住宅が多いという背景から、年代による基準も加え、以下の3項目を「本町商店街通り」「久礼大正町連合商店街通り」における重要建物を特定する基準としている。

- 1：日本瓦に土佐漆喰の昭和40年代以前の建物
- 2：伝統的な産業に使用している建物で昭和40年代以前の建物
- 3：構造や造作に古建築の伝統工法が残っている建物

3-4-7 長崎県平戸市「平戸島の文化的景観」

(1) 文化的景観の概要

表 3-4-7-1 「平戸島の文化的景観」の概要

| 文化的景観の特徴 | 写真 |
|--|---|
| <p>平戸島の小河川沿いの谷部には、安満岳を中心として防風石垣や石塀を備える集落や棚田・牧野が展開している。現在も伝統的家屋の中に戦国～江戸時代初期のキリシタン信仰に起源を持つ納戸神を祀るなどかくれキリシタンとしての営みを続け、安満岳や中江ノ島のような聖地とともに、殉教地を伴う独特の様相を現在に留めている。棚田群は、大きなものでは海岸から標高約 200m の地点まで連続して築造され、山間部に点在する 若干の耕作放棄地を除けば、全体としてよく耕作されている。地元の礫岩を用いた石積みの中には、生月の技術者集団の手によるものも認められる。以上のように、「平戸島と生月島の文化的景観」は、かくれキリシタンの伝統を引き継ぎつつ、島嶼の制約された条件の下で継続的に行われた開墾および生産活動によって形成された棚田群 や牧野、人々の居住地によって構成される独特の文化的景観である。</p> |  <p>文化庁 HP「各重要文化的景観の説明」¹⁾より引用</p> |
| 選定範囲 | 選定基準 |
|  <p>『重要文化的景観平戸島の文化的景観整備活用計画』より引用</p> | <p>一の158 および二</p> <p>選定年月日</p> <p>平成22年2月22日 平成22年8月5日(追加)</p> <p>位置</p>  |

(2) 景観計画における文化的景観の行為規制

平戸市では、平戸市景観計画が策定され、行政区域全体（汀線から 1km の範囲内の公有水面を含む）を景観計画区域としている。同区域は景観計画区域を「一般景観計画区域」、「重点景観計画区域」に区分しており、文化的景観区域が位置する「生月島南部・平戸島西海岸地区」は「重点景観計画区域」に指定されている。

「重点景観計画区域」では、建築物および工作物は新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更行為を届出対象としている。届出対象行為を景観計画の中に定められている景観形成基準に適合させることにより、重要な構成要素などと調和した建築物等の景観形成をはかることが出来るように位置づけられている。届出対象行為や景観形成基準等の詳細については、平戸市景観計画に詳しい。

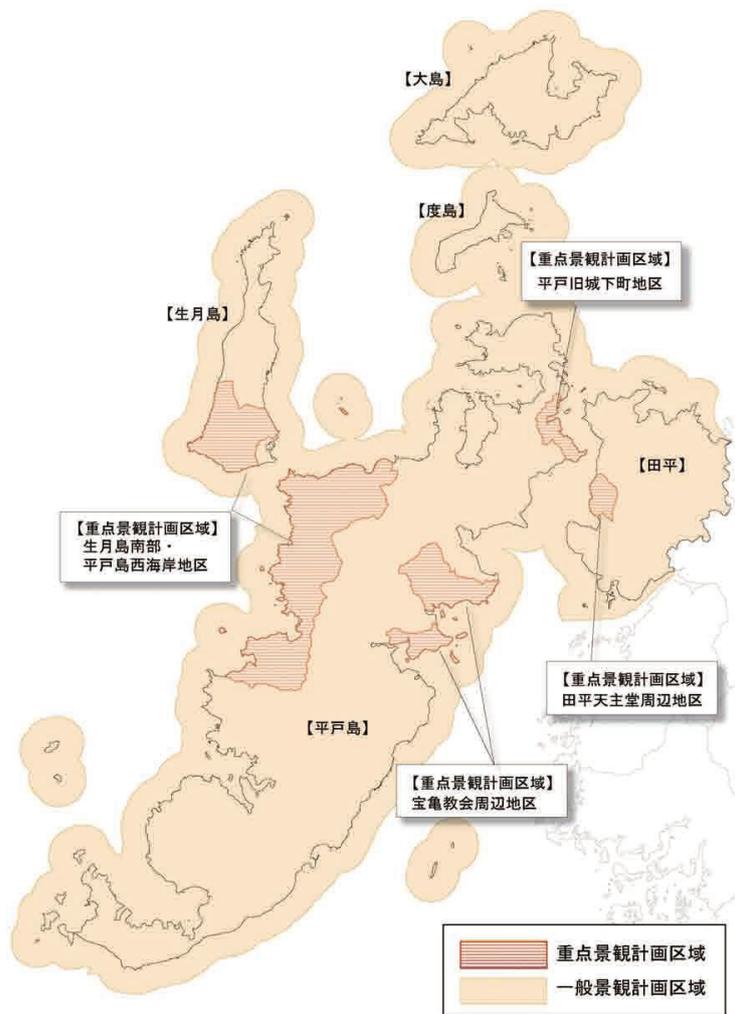


図 3-4-7-1 平戸市景観計画区域（出典：『平戸市景観計画』より）

(3) 文化的景観の構造

平戸市では、当該文化的景観を「無形の要素を背景とする集落」「生業空間」「原生林や里山等で構成される自然的空間」の観点から示している。

(4) 保存管理に関する事項

平戸市では、(3)で示した3つの観点より土地利用の考えを示している。表3-4-7-2～3-4-7-4にまとめたものを示す。

表3-4-7-2 土地利用についての考え(無形の要素を背景とする集落)

| 景観を構成する要素 | 土地利用についての考え方 |
|-----------|---|
| 住居 | <ul style="list-style-type: none"> ・高さ、色彩、屋根の構造等について、周囲の景観との調和に努める。現在、多くの家屋が木造であり、周囲の景観と一体となった良好な景観を維持しているため、これまで同様に木造家屋が望ましい。 ・伝統的家屋については、文化財としての価値を高めつつ、重要な構成要素としての特定を検討していく。 ・防風石垣や防風林の保全に努める。調査報告書において、地域における多様な石積技法が認められており、これらについては、従前の技法で積み直すことが望ましい。 ・良好な景観を有する住宅群としての景観保全に努める。 |
| 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和に努める。 ・敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。 |
| 神社、寺、教会堂 | <ul style="list-style-type: none"> ・構造、材料、色彩等の保存に努める。 ・高さ、色彩、屋根の構造等について、従前と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。 ・これらの信仰に関する施設は、設置場所に意味がある場合が多く、文化的景観の核となる施設でもあるため、原則として移設は行わない。 |
| 公共施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和を図る。また、改修に合わせ、積極的な修景に努める。 ・敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。 |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ・新設、改良工事については、景観への影響が考えられるため、事業主体は、平戸市景観計画を尊重するとともに、文化的景観の価値が特に高いと認められる地区については、景観への配慮を最大限行うこととする。 |
| 墓地 | <ul style="list-style-type: none"> ・墓地様式および時代性に価値のあるものについては、保存を検討する。 |
| 集落の石垣景観 | <ul style="list-style-type: none"> ・集落内に多数分布する石垣の景観は特徴的であり、保全に努める。 |
| 広場 | <ul style="list-style-type: none"> ・資材等の投棄場所にならないよう、景観の維持に努める。 ・集落と一体となって良好な景観を形成するよう、活用方法や整備方針を検討する。 |
| 石造物 | <ul style="list-style-type: none"> ・場所に意味がある場合が多く、原則として移設を行わない。やむを得ない場合は、近接した場所へ設置することとする。 ・古い時代の石造物も多く、地域の文化を実証する数少ない物証であるため、原則として石材の更新は行わない。 |
| 防風林 | <ul style="list-style-type: none"> ・潮害等を防ぐために発達しているものであり、集落景観の特徴でもあるため保全に努める。 |
| 集落の緑地 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林保全に努める。 |
| 工作物 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観の連続性を阻害しているものについては、修景に努める。 ・電柱類その他工作物を設置する場合は、設置場所や高さ、色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。 |
| 屋外広告物 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置は行わないことが望ましい。やむを得ない場合は、高さや色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。 ・交通誘導板、観光案内板等は、必要最小限に留めることとし、案内板が乱立している場所では、撤去を検討する。 |
| 信仰に関する空間 | <ul style="list-style-type: none"> ・集落内に点在する殉教遺跡、伝承地等の空間は、周囲の樹木等を含め保存することとし、聖地性を損なわないようにする。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観計画を締結する等、集落内でより細やかなルール作りを目指す。 |

表 3-4-7-3 土地利用についての考え(生業空間)

| 景観を構成する要素 | 土地利用についての考え方 |
|-----------|--|
| 棚田 | <ul style="list-style-type: none"> ・石垣のある水田、畦畔、用水路からなる。比較的、耕作放棄地になっている場所が少ないため、現状維持に努める。 ・圃場整備はできるだけ行わず、棚田景観を生かしたまちづくりの可能性を検討する。 |
| 畑地 | <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地になっている場所が多く、農地としての再生の可能性を検討する。 |
| 牧野 | <ul style="list-style-type: none"> ・草地は良好に保全されている。牛が逃げないように設置されている牧野を囲む石垣が特徴的であり、保全に努める。 |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ・農地の適切な維持管理のために必要とされる場合は景観の配慮を検討した整備に努める。 |
| 溜池 | <ul style="list-style-type: none"> ・営農を維持させるための水利システムの維持を第一に考え、維持管理・補修を行いつつ景観の保全を図る。 |
| 信仰に関する空間 | <ul style="list-style-type: none"> ・野立て等の行事を行っていた場所や、殉教遺跡、伝承地等の空間は、周囲の景観も含め保存することとし、聖地性(場所性)を損なわないようにする。 |

表 3-4-7-4 土地利用についての考え(原生林や里山等で構成される自然的空間)

| 景観を構成する要素 | 土地利用についての考え方 |
|-----------|---|
| 天然林 | <ul style="list-style-type: none"> ・天然林が残る森林は自然公園で保全されており、今後も現状維持を行うこととする。 |
| 二次林 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭で薪を使用していた際は、定期的に伐採され、更新されてきた場所であり、シイ・カシ林が多い。森林の適切な維持管理を行うとともに、現状の植生区分に従った植生の回復も検討する。 |
| 人工造林 | <ul style="list-style-type: none"> ・水度保全を重視する森林整備に努める。 ・森林と人との共生を重視する森林整備に努める。 ・資源の循環利用を重視する森林整備に努める。 |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林の適切な維持管理のために必要とされる場合は、景観への配慮を検討した整備を行う。 |
| 河川 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然護岸、自然石積護岸、自然河床の保全に努める。 ・多様な生態系の維持に努める ・公共工事においては、周囲の景観と調和するよう整備を行うこととする。 |
| 信仰に関する空間 | <ul style="list-style-type: none"> ・原生的な森林は、聖なる山、聖なる島等として信仰における聖地の核となっていることから、空間の価値を損なわないよう景観の保全を行う。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化的景観区域内に大規模な鉄塔等を設けないことを原則にする。防災等の観点からやむ負えない場合は周囲の景観に十分配慮を行う(山稜線を分断しない、主要な眺望ポイントと同一視野に入らない等) ・風力発電施設については、原則として設置しない。 |

(4) 重要な構成要素に関する事項

平戸市では、当該文化的景観を「農耕に関する景観地」、「採草・放牧に関する景観地」、「水の利用に関する景観地」「流通・往来に関する景観地」、「居住に関する景観地」として典型的または独特のものであり、また、それらに無形の要素が深く結びついていることが本質的な価値であるとしており、本地域では集落の構造自体が価値をもち、それらの集落における有形・無形の構造を保全していくことが肝要だとしている。

また重要な構成要素を①無形の要素を背景とする集落、②居住地を構成する要素、③生業空間、④原生林や里山等で構成される自然的空間に分類している。表 3-4-7-5~3-4-7-8 に重要な構成要素の一覧を示す。

①重要な構成要素のまとめ方

平戸市では重要な構成要素を図 3-4-9-2 のように 6 つの項目（番号、種類、名称、住所、管理者、備考）によってまとめている

| | | |
|-----|------------------------------|---|
| 番号 | E |  |
| 種類 | 集落 | |
| 名称 | 田崎・神鳥・迎紐差地区 | |
| 住所 | 平戸市木場町字永葉山 506-1 外 1446 筆 | |
| 管理者 | 田崎・神鳥・迎紐差地区自治会 | |
| 備考 | 集落が管理する農地を含む | |

図 3-4-9-2 重要な構成要素のまとめ方の例

(出典：『平戸島と生月島の文化的景観保存計画』より)

表 3-4-7-5 重要な構成要素一覧(無形の要素を背景とする集落)

| 番号 | 種類 | 名称 | 管理者等 | 備考 |
|----|----|-------------|------|---------------|
| A | 集落 | 春日地区 | 自治会 | 地区が管理する農地を含む。 |
| B | 〃 | 獅子地区 | 〃 | 〃 |
| C | 〃 | 根獅子地区 | 〃 | 〃 |
| D | 〃 | 宝亀町地区 | 〃 | 〃 |
| E | 〃 | 田崎・神鳥・迎紐差地区 | 〃 | 〃 |
| F | 〃 | 生月地区 | 〃 | |
| G | 〃 | 主師地区 | 〃 | |
| H | 〃 | 高越地区 | 〃 | |
| I | 〃 | 飯良地区 | 〃 | |

※集落の範囲には、居住地、生業空間、周囲の自然的空間を含むものとし、これらの構造を保全することを原則とする。

表 3-4-7-6 重要な構成要素一覧(居住地を構成する要素)

| 番号 | 種類 | 名称 | 管理者等 | 備考 |
|----|----------|----------|------|-------------------|
| 1 | 住居 | 民家 | 個人 | |
| 2 | 事業所 | 旧根獅子郵便局舎 | 〃 | |
| 3 | 〃 | 旧獅子郵便局舎 | 〃 | |
| 4 | 〃 | 切支丹資料館 | 市 | |
| 5 | 神社、寺、教会堂 | 宝亀教会 | 宗法 | 宝亀地区 |
| 6 | 〃 | 白山比売神社 | 〃 | 主師地区 |
| 7 | 〃 | 猿田彦神社 | 〃 | 宝亀地区 |
| 8 | 〃 | 春日神社 | 〃 | 春日地区 |
| 9 | 〃 | 若宮神社 | 〃 | 獅子地区 |
| 10 | 〃 | 八幡神社 | 〃 | 根獅子地区 |
| 11 | 〃 | 三輪神社 | 〃 | 田崎・神鳥・迎紐差地区 |
| 12 | 〃 | 明性寺 | 〃 | 獅子地区 |
| 13 | 〃 | 八幡神社 | 〃 | 飯良地区 |
| 14 | 〃 | 鎮守神社 | 〃 | 高越地区 |
| 15 | 〃 | 保食神社 | 〃 | 生月地区 |
| 16 | 〃 | 修善寺跡 | 〃 | |
| 17 | 〃 | 山田教会 | 〃 | |
| 18 | 〃 | 法樹寺 | 〃 | 宝亀地区 |
| 19 | 〃 | 愛苦会跡 | 〃 | 田崎・神鳥地区 |
| 20 | 集落の石垣景観 | 集落の石垣景観 | 個人 | 申出を行う各集落の石垣景観として |
| 21 | 〃 | 防風石垣 | 〃 | 獅子地区、特徴的な石垣 |
| 22 | 防風林 | 集落の防風林 | 〃 | 申出を行う各集落の防風林景観として |
| 23 | 〃 | 獅子のアコウ | 〃 | |
| 24 | 石造物 | 三界萬霊塔 | 自治会 | 寛文11年・自然石 |
| 25 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 26 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 27 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 28 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 29 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 30 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 31 | 〃 | カメ石様 | 〃 | 亀の甲の形をした自然石 |
| 32 | 集落の緑地 | 根獅子集落の森林 | 市 | |
| 33 | 〃 | 山野のサザンカ | 個人 | |
| 34 | 墓地 | マタラ神父の墓 | 団体 | |
| 35 | 〃 | 板石積墓 | 個人 | 指定名称 ガスパル様 |
| 36 | 公共施設(漁港) | 主師漁港 | 市 | |
| 37 | 〃 | 白石漁港 | 〃 | |
| 38 | 〃 | 春日漁港 | 〃 | |
| 39 | 〃 | 高越漁港 | 〃 | |
| 40 | 〃 | 獅子漁港 | 〃 | |
| 41 | 〃 | 根獅子漁港 | 〃 | |
| 42 | 〃 | 飯良漁港 | 〃 | |
| 43 | 〃 | 宝亀漁港 | 〃 | |
| 44 | 公共施設(公園) | 根獅子海浜公園 | 市 | |
| 45 | 公共施設(道路) | 国道 | 県 | |
| 46 | 〃 | 県道 | 〃 | |
| 47 | 〃 | 市道 | 市 | |

表 3-4-7-7 重要な構成要素一覧(生業空間)

| 番号 | 種類 | 名称 | 管理者等 | 備考 |
|----|-----|----------|------|------------------|
| 48 | 棚田 | 春日の棚田 | 個人 | |
| 49 | 〃 | 獅子の棚田 | 〃 | |
| 50 | 〃 | 根獅子の棚田 | 〃 | |
| 51 | 〃 | 宝亀の棚田 | 〃 | |
| 52 | 〃 | 田崎・神鳥の棚田 | 〃 | |
| 53 | 〃 | 生月山田の棚田 | 〃 | |
| 54 | 〃 | 主師の棚田 | 〃 | |
| 55 | 〃 | 高越の棚田 | 〃 | |
| 56 | 〃 | 飯良の棚田 | 〃 | |
| 57 | 畑地 | 獅子の畑地 | 〃 | |
| 58 | 牧野 | 獅子の牧野 | 団体 | |
| 59 | 〃 | 生月の牧野 | 〃 | |
| 60 | 〃 | 生月牧野の石垣 | 〃 | 牛の脱走を防ぐため牧野を囲む石垣 |
| 61 | 溜池 | 生月の溜池 | 〃 | |
| 62 | 〃 | 獅子の溜池 | 〃 | |
| 63 | 石造物 | 石祠 | 〃 | 農地内の石祠 |

表 3-4-7-8 重要な構成要素一覧(原生林や里山等で構成される自然的空間)

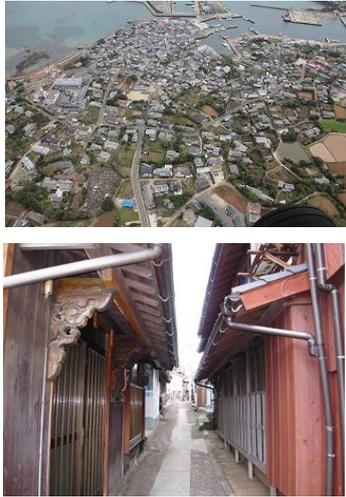
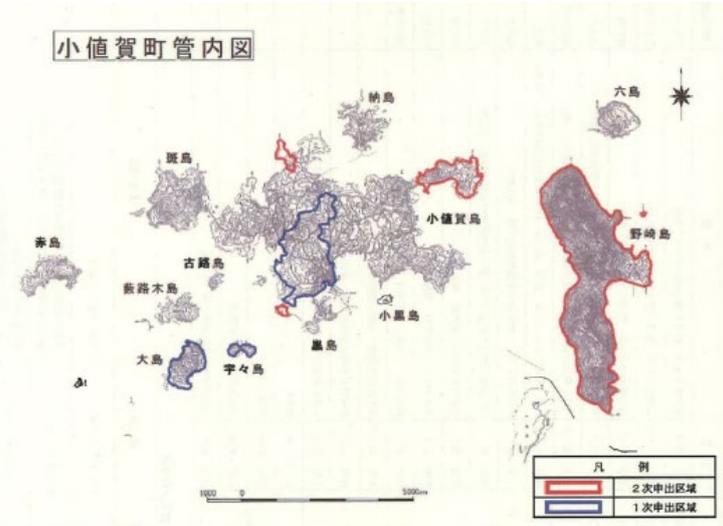
| 番号 | 種類 | 名称 | 管理者等 | 備考 |
|----|-----|----------|------|-------------------------------|
| 64 | 天然林 | 安満岳 | 国有林 | アカガシ林、国有林施行計画区域内 |
| 65 | 〃 | 安満岳(里道) | 市 | 歩道 |
| 66 | 〃 | 西禅寺跡 | 国有林 | 墓地を含む |
| 67 | 〃 | 中江ノ島 | 団体 | 原生林 |
| 68 | 〃 | 小島 | 自治会 | 〃 |
| 69 | 二次林 | 根獅子集落の山 | 〃 | |
| 70 | 石造物 | 安満岳の祠 | 宗法 | 白山比売神社の石祠 |
| 71 | 〃 | 石祠 | 個人 | 指定名称 ダンジク様 |
| 72 | 河川 | 春日川 | 市 | 1500m、流域面積 0.4km ² |
| 73 | 溜池 | 根獅子の溜池 | 個人 | |
| 74 | その他 | 根獅子集落の岩場 | | 自然海岸 |
| 75 | 〃 | 根獅子集落の砂浜 | | 根獅子の浜 |

※ 表 3-4-7-6~8 は、表 3-4-7-5 の集落の中に含まれるものであるが、中でも典型的・特徴的な以下の要素について保全を図るものとする。

3-4-8 長崎県小値賀町「小値賀諸島の文化的景観」

(1) 文化的景観の概要

表 3-4-8-1 「小値賀諸島の文化的景観」の概要

| 文化的景観の特徴 | 写真 |
|---|---|
| <p>長崎県北松浦郡小値賀町に位置する小値賀諸島は大小17の島嶼群で形成される。各地質的特徴から豊かな農地をもつ小値賀島や大島と、深い森林が発達した野崎島や美良島等とに分類され、島によって林地や水田、畑地等の異なる土地利用が集中することによって顕著な特徴を示す。偏った土地利用のため、各島は単独では生業・生活を成り立たせることができず、古くより島嶼間を移動しつつ農業や放牧を営む独特の生活様式を維持してきた。このように、「小値賀諸島の文化的景観」は、多様な地形的特徴を示す島嶼間の移動や近隣諸国との流通・往来に基づいて発展した港や居住地等によって形成される文化的景観である。</p> |  <p>文化庁 HP「各重要文化的景観の説明」¹⁾より引用</p> |
| 選定範囲 | 選定基準 |
|  <p>『小値賀諸島の文化的景観保存計画』より引用</p> | <p>一の2478 および二</p> |
| | 選定年月日 |
| | <p>平成23年2月7日 平成23年9月21日に追加選定</p> |
| 位置 |  <p>長崎県小値賀町</p> |

(2) 景観計画における文化的景観の行為規制

小値賀町では、小値賀町景観計画が策定され、行政区域全体（汀線から1kmの範囲内の公有水面を含む）を景観計画区域としている。同区域は景観計画区域の内、特に良好な景観の形成、文化的景観の保全を図る必要がある区域については、景観形成上重要な地区として「重点景観計画区域」に指定している。当該文化的景観の選定範囲は「重点景観計画区域」に位置する。

「重点景観計画区域」では、建築物および高さ9m以上の工作物に関しては、新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替えまたは色彩の変更行為を届出対象としている。届出対象行為を景観計画の中に定められている景観形成基準に適合させることにより、重要な構成要素などと調和した建築物等の景観形成をはかることが出来るように位置づけられている。届出対象行為や景観形成基準等の詳細については、小値賀町景観計画に詳しい。

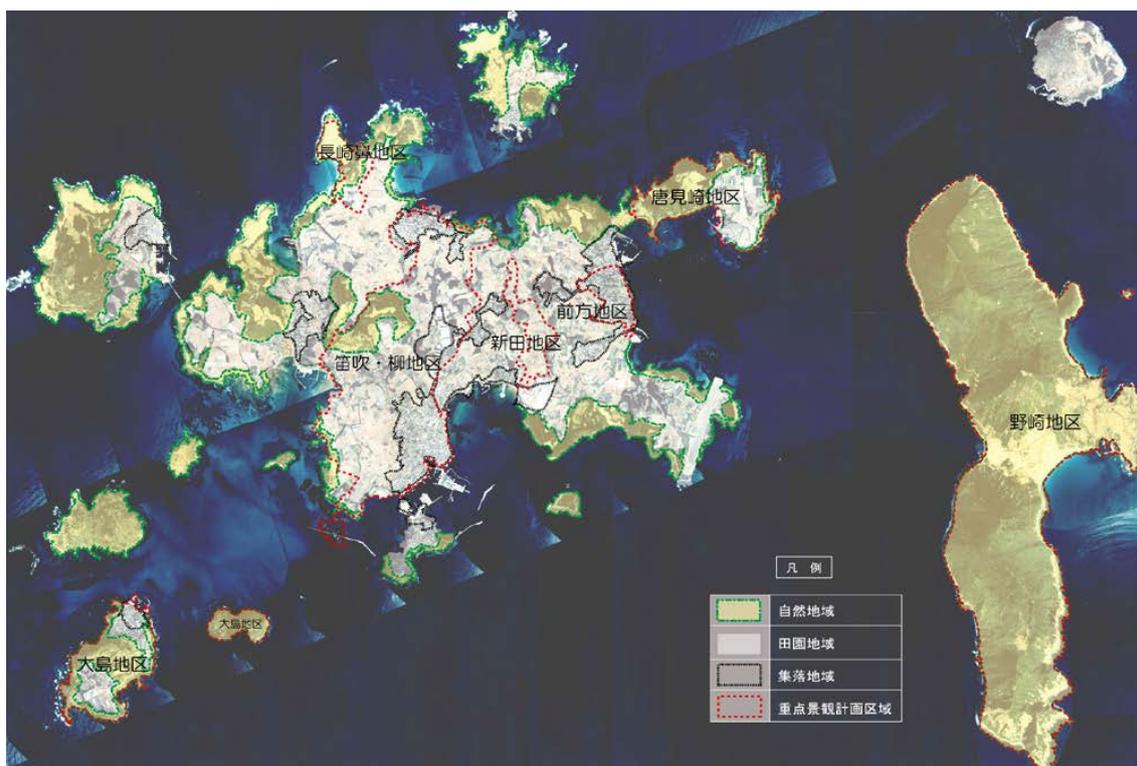


図3-4-8-1 景観計画区域（地域区分・重点景観計画区域）

（出典：『小値賀町景観計画』より）

(3) 文化的景観の構造

小値賀町では当該文化的景観を有形の要素と無形の要素に分類しており、有形の要素には「集落」、「生業空間(漁労活動、流通と往来による商業活動、農業活動)」、「自然空間」、「無人島地域」の4つの視点で構成している。以上の視点ごとに、保存方針を定めている。無形の要素は、集落内で伝統的に受け継がれてきた信仰や民間伝承など、様々な形の精神的繋がりが多く見られ、目に見えない信仰・集落内での精神的繋がりの保存を課題としている。

(4) 保存管理に関する事項

①保存管理に関する基本方針

保存管理に関する基本方針は有形要素である「集落」「生業空間」「自然空間」「無人島地域」の4つの視点から示している。

(a) 集落

小値賀諸島の集落では、海を生産拠点とした漁港集落の「浦」、水田、畑地、放牧地を生産拠点とする農村集落「在」の異なる2つの集落が形成されている。この「浦」・「在」の特徴的な集落構造のあり方を引き継ぐよう努める。伝統的な構造を持つ家屋やそれを取り巻く防風林・防風垣の維持に努める。

(b) 生業空間

・漁撈活動

生業空間と外部からの玄関口の性格を持つ港部に関して、新たに護岸工事を実施、既存の石組み波止を補修する際は、周辺との景観の調和を図るように努める。

海藻類の減少の原因である有害生物の駆除、資源回復のための稚魚の放流等、漁業集落の活性化をはかる友好的な支援策を検討する。

・流通・往来による商業活動

集落の景観を構成する要素の一つとなる商店街の衰退は、景観の阻害と、流通と往来の歴史で形成された独自の経済の衰退につながるため、地産地消への取り組みや商業ルートの確立など、商店街の活性化を図る。

・農業活動

水田や畑地、牧野の景観維持に努めるとともに、景観を造り、維持してきた石積みの保全・補修についても取り組む。伝統的な土地利用を継続しながら今後も生業空間を維持するために必要なシステムを検討する(担い手の育成、水田、畑地を活かした地域活性化への取り組み)

(c) 自然空間

各地域の植生を十分把握したうえで保全を図る。河川、沼地に関しても同様に動物、昆虫等の生態系の維持に努める。良好な状態を保っている松並木についても景観の維持に努める。

(d) 無人島地域

島内に訪れる見学者の安全確保のために、通路の整備や、廃屋等の整備に努めることとする。無人島地域では、常に人の目が行き届いているわけではなく、集落景観や自然空間の維持が困難であるため、巡視員などの組織的な団体を育成し、定期的な見回りを通し、景観の維持に努めるとしている。

②保存に配慮した土地利用に関する事項

保存に配慮した土地利用に関する事項について(2)で示した視点ごとに景観を構成する要素を示し、それぞれの土地利用の方針を示している。表 3-4-8-2~3-4-8-5 に各要素における土地利用に関する考え方を示す。

表 3-4-8-2 各要素における土地利用に関する考え方(集落)

| 景観を構成する要素 | 土地利用に関する考え方 |
|-----------|---|
| 住居 | <ul style="list-style-type: none"> ・高さ、色彩、屋根の構造等について、周囲の景観との調和に努める。現在、多くの家屋が木造であり、周囲の景観と一体となった良好な景観を維持しているため、これまで同様に木造家屋が望ましい。 ・伝統的家屋については、文化財としての価値を高めつつ、重要な構成要素としての特定を検討していく。 ・防風石垣や、家屋石塀等の保全に努める。調査報告書において、地域における多様な石積技法が認められており、これらについては、従前の技法で積み直すことが望ましい。 ・良好な景観を有する「集落」としての景観保全に努める。 |
| 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ・高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和に努める。 ・敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因を周辺から見えにくくするよう努める。 |
| 神社、寺、教会堂 | <ul style="list-style-type: none"> ・構造、材料、色彩等の保存に努める。 ・高さ、色彩、屋根の構造等について、従前と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。 ・これら信仰に関する施設は、設置場所に意味がある場合が多く、文化的景観の核となる施設でもあるため、原則として移設は行わない。 |
| 公共施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和を図る。また、改修に合わせ、積極的な修景努める。 ・敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因を周辺から見えにくくするよう努める。 |
| 道路 | <ul style="list-style-type: none"> ・新設、改良工事については、景観への影響が考えられるため、小値賀町景観計画に従うとともに、文化的景観の価値が特に高いと認められる地区については、景観への配慮を最大限行うこととする。 |
| 墓地 | <ul style="list-style-type: none"> ・墓地様式および時代性に価値のあるものについては、保存を検討する。 |
| 集落の石垣風景 | <ul style="list-style-type: none"> ・集落内に多数分布する石垣の景観は特徴的であり、保全に努める。 |
| 広場 | <ul style="list-style-type: none"> ・資材等の投棄場所にならないよう、景観の維持に努める。 ・集落と一体となって良好な景観を形成するよう活用方法や整備方針を検討する。 |
| 石造物 | <ul style="list-style-type: none"> ・場所に意味がある場合が多く、原則として移設を行わない。やむを得ない場合は、近接した場所へ設置することとする。 ・古い時代の石造物も多く、地域の文化を実証する数少ない物証であるため、原則として石材の更新は行わない。 |
| 防風林 | <ul style="list-style-type: none"> ・潮害等を防ぐために発達しているものであり、集落景観の特徴でもあるため保全に努める。 |
| 集落の緑地 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林保全に努める。 |
| 工作物 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観の連続性を阻害しているものについては、修景に努める。 ・電柱類その他工作物を設置する場合は、設置場所や高さ、色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。 |
| 屋外広告物 | <ul style="list-style-type: none"> ・設置は行わないことが望ましい。やむを得ない場合は、高さや色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。 ・交通誘導板、観光案内板等は、必要最小限に留めることとし、案内板が乱立している場所では、撤去を検討する。 |
| 信仰に関する空間 | <ul style="list-style-type: none"> ・伝承地等の空間は、周囲の樹木等も含め保存することとし、聖地性(場所性)を損なわないようにする。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・景観協定を締結する等、集落内のより細やかなルール作りを目指す。 |

表 3-4-8-3 各要素における土地利用に関する考え方(生業空間)

| 景観を構成する要素 | 土地利用に関する考え方 |
|-----------|--|
| 水田 | ・比較的、耕作放棄地になっている場所が少ないため、現状維持に努める。 |
| 畑地 | ・耕作放棄地になっている場所が多く、農地としての再生の可能性を検討する。 |
| 牧野 | ・草地は良好に保全されている。・適正な放牧による草地の維持に努める。 ・景観阻害要因となる有刺鉄線や電気柵等の人工物は必要最低限に留める。 |
| 道路 | ・農地の適切な維持管理のために必要とされる場合は、景観への配慮を検討した整備に努める。 |
| 溜池 | ・営農を継続させるための水利システムの維持を第一に考え、維持管理・補修を行いつつ景観の保全を図る。 |
| 信仰に関する空間 | ・社叢等の空間は、聖地の景観も含め保存することとし、聖地性(場所性)を損なわないようにする。 |

表 3-4-8-4 各要素における土地利用に関する考え方(自然的空間)

| 景観を構成する要素 | 土地利用に関する考え方 |
|-----------|---|
| 天然林 | ・天然林が残る森林の多くは、自然公園、保安林で保全されており、今後も現状維持を行うこととする。 |
| 二次林 | ・プロパンガスが普及する以前は、薪を使用していたため、定期的に伐採され、更新されてきた場所であり、タブ・シイ林が多い。森林の適切な管理を行うとともに、現状の植生区分に従った植生の回復も検討する。 |
| 人工造林(防風林) | ・水土保持を重視する森林整備に努める。 |
| 道路 | ・森林の適切な維持管理のために必要とされる場合は、景観への配慮を検討した整備を行う。 |
| 河川・水路 | ・自然海岸、自然石積護岸、自然河床の保全に努める。 ・多様な生態系の維持に努める。 ・公共工事においては、周囲の景観と調和するよう整備を行うこととする。 |
| 信仰に関する空間 | ・原生的な森林などは、聖地として信仰の対象となっていることがあることから、空間の価値を損なわないよう景観の保全を行うこととする。 |

表 3-4-8-5 各要素における土地利用に関する考え方(無人島地域)

| 景観を構成する要素 | 土地利用に関する考え方 |
|-----------|--|
| 集落跡 | ・景観を構成するうえで重要な家屋等の建造物が現存する地域については、必要に応じて周辺の景観との調和を考えた補修を行い活用する。 ・家屋のうち倒壊等の危険があるものに関しては、見学者への安全面を考慮し解体する。 ・集落内に石垣が現存する箇所において、崩落等が生じた場合は原則的には従前の技法で補修作業を行う。 ・通路に関しては、必要に応じて、景観に調和した補修作業を実施する。 |
| 畑地 | ・新たな作付け等は原則として行わない。 ・段々畑の石積補修は原則的には従来の技法で補修作業を行う。 |
| 道 | ・見学者の安全確保の必要性に応じて、景観と調和するよう補修作業を実施する。 |
| 天然林 | ・林が残る森林の多くは、自然公園で保全されており、今後も現状維持を行うこととする。 |

(5) 重要な構成要素に関する事項

① 文化的景観の重要な構成要素の特定

重要な構成要素一覧では、選定申請地区ごとに表で示しており、区分、番号、重要な構成要素の名称、所在地、指定、備考を示している(表3-4-8-6~3-4-8-10)。

表 3-4-8-6 重要な構成要素(柳地区)

| 区分 | 番号 | 名称 | 所在地 | 指定 | 備考 |
|-----|----|--------------|-----|----|--|
| 生業 | 1 | 長崎鼻の海岸牧野 | 柳郷 | | 長崎鼻半島の全域を牛の放牧場とする、伝統的な海岸牧野。 |
| 信仰 | 2 | 長崎鼻海岸牧野のダキ神様 | 柳郷 | | 牧野は海蝕崖に囲まれており、牛が落ちて死ぬ事故があることから、放牧牛の安全を祈願している祠。 |
| 建造物 | 3 | 長崎鼻海岸牧野の境界石垣 | 柳郷 | | 牛の迷い込みを防止する目的で、放牧場と後背地の山林や畑地との境界に築かれた石垣。 |

表 3-4-8-7 重要な構成要素(大島と宇々島)

| 区分 | 番号 | 名称 | 所在地 | 指定 | 備考 |
|------|----|------------|------|----|-----------------------------------|
| 島 | 1 | 大島 | 大島 | | 全域 |
| 島 | 2 | 宇々島 | 宇々島 | | 全域 |
| 集落 | 3 | 大島の集落 | 大島郷 | | |
| 建造物 | 4 | 自力更生の碑 | 大島郷 | | かつて宇々島に移住して経済の自力更生を図った相互扶助精神の記念碑。 |
| 史跡 | 5 | 牛の塔様 | 大島郷 | | 室町時代の五輪塔。 |
| 港 | 6 | 移住者の波止 | 宇々島郷 | | 宇々島に移住した大島島民が使用した波止場と船上げ場。 |
| 自然 | 7 | 大島の巨大火山弾産地 | 大島郷 | 県 | |
| 自然 | 8 | アコウの巨樹 | 宇々島郷 | | かつての宇々島移住者家屋の傍にあり、古写真にも写るアコウ樹。 |
| 信仰の場 | 9 | 神島神社 | 大島郷 | | |

表 3-4-8-8 重要な構成要素(野崎島)(1/2)

| 区分 | 番号 | 名称 | 所在地 | 指定 | 備考 |
|-----|----|------|-----|----|--|
| 島 | 1 | 野崎島 | 野崎島 | | 五島列島住民の総廟と崇められた沖ノ神島神社の鎮座地で、古来小値賀島住民にとっては神聖な島であると同時に、薪炭山としても生活に不可欠な島であった。また、近世後期には潜伏キリシタンの移住があり、明治41年建築の教会堂もある。 |
| 集落 | 2 | 野崎集落 | 野崎島 | | 野崎島では最古に成立した、沖ノ神島神社神官家を中心とする集落であった。島唯一の港、集落跡、田畑跡、放牧地跡、墓地跡などで構成される。 |
| 集落 | 3 | 野首集落 | 野崎島 | | 元禄16年(1703)に開拓された石垣積みの段々畑を基礎に、天保期に定住した潜伏キリシタンがきづいた集落。旧野首教会、石垣壁の住居跡などで構成。 |
| 集落 | 4 | 船森集落 | 野崎島 | | 幕末に近い頃、定住した潜伏キリシタンによって成立した集落。教会跡、分校跡、石垣積みの段々畑などで構成される。 |
| 建造物 | 5 | 野崎漁港 | 野崎島 | | 古代からの野崎島唯一の港として、島外とを結んだ海の駅。 |

表 3-4-8-8 重要な構成要素(野崎島) (1/2)

| 区分 | 番号 | 名称 | 所在地 | 指定 | 備考 |
|------|----|----------------|-----|----|--|
| 建造物 | 6 | アコウ樹と共同井戸 | 野崎島 | | 樹根に水神様の石体を抱込んだ南方系のアコウ巨樹と、その木陰にある石組の共同井戸と板石敷の洗い場。簡易水道が整備される以前は、住民の生活水の供給場所として重要であった。 |
| 建造物 | 7 | 沖ノ神嶋神社神官屋敷と敷地 | 野崎島 | | 野崎集落の中心であった沖ノ神嶋神社宮司の住宅で、平戸藩伝統の武家屋敷造りの古民家。敷地内には母屋に接して神殿が付設され、和風庭園が附属している。 |
| 構造物 | 8 | 沖ノ神嶋神社海からの参道波止 | 野崎島 | | 元禄 15 年(1702)小田鯨組が築造した石積み波止。 |
| 建造物 | 9 | 沖ノ神嶋神社肥前型鳥居 | 野崎島 | | 延宝 8 年(1680)に建立された肥前型鳥居。 |
| 建造物 | 10 | 旧野首協会と関連施設の敷地 | 野崎島 | | 明治 41 年(1908)に建築された教会で、九州のキリスト教会建築史で著名な鉄川与助が、初めて手がけたレンガ造り教会。教会堂にはその敷地に隣接して、司祭館や集会所があった。 |
| 建造物 | 11 | 野首集落の共同井戸 | 野崎島 | | 集落内の石組造りの共同井戸で、簡易水道が整備されるまでは、生活水供給場所として重要であった。 |
| 建造物 | 12 | 野崎島自然学塾村 | 野崎島 | | 廃校となった旧町立野崎小中学校の、石垣で囲まれた校庭や昭和 36 年(1961)建築の木造校舎などの施設を、町営の宿泊場所に修造し、年間約 3,000 人が野崎島活用の活動拠点として利用している。 |
| 史跡 | 13 | ダントウヤマ中世石塔群 | 野崎島 | | 14 世紀代後半から 17 世紀代初頭、南北朝時代から江戸時代初期にかけて建塔された石塔群。 |
| 史跡 | 14 | 寺屋敷跡(旧萬福寺跡) | 野崎島 | | かつて小値賀諸島の神社仏閣の別当寺院であった。中世起源と推測される真言密教系寺院址。 |
| 道 | 15 | 沖ノ神嶋神社山越え参道 | 野崎島 | | 野崎集落を起点に 1300 余年の間参詣者が通った、沖ノ神嶋神社への信仰の山道。 |
| 道 | 16 | 沖ノ神嶋神社海からの参道 | 野崎島 | | 島民が利用する、海岸からの沖ノ神嶋神社参道。 |
| 道 | 17 | 旧萬福寺海岸参道 | 野崎島 | | かつての別当寺「萬福寺」への参道で。路肩を石積みで整備した海岸に築かれている道。 |
| 道 | 18 | 野首と野崎を繋ぐ里道 | 野崎島 | | 旧野崎集落と旧野首集落を結ぶ里道で、野崎集落の子供たちの通学路でもあった。 |
| 道 | 19 | 船森のクリスチアン街道 | 野崎島 | | 野首と船森を結ぶ里道で、野首集落にあった小・中学校への通学路でもあった。 |
| 自然 | 20 | 野首海岸のハマゴウ群落 | 野崎島 | | 野首東浜に繁茂しており、ハマゴウの大群落としては稀有な存在である。 |
| 自然 | 21 | 軍艦瀬のネック | 野崎島 | | 小値賀単成火山群による火山活動の一端で、割れ目噴火で上昇した溶岩が固結して残った噴火口跡。 |
| 自然 | 22 | ケムタ火道岩流 | 野崎島 | | 小値賀単成火山群の活動で形成された噴積丘が、海蝕で周囲を削られ溶岩火道のみが残ったもの。 |
| 自然 | 23 | 沖ノ神嶋神社社叢 | 野崎島 | | スダジイを主とする第一次原生林で、沖ノ神嶋神社の神域。 |
| 信仰の場 | 24 | 沖ノ神嶋神社社殿と境内 | 野崎島 | | 704 年に沖津宮と辺津宮とに分祀されたと伝える、沖ノ神嶋神社の社殿と境内地。 |
| 信仰の場 | 25 | 王仁石 | 野崎島 | | 沖ノ神嶋神社拝殿の背後に屹立する巨大な磐座で、本来の神島信仰の対象となった巨石。 |
| 信仰の場 | 26 | 野首集落の墓地 | 野崎島 | | 野崎集落の、神道と仏教徒の墓地。野首集落のクリスチアン墓地。 |
| 信仰の場 | 27 | 野首集落の墓地 | 野崎島 | | 野首集落のクリスチアン墓地。 |
| その他 | 28 | 野首の字界石 | 野崎島 | | 西平・東平・荒崎 3 字の境界交差点を示す字界の標石で、大きな自然石の上面に「サ」と彫りこまれている。 |
| その他 | 29 | 船森の字界石 | 野崎島 | | 船森集落の入り口に位置する、南平・荒崎・黒加浦 3 字の境界交差点を示す字界の標石で、大きな自然石の上面に「サカイ」と彫りこまれている。 |

表 3-4-8-9 重要な構成要素一覧(笛吹地区)

| 区分 | 番号 | 名称 | 所在地 | 指定 | 備考 |
|--------|----|-------------------|-----|----|--|
| 集落 | 1 | 笛吹集落 | 笛吹郷 | | 通りから一步路地へ入ると、古い家並が軒を連ねて独特の雰囲気がある。 |
| 集落 | 2 | 大浦集落 | 笛吹郷 | | 旧平戸藩領内だけに特有の広田瓦を用いた家がよく残っている。 |
| 信仰の場 | 3 | 平戸藩押役所跡 (延命寺) | 笛吹郷 | | 弘安年間(1278～1210)創建と伝える禅宗(臨済宗)寺院。平戸藩押役所跡。 |
| 信仰の場 | 4 | 阿弥陀寺 | 笛吹郷 | | 永禄2年(1559)開創の浄土宗寺院。 |
| 信仰の場 | 5 | 八坂神社 | 笛吹郷 | | |
| 信仰の場 | 6 | 六社神社 | 笛吹郷 | | 初代の神官は小田鯨組の要望を受けて寛文元年(1661)に彦岐から来島。 |
| 港町の文化 | 7 | 晋弘舎印刷所 | 笛吹郷 | | いまだ現役営業中の、昔ながらの活版印刷所。 |
| 港町の文化 | 8 | 造り酒屋の屋敷 (旧木村家) | 笛吹郷 | | 明治時代の小値賀には5軒の造り酒屋があったが、その名残を伝える。 |
| 港町の文化 | 9 | 鮑集所設立記念碑 | 笛吹郷 | | 旧平戸藩郡代役所跡。 |
| 港町の文化 | 10 | 六社神社の肥前型鳥居 | 笛吹郷 | 町 | 元禄3年(1690)建立。旧平戸藩領内にのみ分布する。 |
| 港町の文化 | 11 | 小値賀放送局局舎 | 笛吹郷 | | 昭和24年(1949)に設立した、有線放送局OHKの放送局舎跡。 |
| 港町の文化 | 12 | 旧小田家庭園 | 笛吹郷 | 町 | 享保3年(1718)築庭石州流庭園。 |
| 港町の文化 | 13 | 旧明覚院と庭園 | 笛吹郷 | | 明治時代築庭の旧修験道系屋敷の和風庭園。 |
| 港町の文化 | 14 | ちょうせん様 | 笛吹郷 | | 秀吉の朝鮮出兵に関わる、悲劇の物語を伝えている。 |
| 捕鯨のなごり | 15 | 旧小田家 | 笛吹郷 | 町 | 初期西海捕鯨を担った旧家。現在歴史民俗資料館。 |
| 捕鯨のなごり | 16 | 阿弥陀寺万日堂 | 笛吹郷 | 県 | 正徳6年(1716)小田鯨組建立。五島列島最古の建物。 |
| 捕鯨のなごり | 17 | 六社神社参集所 (旧拝殿) | 笛吹郷 | | 宝永6年(1709)に建設されたもので、現在はお宮の集会所となっている。 |
| 捕鯨のなごり | 18 | 潮井場浦 | 笛吹郷 | | 正徳2年小田普請。鯨納屋や解体場があった。 |
| 捕鯨のなごり | 19 | 鯨供養塔 | 笛吹郷 | 町 | 元禄8年(1695)に小田組が建立。 |
| 捕鯨のなごり | 20 | 羽差地藏 | 笛吹郷 | 町 | 江戸時代鯨組建立の、花崗岩製石地蔵尊。 |
| 捕鯨のなごり | 21 | 千日念仏供養塔 | 笛吹郷 | | 宝永7年(1719)建立(阿弥陀寺境内)。 |
| 石積みの街 | 22 | 万日堂前石垣 | 笛吹郷 | | 享保3年(1718)築造。 |
| 石積みの街 | 23 | 阿弥陀寺の高石垣 | 笛吹郷 | | 庫裏・本堂ともに幕末の築造。 |
| 石積みの街 | 24 | 家を囲む石垣塀 (旧小田家) | 笛吹郷 | | 防風・防火・防犯の目的で、高い石垣塀を廻らしている。 |
| 石積みの街 | 25 | 笛吹柳田水道(笛吹川) | 笛吹郷 | | 正徳元年(1711)築成石垣護岸の水路。享保8年(1723)に下流を追加工事。 |
| 石積みの街 | 26 | 笛吹水道(笛吹川)新町上の石橋 | 笛吹郷 | | 享保3年(1718)笛吹水道に架設した石橋。 |
| 石積みの街 | 27 | 笛吹水道(笛吹川)新町下の石橋 | 笛吹郷 | | 享保3年(1718)笛吹水道に架設した石橋。 |
| 遺跡 | 28 | 小浜の中世石塔 | 笛吹郷 | | 1400年代後半～1500年代前半に建塔されたもの。 |
| 遺跡 | 29 | 番岳遠見番所跡 | 笛吹郷 | | 江戸時代に異国船見張り所が置かれた、小値賀火山群の活動中心地。 |
| その他 | 30 | 番岳の放牧場(大浦) | 笛吹郷 | | |
| その他 | 31 | 番岳の放牧場(前平) | 柳郷 | | 山腹を利用した牛の放牧場。 |
| その他 | 32 | 姫の松原 | 柳郷 | | 江戸時代の1675年から植林された、防風・防潮林。 |
| 港町の文化 | 33 | 商家 尼忠東店 | 笛吹郷 | | 代表的な小値賀商人のひとつ。尼崎家が本店として明治41年に建築した、五島列島を代表する商店構造の建造物。 |
| 生産の場 | 34 | 稗崎の磯場 | 笛吹郷 | | 笛吹地区住民の生活を潤した、主要で代表的な磯場。 |

※番号1～32は1次選定、33,34は2次選定分

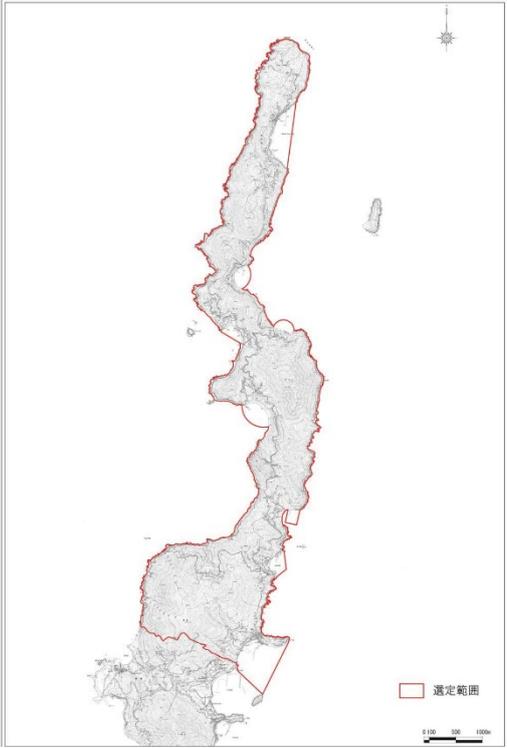
表 3-4-8-10 重要文化的景観一覧(前方・唐見崎地区)

| 区分 | 番号 | 名称 | 所在地 | 指定 | 備考 |
|------|----|-------------|-----|----|---|
| 集落 | 1 | 唐見崎の農村集落 | 前方郷 | | 暴風、防潮林に囲まれた農村集落の景観で、集落の中には明治、大正、昭和戦前など、昭和35年以前に建築された家屋も多く残る。 |
| 建造物 | 2 | ナカンカワ共同井戸 | 前方郷 | | 集落の中央部にある共同井戸。小値賀諸島では井戸をカワと呼ぶ。 |
| 建造物 | 3 | シタンカワ共同井戸 | 前方郷 | | 集落の南端部にある共同井戸。唐見崎の集落にはこの他にウエンカワがあったら、現在は埋め立てられており、位置の高いほうから上・中・下の3カ所に共同井戸が造られた。 |
| 建造物 | 4 | 農家S家住宅 | 前方郷 | | 元は平戸市にあった武家屋敷で小値賀島木場地区のM氏が移築、更に明治39年S氏が移築した伝統的家屋。古民家建材の活用が広範囲に行われていたことを示す、好例である。 |
| 史跡 | 5 | 本城岳中世山城 | 前方郷 | | 築城時期は不明ながら、中世松浦党とも関連する大規模な山城址。 |
| 史跡 | 6 | 堀切の船通し | 前方郷 | | 唐見崎半島の付け根部に掘られた幅3mほどの溝で、前方湾と前方湾北側の外海とを出入りする船の近道として利用された。 |
| 史跡 | 7 | 本城岳放牧場 | 前方郷 | | 標高111.3mの本城岳山腹を利用した牛の放牧場で、前方後目地区と唐見崎地区の農家が利用する。 |
| 信仰の場 | 8 | 造船所 | 前方郷 | | 元々は伝馬船や漁船などの木造船を建造していた、小値賀諸島に現存する唯一の個人造船所。 |
| 生業 | 9 | 本城岳火山の観察洞 | 前方郷 | | 太平洋戦争末期に、本城岳の山腹に穿たれた防空壕だが、噴火口に近い火山体の堆積岩を内部から観察できる稀有な洞穴であり、戦争遺産としても意味をもつ資産である。4壕で構成され、内3壕は奥でE字状に連結し、残る1壕は終戦により途中で連結工事が集結している。 |
| 自然 | 10 | S家のアコウ巨樹 | 前方郷 | | S家の庭先にあり、アコウの巨樹。環境庁の調査で、長崎県内3番目にランクされたアコウの巨樹。アコウ樹は南方系の植物で、対馬暖流に乗って北上したもので、五島列島の各地に自生している。特に小値賀諸島の島々は海岸が低位にあってアコウ樹が根付きやすく、海岸を主として各地に多く群落を見ることが出来る。 |
| 自然 | 11 | 飯埜野の屏風岩 | 前方郷 | | 本城岳起源の溶岩流が、風波に削られて屏風状になった天然記念物。 |
| 信仰の場 | 12 | 御神楽崎 | 前方郷 | | 沖ノ神島神社の祭礼日が時化て、お宮参りができなかった時、島人達はこの岬で御神楽をあげて代参した。近くの海岸には「ドンベ神様」と呼ばれる小祠もあり、毎年1月8日に神島神社の神主によって祭礼が行われる。 |
| 信仰の場 | 13 | ネプト様 | 前方郷 | | 民間信仰の石組で、「念仏塔」がなまった呼び名と推測される。 |
| 信仰の場 | 14 | クスクリ崎の竜神様 | 前方郷 | | 紀州から来た先祖が小値賀諸島で初めて捕鯨業を営んだ、藤松家が祀ってきた竜神を祭祀する祠。 |
| 信仰の場 | 15 | お弘法さま御堂 | 前方郷 | | 唐見崎集落の男性が1月6日など定期的に大数珠を繰りながら、集団で念仏を唱える御堂。 |
| 信仰の場 | 16 | 本城岳放牧場のダキ神様 | 前方郷 | | 放牧牛の安全を祈願する祠。 |
| 信仰の場 | 17 | 本城岳山頂の宮地獄神社 | 前方郷 | | 唐見崎集落が祀る祠で、毎年春には宮地獄祭りと称して唐見崎や筒井浦などの近在の住民が酒肴や弁当を運んで賑やかに楽しんできた。 |

3-4-9 長崎県新上五島町「新上五島町北魚目の文化的景観」

(1) 文化的景観の概要

表 3-4-9-1 「新上五島町北魚目の文化的景観」の概要

| 文化的景観の特徴 | 写真 |
|---|---|
| <p>新上五島町北魚目では特徴的な集落構成が見られ本来の自然的な集落形成とは異なり、急ごしらえされた集落であり、移住者独自で急峻な土地を切り開き、日々の暮らしを自分たちのみで賄っていた。急峻な斜面地に暮らすために、石垣積みの段畑や季節風などを防ぐ石垣塀、防風林などを築き、厳しい生活環境を克服するために策を講じた。また、急斜面の瘦地に適した甘藷栽培から生まれた「カンコロ」の生産に必要な「やぐら」や「じろ」が各家庭の庭先に並ぶ独特な景観を生み出した。大村藩からの移住により入植し、信仰の異なる漁業既往者と現在までの山手と海側に分かれて共生をし、移住した人々は急峻な斜面地に農耕集落を形成せざるを得なかった社会背景が教会堂に開花した省庁として顕される景観となっている。</p> |  <p>文化庁 HP「各重要文化的景観の説明」¹⁾より引用</p> |
| 選定範囲 | 選定基準 |
|  <p>『文化的景観整備活用計画—新上五島町北魚目の文化的景観—』より引用</p> | <p>一の148 および二</p> |
| | <p>選定年月日</p> |
| | <p>平成24年1月24日</p> |
| | <p>位置</p> |
|  <p>長崎県新上五島町</p> | |

(2) 景観計画における文化的景観の行為規制

新上五島町では、新上五島町景観計画を策定され、行政区域全域を景観計画区域としている(海域を含む)。また景観計画区域を「一般景観計画区域」、「重要景観計画区域」に区分される。文化的景観区域である北魚目地域が重要景観計画区域に指定されている。

「重要景観計画区域」では建築物および工作物について、建築および増築面積が 10 m² を超える新築、増築は届出対象行為となっている。届出対象行為を景観計画の中に定められている景観形成基準に適合させることにより、調和した建築物等の景観形成をはかることが出来るように位置づけられている。届出対象行為や景観形成基準等の詳細については「一般景観計画区域」については、新上五島町景観計画、「重要景観計画区域」については、新上五島町文化的景観保存活用計画に詳しい。

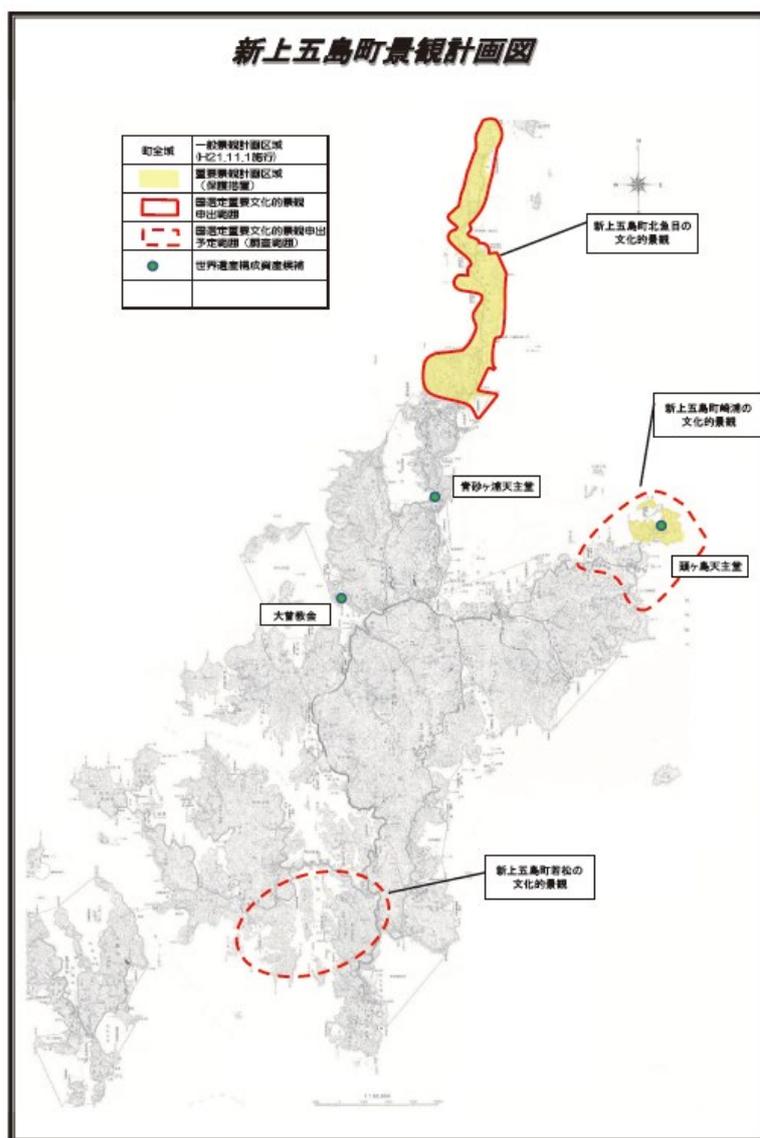


図 3-4-9-1 景観計画区域(重要景観計画区域)

(出典：『新上五島町景観計画』より)

(3) 文化的景観の構造

当該文化的景観の厳しい条件の土地に移住を果たした農耕民が漁業権を認められなかったため、他に例を見ない急傾斜地という特異な地形を利用しながら段畑を開き、独特の生業、集落空間が形成されたことが明らかとなっている。このような本質的な価値から、基本方針および土地利用に関する事項では、「自然的観点」、「集落および生活・生業的観点」の2つの観点から示している。

(4) 保存管理に関する事項

①保存管理に関する基本方針

(a) 自然的観点

常緑広葉樹林をはじめとする自然林の保存については、現状の維持に努めるものの、凍結的な保存ではなく適切に手を加えながら保存を図る必要がある。貴重な植物（ノアサガオやオキナワシタキヅル、柑橘ゆうこうなど）や海岸植物（ハマゴウやハマヒルガオ群落）の保存については、定期的な磯清掃を行うとともに、極力現状を維持することが必要である。

(b) 集落および生活・生業的観点

農地景観の保存管理にあたっては、耕作地や周辺域の防風林や防風石垣などの景観維持に努め、その景観を造り、維持してきた技術の継承の支援を検討する必要がある。また、伝統的な土地利用を継続し、今後も耕作地などの生業空間を維持していくために必要なシステムを検討する必要もある。それは後継者の確保、育成や、耕作放棄地の再活用策など、関係法令を踏まえ有効な支援策を検討していく必要がある。集落の良好な景観を構成している要素である、歴史的な石垣・防風石垣、および干し棚「やぐら」、屋外ゆで釜「じろ」については、維持・保存することに努める。

漁村集落における漁港施設の改修工事等は、景観に大きな影響を与えることも考えられるため、良好な景観を維持・保存することに努めることとする。

最後に農漁村集落の保全では、特に農地が継承されることが前提であり、時に建築物よりも農耕地の変容の方が集落景観に及ぼす影響が大きい場合もある。本地域の農漁村集落については、家屋等の建築物だけではなく、その集落の持つ風情を保護すべきと考える。

②土地利用に関する保存方針

新上五島町では土地利用の考え方を、(2)で示した2つの観点ごとに全体の考えを示すとともに、景観を構成する要素を分類し、要素ごとに示している。表3-4-9-1、3-4-9-2に景観を構成する要素ごとの土地利用の考え方を示す。

(a)自然的観点

現状の植生区分に従った管理を行うとともに、伐採跡地の回復、育成を行うことで森林保全に努める。優れた自然景観の一部は自然公園法や保安林として保護されているが、隣接し景観として連続したものについても、同様に保全されるよう努める。

(b)集落および生活・生業的観点

文化的景観を構成する主要な要素と位置づけ、良好に維持される生業空間に隣接する生活の場として、景観計画と連携した景観形成を図る区域とし、景観保全を図るとともに、生業の支障となる案件については、改善策を検討しながら生業景観の継承に努める。

表 3-4-9-2 土地利用の考え方(自然的観点)

| | 景観を構成する要素 | 土地利用に関する考え方 |
|-------|-----------|---|
| 自然的観点 | 天然林 | ・天然林が残る森林は、今後も現状維持を行うこととする。 |
| | ツバキ林 | ・ツバキ林は景観構成要素であり、その保全に努めることとするものの、荒廃を防ぐために適切な管理が必要である。 |
| | 二次林 | ・家庭で薪を使用していた際は、定期的に伐採され、更新されてきた場所であり、タブ林が多い。森林の適切な維持管理を行うとともに、現状の植生区分に従った植生の回復も検討する。 |
| | 人工造林 | ・道筋や集落内に防風林として植生された人工造林は、景観構成要素であり、保存に努める。 ・森林と人との共生を重視する森林整備に努める。 ・資源の循環利用を重視する森林整備に努める。 |
| | 道路 | ・生業・生活や森林の適切な維持管理のために必要とされる場合に限り、景観への配慮を検討した整備を行う。 ・過去に整備した部分についても必要に応じて順次修景を行う。 |
| | 海岸・水路 | ・自然海岸、自然石積護岸、自然河床の保全に努める。 ・多様な生態系の維持に努める。 ・港湾整備などの公共工事においては、必要な整備に限り、周囲の景観と調和するよう整備を行うこととする。 ・過去に整備した部分についても必要に応じて順次修景を行う。 |
| | その他 | ・文化的景観区域内に大規模な鉄塔類を設けないことを原則とする。防災等の観点からやむを得ない場合は、周囲の景観に十分配慮する。(山稜線を分断しない、主要な眺望ポイントと同一視野に入らない等) ・風力発電施設については、原則として設置しない。 自然公園(西海国立公園)内については、環境省自然環境局が定めた「国立・国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」(H16.)があり、長崎県立自然公園においても長崎県自然環境課が定めた「長崎県自然公園内における風力発電施設(風車)の取扱い基準について」がある。それらの区域に隣接し、周囲の景観と一体となった文化的景観区域でも、同様に考えることとする。 ・過去に整備した部分についても必要に応じて順次修景を行う。 |

表 3-4-9-3 土地利用の考え方(集落および生活・生業的観点)

| | 景観を構成する要素 | 土地利用に関する考え方 |
|---------------|--|---|
| 集落および生活・生業的観点 | 住居 | <ul style="list-style-type: none"> 高さ、色彩、屋根の構造等について、周囲の景観との調和に努める。現在、多くの家屋が木造であり、周囲の景観と一体となった良好な景観を維持しているため、これまで同様に木造家屋が望ましい。 伝統的家屋については、文化財としての価値を高めつつ、重要な構成要素としての特定を検討していく。 防風石垣や防風林の保全に努める。調査報告書において、地域における多様な石積技法が認められており、従前の技法で積み直すことが望ましい。 良好な景観を有する「集落」としての景観保全に努める。 |
| | 事業所 | <ul style="list-style-type: none"> 高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和に努める。 敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。 |
| | 神社、寺、教会堂 | <ul style="list-style-type: none"> 構造、材料、色彩等の保存に努める。 高さ、色彩、屋根の構造等について、従前と同様の伝統的な建築様式になるよう努める。 これらの信仰に関する施設は、設置場所に意味がある場合が多く、文化的景観の核となる施設でもあるため、原則として移設は行わない。 |
| | 公共施設 | <ul style="list-style-type: none"> 高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和を図る。また、改修に合わせ、積極的な修景に努める。 敷地の緑化や、木壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。 |
| | 道路 | <ul style="list-style-type: none"> 新設、改良工事については、景観への影響が考えられるため、事業主体は、新上五島町景観計画を尊重するとともに、景観への配慮を最大限行うこととする。 |
| | 墓地 | <ul style="list-style-type: none"> 墓地様式および時代性に価値のあるものについては、保存を検討する。 古い墓地は山野に埋もれている箇所もある。それらは文化的景観を構成する無形の要素と関係が深い可能性があるため、住民の協力を得ながら保存・顕彰に努める。 |
| | 集落の石垣風景 | <ul style="list-style-type: none"> 集落内に多数分布する石垣の景観は特徴的であり、保全に努める。 |
| | 広場 | <ul style="list-style-type: none"> 資材等の投棄場所にならないよう、景観の維持に努める。 集落と一体となって良好な景観を形成するよう、活用方法や整備方針を検討する。 |
| | 石造物 | <ul style="list-style-type: none"> 場所に意味がある場合が多く、原則として移設を行わない。やむを得ない場合は、近接した場所へ設置することとする。 古い時代の石造物も多く、地域の文化を実証する数少ない物証であるため、原則として石材の更新は行わない。 |
| | 防風林 | <ul style="list-style-type: none"> 住居や農地の周囲に自生し、それを活用して防風林となっているタブ林やツバキ林等の樹木は、集落・生業景観の特徴でもあるため保全に努める。 |
| | 集落の緑地および景観木 | <ul style="list-style-type: none"> 地域景観のシンボリックな景観木の保全に努めるとともに、自然景観を損なわないような緑地の保全に努める。 |
| | 信仰に関する空間 | <ul style="list-style-type: none"> 寺社仏閣・教会堂等の空間は、周囲の景観も含め保存することとし、場所性を損なわないようにする。 |
| | 耕作地 | <ul style="list-style-type: none"> 耕作放棄地になっている場所が多いが、可能な限り再生を図る。 |
| | 工作物 | <ul style="list-style-type: none"> 景観の連続性を阻害しているものについては、修景に努める。 電柱類その他工作物を設置する場合は、設置場所や高さ、色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。 |
| | 屋外広告物 | <ul style="list-style-type: none"> 設置は行わないことが望ましい。やむを得ない場合は、高さや色について配慮し、周囲の景観との調和に努める。 交通誘導板、観光案内板等は、必要最小限に留めることとし、案内板が乱立している場所では、撤去を検討する。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> 景観協定を締結する等、集落内でのより細やかなルール作りを目指す。 | |

(5) 重要な構成要素に関する事項

①文化的景観の重要な構成要素の特定

当該文化的景観において、重要な構成要素は、文化的景観が生まれた価値を表わすもの、欠くことのできないもの、あるいは今後において集落を維持していくために必要なものに位置づけ、Ⅰ集落、Ⅱ居住地を構成する要素、Ⅲ居住地を構成する要素(公共施設)、Ⅳ生業を構成する要素、Ⅴ自然空間を構成する要素に分類して特定している。表 3-4-9-4~3-4-9-8 に重要な構成要素の一覧を示す。

②重要な構成要素のまとめ方

新上五島町では重要な構成要素を図 3-4-9-2 に示す6つの項目(番号、種類、名称、住所、管理者、備考)によってまとめている。

| | | |
|-----|--|---|
| 番号 | 39 |  |
| 種類 | かんころ関連施設 | |
| 名称 | Y T氏宅のかんころ関連施設 | |
| 住所 | 新上五島町曾根郷 120-2 および 119-1 | |
| 管理者 | 個人 | |
| 備考 | 北魚目地域で盛んであった甘藷の保存食「かんころ」の生産に必要な乾燥棚「やぐら」屋外用茹釜「じろ」、家屋内部の保存穴「いもがま」などの一連の施設の江袋における典型例。 | |

図 3-4-9-2 重要な構成要素のまとめ方

(出典：『新上五島町北魚目の文化的景観保存計画』より)

表 3-4-9-4 重要な構成要素一覧(I 集落)

| 番号 | 種類 | 名称 | 管理者等 | 備考 |
|----|----|-----------|------|----|
| A | 集落 | 津和崎集落自治会 | 自治会 | |
| B | 〃 | 米山集落自治会 | 〃 | |
| C | 〃 | 竹谷集落自治会 | 〃 | |
| D | 〃 | 一本松集落自治会 | 〃 | |
| E | 〃 | 仲知集落自治会 | 〃 | |
| F | 〃 | 赤波江集落自治会 | 〃 | |
| G | 〃 | 江袋集落自治会 | 〃 | |
| H | 〃 | 大瀬良集落自治会 | 〃 | |
| I | 〃 | 小瀬良集落自治会 | 〃 | |
| J | 〃 | 上小瀬良集落自治会 | 〃 | |
| K | 〃 | 大水集落自治会 | 〃 | |
| L | 〃 | 立串集落自治会 | 〃 | |

※集落の範囲には、居住地（歴史的石積み、集落が管理する宗教施設、墓地、家屋、里道、排水路）、生業空間（段畑、里山、じろ釜、やぐら）、周囲の自然的空間（小河川、自然林、竹林、つばき林、景観木）を含むものとし、これらの要素を保全することを原則とする。

表 3-4-9-5 重要な構成要素一覧(II 居住地を構成する要素)

| 番号 | 種類 | 名称 | 管理者等 | 備考 |
|----|--------|----------|--------|--------------------------------------|
| 1 | 寺社、教会堂 | 津和崎御座 | 自治会 | 津和崎集落（集落の社会的背景を表わすもの） |
| 2 | 寺社、教会堂 | 本山神社 | 団体、自治会 | 〃（〃） |
| 3 | 寺社、教会堂 | 金比羅神社 | 〃 | 〃（〃） |
| 4 | 寺社、教会堂 | 米山教会 | 団体 | 米山集落（〃） |
| 5 | 寺社、教会堂 | 赤波江教会 | 〃 | 赤波江集落（〃） |
| 6 | 寺社、教会堂 | 仲知教会 | 〃 | 仲知集落（〃） |
| 7 | 寺社、教会堂 | 江袋教会 | 〃 | 江袋集落（〃） |
| 8 | 寺社、教会堂 | 山神社 | 団体、自治会 | 大瀬良集落（〃） |
| 9 | 寺社、教会堂 | 塩竈神社 | 〃 | 小瀬良集落（〃） |
| 10 | 寺社、教会堂 | 小瀬良教会 | 団体 | 〃（〃） |
| 11 | 寺社、教会堂 | 大水教会 | 〃 | 大水集落（〃） |
| 12 | 寺社、教会堂 | 乙宮神社 | 団体、自治会 | 立串集落（〃） |
| 13 | 寺社、教会堂 | 琴平神社 | 〃 | 〃（〃） |
| 14 | 住居 | K氏邸 | 個人 | 江袋集落（明治期の古民家） |
| 15 | 住居 | S氏邸 | 〃 | 立串集落 敷地・母屋・境内社・ソテツ・石堀（立串発展のもととなった網元） |
| 16 | 石造物 | T氏宅の石垣構え | 〃 | 江袋集落 屋敷構え石垣・石垣堀（自然条件を屈服するための設備） |

表 3-4-9-6 重要な構成要素一覧(Ⅲ居住地を構成する要素(公共施設))

| 番号 | 種類 | 名称 | 管理者等 | 備考 |
|----|----------|--------------|-------|-------|
| 17 | 公共施設(道路) | 主要地方道 有川新魚目線 | 長崎県 | |
| 18 | " | 県道 津和崎立串線 | 長崎県 | |
| 19 | " | 町道 津和崎池尾線 | 新上五島町 | |
| 20 | " | 町道 一本松線 | " | |
| 21 | " | 町道 仲知真浦線 | " | |
| 22 | " | 町道 仲知赤波江線 | " | |
| 23 | " | 町道 大瀬良線 | " | |
| 24 | " | 町道 小瀬良線 | " | |
| 25 | " | 町道 上小串線 | " | |
| 26 | 公共施設(農道) | 農道 竹谷線 | " | |
| 27 | " | 農道 江袋線 | " | |
| 28 | 公共施設(林道) | 林道 津和崎線 | " | |
| 29 | " | 林道 小瀬良線 | " | |
| 30 | " | 林道 番嶽線 | " | |
| 31 | 公共施設(港湾) | 地方港湾 小瀬良港 | 長崎県 | |
| 32 | 公共施設(漁港) | 津和崎漁港 | 新上五島町 | 津和崎集落 |
| 33 | " | 一本松漁港(一本松地区) | " | 一本松集落 |
| 34 | " | 一本松漁港(赤波江地区) | " | 赤波江集落 |
| 35 | " | 仲知漁港(仲知地区) | " | 仲知集落 |
| 36 | " | 仲知漁港(江袋地区) | " | 江袋集落 |
| 37 | " | 立串漁港(大瀬良地区) | " | 大瀬良集落 |
| 38 | " | 立串漁港(立串地区) | " | 立串集落 |

表 3-4-9-7 重要な構成要素一覧(Ⅳ生業を構成する要素)

| 番号 | 種類 | 名称 | 管理者等 | 備考 |
|----|----------|----------------|------|---|
| 39 | かんころ関連施設 | YT 氏宅のかんころ関連施設 | 個人 | 江袋集落 母屋・やぐら・じろ・敷地 全体(かんころ生産を象徴する設備一式) |
| 40 | " | OR 氏宅のかんころ関連施設 | " | |

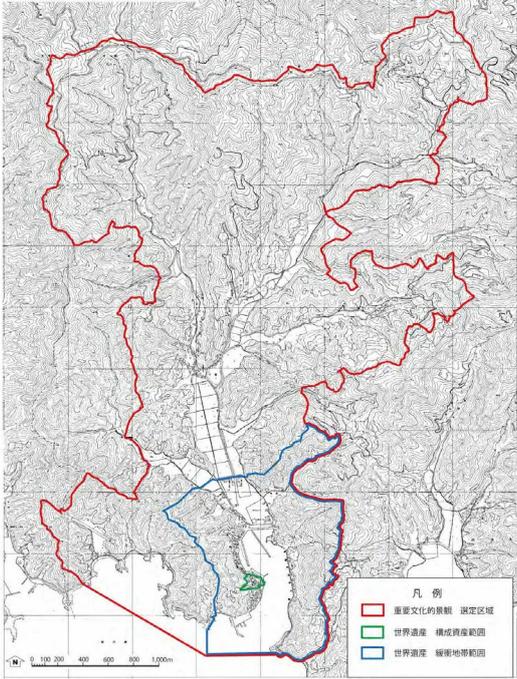
表 3-4-9-8 重要な構成要素一覧(Ⅴ自然空間を構成する要素)

| 番号 | 種類 | 名称 | 管理者等 | 備考 |
|----|----------|---------|------|-------|
| 41 | 公共施設(公園) | 津和崎つばき園 | 長崎県 | 津和崎集落 |
| 42 | " | 番嶽園地 | 長崎県 | 立串集落 |

3-4-10 熊本県天草市「天草市崎津・今富の文化的景観」

(1) 文化的景観の概要

表 3-4-10-1 「天草市崎津・今富の文化的景観」の概要

| 文化的景観の特徴 | 写真 | |
|---|---|---|
| <p>天草下島の南西部、羊角湾の北岸に位置する崎津では、中世には外国船が出入りする港として、近世から近代にかけては貿易や石炭搬出など流通・往来の拠点として、天然の良港を活かした港湾都市が形成された。狭隘な湾内のわずかな平坦地に家屋が密集し、浦へ出るためにトウヤと呼ばれる小路が数軒毎に形成されている。海上には、竹やシュロを利用したカケと呼ばれる構造物が設けられ、漁船の碇泊や魚干しなど、生活・生業上の施設として利用されている。今富は、今富川の支流である2つの小河川が形成する谷地形に集落が形成されており、江戸時代から数次にわたる干拓により拡大された農地において、水田耕作を中心とした生業が営まれてきた。今富からは農産物・林産物が崎津へ、一方崎津からは水産物が今富へもたらされるなど、両集落の密接な関係は現在も維持されている。このように、崎津・今富では、歴史的に流通・往来の拠点であるとともにカケ・トウヤなど独特の土地利用の在り方を示す漁村景観、および近世以降の干拓により農地を広げつつ山裾に集落を営んできた農村景観による一体の文化的景観が形成されている。</p> |  <p>文化庁 HP「各重要文化的景観の説明」¹⁾より引用</p> | |
| 選定範囲 | 選定基準 | |
|  <p>『「崎津・今富の文化的景観」整備活用計画』より引用</p> | <p>一の1478 および二</p> | |
| | 選定年月日 | |
| | <p>平成23年2月7日 平成24年9月19日 (追加/名称変更)</p> | |
| <th data-bbox="979 1352 1377 1397">位置</th> <td data-bbox="979 1397 1377 1870">  <p>長崎県天草市</p> </td> | 位置 |  <p>長崎県天草市</p> |

(2) 景観計画における文化的景観の行為規制

天草市では、天草市景観計画を策定し、行政区域全域が景観計画区域として指定されている。同区域内に、「景観形成地域」、「特定施設届出地区」に区分している。文化的景観区域である崎津・今富地区は「景観形成地域」に指定されている。「景観形成地域」では、建築物は延面積 10 m²を超える場合の新築、増築等の行為が届出対象となっている。届出対象行為を景観計画の中に定められている景観形成基準に適合させることにより、重要な構成要素などと調和した建築物等の景観形成をはかることが出来るように位置づけられている。届出対象行為や景観形成基準等の詳細については、天草市景観計画に詳しい。

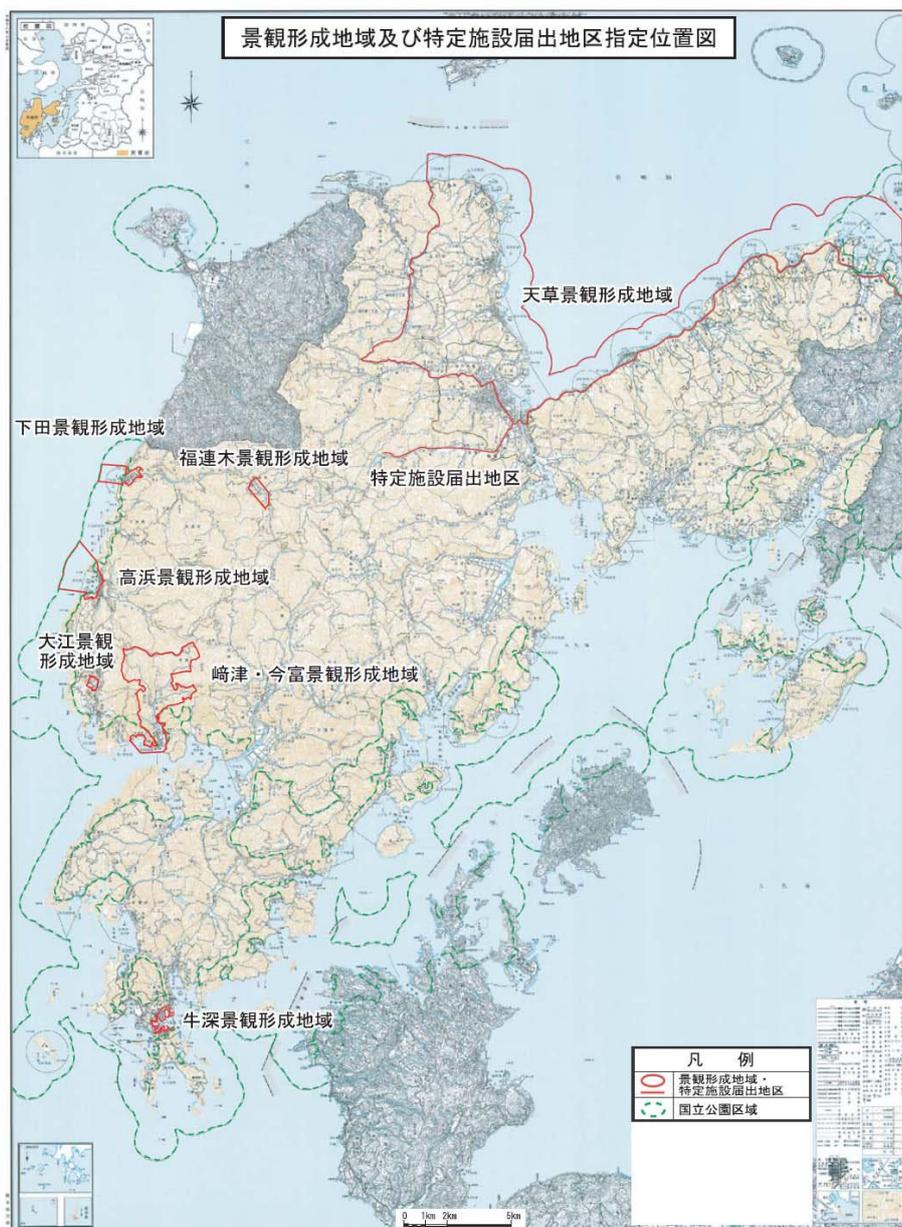


図 3-4-10-1 景観形成地域 (出典：『天草市景観計画』より)

(3) 文化的景観の構造

「天草市崎津・今富の文化的景観」は、「崎津地区」と「今富地区」からなる重要文化的景観であり、一次選定で崎津地区が、二次選定で今富地区が重要文化的景観に選定されているため、各地区で保存活用計画が策定されている。

崎津地区では、景観構成要素は3つに区分にした景観単位「後背山」「海面・海岸線・漁港施設」「集落」も景観要素について示している。

今富地区では農地エリア、集落エリア、山林エリア、海岸エリアの4つのエリアに分け構成要素を示している。

(4) 保存管理に関する事項

①土地利用の方針

(a) 崎津地区

天草市では土地利用の考え方を、(2)で示した3つの景観単位を示すとともに、景観単位ごとに細分類し、要素ごとに土地利用の方針を示している。表3-4-9-2に要素ごとの土地利用の方針を示す。

表 3-4-9-2 土地利用の方針(1/3)

| 景観単位 | 区分 | 保存の方針 |
|------|------------|---|
| 後背山 | 自然林 二次林 | ・後背山の安定のため、健全な森林育成を図るとともに、土石崩落や土砂災害の防備に努める。 |
| | 公共施設 | ・急傾斜地崩壊対策施設や擁壁、階段などの既存施設については修景に努め、周辺環境に配慮した景観形成を図る。 ・新規の建造物の設置については極力認めず、認める場合は文化約景観に配慮するよう誘導を図る。 |
| | 宗教施設 | ・擁壁や塀、通路について周辺環境に配慮し景観形成を図る。 ・新規の墓石については、奇抜なものを避け、昔ながらの形態・形式を推奨する。 ・地域の歴史を現す信仰の場として、祭事等を含めた保全に努める。 ・周辺の土地の形状変更は行わない。 |
| | 史跡 | ・共同墓地周辺の樹木等に埋もれている墓石や石造物等についても記録を採り適切な維持管理に努める。 |
| | 農地 | ・耕作活動を維持しながら、景観保全を図る。 |

表 3-4-9-2 土地利用の方針 (2/3)

| 景観単位 | 区分 | 保存の方針 |
|-------------|------------|--|
| 海面・海岸線・漁港施設 | 海面 | ・生活・産業排水の垂れ流し等、海の汚染防止対策を図る。 |
| | 海岸線 | ・現状維持に努め、本来の海岸線の復元について、調査・検討を行う。 ・海岸線に見られる松などの植生についても、育成を図る。 |
| | 漁港 港湾施設 | ・現在多くが個人所有となっている護岸については、適切な法的処理を行う。 ・護岸の石積みを継承し、コンクリート化している箇所については積極的な石積み修景を図る。 ・石積みをなるべく維持し、そのために行政が支援する。 |
| | 漁協施設 | ・海岸線についてはむやみに前進・後退はさせない。 ・漁具やモノの貯蔵や集積、仮置きなどについては、整理や適切な配置、遮蔽に努める。 ・周辺の景観に配慮した補修や改修に努め、不要施設等の撤去に努める。 ・整備の際には天草市重要文化的景観整備管理委員会（仮称）に諮る。 |
| | 作業施設 | ・モノの貯蔵や集積については整理をする。 ・魚干し施設等については、自然素材や景観に配慮した色彩などで構築するよう誘導を図り、景観とともに衛生環境を保つ。 ・「カケ」については、タケやシュロ等、素材の確保に努めるとともに、昔からの工法で構築するよう誘導を図る。 ・耐用年数を考慮して計画的な架け替えを行うため、新設や撤去、工法等について、地域で維持するための協力体制作りを図る。 |

表 3-4-9-2 土地利用の方針 (3/3)

| 景観単位 | 区分 | 保存の方針 |
|------|------|--|
| 集落 | 集落 | ・一般家屋の新築や増改築等を行う場合には、漁業集落の雰囲気として違和感のないものとする。 ・高密度集落と「トウヤ」の形態は維持に努め、家屋の解体は極力避ける。 ・地域の歴史の一時期の在り様を示す建築物については、景観重要建造物指定の検討を行い、建て替えを抑制するとともに、補修や改修、修景を施しながら継続的な利用に努める。 ・集落の防災管理に努める。 |
| | 宗教施設 | ・地域の歴史や信仰を示す建築物として、文化財や景観重要建造物指定の検討を行い、適切な維持管理に努める。 ・周辺の土地の形状変更は行わない。 ・地域の歴史を現す信仰の場として、祭事等を含めた保全に努める。 |
| | 史跡 | ・地域の歴史を示す場所として現状を維持し、景観に配慮した保全に努める。 |
| | 道路 | ・既存の屋外広告物は将来的に修景・撤去に努める。 |
| | 干拓地 | ・電線、電柱等については、地中化など検討を行い、文化的景観への影響の軽減に努める。 |

(b) 今富地区

文化的景観の価値を踏まえ、今富の生業や信仰の成り立ちやそれらを支えてきた地形そのものを一体的に文化的景観として捉え、羊角湾の入り江としての連続した地形が織りなす景観とエリア毎の様々な構成要素の関連性とを合わせて保存管理していく必要があるとしている。表 3-4-9-3 に要素ごとの土地利用の方針を示す。

表 3-4-9-3 土地利用の方針(1/4)

| 構成要素 | | 概要 |
|-------|----------|--|
| 農地 | 水田 | 今富の営農の歴史を表す文化的景観の構成要素として、生産環境の維持や改善、担い手の育成など営農の継続のための施策を積極的に図り、景観保全と農地のバランスを保ちながら景観の継承を行う。 畑地、水田への再生の可能性を検討し、可能である場合は、その策を講じ取り組んでいくこととする。 |
| | 畑地 | |
| | 耕作放棄地休耕地 | |
| | 水路 | |
| 河川 | 今富川 | 営農に欠かせない基盤として、その機能の維持に努め、営農環境改善のための整備が必要な場合は、景観への配慮を検討した整備方法により行うものと道路農道する。 |
| 道路 | 農道 | |
| 電柱・電線 | | 将来的に修景に努め、景観への配慮の考え方を明確にする。 (周辺の景観に配慮した規模や配置、色彩等) |
| 資材置き場 | | 修景のためのガイドラインや、景観に配慮したデザインモデル(規模・色彩、緑化等による景観との調和)、助成等の仕組みを検討する。 |

表 3-4-9-3 土地利用の方針(2/4)

| 構成要素 | | 概要 |
|-------|---------------------|---|
| 宗教施設 | 根引きの小部屋 | 建造物、石造物等からなる宗教施設については記録を行い、構造、材料、色彩等の保存等の適切な維持管理を行うものとする。また、地域の歴史を表す信仰の場として、祭事等を含めた保全に努める。 |
| | 共同墓地 | |
| | マルヤマさま祠 | |
| | 中山神社 | |
| | 塩竈神社 | |
| 史跡 | 聖水取水場 | 史跡、伝承地等の空間は、周囲の樹木等も含め保存することとし、場所性を損なわないようにする。建造物、石造物等からなるものについては記録を行い、適切な維持管理を行うものとする。農地エリアの考え方によって、再生の可能性を検討する等適切な保存管理を行うものとする。 営農に欠かせない基盤として機能の維持に努め、営農環境改善のための整備が必要な場合は、景観への配慮を検討した整備方法を検討する。 |
| | 今富庄屋跡 | |
| | 鬼作りの小部屋 | |
| | 根引きの小部屋 | |
| | 大山水方墓地群 | |
| | 「ウマンテラさま」 (聖なる山) | |
| 農地集落等 | 石積み | 今富の生業の歴史を表す景観構成要素として、適切な維持管理を行うものとする。 |
| | 棚田跡 | |
| | 墓地・墓石 | 記録を取り適切な維持管理を行うものとする。 |
| | 耕作放牧地 | 農地エリアの考え方によって、再生の可能性を検討する等適切な保存管理を行うものとする。 |
| 後背林 | | 現状の植生区分に従った、適切な管理を行う。後背林安定のため、健全な森林育成を図るとともに、土砂崩落や土砂災害の防備に努める。 |
| 電柱・電線 | | 将来的な修景として、景観への配慮に努める。(周辺の景観に配慮した規模や配置、色彩等) |
| 道路 | 信父道 | 散策路等への活用に向け、現状を保つための維持管理により、周辺環境を含め保全を図る。 |
| | 値引きの小部屋への道 | |
| | 林道・農道 | 営農に欠かせない基盤として機能の維持に努め、営農環境改善のための整備が必要な場合は、景観への配慮を検討した整備方法を検討する。 |

表 3-4-9-3 土地利用の方針 (3/4)

| 構成要素 | | 概要 |
|-------|----------|---|
| 宗教施設 | 今富神社 | 建造物、石造物等からなる宗教施設については記録を行い、構造、材料、色彩等の保存等の適切な維持管理を行えるようにする。また、地域の歴史を表す信仰の場として、祭事等を含めた保全に努める。 |
| | 三社神社 | |
| | 天満宮 | |
| | 黒住大明神 | |
| | その他祠、神社 | |
| 史跡 | 今富教会跡 | 史跡、伝承地等の空間は、周囲の樹木等も含め保存することとし、場所性を損なわないようにする。建造物、石造物等からなる宗教施設については記録を行い、適切な維持管理を行えるようにする。 |
| | 水方屋敷跡 | |
| | 水方墓地跡 | |
| | 住居 | 建築物や工作物については、最低限の景観への配慮として、色彩、規模、緑化措置等について、景観にとって違和感のないものとなるよう誘導を図る。 |
| | 倉庫 | |
| | 事業所 | 将来的に修景に努め、景観への配慮に努める。(周辺の景観に配慮した規模や配置、色彩等) |
| 電柱・電線 | | |
| 樹木 | | ソテツやツバキ等の地域特有の樹木の保全を図る。 |
| 河川 | 今富川 | 営農に欠かせない基盤として、機能の維持に努め、営農環境改善のための整備が必要な場合は、景観への配慮を検討した整備方法により行うものとする。 |
| 畑地 | | 継続的利用に努める。 |
| 看板 | | 新設、改修の際は、修景のガイドライン、助成の仕組みを検討し、景観に調和したものへ誘導を図る。 |
| 公共施設 | 富津小学校 | 集落の景観を先導する施設として、地域の景観に配慮し色彩、規模、緑化措置等の修景を検討する。また、継続的利用に努める。 |
| | 富津中学校跡 | |
| 道路 | 国道 389 号 | その機能の維持に努め、営農環境改善など生産機能の向上に伴う景観への影響が考えられる行為においては、景観への配慮を検討した整備方法により行うものとする。 |
| | 県道 | |
| | 小路 (その他) | |

表 3-4-9-3 土地利用の方針 (4/4)

| 構成要素 | | 概要 |
|------|--|---|
| 岩場 | | 現状を維持する。 |
| 魚付き林 | | 地域の生態系を支える重要な樹林であると考えられることから、自然環境に配慮した適切な保全を図る。 |

(4) 重要な構成要素に関する事項

(a) 崎津地区

崎津地区の重要な構成要素を表 3-4-9-4 に示す。保存活用計画上では、特定した重要な構成要素の概要を示している。

表 3-4-9-4 崎津地区の重要な構成要素

| 区分 | 要素の特徴 | 重要な構成要素 |
|-------|---------------------------------------|--------------|
| 街区 | 漁村集落特有の狭隘な土地に家屋が密集する。 | 船津地区中町地区下町地区 |
| 道 | 家々に挟まれ形成する海に向かう道。 | トウヤ |
| 海上構造物 | 漁師の作業場。シュロや竹を用いて作られる。 | カケ |
| 古家 | 明治時代の要素を残す家屋。 | 旧 IW 宅 |
| | | Y0 宅 |
| 構造物 | 江戸時代後期から変わらない地形であり、この海岸線に沿って築造された構造物。 | 漁港施設 |
| | | 護岸 |
| | | 物揚場 |
| | | 防波堤 |
| | | 棧橋 |
| 神社・教会 | 江戸時代から現在に至るまで集落住民の信仰対象。 | 導流堤 |
| | | 崎津諏訪神社 |
| | | 金比羅宮 |
| | | 餅瀬 西宮宮 |
| | | 船津 天満宮 |
| | | 秋葉神社 |
| | | 八坂神社 |
| 崎津教会 | | |
| 塩竈神社 | | |

(b) 今富地区

今富地区の重要な構成要素を表3-4-9-5に示す。今富地区の土地利用の方針で示した景観構成要素のうち、本質的な価値を支えるものを重要な構成要素としている。

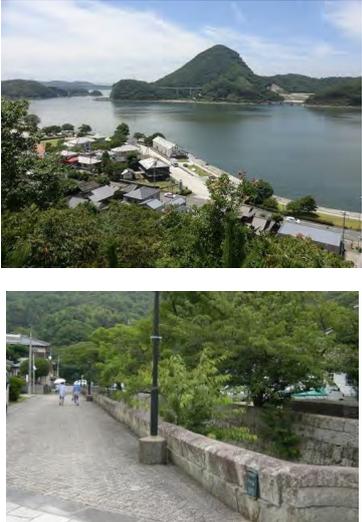
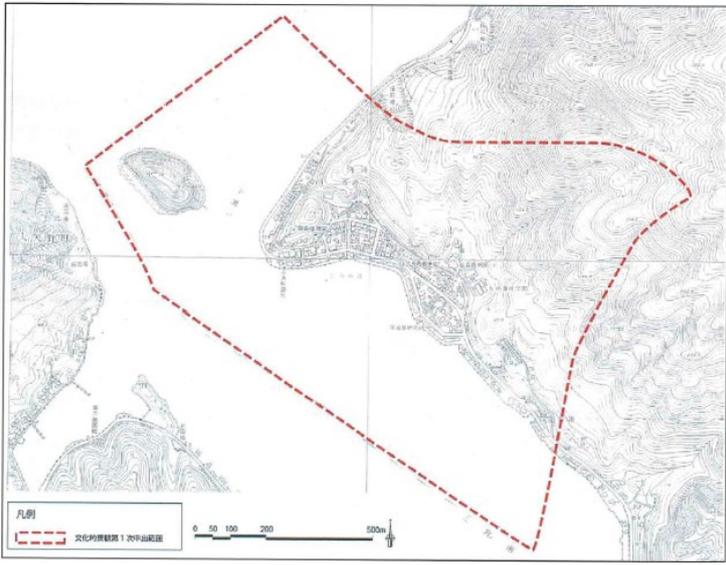
表3-4-9-5 今富地区の重要な構成要素

| 区分 | 要素の特徴 | 重要な構成要素 |
|-------|-------------------------|------------|
| 寺社 | 江戸時代から現在に至るまで集落住民の信仰対象。 | 天満宮 |
| | | 中山神社 |
| | | 大山大神宮 |
| 遺跡 | 江戸時代から明治時代を中心とした信仰地・墓地。 | 水方屋敷跡 |
| | | 水方墓地跡 |
| | | 片白キリシタン墓石群 |
| | | 大山水方墓地跡 |
| | | 根引き子部屋 |
| 道路 | 生活を支えた道。 | 国道389号線 |
| | | 市道牛巻大山線 |
| | | 市道仏平線 |
| | | 市道崎津長林線 |
| | | 市道中村今富線 |
| | | 市道大河内本郷線 |
| | | 市道志茂西河内線 |
| | | 市道中河原線 |
| | | 市道志茂宇土線 |
| | | 市道前田線 |
| | | 市道志茂線 |
| | | 市道片白線 |
| | | 市道蛤潟志茂線 |
| | | 市道夕浦線 |
| 市道塩浜線 | | |
| 市道古道線 | | |
| 河川 | 農業を支えた昔からある川。 | 2級河川今富川 |
| | | 大川内川 |
| | | 橘の迫川 |
| | | 西河内川 |
| | | 中山川 |
| | | 糖川 |
| | | 夕浦川 |
| | | 潟川 |
| 月ヶ浦川 | | |

3-4-11 熊本県宇城市「三角浦の文化的景観」

(1) 文化的景観の概要

表 3-4-11-1 「三角浦の文化的景観」の概要

| 文化的景観の特徴 | 写真 |
|--|--|
| <p>三角浦の文化的景観は熊本県中西部に位置し、三角ノ瀬戸に面して展開する。三角ノ瀬戸は水深が深く、湾内は比較的穏やかで暴風・波浪等の影響を受けにくいことから、古代より流通・往来の結節点として機能してきた。また三角ノ瀬戸は変化に富んだ海岸地形を成しており、古くからの景勝地として知られてきた。近代になると文人墨客が文学の舞台としたほか、熊本を本拠とする第六師団の保養地に指定され、現在も別荘が立地するなど、三角浦は保養都市として機能している。また明治20年にオランダ人技師ムルデルの設計により近代港湾が建設され、三角港は屈指の拠点港として隆盛した。築港と同時に計画的な市街地が整えられ、商業地区および司法・行政地区等が設置された。道路・水路等から成る建設当初の都市構造を現在まで継承しながら、三角浦は港湾都市として機能してきた。このように、三角浦の文化的景観は、保養都市および特に近代以降に大きく発展した港湾都市という2つの都市機能が複合した文化的景観である。</p> |  <p>文化庁 HP「各重要文化的景観の説明」¹⁾より引用</p> |
| 選定範囲 | 選定基準 |
|  <p>『宇城市文化的景観保存活用計画』より引用</p> | <p>一の578 および二</p> |
| | <p>選定年月日</p> |
| | <p>平成27年1月26日</p> |
| <p>位置</p> |  <p>熊本県宇城市</p> |

(2) 景観計画における文化的景観の行為規制

宇城市では、景観計画を策定しており、行政区域全域が景観計画区域として指定されている。景観計画区域を5つのゾーンに分け、ゾーンごとに景観形成方針を示している。また特に景観に配慮すべき配慮すべき地区を「景観形成地域」とし、他の区域よりも厳しい景観形成方針を定めている。景観形成地域は「三角西港文化的景観区域」、「三角臨海景観形成地域」を指定しており、当該文化的景観は「三角西港文化的景観区域」に指定されている。「景観形成地域」では、建築物は建築面積100㎡を超えるもの、高さ13mを超えるもの、工作物は築造面積1,000㎡、高さ13mを超えるものなどが届出対象行為となっており、届出対象行為を景観計画の中に定められている景観形成基準に適合させることにより、「重要な構成要素」などと調和した建築物等の景観形成をはかることが出来るように位置づけられている。届出対象行為や景観形成基準等の詳細については、宇城市景観計画に詳しい。

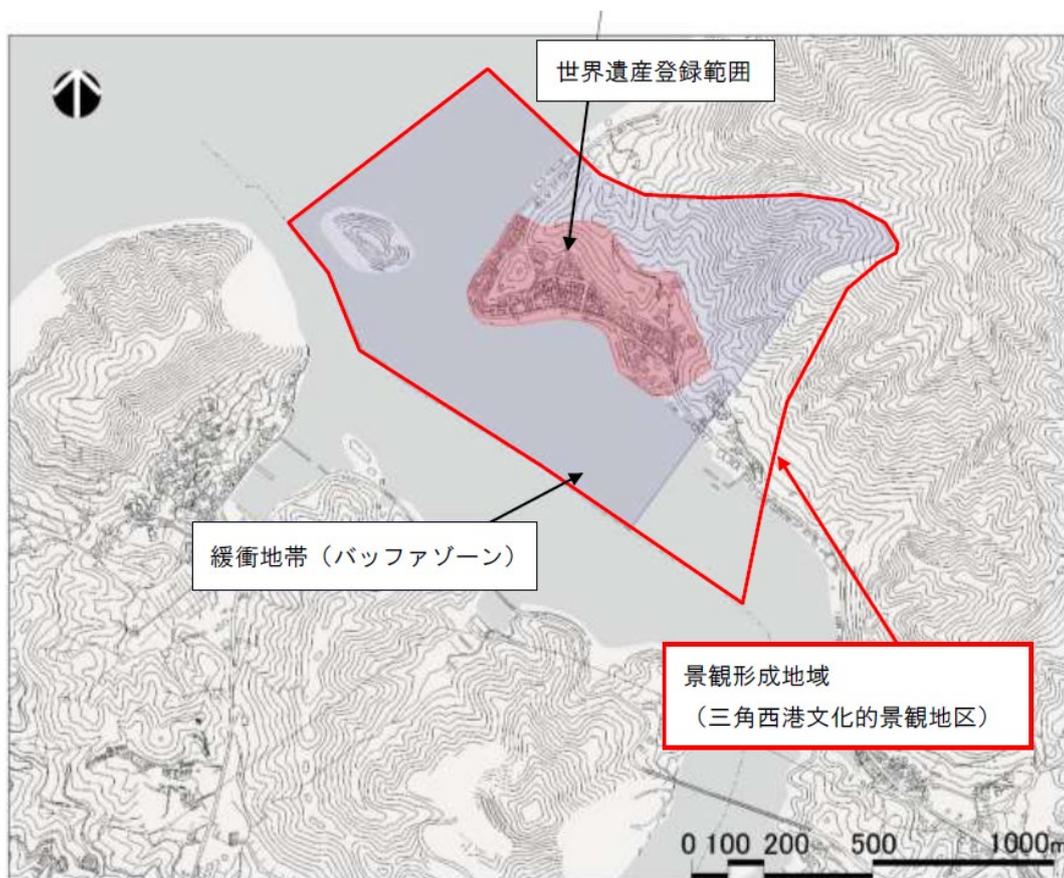


図 3-4-11-1 宇城市の景観形成地域

(3) 文化的景観の構造

保存活用計画では、「三角浦の文化的景観」の本質的価値を、(1)海の往来が連綿と続いている「浦」としての価値、(2)時代の価値観を通しての「観照対象」としての価値、(3)近代に成立した「港湾都市の継承」としての価値としている。

(4) 保存管理に関する事項

①基本方針

以下の基本方針に基づき、有形、無形の要素の保全を図っていくものとしている。

・海の往来の基盤となる豊かな自然環境を守る

本地域の文化的景観は、三角ノ瀬戸という海域、その海域を取り囲む山々などの自然環境が三角西港を築造する根拠となり、古くから人や物の往来を支えてきた。またこうした自然環境は、船の行き交う風景の背景ともなっている。このような景観の基盤としての豊かな自然環境を一体的に保全していくことを基本とする。特に、海岸線や後背地の山林については、三角ノ瀬戸の地形的特徴を表すものであるため、現状維持を基本とする。海岸線の護岸形態や港湾施設の形態、山林の維持管理などにも配慮が必要であり、諸計画との整合性を図りながら保存管理に努めていく。

・「観照対象」として成立してきた周辺地域の眺望を守る

三角浦の自然的特性は、船の航行に対する良好な環境を提供するだけでなく、穏やかな海に浮かぶ船の背景となり、優れた景観を創出するものである。これらの景観は昔から人々の観照対象となり、現在も観光や余暇の場所として、海辺での人々の活動が見られることにもつながっている。このような観照対象としての三角浦を継承していくために、周辺地域から海と背景となる山々へ、また自然環境を背景に、一体となって形成される市街地と三角西港への眺望を保全していく。視点場となる要素の保存管理を行うとともに、視点場までの遊歩道の手入れなど、積極的な活用にも努めていく。

・築港と同時に形成された近代港湾都市の構造を守る

三角西港の埠頭および排水施設、背後の地割は、築港当時の都市基盤整備の技術を表す要素であるとともに、地域の骨格となる景観を作りだしている。その上に、築港時代に整備された建物といった貿易港としての繁栄を物語る要素や、その他の民家、井戸、神社など、現在まで続いている人々の生活や信仰を物語る要素が存在する。以上より、近代港湾都市の構造を伝える要素として、埠頭や排水施設、背後の地割などの維持・保存に努めるとともに、地域の生活を物語る要素の保全に努めることとする。特に、市街地の保全にあたっては、その地に住まう人々がいて初めて成り立つものであることから、地域の活性化につながる生活環境の改善や定住人口の増加等の対策も併せて行っていく。

②土地利用の考え方

景観法に基づく宇城市景観計画のほか、自然公園法による熊本県自然公園条例、港湾法、森林法、文化財保護法による重要文化財の指定や有形文化財の登録といった既存の行為規制を利用して景観保全を図ることとする。土地利用等の考え方を表3-4-11-2に示す。

表3-4-11-2 土地利用の考え方

| 景観構成要素 | | 土地利用等の考え方 |
|-------------------|------------------------------|---|
| 海面 | | ・現状維持に努め、漂着ゴミの除去等、定期的な清掃を行う。 |
| 海岸線 | | ・現状維持を基本とする。 |
| 山林 | 市街地の後背林 | ・『重要文化財 三角旧港（三角西港）施設保存活用計画』の環境保全の基本方針を準用する。 |
| | 上記以外の個人所有の山林 | ・自然公園で保全されており、今後も現状維持を基本とする。 ・人工林、天然林等の樹木の性質を踏まえ、それぞれの適切な維持管理を図る。 |
| 中新島 | | ・国有林野の管理・経営に関する法律により保全されており、今後も適切に保全を行う。 |
| 港湾 および 排水施設 | 埠頭、排水路、 道路橋、後方水 路、道路側溝 | ・『重要文化財 三角旧港（三角西港）施設保存活用計画』の保護の方針を準用する。 |
| 宗教施設 | 霧島権現宮 | ・現状維持を基本とし、地域の歴史を表す信仰の場として、祭事等を含めた保全に努める。周囲の樹木等も含めて保全することとし、場所性を損なわないようにする。 |
| | 水神、地蔵堂 | ・現状維持を基本とし、位置や構造、材料等の記録を行い、それらの適切な維持管理を行う。 |
| 道路 | 市道 | ・現状維持を基本とし、築港当時の町割りを表す道路幅員を維持する。 ・改良・復旧工事などは、周辺景観への影響が考えられるため、事業計画は宇城市景観計画により、色彩・形状・材質など、周囲の景観に十分配慮した工法を採用する。 |
| | 国道57号 | ・現状維持を基本とし、築港当時の町割りを表す世界遺産登録予定範囲の道路幅員を維持する。 ・改良・復旧工事などは、周辺景観への影響が考えられるため、事業計画は宇城市景観計画を尊重するとともに、色彩・形状・材質など、周囲の景観に十分配慮した工法を採用する。 |
| 集落 | 住居 | ・現在、多くの家屋が2階建て以下の瓦葺き屋線であり、築港と同時に形成された統一感ある街並みが維持されている。高さ、色彩、屋根の構造等については、周囲の景観との調和に努める。 |
| | 事業所 | ・高さ、規模、色彩等の誘導を行い、周囲の景観との調和に努める。 ・敷地の緑化や覆い等により、景観阻害要因の遮蔽に努める。 |
| | 築港時の建築物 | ・『重要文化財 三角旧港（三角西港）施設保存活用計画』の建造物保護の方針を準用する。 ・明治から大正時代にかけて建築された古民家については、現状維持に努める。構造、材料、色彩等の記録を行い、補修や改修、修景を施しながら活用に努める。今後、重要な構成要素としての特定を検討していく。 |
| | 井戸 | ・材料自体の保存による現状の形式の保持を原則とする。 |
| 工作物 | | ・景観の連続性を阻害しているものは、修景に努める。 ・電線・電柱は地中化など検討を行い、文化的景観への影響の軽減を図る。 |
| 屋外広告物 | | ・設置は行わないことが望ましい。 ・新設、改修の際は、景観に調和したものへ誘導を図る。 ・案内板が乱立する場合には、撤去を検討する。 |
| 自動発売機 | | ・道路からできる限り後退させるとともに、建物と一体に管理できるように努める。 ・海への眺望に配慮し、海岸の道路には設置しないように努める。 |

(4) 重要な構成要素に関する事項

「三角浦の文化的景観」は、船舶の航行や接岸に適した自然的特性のうえに、三角西港の築港に伴い計画された港湾都市の歴史的・社会的特性が重なり、現在に至るまで人々の観光・保養の対象としての景観が形成されたといえるものである。このようにして生まれた価値を伝えるにあたって欠くことのできないものを重要な構成要素と位置付け、保全を図るものとする。「近代港湾に成立した「港湾都市」としての継承としての価値」が特に現れ、地域の構造自体がその価値を顕著に伝えるものを重要な構成要素としている。表なお、文化的景観における重要な構成要素ではないが、三角西港築港後の街並みや生活の様子を表す以下の要素については、積極的に保全および活用を図ることとする。重要な構成要素の一覧を表3-4-11-3に示す。

表3-4-11-3 重要な構成要素一覧

| No | 名称 | 指定状況 | 備考(所有者) |
|----|----------------|----------|----------------------------|
| 1 | 埠頭 | 国重要文化財 | 熊本県 |
| 2 | 環濠西端直線排水路 | 国重要文化財 | 宇城市 |
| 3 | 西排水路 | 国重要文化財 | 熊本県(国道より海側) 宇城市(国道より山側) |
| 4 | 東排水路 | 国重要文化財 | 熊本県(国道より海側) 宇城市(国道より山側) |
| 5 | 後方水路 | 国重要文化財 | 宇城市 |
| 6 | 一之橋 | 国重要文化財 | 国土交通省 |
| 7 | 二之橋 | 国重要文化財 | 国土交通省 |
| 8 | 三之橋 | 国重要文化財 | 熊本県 |
| 9 | 中之橋 | 国重要文化財 | 国土交通省 |
| 10 | 国道57号 | | 国土交通省 |
| 11 | 市道 | | 熊本県(宇城市管理) |
| 12 | 旧三角海運倉庫 | 国登録有形文化財 | 宇城市 |
| 13 | 旧高田回漕店 | 宇城市指定文化財 | 宇城市 |
| 14 | 旧宇土郡役所庁舎 | 国登録有形文化財 | 宇城市 |
| 15 | 旧宇土郡役所正門および石垣 | 国登録有形文化財 | 宇城市 |
| 16 | 龍驤館 | 国登録有形文化財 | 宇城市 |
| 17 | 旧三角簡易裁判所本館 | 国登録有形文化財 | 宇城市 |
| 18 | 旧三角簡易裁判所弁護士等控室 | 国登録有形文化財 | 宇城市 |
| 19 | 旧三角簡易裁判所記録倉庫 | 国登録有形文化財 | 宇城市 |
| 20 | 三角ノ瀬戸 | | |
| 21 | 中神島 | | |
| 22 | 1区 | | |
| 23 | 2区 | | |
| 24 | 個人住宅① | | 個人所有 |
| 25 | 個人住宅② | | 個人所有 |
| 26 | 個人住宅②蔵 | | 個人所有 |

※No.1～11は「築港当時の技術を顕著に表す要素」、No.12～19は「三角西港築港後の発展を顕著に表す要素」として重要な構成要素を特定している。またNo.20～26は整備活用計画より確認したものである。

3-5 重要文化的景観の先進事例の分析

本節では調査対象地区の文献調査を通して、重要文化的景観の先進事例の保存方針、重要な構成要素の特定状況について分析する。

3-5-1 重要文化的景観選定範囲の景観計画における取り扱い

(1) 文化的景観の景観計画における取り扱い

重要文化的景観の選定申出には、申出範囲が景観計画区域内に位置し、文化的景観に必要な措置、条例の制定を講じる必要がある。調査対象地区の文化的景観区域に対する景観計画における取り扱いを表 3-5-1 に示す。

表 3-5-1 調査対象地区の重要文化的景観選定範囲の景観計画における取り扱い

| 都道府県 | 市町村名 | 重要文化的景観名称 | 景観計画区域 | 景観計画区域内の区分 | 文化的景観区域 |
|------|-------|---------------------------|---------------------------|---|-------------------------|
| 岐阜 | 岐阜市 | 長良川中流域における岐阜の文化的景観 | 行政区域全体 | 景観計画区域内に 景観計画重要区域 | 景観計画重要区域 の一部+金華山 |
| 滋賀 | 高島市 | 高島市海津西浜知内の水辺景観 | 行政区域全体 | 景観計画区域内に 景観形成推進区域 | 景観計画重要区域 |
| 京都 | 宮津市 | 宮津天橋立の文化的景観 | 行政区域全体 | 6つのゾーン区分 ・自然景観保全ゾーン ・俯瞰景観重点ゾーン ・幹線道路沿道ゾーン ・眺望景観沿道ゾーン ・市街地ゾーン ・ 溝尻集落重点景観形成ゾーン | 宮津市内の天橋立、府中地区、文珠地区 |
| 愛媛 | 西予市 | 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 | 西予市明浜町狩浜地区 | 景観単位により区分(里山、段畑、集落、里海) | 景観計画区域全域 |
| 高知 | 四万十市 | 四万十川流域の文化的景観と下流域の生業と流通・往来 | 四万十川本川と主要支川を中心とした山の第一稜線 | 回廊地区、保全・活用地区 | 保全地区、回廊地区の一部 |
| 高知 | 中土佐町 | 久礼の港と漁師町の景観 | 行政区域全体 | 一般地域、 重点第一種地域、重点第二種地区 | 重点第二種地区 |
| 長崎 | 平戸市 | 平戸島の文化的景観 | 行政区域全体および汀線から1kmの範囲内の公有水面 | 一般景観計画区域、 重点景観計画区域 | 重点景観計画区域 |
| 長崎 | 小値賀町 | 小値賀諸島の文化的景観 | 行政区域全体および汀線から1kmの海域 | 景観計画区域内、 重点景観計画区域 | 重点景観計画区域 |
| 長崎 | 新上五島町 | 新上五島町北魚目の文化的景観 | 行政区域全体(海域を含む) | 一般景観計画区域、 重要景観計画区域 | 重要景観計画区域 +一部の海域 |
| 熊本 | 天草市 | 天草市崎津・今富の文化的景観 | 行政区域全体(海域を含む) | 景観計画区域内に 景観形成地域、特定施設届出地区 | 重要景観計画区域 |
| 熊本 | 宇城市 | 三角浦の文化的景観 | 行政区域全体 | 景観計画区域内に 景観形成地区 | 景観形成地区 |

※1 赤字で記載している地区は景観計画上で一般区域より厳しいものとして設定している区域

(2) 景観計画による重要文化的景観の分類

該当地区の地方行政団体の景観計画区域の設定範囲、重点地区の有無および範囲、文化的景観区域の範囲から、その保存形態を「重点地区基本型」「重点地区不在型」「その他」に分類することができる。図3-5-1に分類の定義と該当地区を示す。

①重点地区基本型

「重点地区基本型」は景観計画区域を行政区域全域で指定し、文化的景観区域を重点地区内に選定しているタイプであり、8地区（岐阜市、高島市、中土佐町、平戸市、小値賀町、新上五島町、天草市、宇城市）が該当する。重点地区の範囲と文化的景観区域の範囲または重要文化的景観の追加選定を想定している地区と一致させていることが多く、一般区域よりも厳しい景観形成基準による景観誘導が適応されることで、重要文化的景観の保全に留意していると考えられる。また岐阜市では、重点地区である「金華区域」、「金華山・長良川区域」が文化的景観区域に含まれており、各区域の景観形成基準が適応される。

②重点地区不在型

「重点地区不在型」は重点地区を設けていないタイプであり西予市、四万十市が該当する。西予市では景観計画区域を明浜町狩浜地区に限定して指定し、景観計画区域と文化的景観区域の範囲が一致している。四万十市では、景観計画区域を限定的に指定し、景観計画区域を「保全・活用地区」、「回廊地区」に区分している。しかし文化的景観区域は景観計画区域の区分を基に設定せず、地域ごと（黒尊川区域、下流・河口区域、下田・口屋内）で異なる基準で定めている。これは広域を流れる四万十川、集落、植生等の多数の景観要素によって四万十市の景観が構成されるための措置だと考えられる。このように「重点地区不在型」は景観計画上で重点地区を設定していないが、景観計画区域を限定し、景観形成基準を定めているため、景観計画区域が重点地区としての役割を担っているとみなすことができる。

③その他の例

宮津市では文化的景観区域を景観計画区域に沿って指定せず、市内の地区（文珠地区、府中地区）の区分に沿って選定している。同市では景観計画区域6つのゾーンで区分し、一定の景観特性を有したまとまりで景観形成基準を設定している。同市ではゾーンごとに詳細な景観形成を図っているが、特別に重要文化的景観の保護に留意しているのは「溝尻集落重点計画形成ゾーン」「俯瞰景観重点ゾーン」のみであり、文化的景観区域の一部である。文化的景観区域内のゾーン区分が区域外にも影響するため、同市においては、重要文化的景観の保全を景観計画区域全体で捉える必要がある。

また岐阜市や新上五島町では、山や内港の海域といった重点地区外の自然要素を文化的景観区域に選定している。これは、居住地ではないため重点地区には指定しなかったが、文化的景観の観点では重要であると判断したためと考えられる。しかし平戸市、小値賀町、天草市、宇城市では景観計画区域に合わせ、重点地区に海域を含めていることから、特別な理由がない限りは、海域等の自然の要素を含んで選定すべきと考えられる。

| 類型 | イメージ図 |
|--|--|
| 重点地区基本型 | <p>【凡例】 ■ 文化的景観区域 ■ 重点地区 ■ 景観計画区域 □ 行政区域</p> |
| 該当地区 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 岐阜市 ・ 高島市 ・ 中土佐町 ・ 平戸市 ・ 小値賀町 ・ 新上五島町 ・ 天草市 ・ 宇城市 | |
| 定義 文化的景観区域を重点地区内に選定している地区 | |
| 類型 | イメージ図 |
| 重点地区不在型 | <p>【凡例】 ■ 文化的景観区域 ■ 重点地区 ■ 景観計画区域 □ 行政区域</p> |
| 該当地区 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 西予市 ・ 四万十市 | |
| 定義 景観計画区域を限定し、重点地区を設けていない地区 | |

図 3-5-1 景観計画による重要文化的景観の分類

3-5-2 港・漁ろうに関する重要文化的景観における重要な構成要素の指定状況

3-5-2-1 重要な構成要素の細分類

文献調査の結果より、調査対象地区の重要な構成要素を「集落・市街地」「土木構造物」「工作物」「遺跡・公園」「自然環境」の5つの種別で捉えることができる。さらにこの5つの種別の内、複数の文化的景観で見られた重要な構成要素について細分類すると、25の小項目で分類できる。重要な構成要素を分類の項目を図3-5-2に示す。なお1地区でしか見られなかった要素については、「その他」の小項目を設けて分類している。

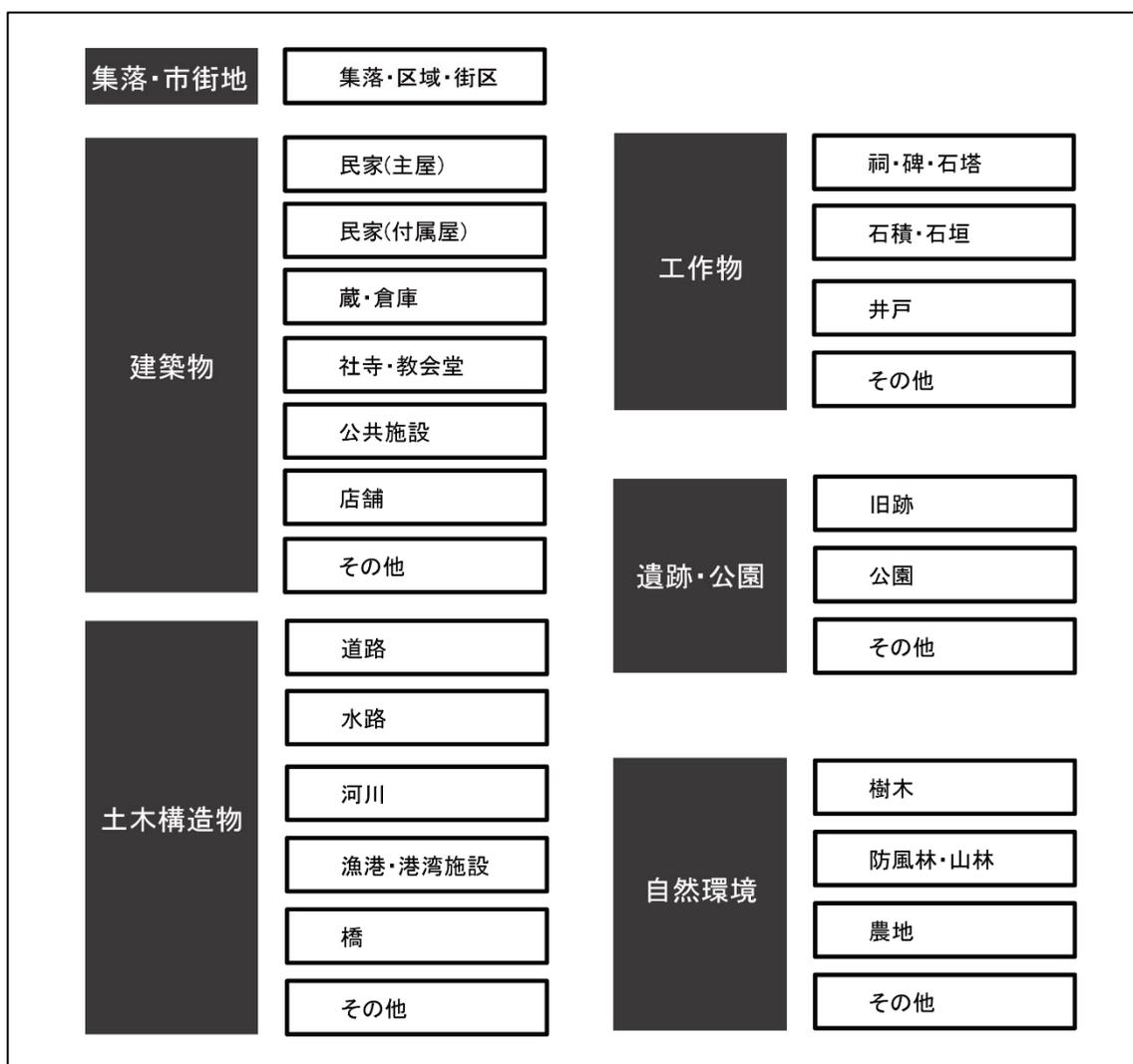


図 3-5-2 重要な構成要素の分類の項目

3-5-2-2 重要な構成要素の指定件数

表3-5-2に調査対象地区の重要な構成要素の種別と指定件数を示す。表3-5-2に示す通り、重要な構成要素の件数は10件～1600件程度と地区によってばらつきがある。例として高島市と西予市を挙げると、高島市では海岸線に連なる石積みをまとめて1件で指定しているが、西予市では石積みが分散して位置しているため1件ずつ指定しているため、その指定件数は膨大となっている。

表3-5-2 重要な構成要素の種別ごとの指定件数

単位：(件数)

| 地方公共団体 | | 地方公共団体 | | | | | | | | | | |
|------------|----------|--------------|--------|-----------------|--------|-----------------|--------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|
| | | 岐阜市 | 高島市 | 宮津市 | 西予市 | 四万十市 | 中土佐町 | 平戸市 | 小値賀町 | 新上五島町 | 天草市 | 宇城市 |
| 選定基準※1 | | (3)(4)(7)(8) | (5)(7) | (4)(7)(8) | (1)(4) | (3)(4)(5)(7)(8) | (4)(5) | (1)(5)(8) | (2)(4)(7)(8) | (1)(4)(8) | (1)(4)(7)(8) | (5)(7)(8) |
| 重要な構成要素の分類 | | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) |
| 集落・市街地 | 集落/区域/街区 | 5 | | 4 | | 2 | 2 | 7 | 10 | 12 | 6 | 2 |
| 建築物 | 民家(主屋) | 13 | 4 | | 18 | | | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| | 民家(付属屋) | | | 34 | 14 | | | | | 2 | | 1 |
| | 蔵・倉庫 | | 2 | | 1 | | 2 | | | | | 1 |
| | 社寺・教会堂 | 11 | | 13 | 1 | 4 | 2 | 14 | 15 | 13 | 11 | |
| | 公共施設 | | | 3 | | | | 4 | 1 | | | 5 |
| | 店舗 | 1 | 1 | 10 | | | | | 1 | | | |
| | その他 | 3 | | 2 | 2 | | 1 | | 3 | | | |
| 土木構造物 | 道路 | 62 | | 25 | 3 | 12 | | 3 | 5 | 14 | 44 | 2 |
| | 水路 | 3 | | | | | | | 3 | | | 4 |
| | 河川 | 1 | | | 2 | 4 | | 1 | | | 9 | |
| | 漁港・港湾施設 | | | 1 | | 1 | 2 | 8 | 3 | 4 | 6 | 1 |
| | 橋 | 3 | | 4 | | 14 | | | 2 | | | 4 |
| | その他 | | | 1 | 2 | | | | | | 17 | |
| 工作物 | 祠・碑・石塔 | | | 5 ^{※2} | | 2 | | 13 | 15 | | | |
| | 石積み・石垣 | | 1 | 9 | 1537 | 1 | | 2 | 5 | 1 | | 1 |
| | 井戸 | | | | 9 | 0 | | | 4 | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | |
| 遺跡・公園 | 遺跡 | | | 3 | 1 | 3 | 1 | | 3 | | 5 | |
| | 公園 | | | 3 | | | | 1 | | 2 | | |
| | その他 | | | | 1 | | | | 1 | | | |
| 自然環境 | 樹木 | | | | | 2 | | 1 | 2 | | | |
| | 農地・牧野 | | | | 1 | | | 13 | 3 | | | |
| | 防風林・山林 | | | | 3 | 2 | | 9 | 3 | | | |
| | その他 | 1 | | 3 | 6 | 3 | | 5 | 8 | | | 2 |
| 合計件数(件) | | 103 | 8 | 120 | 1601 | 50 | 10 | 82 | 89 | 50 | 100 | 26 |

※1 選定基準

- (1) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
- (2) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地
- (3) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地
- (4) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地
- (5) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- (6) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
- (7) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
- (8) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

※2「祠・碑・石塔」が社寺の敷地内に分布しており、社寺と共に一括して指定している。

3-5-2-3 種別ごとの結果

(1) 集落・市街地

重要な構成要素として、「集落・市街地」を指定するのは9地区（岐阜市、宮津市、四万十市、中土佐町、平戸市、小値賀町、新上五島町、天草市、宇城市）であり、重要な構成要素を集落内の建築物等を包含しつつ面的に指定している。そのうち4地区（小値賀町、新上五島町、平戸市、宇城市）では文化的景観区域の全域を区分するように指定している。また4地区（宮津市、四万十市、中土佐町、天草市）では、文化的景観区域のうち民家が密集する地域に限定して指定している。なお中土佐町では、民家が密集する地域のうち、さらに2件の商店街通りに限定し、その通り沿いの建築物を一括して重要な構成要素に指定する。

(2) 建築物

「建築物」は「民家(主屋)」「民家(付属屋)」「蔵・倉庫」「社寺・教会堂」「公共施設」「店舗」「その他」の項目で分類できる。

重要な構成要素として「民家(主屋)」を指定する地区は9地区であり、個々に民家を指定する地区でみられる。主に該当地区の歴史的価値を示すものが指定されており、鶴匠家（岐阜市）、オリア養蚕（西予市）など生業に関する民家がある地区では多数指定する。

重要な構成要素として「民家(付属屋)」を指定する地区は4地区でみられる。例として、舟屋（宮津市）、小屋（西予市）、酒蔵（中土佐町）、かんころ関連施設（新上五島町）等が挙げられ、各地区の特徴的な生業に関わる建築物が指定されている。

重要な構成要素として「蔵・倉庫」を指定する地区は4地区でみられる。例として、漁協組合旧倉庫（高島市）、みかん小屋（西予市）、海運倉庫（宇城市）等が挙げられ、「民家(付属屋)」と同様、各地区の特徴的な生業に関わる建築物が指定されている。

重要な構成要素として「社寺・教会堂」を指定する地区は9地区であり、信仰に関わる施設を重要な構成要素としている地区が多くみられる。また岐阜市や宮津市といった、歴史的な町並みが残る地区や平戸市、小値賀町、新上五島町、天草市のようなキリスト教と関わりが深い地区では、10件近く指定されている。

重要な構成要素として「公共施設」を指定する地区は4地区でみられる。例として、公会堂（宮津市）、旧庁舎（宇城市）等が該当する。「店舗」を指定する地区は5地区であり、酒造店舗（高島市）、旅館（宮津市）、市場施設（中土佐町）等が挙げられる。「その他」として分類するものは、岐阜城復興天守、天橋立駅、造船所等が挙げられる。

以上のことから調査対象地区において、重要な構成要素とする「建築物」は、各地区のもつ景観の特徴によって様々であるものの、「民家(主屋)」、「社寺・教会堂」については、指定する地区が多くみられる。

(3) 土木構造物

「土木構造物」は、「道路」、「水路」、「河川」、「漁港・港湾施設」、「橋」、「その他」の項目に分類できる。

重要な構成要素として「道路」を指定する地区は9地区であり、多くの地区で指定されている。指定件数については各地区でばらつきがあり、件数の比較的多い、岐阜市、宮津市、天草市については、選定基準(7)によっても選定されている。

重要な構成要素として「水路」を指定する地区は3地区であり、水路の位置が継承され、現存しているものが指定されている。

重要な構成要素として「河川」を指定する地区は5地区でみられる。例として四万十川(四万十市)、長良川(岐阜市)、普通河川(西予市、天草市、平戸市)等が挙げられ、河川の区分(一級河川、二級河川、準用河川、普通河川)に関わらず指定されている。

重要な構成要素として「漁港・港湾施設」を指定する地区は8地区でみられる。宮津市、四万十市、中土佐町、平戸市、小値賀町、新上五島町では、港として一括して指定している。また天草市では要素(漁港施設、護岸、物揚場、防波堤、棧橋、導流堤)ごとに指定しており、宇城市では、港(三角港)がみられるが重要な構成要素には埠頭のみ指定している。また高島市では、「漁港・港湾施設」の重要な構成要素はみられないが、保存活用計画上で漁港(海津漁港)の保存活用の検討を行う記載が確認できる。このように各地区の景観の特徴や重要な構成要素の指定方法によって件数は異なるが、「漁港・港湾施設」を指定する地区が多くみられる。

重要な構成要素として「橋」を指定する地区は5地区でみられる。例を挙げると、沈下橋やトラス橋(四万十市)、石橋(小値賀町)等が挙げられる。

「その他」として分類するものは、ロープウェイ(宮津市)、お旅所(西予市)、共同井戸(小値賀町)、カケ(天草市)等がみられる。

以上のことから調査対象地区において、重要な構成要素とする「土木構造物」は、各地区のもつ景観の特徴によって様々であるものの、「道路」、「漁港・港湾施設」については、指定する地区が多くみられる。

(4) 工作物

「工作物」は「祠・碑・石塔」、「石積み・石垣」、「井戸」の項目に分類できる。

重要な構成要素として「祠・碑・石塔」を指定する地区は4地区でみられる。西予市のように社寺の敷地内に分布しているものは、一括して社寺で指定する地区もみられた。「石積み・石垣」を指定する地区は6地区でみられる。前節の通り指定件数については、ばらつきがあり、各地区の分布状況と指定方法による。「井戸」を指定する地区は2地区であり、小値賀町では共同井戸が、西予市では共同井戸および個人所有の井戸が指定されている。

以上のことから調査対象地区において、重要な構成要素とする「工作物」は、各地区のもつ景観の特徴によって様々であるといえる。

(5) 遺跡・公園

「遺跡・公園」は「遺跡」、「公園」、「その他」の項目に分類でき、「遺跡」を指定する地区は6地区、「公園」を指定する地区は3地区みられる。「遺跡」の例としては、社寺跡または旧境内(宮津市、四万十市、小値賀町)、栈橋跡(宮津市、中土佐町)等が挙げられる。「公園」の例としては、宮津市の特別名勝である天橋立等が挙げられる。「その他」として分類するものは、お旅所(西予市)、旧小田家庭園(小値賀町)がある。

以上のことから調査対象地区において、重要な構成要素とする「遺跡・公園」は、各地区のもつ景観の特徴によって様々であるといえる。

(6) 自然環境

「自然環境」は「樹木」、「農地」、「防風林・山林」、「その他」の項目に分類できる。

「樹木」を指定する地区は3地区でみられる。例として、四万十市では社寺に位置する樹木を2件指定、小値賀町ではアコウ巨樹を指定している。また平戸市で指定されている「樹木」は市の指定文化財または天然記念物に指定されている。

「農地・牧野」を指定する地区は3地区みられ、該当地区は選定基準(1)または(2)によって選定されている地区でみられる。「防風林・山林」を指定する地区は4地区でみられる。例としては防風林や山林の他、社叢(西予市、小値賀町)等が指定されている。

「その他」に分類するものとして、山、海岸、魚場、砂浜、海峡等多様である。また調査対象地区では海自体を重要な構成要素としている地区はみられなかったが、平戸市の砂浜や宮津市の海岸など、海岸線沿いの要素を指定する地区もみられた。

以上のことから調査対象地区において、重要な構成要素とする「自然環境」は、各地区のもつ景観の特徴によって様々であるといえる。

3-5-2-4 「集落・市街地」、「民家(主屋)」の組み合わせによる類型化

前節から、民家(主屋)を重要な構成要素としている地区が多くみられたが、重要な構成要素を「集落・市街地」として指定し、集落内の建築物等を包含して指定する地区もみられる。そのため「集落・市街地」と「民家(主屋)」に着目し、民家(主屋)の保存形態を把握する。調査対象地区を見ると、民家(主屋)の保存形態から「面的指定型」「点的指定型」「面・点的指定型」に類型できる。「集落・市街地」「民家(主屋)」の指定状況を類型化したものを図3-5-3に示す。

「点的指定型」は重要な構成要素に「民家(主屋)」を指定し、「集落・市街地」を指定しない地区であり、高島市、西予市が該当する。

「面的指定型」は重要な構成要素に「集落・市街地」を指定し、「民家(主屋)」を指定しない地区であり、宮津市、四万十市、中土佐町が該当する。

「点的・面的指定型」は「集落・市街地」「民家(主屋)」共に重要な構成要素としている地区であり、岐阜市、平戸市、小値賀町、新上五島町、天草市、宇城市が該当する。

なお重要な構成要素は、現状変更等の行為を行う際、文化庁長官への届出が必要となる。そのため「面的指定型」「点的・面的指定型」においては、原則として集落内の全ての建築物の行為（現状変更等）に対して届出が必要となり、また文化庁との協議等も必要となる。

| 類型 | イメージ図 |
|--|--|
| 点的指定型 該当地区 ・高島市 ・西予市 概要 個々の主屋ごとに重要な構成要素を指定する。 | <p>【凡例】 文化的景観地区 重要な構成要素</p> |
| 面的指定型 該当地区 ・宮津市 ・四万十市 ・中土佐町 概要 集落・市街地で一括して、重要な構成要素としている。 | <p>【凡例】 文化的景観地区 重要な構成要素</p> |
| 点的・面的指定型 該当地区 ・岐阜市 ・平戸市 ・小値賀町 ・新上五島町 ・天草市 ・宇城市 概要 集落・市街地で一括して重要な構成要素とし、そのなかでも特に価値があるとする民家を重要な構成要素としている。 | <p>【凡例】 文化的景観地区 重要な構成要素</p> |

図3-5-3 「集落・市街地」・「民家(主屋)」の組み合わせによる類型化

3-5-2-5 保存活用計画における重要な構成要素の記載状況

重要な構成要素の記載状況について表3-5-3に示す。保存活用計画において、重要な構成要素は、「番号」、「重要な構成要素の名称」、「種別」「所有者」、「所在地」、「価値・歴史」、「写真」、「位置図」等の情報とともに記載している。また岐阜市では、重要な構成要素ごとに保存すべき事項を記載しており、重要な構成要素のどの部分を保存するかを明確にしている。

表 3-5-3 重要な構成要素の記載状況

| 都道府県 | 市町村名 | No. | 名称 | 種別 | 所有者 | 所在地 | 価値、歴史 | 写真、位置図 | |
|------|-------|------|----|----|-----|-----|-------|--------|---|
| 岐阜県 | 岐阜市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 滋賀県 | 高島市 | ○ | ○ | ○ | × | × | ○ | ○ | |
| 京都府 | 宮津市 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | |
| 愛媛県 | 西予市 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | |
| 高知県 | 四万十市 | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| | 中土佐町 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 長崎県 | 平戸市 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 小値賀町 | ○ | ○ | ○ | × | × | × | × | |
| | 新上五島町 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ | |
| 熊本県 | 天草市 | 崎津地区 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × | ○ |
| | | 今富地区 | ○ | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ |
| 熊本県 | 宇城市 | ○ | ○ | × | ○ | ○ | ○ | ○ | |

【凡例】○：記載あり、×：記載なし

3-6 小括

本章を小括すると以下のとおりである。

(1) 文化的景観区域における景観計画による規制

景観計画区域の設定範囲、重点地区の有無および範囲と文化的景観の選定範囲を整理すると「重点地区基本型」、「重点地区不在型」、「その他」に類型化でき、「重点地区基本型」が多い傾向にあることが把握できた。「重点地区基本型」は文化的景観区域を重点地区内に設定し、一般区域よりも厳しい景観形成基準が適応されることで、文化的景観区域の保全に留意していると考えられる。「重点地区不在型」は景観計画上で重点地区を設定していないが、景観計画区域を限定することで、文化的景観区域の保全に留意していると考えられる。

鳥羽市では、既に景観計画を策定しており、鳥羽市海女集落は重点候補地区に指定されている。地区住民や事業者の合意が得られた場合、重点地区として一般区域よりも厳しい景観形成基準が図られるようになっている。このことから鳥羽市海女集落では、文化的景観を想定する範囲は、重点地区内で設定することが望ましいといえる。

(2) 重要な構成要素の指定件数

重要な構成要素の指定件数は、各文化的景観でばらつきがみられる。これは重要文化的景観保護制度において、重要な構成要素の決まった指定基準は設けられていないため、各文化的景観の自治体の指定方法と方針によって定められているためと考えられる。

(3) 重要な構成要素の指定状況

漁ろう・港に関わる重要文化的景観において、重要な構成要素を5つの種別と24の小項目で類型化することができ、「民家(主屋)」、「社寺・教会堂」、「道路」、「漁港・港湾施設」を指定する地区が多い傾向にあることが把握できた。それ以外の重要な構成要素については、各文化的景観によって様々であることが確認できる。これは文化的景観が複数の選定基準によって選定されており、多様な特徴が重なり景観が形成されていることも要因だと考えられる。以上のことより、鳥羽市海女集落においては「民家(主屋)」、「社寺・教会堂」、「道路」、「漁港・港湾施設」について積極的に指定し、それ以外の重要な構成要素については、地区の特徴を踏まえて検討することとする。

(4) 「集落・市街地」、「民家(主屋)」の組み合わせによる重要な構成要素の指定方法

重要な構成要素について「集落・市街地」と「民家(主屋)」に着目すると、指定状況を「点的指定型」「面的指定型」「面・点的指定型」の3つに類型化できる。「面的指定型」「面・点的指定型」については、「集落・市街地」を重要な構成要素としていることから、原則として集落内の全ての建築物の行為（現状変更等）に対して届出が必要となり、文化庁との協議等も必要となる。なお重要な構成要素としている「集落」内の建築物の行為に対する取り扱いについては、次章にて確認することとする。

【参考文献】

- 1) 文化庁：各文化的景観の説明,
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/pdf/93772801_01.pdf (参照 2022-12-28)
- 2) 全国文化的景観区域連絡協議会 HP：<https://www.bunkeikyo.jp/> (参照 2022-12-29)
- 3) 公共財団法人四万十財団 HP：四万十川流域の文化的景観の活用,
<https://www.shimanto.or.jp/?p=9354> (参照 2022-12-28)

第 4 章
重要文化的景観の先進事例における保存活用の現状

| | | |
|-----|------------------------|-----|
| 4-1 | 調査の目的 | 137 |
| 4-2 | 調査の方法 | 137 |
| 4-3 | 調査の対象 | 137 |
| 4-4 | 重要文化的景観の担当者に対するアンケート調査 | 138 |
| 4-5 | 重要文化的景観の担当者に対するヒアリング調査 | 140 |
| 4-6 | 重要文化的景観の保存・取組みの現状 | 152 |
| 4-7 | 小括 | 161 |

4章 重要文化的景観の先進事例における保存・取組みの現状

本章では、調査対象地区の地方自治体の重要文化的景観担当者を対象に、ヒアリング調査またはアンケート調査を行い、重要文化的景観選定後の取組みや成果、課題、重要な構成要素の選定方法とその保存事項について把握する。

4-1 調査の目的

本章の目的は、ヒアリング調査またはアンケート調査を通して、漁ろうや港に関わる重要文化的景観の修景事例などの成果、選定後の課題等を把握することで、鳥羽市海女集落における、保存方針や重要な構成要素の検討に活かすことである。

4-2 調査の方法

本章での調査方法は以下に示す通りである。

調査対象である重要文化的景観の地方自治体の担当者に対して、ヒアリング調査またはアンケート調査を行い、重要文化的景観の取り組みや成果、課題、重要な構成要素の選定方法とその保存事項について把握する。

4-3 調査の対象

ヒアリング調査およびアンケート調査の対象を表 4-1 に示す。第 3 章で調査対象とした地区のうち 10 地区をヒアリング調査およびアンケート調査の対象^{注1)}としている。

表 4-1 ヒアリングおよびアンケート調査の対象者一覧

| 都道府県 | 市町村名 | 重要文化的景観名称 | 担当者名 | 所属 | アンケート調査 | ヒアリング調査 |
|------|-------|------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|---------|-----------------|
| 滋賀県 | 高島市 | 高島市海津西浜知内の水辺景観 | 山本 晃子 氏 | 高島市教育委員会 教育総務部文化財課 | — | ○ |
| 京都府 | 宮津市 | 宮津天橋立の文化的景観 | 河森 一浩 氏 | 宮津市教育委員会事務局 社会教育課 | ○ | — |
| 愛媛県 | 西予市 | 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 | 三瀬 有寿紗 氏 | 西予市教育委員会 スポーツ・文化課 | ○ | — |
| 高知県 | 四万十市 | 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来 | 川村 慎也 氏 | 四万十市教育委員会生涯学習課 | ○ | — |
| 高知県 | 中土佐町 | 久礼の港と漁師町の景観 | 多田 昭介 氏 楨本 寿文 氏 下元 道夫 氏 | 中土佐町町民環境課 中土佐町地域課 中土佐町議会議員 | — | ○ |
| 長崎県 | 平戸市 | 平戸島の文化的景観 | 石田 恒一 氏 | 平戸市文化観光商工部 文化交流課 | ○ | — |
| 長崎県 | 小値賀町 | 小値賀諸島の文化的景観 | 永田 敬三 氏 平田 賢明 氏 | 小値賀町教育委員会 教育生涯学習班文化財係 | — | ○ |
| 長崎県 | 新上五島町 | 新上五島町北魚目の文化的景観 | 谷山 忍 氏 平田 哲郎 氏 松本 政義 氏 | 新上五島町教育委員会文化財課 新上五島町教育委員会建設課 | — | ○ ^{※1} |
| 熊本県 | 天草市 | 天草市崎津・今富の文化的景観 | 中山 圭 氏 | 天草市観光文化部文化課 世界遺産・キリシタン資料館係 | ○ | — |
| 熊本県 | 宇城市 | 三角浦の文化的景観 | 新野 亮輔 氏 | 宇城市教育部文化スポーツ課 文化財世界遺産係 | ○ | — |

【凡例】○：実施あり、—：実施なし

4-4 重要文化的景観の担当者に対するアンケート調査

4-4-1 アンケート調査の概要

重要文化的景観の保存の現状について把握するために、6地区の地方公共団体の重要文化的景観担当者に対してアンケート調査を行った。調査を行うにあたり、Microsoft wordにてアンケートシートを作成し、作成したアンケートシート（word ファイル）を本調査の対象者に電子メールにて送信し、同ファイルに回答を入力後、返信していただいた。

アンケートに記載した質問の内容は主に(1)重要文化的景観の選定前について、(2)重要な構成要素の保存状況について、(3)重要文化的景観選定後の評価について、(4)文化的景観地区における景観計画の果たす役割についてである。アンケートシートに記載した質問の一覧を表4-2に示す。

表4-2 アンケートシートに記載した質問の一覧

| アンケートシートの質問事項 |
|---|
| 1. 重要文化的景観についてお聞かせください。 |
| (1) 文化的景観への取組みに対する住民の意見(主な賛成・反対意見)について、教えてください。 |
| 2. 文化的景観保存計画についてお聞かせください。 |
| (1) 重要な構成要素では、「集落」が面的に指定されていますが、「集落」内の個々の建築物の行為(現状変更等)の取り扱いについて教えてください。また、面的に指定した際の問題や課題等(空き家をなかなか取り壊すことができないことや、所有者が自身の建物を重要な構成要素として認識していないなど)があれば教えてください。※1 |
| (2) 数多くの「主屋」が重要な構成要素に選定されていますが、「主屋」の選定に統一的な基準はありますか。※2 |
| 3. 重要文化的景観の選定後の評価についてお聞かせください。 |
| (1) 重要文化的景観に選定されたことによる主な成果は、どのようなものでしょうか。 |
| (2) 現在抱えている課題は、どのようなものでしょうか。 |
| (3) 今後の展望は、どのようなものでしょうか。 |
| 4. 景観計画と重要文化的景観の関係についてお聞きします。 |
| (1) これまで、景観上問題となった事例(事業者が行政の指導・助言に従わずに建設した事例、無届出で事業者が建設した事例など)や、あるいは良好な景観形成につながった事例(景観に十分に配慮してくれた事例)はありますか。 |
| (2) 重要文化的景観を保護する視点から、景観計画が果たしている役割、主な成果と課題について、教えてください。また今後の展望(景観計画を見直した方がよい内容など)も教えてください。 |

※1 前章の結果より、アンケート調査対象地区の内、重要文化的景観として「集落・市街地」を指定する地区(宮津市、四万十市、平戸市、天草市、宇城市)のみ回答。

※2 前章の結果より、アンケート調査対象地区の内、「民家(主屋)」民家を重要な構成要素として指定する地区(西予市、天草市、宇城市)のみ回答。

4-4-2 アンケート調査の結果

アンケート調査を実施した期間は、2022年12月5日から2023年1月6日までであり、アンケートの回収率は、100%(6団体/6団体)であった。なおアンケート調査をまとめたものは、ヒアリング調査の結果を踏まえ、4-6で後述する。また回答していただいたアンケートシートについては、資料編に示す。

表 4-3 アンケート調査実施期間、回答日

| 市町村名 | 重要文化的景観名称 | 担当者名 | 所属 | 回答日 |
|------|------------------------------|----------|-------------------------------|----------------|
| 宮津市 | 宮津天橋立の文化的景観 | 河森 一浩 氏 | 宮津市教育委員会事務局社会教育課 | 2022年12月28日(水) |
| 西予市 | 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 | 三瀬 有寿紗 氏 | 西予市教育委員会スポーツ・文化課 | 2022年12月8日(木) |
| 四万十市 | 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来 | 川村 慎也 氏 | 四万十市教育委員会生涯学習課 | 2022年12月23日(金) |
| 平戸市 | 平戸島の文化的景観 | 石田 恒一 氏 | 平戸市文化観光商工部文化交流課 | 2022年12月16日(金) |
| 天草市 | 天草市崎津・今富の文化的景観 | 中山 圭 氏 | 天草市観光文化部文化課 世界遺産・キリシタン資料館係 | 2022年12月16日(金) |
| 宇城市 | 三角浦の文化的景観 | 新野 亮輔 氏 | 宇城市教育部文化スポーツ課文化財 世界遺産係 | 2023年1月6日(金) |

4-5 重要文化的景観の担当者に対するヒアリング調査

ヒアリング調査の結果を地方公共団体ごとに示す。なお、調査結果を示す順番は、調査を実施した日時の順である。

4-5-1 高知県中土佐町「久礼の港と漁師町の景観」に対するヒアリング調査

4-5-1-1 ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は、以下の通りである。

日時：2018年11月22日（金） 14：00～16：10

場所：中土佐町役場本庁舎

参加者：三重大学大学院工学研究科准教授 浅野 聡

三重大学大学院工学研究科助教 大井隆弘

担当者：中土佐町町民環境課長 多田昭介氏

〃 地域課長 榎本寿文氏（文化的景観策定担当者）

中土佐町議会議員（元役場職員・景観計画策定担当者）下元道夫氏



写真 4-1 ヒアリング調査の様子

4-5-1-2 ヒアリング調査の結果

ヒアリング調査を行い、明らかになったことについて以下に示す。なおヒアリング調査の際に行った全ての質問事項および質問に対する回答については、資料編に示す。

(1) 重要文化的景観の選定前について

① 文化的景観に取り組むことになった経緯・きっかけ

・四万十川流域の5市町と高知県で、保全と振興をどうするかが検討され、その一環として文化的景観へ注目したことがきっかけ。

・当初は、文化的景観については十分に理解をしておらず、文化庁の調査官から文化的景観の説明があり、過疎化が進む限界集落などの現状はこのままでよいのかとの指摘を踏まえて、徐々に必要性について理解していった。

② 文化的景観への取組みに対する住民の意見

・四万十川流域については、すでに高知県による条例（「高知県四万十川の保全および流域の振興に関する基本条例」）があり、一定の規制について地域住民は慣れており、受け入れる素地が出来ていた。

・久礼地区では、大正町市場があり（鯉の一本釣りで漁業も有名であったが）観光と商業のまちであることから、「観光」につながると賛成する住民は多く、大きく反対する住民は不在であった。

(2) 重要な構成要素の保存状況

① 重要な構成要素の選定経緯

・文化庁からの指導・協議で10件程度は必要とのことであったため、当初から10件をリストアップすることにした。

・当初、文化庁からは、全ての関係者（地域住民・所有者など）の承諾の印が必要との話しであったが、四万十川流域だけでも約10,000筆もあり現実的に難しいことから、結果的には、関係者の代表者（例：地区であれば区長、神社であれば氏子の総代）の印で可能ということになった。

(3) 重要文化的景観選定後の評価について

①重要文化的景観選定による成果

・高知県で初の国の文化財である「重要文化的景観」が中土佐町から選定されたことである。

・「重要な構成要素」の1つの久礼八幡宮は、氏子も減少して神社の維持が大変になってきているが、政教分離の原則のため神社の修理などに行政はタッチ出来なかったが、文化的景観の中で重要な構成要素の1つに指定することが出来たため、多大な費用を要する神社の修理などに対して補助できるようになった。また久礼八幡宮の修理に着手したことで、町民の景観への理解が深まったと考えている。

・2018年度から、「カツオ文化日本遺産」の指定に向けての取組みが始まるなど、新しい活動が生まれたこと。

②現在抱えている課題

・「振興」については、色々取り組んでいるが、まだ十分な成果があがっていないため、どう活用するか、具体的な成果を上げていくことが課題。

・若い人の漁業継承者が減少しているため、漁師町としての文化的景観を存続させることが課題。

・現在、町人口は7,000人を切り（この中で久礼地区は約4,000人）、40年後には2,500人になる可能性が推計されている状況にあり、人口が減少していること。

③今後の展望

・活用についてはまだ十分な展望が描けていない。

(4) 文化的景観地区における景観計画の果たす役割について

①景観計画にもとづく行為届出の中で、景観上問題となった事例または良好な景観形成につながった事例

・公共事業（津波避難タワー）は、景観に配慮するように調整している。民間事業については、特に問題は生じていない。

②重要文化的景観を保護する視点から、景観計画が果たす役割、主な成果と課題、展望

・公共事業については、文化的景観保存計画を踏まえて文化的景観整備委員会にはかっていることから、一定のマネジメントの成果が出来ている。

・民間事業については、景観計画のハードルが必ずしも高くない（景観形成基準が詳細ではなく厳しくはない）が、現状では特に問題になっていない。

・世代交代が進む中で、将来的に景観計画の内容が次世代に継承されるかどうかを危惧している。

4-5-2 長崎県小値賀町「小値賀諸島の文化的景観」に対するヒアリング調査

4-5-2-1 ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は、以下の通りである。

日時：2021年12月27日（土） 11：20～12：40

場所：小値賀町役場

参加者：三重大学大学院工学研究科教授 浅野 聡

三重大学大学院工学研究科助教 大井 隆弘

三重大学大学院工学研究科建築学専攻修士2年 荻野 真雪

三重大学大学院工学研究科建築学専攻修士1年 神山 弘賢

担当者：小値賀町教育委員会教育次長 永田 敬三 氏

〃 教育生涯学習班文化財係係長 平田 賢明 氏



写真 4-2 ヒアリング調査の様子

4-5-2-2 ヒアリング調査の結果

ヒアリング調査を行い、明らかになったことについて以下に示す。なおヒアリング調査の際に行った全ての質問事項および質問に対する回答については、資料編に示す。

(1) 重要文化的景観の選定前について

① 文化的景観に取り組むことになった経緯・きっかけ

・平成19年度から「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の取組が開始され、世界文化遺産の登録には国の文化財指定を受けなければならないことから、文化庁・長崎県・小値賀町で協議していく中で、当地域を重要文化的景観に選定、国の保護措置を受けようというのがきっかけとなり、取り組むことになった。

② 文化的景観への取組みに対する住民の意見

・景観計画選定までの理解で止まっていると感じる。シンポジウム等を実施しているが、選定後は文化的景観の理解は十分に浸透していない印象がある。

(2) 重要な構成要素の保存状況

① 重要な構成要素の選定経緯

・重要な構成要素は、建物等を単体で特定しているものと、島や集落等の大きな範囲で特定しているものの2種類に分けている。

② 民家の保存状況

・島や集落等の大きな範囲で特定している重要な構成要素は、現状変更の届出先と届出対象外行為の整理が難航している問題があり、空き家の解体等が生じると(文化庁からは)解体しないようにと指導があるため対応に苦慮した。なお集落を構成する全ての建築物の所有者から、重要な構成要素に位置付けることについて個別に同意(承諾印)を得ていない。

・上記の事柄に対しては、平成27年に整備活用計画を策定して文化的景観を構成する要素の活用を3つに分けており、現状変更については、重要な構成要素は文化庁へ、活用・維持するためのものは町長へ、価値を損なう建物は町教育委員会で担当することとし、届出先を分散することにより柔軟性をもたせるようにしている。しかし、これは制度を複雑にしているという側面もある。

(3) 重要文化的景観選定後の評価について

①重要文化的景観選定による成果

- ・文化的景観に選定されたことで、世界遺産にも認定されたことは大きな成果といえる。また国の文化財としての認識が生まれた。
- ・学校との連携した活動が行われており、中学校では、文化的景観マップづくりを授業で実施しており、1つの島でも多様な生き方、景観があるということが学ぶ機会としている。また小学6年生は景観カレンダーの作成を行っており、自然景観の他にも地域の特徴が出ていることが文化的景観だということが伝えられている。

②現在抱えている課題

- ・人口減少が大きな課題である。重要文化的景観選定時は人口が3000人であったが、現在は2300人、2040年には1000人と予想されている。そのため既存の集落景観を維持するためにどうすべきかを考えなければならない。
- ・文化的景観の取組みは、世界遺産の選定を前提にして急いで計画したため、住民の合意形成が十分に得られてないことや空き家の活用等に関する問題が表面化している。

(4) 文化的景観地区における景観計画の果たす役割について

①景観計画にもとづく行為届出の中で、景観上問題となった事例または良好な景観形成につながった事例

- ・特に問題は生じてないが、文化的景観に対する住民の正しい理解が得られていない部分があるため懸念がある。

4-5-3 長崎県新上五島町「新上五島町北魚目の文化的景観」に対するヒアリング調査

4-5-3-1 ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は、以下の通りである。

日時：令和3年12月27日（土） 13：00～14：20

場所：有川港多目的ターミナル

参加者：三重大学大学院工学研究科教授 浅野 聡

三重大学大学院工学研究科助教 大井 隆弘

三重大学大学院工学研究科建築学専攻修士2年 荻野 真雪

三重大学大学院工学研究科建築学専攻修士1年 神山 弘賢

担当者：新上五島町教育委員会文化財課主事 谷山 忍氏

〃 建設課課長補佐 平田 哲郎氏

〃 建設課係長 松本 政義氏



写真 4-3 ヒアリング調査の様子

4-5-3-2 ヒアリング調査結果

ヒアリング調査を行い、明らかになったことについて以下に示す。なおヒアリング調査の際に行った全ての質問事項および質問に対する回答については、資料編に示す。

(1) 重要文化的景観の選定前について

① 文化的景観に取り組むことになった経緯・きっかけ

・平成 30 年に長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世界文化遺産に登録されたが、当初計画として平成 19 年に世界文化遺産暫定リストに記載された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界文化遺産登録を目指し調査研究に着手した。世界遺産登録を目指す際に、国内法に基づき資産が保護されていることが条件とされていたため、景観法、文化財保護法に基づく資産保護を目指し、重要文化的景観選定による資産保護を図ろうと取り組むこととなった。

② 文化的景観への取組みに対する住民の意見

・政策的に世界遺産登録のための国内法による保護措置として重要文化的景観選定を目指して進めていたものの、表向きは純粋に文化的景観選定を目指して進めていた。そのような中、所管課が世界遺産推進室であったため、住民説明会において世界遺産登録に係るものであるとの先入観から、キリスト教を信仰している集落（前向きな姿勢）とそうではない集落（世界遺産とは関係ないのに何故自分の集落が文化的景観の範囲に入っているのか）で考え方のギャップがあった。

(2) 重要な構成要素の保存状況

① 重要な構成要素の選定経緯

・「自然地理的背景」（離島における急峻な組織地形、海から吹き付ける強い風、台風の進路といった自然的背景）の上に「独特な歴史的・社会的背景」（外海地方から上五島への農民移住、漁業権の有無、信教の違いなど）が重なり、結果として「斜面の高度利用とイモ（甘藷）文化」（段畑、防風石垣、防風林、やぐら、じろなど）が生み出され、「生業と密接に結びついた集落」が形成されたといえる。このようにして生まれた価値を表すもの、欠くことのできないもの、あるいは今後において集落を維持していくために必要なものを重要構成要素と位置づけ、保存、保護を図ることを目的に選定した。

② 民家の保存状況

・「集落」を一括して重要な構成要素として位置付けているが、なお集落を構成する全ての建築物の所有者から、重要な構成要素に位置付けることについて個別に同意（承諾印）を得ていない。新上五島町では、小値賀町のような問題は生じていないが、小値賀町の経験は把握しており、将来的な対応の必要性については認識している。

(3) 重要文化的景観選定後の評価について

①重要文化的景観選定による成果

- ・一時的に集落存続のための住民の意識高揚になった。
- ・観光の面では、世界遺産選定の後に観光客の増加がみられる。しかし観光客も頭が島の集落には向かうが、赤尾地区は素通りされているという現状があり、重要文化的景観の認識は世界遺産に比べて劣っているように感じる。

②現在抱えている課題

- ・少子高齢化に伴う人口減少が最大の課題であり、集落の存続そのものが危ぶまれている。

③今後の展望

- ・今後の集落人口増は望めないため、交流人口の拡大や関係人口の創出などを目指す。
- ・2020年度から地域おこし協力隊制度を活用し、いも文化の継承と集落存続を図る目的で、本年7月に交流施設「江袋交流館」を建設した。交流スペースを活用した地元住民と観光客等との交流を促進し、交流人口の拡大や関係人口の創出へと繋げる。

(4) 文化的景観地区における景観計画の果たす役割について

①景観計画にもとづく行為届出の中で、景観上問題となった事例または良好な景観形成につながった事例

- ・景観上問題のあった事例に関しては特にない。
- ・行為の届出を出してもらったときに色の関係での指摘はあったが、協議して色の基準を守ってもらっている。
- ・良好な景観形成につながった事例としては、道路の拡幅等で法面を削る際に、景観へのダメージを最小限にするように植栽の工法等を協議した事例が見られる。
- ・建物の修景は新築、増築の事例がなく、軽微な修景では瓦の張替え等はあるが件数は少ない。

②重要文化的景観を保護する視点から、景観計画が果たす役割、主な成果と課題、展望

- ・現行の景観計画の見直しなどは検討していない。
- ・個人所有の民家を数多く重要な構成要素として登録してしまうと、無人になった時や災害に合った時に空き家になってしまうため、その対策が必要となることが課題である。
- ・空き家対策については、総合政策課において2021年度協議する予定であり、また同課では地域おこし協力隊として空き家対策の隊員の募集をかけているので、重要文化的景観の地域の空き家の活用も期待したい。

4-5-4 滋賀県高島市「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」に対するヒアリング調査

4-5-4-1 ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は、以下の通りである。

日時：2022年12月15日（木） 10：30～11：45

場所：高島市役所

担当者：高島市教育委員会教育総務部文化財課主監 山本 晃子氏

参加者：三重大学大学院工学研究科建築学専攻修士2年 神山 弘賢

三重大学工学部建築学科4年 北本 猛流

三重大学工学部建築学科4年 鈴村 緋理

三重大学大学院工学研究科教授 浅野 聡

三重大学大学院工学研究科助教 大井 隆弘



写真 4-5-1 高島市役所(新館)



写真 4-4-2 ヒアリング調査の様子

4-5-4-2 ヒアリング調査結果

ヒアリング調査を行い、明らかになったことについて以下に示す。なおヒアリング調査の際に行った全ての質問事項および質問に対する回答については、資料編に示す。

(1) 重要文化的景観の選定前について

① 文化的景観に取り組むことになった経緯・きっかけ

平成17年に1月1日に旧高島郡6町村が合併し、高島市が誕生。その5月に行われた高島市の未来を考えるフォーラムで取り上げられたテーマが、「子どもたちに伝えたい高島の風景とところ」であった。この場で、市内に多く存在する文化的景観の保全と活用の重要性が主要な話題として取り上げられ、多くの市民に「自分の住む地域の身近な景観が文化財的価値を有している」という認識を持たせるきっかけになった。高島市では、選定地候補地調査委員会を立ち上げて、どこを選定するところから始めた。調査委員会では10ヶ所決め、その内の2ヶ所(『高島市海津・西浜・知内の水辺景観』、『高島市針江・霜降の水辺景観』)、が選定された。

② 文化的景観への取組みに対する住民の意見

- ・ 選定候補地を選び出すために候補地調査委員会を設け、そこで選出した10か所の候補地の中で、地域住民の理解度が高く見受けられた地域で取組みを始めたため、極端な反対意見は少なかった。ただ当初は制度への理解度が行政も住民も低く、賛成や反対を決めるところに行きつかなかったところもある。
- ・ 選定後には、事前に説明はしていたが、一部、古い建物がもっと修理できるのではないのか、補助金をもっともらえるのではないかなど、思っていたものと違ったというご意見も出ている。

(2) 重要な構成要素の保存状況

① 重要な構成要素の選定経緯

・ 民家は5件選定している。所有者の方がよほど残したいという意思がない限りは、積極的に選定数を増やさなかった。建物の選定の基準は、滋賀県での過去の一斉調査(滋賀県近代建築調査報告書)の調査結果を使い、近世の建物かつ、その地域の特徴を示している建物を選定している。

(3) 重要文化的景観選定後の評価について

①重要文化的景観選定による成果

選定地域の住民が「自分たちの住む地域は国に選定された特別な地域だ」という誇りを持つことができたこと。地域住民を主体とする「まちづくり協議会」が立ち上がり、文化的景観を生かした地域活性化につながったこと、またそうしたシステム作りができたこと、国の補助金を活用することで、重要な構成要素の保存修理が推進できたこと。市の特徴、観光地として紹介することができるようになったことが挙げられる。

②現在抱えている課題

少子高齢化が進んでいること。まちづくり協議会も、高齢化と後継者不足が今一番の課題となっている。またそれに繋がり、整備経費を出す人が少なくなっているため、整備経費の不足が挙げられる。補助金がただで嬉しいという一方で、残りの50%まで負担分が出せないため、整備には至らない例もいくつかある。

建築物が壊されていくのと、活用する件数では壊される方が多く、町並みが一体性に欠けてきていることが課題。

③今後の展望

地域のまちづくり協議会の支援に力を入れる。通常、地域の協議会は、設立のときは補助金がすぐ出せるが、継続してなかなか支援できない。文化的景観に関しましては、国の補助制度等が新たに創出されたこともあり、今はまちづくり協議会の運営そのものに補助金をお出しさせていただいている。そこを拠点にして地域内の整備を続けていきたい。

(4) 文化的景観地区における景観計画の果たす役割について

①景観計画にもとづく行為届出の中で、景観上問題となった事例または良好な景観形成につながった事例

・景観上問題になったものとして、建築物を所有者が金色と紫に塗装されてしまった事例がある。当時の景観計画は目立たない色彩や景観計画上で色の度数など、基準を決めておらず、言葉で「目立たない色合いで、周りとの調和した色」としか決めていなかった。その後、景観計画を改定して、ある程度明度彩度を、限定をするようになった。

・良い事例としては、ハシイタの継続利用が挙げられる。琵琶湖は国の所有物なので、占有許可出さないと使えないが、特例で県に許可をいただいた。ハシイタの維持管理は大変ではあるが、住民の方がそれぞれ維持できるようにしている。

②重要文化的景観を保護する視点から、景観計画が果たす役割、主な成果と課題、展望

景観計画の改訂。色については決めたが、今後、高さや屋根の形等をもう少し改定をしていく必要があると考えている。

4-6 重要文化的景観の保存・取組みの現状

前章の分析の結果を踏まえ、アンケート調査およびヒアリング調査より分析した結果をそれぞれに示す。

4-6-1 重要文化的景観の保存の現状

(1) 重要な構成要素である集落内の建築物の行為の取り扱いおよび問題点

「面的指定型」または「点的・面的指定型」(7地区)における、集落内の建築物の取扱いおよび問題点について表 4-6-1 に示す。

①建築物の行為の取り扱い

「面的指定型」または「点的・面的指定型」の内、5地区では重要な構成要素として選定されている「集落」内の建築物については、現状変更の対象として扱わず、景観計画や地域協定に基づいて取り扱うこととしている。中土佐町では、商店街通り2件を、重要な構成要素として面的に指定しており、商店街通り内の建築物の内、基準を満たしているものを重要な家屋(重要な構成要素)として現状変更等の許可、届出、報告を行うこととしている。

小値賀町では、整備活用計画を策定し、建築物を重要度に合わせて段階的に保存ができるよう分類し、届出先を分散させている。天草市では、重要な構成要素(トウヤ)に面している家屋については現状変更の届出を文化庁へ行うこととしている。

②問題点

「集落」として重要な構成要素を面的に指定した際の問題点として、景観計画や地域協定に基づいて取り扱う地区に関しては、変化が起きる場合の調整に苦労する、所有者や地域間で認識の違いがあるが挙げられた。現状特に問題がないと回答した地区が3地区みられたものの、新上五島町では、将来的に対応すべきと認識している。また、小値賀町では選定当初、現状変更の届出先と届出対象外行為の整理が難航し、空き家の解体等の対応に苦慮した点を挙げており、整備活用計画により届出を分散させるようにした経緯がある。

天草市ではトウヤ沿いの家屋は解体申請があった場合に、決定までかなりの時間を要するために、所有者との軋轢につながるものが問題として挙げられた。

表 4-6-1 「集落」内の建築物の行為の取り扱いおよび課題

| | 重要な構成要素の集落内の民家の取り扱い | 面的に特定した際の問題点 |
|-------|--|---|
| 高島市 | — | — |
| 宮津市 | 主な歴史的建造物(旅館等)は重要な構成要素に特定し、その他の建築物は景観計画および地域協定によりコントロールする。 | 特になし |
| 西予市 | — | — |
| 四万十市 | 個々の建築は現状変更の対象にしていないため、景観計画に基づいて取り扱う。 | 現在の保存計画では何をどの程度保存するのかが明示できておらず、変化が起きる場合の調整に苦勞する。 |
| 中土佐町 | 商店街通り内の建築物の内、基準 ^{※1} を満たしているものを重要な家屋(重要な構成要素)として、現状変更等の許可、届出、報告を行うこととしている。 | 特になし |
| 平戸市 | 建築物は景観計画に基づいて、届出を行う。重要な構成要素の現状変更等は景観担当部局と連携し、調整するとともに、平戸市文化的景観推進委員会において、現状変更の可否等について協議する | 大きな範囲での指定により、所有者や地域間で認識の違いがある。 |
| 小値賀町 | 整備活用計画を策定し、建築物の重要度に合わせて、届出先を分散することにより柔軟性をもたせている。 | (選定当初は)現状変更の届出先と届出対象外行為の整理が難航している問題があり、空き家の解体等の対応に苦慮した。 |
| 新上五島町 | 景観計画に基づいて取り扱う。 | 現時点では問題は生じていないが、小値賀町の事例を把握しており、将来的な対応の必要性については認識している。 |
| 天草市 | 景観計画で定めた基準に基づいた内容が届出対象となる。ただし重要な構成要素「トウヤ」(小径)に面した家屋のみ現状変更申請を文化庁まで届出を行うこととしている。 他の建築物については、市へ届出を行うこととしている。 | トウヤ沿いの家屋破壊耐震性があった場合に、決定までかなりの時間を要するために、所有者との軋轢につながる。 |
| 宇城市 | — | — |

【凡例】 —：重要な構成要素として「集落・市街地」を特定していない地区

※1 基準の内容については、次頁に示す。

(2) 重要な構成要素「民家」の特定基準

各地区の重要な構成要素「民家」の指定基準の有無を表 4-6-2 に示す。明確な基準を示しているのは中土佐町の一地区のみである。中土佐町では、前述の通り、商店街通り内の建築物の取扱いについて、保存活用計画で、建築物の構造、年代、用途、工法を基に、民家(重要な家屋)を特定している。他地区では、特に厳密な基準は設けていないという回答であった。このことから、選定申出以前に実施する保存調査によって、個々の建築物について価値があるかどうかを調査し、その内所有者に同意を得た物件を重要な構成要素として指定していることが分かる。

表 4-6-2 重要な構成要素「民家」の特定基準

| | 重要な構成要素「民家」の特定基準 |
|--------------------|---|
| 高島市 | 過去の調査を基に、近世の建物でかつ、地域の特徴を示している建物が選定されている。 |
| 宮津市 | — |
| 西予市 | 特に厳密な基準はないが、1次調査で戸別訪問、2次調査を通して、所有者に同意を得た物件を選定している。 |
| 四万十市 | — |
| 中土佐町 ^{※1} | 1：日本瓦に土佐漆喰の昭和40年代以前の建物 2：伝統的な産業に使用している建物で昭和40年代以前の建物 3：構造や造作に古建築の伝統工法が残っている建物 |
| 平戸市 | — |
| 小値賀町 | 特に厳密な基準は設けていない。 |
| 新上五島町 | 特に厳密な基準は設けていない。 |
| 天草市 | 特に厳密な基準は設けていない。 |
| 宇城市 | 特に厳密な基準は設けていないが、保養地としての機能を有した港湾都市の継承の観点から重要なものを選定している。 |

【凡例】—：重要な構成要素として「民家」を指定していない地区

※1 中土佐町では、保存計画中に記載しているため、その内容を引用している。

(3) 景観上問題となった事例、あるいは良好な景観形成につながった事例

調査対象地区の景観事例について表 4-6-3 に示す。良好な景観形成につながった事例については、事業が行われる際、色彩や景観に配慮するよう、協議を行い調整がなされた事例が確認でき、文化的景観地区においても、景観計画が機能していることが把握できた。

景観上問題となった事例があった地区は10地区中3地区(高島市、四万十市、宇城市)であった。例として高島市では、所有者が建築物を金色と紫に塗装されてしまった事例がある。該当する建築物は、重要な構成要素ではないため、景観形成基準が適応されるが、当時の高島市の景観計画では、文章で“目立たない色合い、周りと調和した色”と示しており、明確な基準は存在しなかったため、所有者の意向が優先された。四万十市では、重要文化的景観選定地外ではあるが、景観計画範囲で届出の必要性を知らずに土地の形質の変更を行った等の事例が数件あるとの回答が得られた。宇城市では、事業者ではないが、土地の所有者との協議がなかなかスムーズにいかない事例があるとの回答が得られた。

以上のことから、重点地区の指定による届出行為、景観形成基準の設定によって、良好な景観形成につながっていることが確認できる。一方、景観形成基準に明確な基準がないこと、景観計画に対しての住民や事業者の理解がないことが景観上問題となる事例を引きおこす要因だと考えられる。このように、重要な構成要素以外の要素の保全において重点地区の指定および景観形成基準の示す役割は大きく、鳥羽市海女集落においても、重点地区の景観形成基準は、明確な基準(色彩におけるマンセル値の指定など)を設定するべきだと考えられる。

表 4-6-3 調査対象地区の景観事例

| | 良好な景観形成につながった事例 | | 景観上問題となった事例 | |
|-------|-----------------|---|-------------|---|
| | 有無 | 事例の詳細 | 有無 | 事例の詳細 |
| 高島市 | ○ | ハシイタの継続利用を県から特例で許可をいただいている。 | ○ | 所有者が建築物を金色と紫に塗装されてしまった事例がある。 |
| 宮津市 | ○ | 地域協定が締結され、街並み環境整備事業に基づく民家の修景が進んだ。 | × | — |
| 西予市 | ○ | 民間の事業者からモバイルアンテナ基地局を設置する際、協議を行い、事業者にはこちらの考えに沿う形で工事を実施する結果となった。 | × | — |
| 四万十市 | × | — | ○ | 景観計画範囲で届出の必要性を知らずに土地の形質の変更を行った等の事例が数件ある（重要文化的景観選定地外）。 |
| 中土佐町 | ○ | 公共事業（津波避難タワー）は、景観に配慮するように調整している。 | × | — |
| 平戸市 | × | — | × | — |
| 小値賀町 | ○ | 届出の際に協議して、色の基準を守ってもらっている。 | × | — |
| 新上五島町 | ○ | 道路の拡幅等で法面を削る際に、植栽の工法等を協議した事例が見られる。建築物の軽微な修景では瓦の張替え等が少なからずある。 | × | — |
| 天草市 | ○ | 公共工事等は、天草市文化的景観整備管理委員会による検討を通してから、事業にかかるように制度が組織され、現在までうまく機能している。 | × | — |
| 宇城市 | ○ | 市が指定範囲内のホテルを買収し、結果良好な景観形成につながった。 | ○ | 事業者ではないが、土地の所有者との協議がなかなかスムーズにいかない事例がある。 |

【凡例】 ○：事例あり ×：事例なし

4-6-2 重要文化的景観の取組みの現状について

(1) 重要文化的景観の選定に対する住民の反応

重要文化的景観の選定に対する住民の反応を整理した結果を表 4-6-4 に示す。

主な賛成意見としては、「地域の誇りにつながる」、「観光につながる」が挙げられる。またヒアリング調査の結果から、住民の理解が得られた地域が重要文化的景観に選定されているため、概ね賛成の住民が多いとのことだった。反対の意見としては、「観光客の増加による生活への影響」、「景観形成の規制による住民への影響」が挙げられる。

また高島市では、当初は制度への理解度が行政も住民も低かったため、賛成や反対意見が少なかったと回答している。四万十市、新上五島町では、住民の認識が薄く、賛成や反対意見が少なかったと回答している。

表 4-6-4 文化的景観への取組みに対する住民の意見

| | 文化的景観への取組みに対する住民の意見 | |
|-------|---|--|
| | 賛成 | 反対 |
| 高島市 | ・地域住民の理解度が高く見受けられた地域で取組みを始めたため、概ね賛成だった。ただ当初は制度への理解度が行政も住民も低く、賛成や反対を決めるところに行きつかなかったところもある。 | ・古い建物がもっと修理できるのではないのか、補助金ももっともらえるのではないかなど、思っていたものと違ったという意見もある。 |
| 宮津市 | ・地域にとって 100 年の計といえる取組み。 | ・観光客の増加による生活への影響が心配。 |
| 西予市 | ・地元で誇りを持てる。 | ・自分の好きなように家を建てられない。 ・改修や取り壊しも自由にできない。 ・監視されているのではないかという懸念。 |
| 四万十市 | ・個人の所有するものには強い規制がないので特に反対はなかったが、賛成の意思表示も大きくはなかった。 | |
| 中土佐町 | ・四万十川流域については、すでに一定の規制について地域住民は慣れており、受け入れる素地が出来ていた。 ・「観光」につながる。 | ・特になし。 |
| 平戸市 | ・地域資源の価値の再認識と価値の活用による交流促進につながる。 | ・現状変更が困難な場合がある。 |
| 小値賀町 | ・景観計画選定までの理解で止まっている。 | |
| 新上五島町 | ・世界遺産とは関係ないのに何故自分の集落が文化的景観の範囲に入っているのか疑問に思っている方もいる。 | |
| 天草市 | ・地域の誇りにつながった。 ・多くの人と触れ合える。 ・商店の売上げがあがった。 ・景観形成補助金が利用できる。 | ・来訪者が増えて騒がしくなる。 ・景観形成のルールが煩わしい。 ・廃業解体や空き家の解体に手続きが必要となり時間もかかる。住民のプライバシーが守れなくなる。 ・来訪者の見学マナーが徹底できていない。 |
| 宇城市 | ・地域の活性化の機運を高めていきたい。 | ・観光客増加に伴う交通事情の悪化。 ・観光客のマナーの悪化への不安がある。 ・規制などがつくられることで、生活が不便になることを心配している。 |

(2) 重要文化的景観に選定されたことによる成果

各地区の重要文化的景観に選定されたことによる成果を整理した結果を表 4-6-5 に示す。主な回答は、「住民が地域に誇りを持つことができる」(高島市、宮津市、新上五島町)、「国の補助金が活用できる」(高島市、西予市、四万十市、中土佐町)、「他文化遺産の登録の理由付け」(高島市、小値賀町、天草市、宇城市)、「地域の価値の理解が深まった」(四万十市、平戸市、)「観光客数の増加」(中土佐町、新上五島町、天草市)が挙げられた。

「国の補助金が活用できる」について、西予市、中土佐町は社寺の修理が進められたことを一つの成果として回答している。社寺の修理について通常は、政教分離の原則のため行政が支援することはできないが、重要な構成要素の1つに指定することで、神社の修理などに対して補助が可能となる。四万十市では、重要な構成要素の特定することにより、建設部門では、優先度が低い、構造物の修繕に対して補助金の活用および修繕方法について専門家の意見を聞く場が設けられるようになったことを一つの成果として挙げている。高島市では、国の補助金を活用し、石積みの修理および台風被害に対する修繕が行えたことを挙げている。

表 4-6-5 重要文化的景観に選定されたことによる成果

| | 重要文化的景観に選定されたことによる成果 |
|-------|--|
| 高島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民が選定地域の誇りを持つことができたこと。 ・地域住民を主体とする協議会が立ち上がり、地域活性化のシステム作りができたこと。 ・国の補助金を活用し、重要な構成要素の保存修理が推進できたこと ・日本文化遺産の一部(「琵琶湖とその水辺景観-祈りと暮らしの水遺産」)として登録できたこと。 |
| 宮津市 | <ul style="list-style-type: none"> ・天橋立(特別名勝)以外の地域の価値に気づききっかけとなった。 ・溝尻舟屋集落では、地域への誇りが高まったこと。 |
| 西予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助が活用できるため、社寺等の重要な構成要素の修理が進められるようになったこと。 |
| 四万十市 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の歴史や自然、文化を一体的に伝えることができるようになったこと。 ・建設部門の所管課では優先順位が上げづらい構造物の修繕に補助金が用いられる。 |
| 中土佐町 | <ul style="list-style-type: none"> ・政教分離の原則により、多大な費用を要する神社の修理等に対して補助できるようになったこと。 ・修理に着手したことで、町民の景観への理解が深まったこと。 ・観光に付加価値を付けることが出来た。 |
| 平戸市 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の価値の再認識と価値の活用による交流促進につながった。 |
| 小値賀町 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化的景観に選定されたことで、世界遺産にも認定されたこと。 ・国の文化財としての認識が生まれ、学校との連携も行われている。 |
| 新上五島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・選定後、一時的に集落存続のための住民の意識高揚になった。 ・(世界遺産の選定も含めて)観光客の増加がみられる。 |
| 天草市 | <ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産に登録された。 ・案内・サインなどの整備が進んだ。 ・(世界遺産効果も含め)来訪者が増加した。 |
| 宇城市 | <ul style="list-style-type: none"> ・世界文化遺産の登録の足掛かりとなったこと。 |

(3) 重要文化的景観の抱えている課題

現在抱えている課題について整理した結果を表 4-6-6 に示す。

主な回答は、「少子高齢化に伴う人口減少」（高島市、小値賀町、新上五島町、天草市、宇城市）、「空き家増加と活用方法」（小値賀町、天草市、宇城市）、住民の重要文化的景観保護制度に対する理解の不足（西予市、四万十市、平戸市、小値賀町、天草市）が挙げられ、他の回答としては、「修理や開発行為の調整に時間がかかる」、「振興が十分でないこと」、「他文化財との総合的なマネジメント」、「重要文化的景観保護制度と他制度の連携」が挙げられる。

表 4-6-6 重要文化的景観の抱える課題

| | 現在抱えている課題 |
|-------|--|
| 高島市 | <ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化が進行。 ・まちづくり協議会の高齢化と後継者不足。 |
| 宮津市 | <ul style="list-style-type: none"> ・名勝、史跡、重要文化財（建造物）なども視野にいれた総合的なマネジメントの構築。 |
| 西予市 | <ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発活動が滞っていること。 ・重要文化的景観保護制度が十分に理解されていないこと。 |
| 四万十市 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化的景観についての理解や周知が十分に進まないこと。 ・老朽化する建造物の修理や景観調整に時間や経費を必要とすること。 ・開発行為に対する調整に時間を要すること。 ・重要文化的景観保護制度と景観計画とを関連付けて機能させる制度運用の仕組みづくり。 |
| 中土佐町 | <ul style="list-style-type: none"> ・振興について十分な成果が上がっていないこと。 |
| 平戸市 | <ul style="list-style-type: none"> ・選定地域間で住民の意識の違いがある。 |
| 小値賀町 | <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少。 ・住民の合意形成が十分に得られていないこと。 ・空き家の活用。 |
| 新上五島町 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化、少子化に伴う人口減少。 |
| 天草市 | <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少による空き家の増加。 ・世界文化遺産に登録され、地域住民に「重要文化的景観」に対する関心、理解が希薄になっていること。 ・生業に関わる重要な構成要素が、漁業廃業と共に解体される事例があった点。 (生業に関わらないモニュメントとして保存すべきどうか議論がまだ途上) |
| 宇城市 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設（文化財等）の老朽化、過疎化（空き家増加）、高齢化、集客方法の検討など。 |

(4) 重要文化的景観の今後の展望

今後の展望について整理した結果を表4-6-7に示す。回答としては、「地域のまちづくり協議会の支援に力を入れる」、「総合的なマネジメントの構築」、「普及啓発活動に力を入れる」、「現在の暮らしの景観を整えていくように制度運用する」、「活用についてはまだ十分な展望が描けていない」、「定期的にモニタリングを行い、適切に対処していく」、「交流人口の拡大や関係人口の創出などを目指す」、「地域住民の意識醸成を図る」、「地区のファンを増やして、活性化につなげる」、「関係者や関係団体との連携」などが挙げられ、多岐にわたる。

表4-6-7 今後の展望

| | 今後の展望 |
|-------|---|
| 高島市 | ・地域のまちづくり協議会の支援に力を入れる。 |
| 宮津市 | ・名勝、史跡、重要文化財（建造物）なども視野にいれた総合的なマネジメントの構築。 |
| 西予市 | ・重要な構成要素の修理がだいぶ進んできているので、次に普及啓発活動に力を入れていきたい。 |
| 四万十市 | ・変化を緩やかに調整することで、現在の暮らしの景観を整えていくように制度運用をしていく |
| 中土佐町 | ・活用についてはまだ十分な展望が描けていない。 |
| 平戸市 | ・価値を低下させないよう定期的にモニタリングを行い、適切に対処していく。 |
| 小値賀町 | - |
| 新上五島町 | ・今後の集落人口増は望めないため、交流人口の拡大や関係人口の創出などを目指す。 |
| 天草市 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民が地域の景観に誇り、愛着を感じるように、意識醸成を図りたい。 ・人口減少・高齢化が進む中、地域住民だけでは、緊密な集落景観の保存は困難なため、崎津・今富のファンを増やして、活性化につなげる必要がある。 ・行政の担当者数も減少しており、積極的な保全・活用につなげていない。どのように維持していくかが鍵だが、難しいところが多いと感じている。 |
| 宇城市 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政、地域住民、関係者等が連携し、保全と活用について充実していけるように計画していければと考えている。 ・全国文化的景観地区連絡協議会、世界遺産協議会等の関係団体との連携 |

【凡例】－：該当なし

4-7 小括

本章を小括すると以下のとおりである。

(1) 重要文化的景観選定に対する住民の反応

重要文化的景観選定に対する住民の反応としては、実際に重要文化的景観に選定されていることから、概ね賛成の意見が多くみられた。賛成の理由については、地域の誇りにつながるため、観光につながるためなどが挙げられた。一方、反対意見としては、観光客の増加による生活への影響、景観形成の規制による住民への影響が挙げられた。また、重要文化的景観に住民の関心が低い自治体もみられた。主な理由としては、重要文化的景観保護制度の施行直後のため、理解度が行政および住民共に低かったからであった。

(2) 重要文化的景観における景観計画の役割

事業が行われる際、色彩や景観に配慮するよう、協議を行い調整がなされた事例が確認でき、景観計画によって、文化的景観地区および周辺地区の良好な景観形成につながっていることが分かった。一方景観上問題となった事例として、当時の景観形成基準では、建築物の色彩の変更を止めることができなかった事例、景観計画の認識が希薄だったため、事業が進められた事例がみられた。以上のことから、重要な構成要素以外の要素の保全において、重点地区の指定および景観形成基準の示す役割は大きく、鳥羽市海女集落においても、重点地区の景観形成基準は、明確な基準(色彩におけるマンセル値の指定など)を設定するべきだと考えられる。

(3) 民家(主屋)の取扱いと課題

① 「面的指定型」または「点的・面的指定型」における民家の取扱いと課題

「面的指定型」または「点的・面的指定型」の内、5地区では、集落を重要な構成要素として扱ってはいるものの、集落内の民家は現状変更の対象として扱わず、景観計画や地域協定に基づいて取り扱うこととしている。天草市、小値賀町では、集落内で一部の建築物については、文化庁や行政区へ届けることとしている。中土佐町では、商店街通りを面的に指定しており、商店街通り内のについては、基準を満たす個々の建築物に対して、重要な構成要素(重要な家屋)の一つとして取り扱っている。

集落として重要な構成要素に指定する場合、地区の代表者が承認することで、一括して指定できるが、地区の住民の同意が得られていない。そのため変化が起きる場合の調整に苦労する、所有者や地域間で認識の違いがある等の課題が表れると考えられる。

このように、集落を重要な構成要素として面的に指定する場合においても、個々の建築物について、何をどの程度保存するかを明確にし、価値づけをすることが必要だと考えられる。鳥羽市海女集落においては、景観調査より、集落内の歴史的に価値がある民家を特定しており、集落として一括で重要な構成要素を指定せず、個々の民家を指定することが望ましいといえる。

②「点的指定型」における民家の取扱いと課題

「点的指定型」である高島市では、重要な構成要素以外の建築物が解体または景観上問題が起きることで、景観の一体性が欠けてしまうことを課題として挙げている。実際に高島市では、選定範囲内で建築物の色彩が華美な色になってしまった事例があり、当時の景観計画ではカバーできないことが要因として挙げられた。

このように、建築物を重要な構成要素として、点的指定する地区では、周辺景観の一体性や親和性に留意する必要がある、重要な構成要素以外の建築物を景観形成基準によって保全することが求められる。

以上のことから、重要な構成要素の「民家(主屋)」に関して、建築物を個別に指定し、明確に価値づけことが重要であると考えられるため、鳥羽市海女集落では点的指定型で検討する。

(4) 重要文化的景観選定による成果について

①住民が地域に誇りを持つことができたこと、地域の価値の理解が深まったこと、観光客数の増加が、重要文化的景観選定による成果として挙げられ、重要文化的景観の選定が地域の活性化につながったと考える自治体が多くみられた。

②重要文化的景観に選定されることで、国庫補助が活用できるため、政教分離の原則のため自治体が本来関われない神社の修理などに着手できる点、優先順位が低くなる構造物(橋)の修繕に着手できる点を成果として挙げられた。重要な構成要素の指定は、本来修理に着手できない建築物・工作物の保全に有用であるといえる。鳥羽市海女集落においても、社寺・土木構造物の重要な構成要素の指定が望ましいと考えられる。

③重要文化的景観として選定されたことを根拠に日本遺産、世界遺産の登録につながった自治体が多くみられた。

(5) 重要文化的景観が抱える課題および展望

現在重要文化的景観が抱える課題として、少子高齢化に伴う人口減少、空き家増加と活用方法、住民の重要文化的景観保護制度に対する理解の不足が挙げられた。このことから、重要文化的景観に選定されている地区において、地区の存続が大きな問題となっていることが把握できる。人口減少や空き家増加については、修繕・修景費用の補助など、文化的景観の制度を利用して直接解決できる課題ではないため、選定後の自治体の取組みが重要になると考えられる。そのため文化的景観の普及活動が求められるものの、住民の重要文化的景観に対する理解の不足を課題として挙げている自治体もみられる。選定後の取組みとしては、重要文化的景観の制度の経費補助を活用した普及活動の他、重要な構成要素の修理・修繕を積極的に進めることで、地域住民に認識できるよう取組むことなどが考えられる。

【補注】

注 1) 岐阜県岐阜市については、業務の都合上、調査のご依頼を辞退しているため調査対象から除外している。

第5章
鳥羽市海女集落の景観分析

| | | |
|-----|----------------------|-----|
| 5-1 | 鳥羽市景観計画における海女集落の位置づけ | 167 |
| 5-2 | 現行の法規制の状況 | 169 |
| 5-3 | 鳥羽市海女集落の景観分析 | 173 |
| 5-4 | 鳥羽市海女集落における重点地区(案) | 191 |
| 5-5 | 小括 | 195 |

5 章 三重県鳥羽市海女集落の景観分析

本章では鳥羽市海女集落における保存活用計画(案)の提案に関して、鳥羽市海女集落の現状と景観特性について整理を行う。

5-1 鳥羽市景観計画における海女集落の位置づけ

本節では、鳥羽市景観計画¹⁾における海女集落の位置づけについて整理する。

(1) 景観計画区域

鳥羽市の景観計画区域は市域全体としており、重点地区に指定された地区を除く市全域を一般区域と定義している。図 5-1 に景観計画区域の区分を示す。鳥羽市海女集落は「海岸と島の景観ゾーン」に区分され、加えて本島部である石鏡、国崎、相差地区は「眺望保全ゾーン」に、離島部である答志、和具、菅島、神島地区は「鳥羽港湾眺望重点ゾーン」の漁港周辺近景保全地区に区分される。

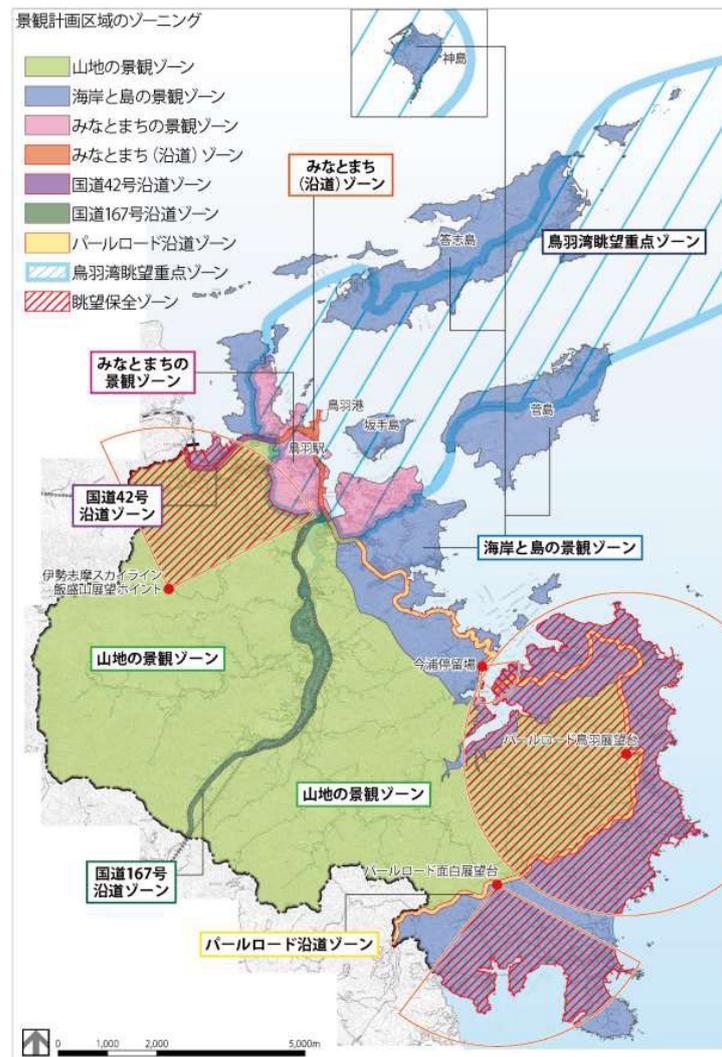


図 5-1 景観計画区域のゾーニング (出典：『鳥羽市景観計画』より)

(2) 景観形成上重要な地区(重点候補地区)

良好な景観の形成に関する基本目標をふまえ、先代から継承され、育まれてきた個性ある集落や、賑わいの拠点となる市街地、観光保養地などの地区で、本市の顔とも言うべき個性ある地区は、「重点候補地区」として位置づけ、地区別に良好な景観の形成に関する方針を、保全の方針と創出の方針に分け定めている。

なお、「重点候補地区」のうち、良好な景観の形成に向けた推進方策に基づき、よりきめの細かい良好な景観の形成を推進することに関し、地区住民や事業者の合意が得られた地区は「重点地区」として位置づけられる。

鳥羽市海女集落は、「漁村・海女集落地区」に位置づけられ、保全の方針と創出の方針が示されている。重点候補地区の一覧を図5-2に示す。

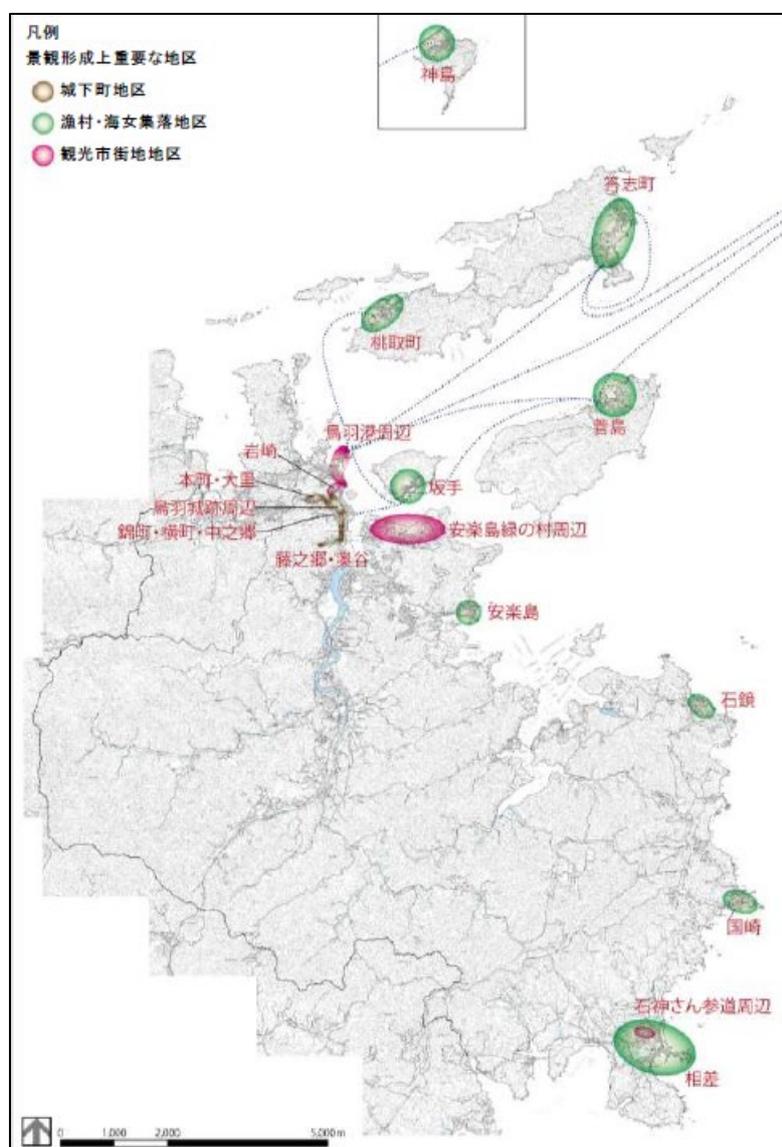


図5-2 重点候補地区の分布 (出典：『鳥羽市景観計画』より)

(3) 景観形成基準

鳥羽市における、一般区域および眺望保全区域の景観形成基準の組み合わせを表 5-1 に示す。

一般区域の景観形成基準は、一般区域の全域に適用される基本的な配慮事項である「基本基準」と、各ゾーンの景観特性に応じて適用される「ゾーン別基準」で構成される。ゾーン毎に「基本基準」と「ゾーン別基準」を合わせた基準が適用されることとなる。

眺望保全区域の景観形成基準は、一般区域の基準に、「鳥羽湾眺望重点ゾーンの基準」、「眺望保全ゾーンの基準」がそれぞれ上乘せされ、視点場（鳥羽湾眺望重点ゾーンでは航路や対岸、漁港周辺等も含む）から視認できる部分に適用される。なお、鳥羽湾眺望重点ゾーンは、それぞれの地区ごとに「地区別の基準」が適用される。

鳥羽市海女集落が該当する「鳥羽湾眺望重点ゾーン」、「眺望保全ゾーン」においては、建築物等の高さはできる限り抑えること、高さが 10m を超えるものに対しては、その外観、外壁、屋根の色彩基準が定められている。

表 5-1 景観形成基準の組み合わせ

| | | 一般区域の基準 | | 眺望保全区域の基準 | |
|--------|------------|---------|--------|--------------------|---------|
| | | 基本基準 | ゾーン別基準 | 鳥羽湾眺望重点ゾーンの基準(地区別) | 眺望保全ゾーン |
| 一般区域 | | ○ | ○ | — | — |
| 眺望保全区域 | 鳥羽湾眺望重点ゾーン | ○ | ○ | ○ | — |
| | 眺望保全ゾーン | ○ | ○ | — | ○ |

【凡例】○：基準あり、—：基準なし

5-2 現行の法規制の状況

鳥羽市における景観形成に関する現行の法規制の現況を図 5-3 に示す。

(1) 石鏡地区

①石鏡灯台周辺の海岸部においては「第3種特別地域」（自然公園法）、②①の第3種特別地域と重複する範囲に「海岸線保全地区」（自然保護協定の締結および汚排水の排出に関する指導要綱（鳥羽市））、③②の範囲からその西側にかけては「景観保全地区」（同指導要綱）、④石鏡神社の西側（裏山）から県道鳥羽阿児線（パールロード）にかけては「保安林」（森林法）、⑤集落においては「埋蔵文化財等包蔵地」（文化財保護法）が、それぞれ指定されている。（なお「埋蔵文化財等包蔵地」は、指定ではなく周知である。）

「第3種特別地域」では、伊勢志摩国立公園管理計画にもとづいて、建築行為や開発行為に対して一定の規制がかかっているが、石鏡地区の集落は範囲外である。また、鳥羽市の「自然保護協定の締結および汚排水の排出に関する指導要綱」にもとづく「海岸線保全地区」、「景観保全地区」では、自然保護に必要な事項、災害の防止に関する事項などが定められているが、自然植栽の保存割合に関する事項も定められており、それぞれ100%、40%以上となっている。

(2) 国崎地区

①県道鳥羽阿児線（パールロード）沿いには「第3種特別地域」、②集落内においては「埋蔵文化財等包蔵地」（文化財保護法）が、それぞれ指定あるいは周知されている。

(3) 相差地区

①鯨崎園地の周辺の海岸部、菅崎園地から東の相差漁港にかけておよび西の池尻港にかけての海岸部は「第3種特別地域」（自然公園法）、②①の第3種特別地域と重複する範囲には「海岸線保全地区」（自然保護協定の締結および汚排水の排出に関する指導要綱（鳥羽市））、③②の範囲で（鯨崎園地を除き）菅崎園地の内陸側にかけては「景観保全地区」（同指導要綱）、④神明神社周辺の森林、鯨崎園地と菅崎園地の海岸部沿いの森林は「保安林」（森林法）、⑤集落およびその周辺は「埋蔵文化財等包蔵地」（文化財保護法）が、それぞれ指定されている。（なお「埋蔵文化財等包蔵地」は、指定ではなく周知である。）また景観形成上の直接的な規制地区ではないが、茅原新田は農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律）に指定されている。

(4) 答志地区

①集落の西側の森林地域は「第3種特別地域」、②観音崎周辺の森林、砥石山周辺の森林、答志漁港の南側の森林は「保安林」、③集落およびその周辺は「埋蔵文化財等包蔵地」（文化財保護法）が、それぞれ指定されている。

(5) 菅島地区

①集落の東側の森林から海岸部にかけては「第3種特別地域」、②集落の東側の森林、白髭神社の東側の森林は「保安林」、③集落およびその周辺にかけて「埋蔵文化財等包蔵地」が、それぞれ指定されている。

(6) 和具地区

①答志中学校の北西の海岸部は「海岸線保全地区」（自然保護協定の締結および汚排水の排出に関する指導要綱（鳥羽市））、②①の海岸部を包括する森林は「景観保全地区」（同指導要綱）、③集落およびその周辺地区は「埋蔵文化財等包蔵地」（文化財保護法）が、それぞれ指定されている。（なお「埋蔵文化財等包蔵地」は、指定ではなく周知である。）

(7) 神島地区

①島の北の弁天岬を中心とした範囲は「第1種特別地域」（同法）、周囲の海岸部は「第3種特別地域」（自然公園法）、②①の「第1種特別地域」と重複する範囲の森林は「保安林」（森林法）、③集落およびその周辺地区は「埋蔵文化財等包蔵地」（文化財保護法）が、それぞれ指定されている。

以上のように、一部の自然環境に対しては、第1種特別地域、第3種特別地域、海岸線保全地区、景観保全地区等による景観形成上の法規制はあるものの、集落では不在となっている。

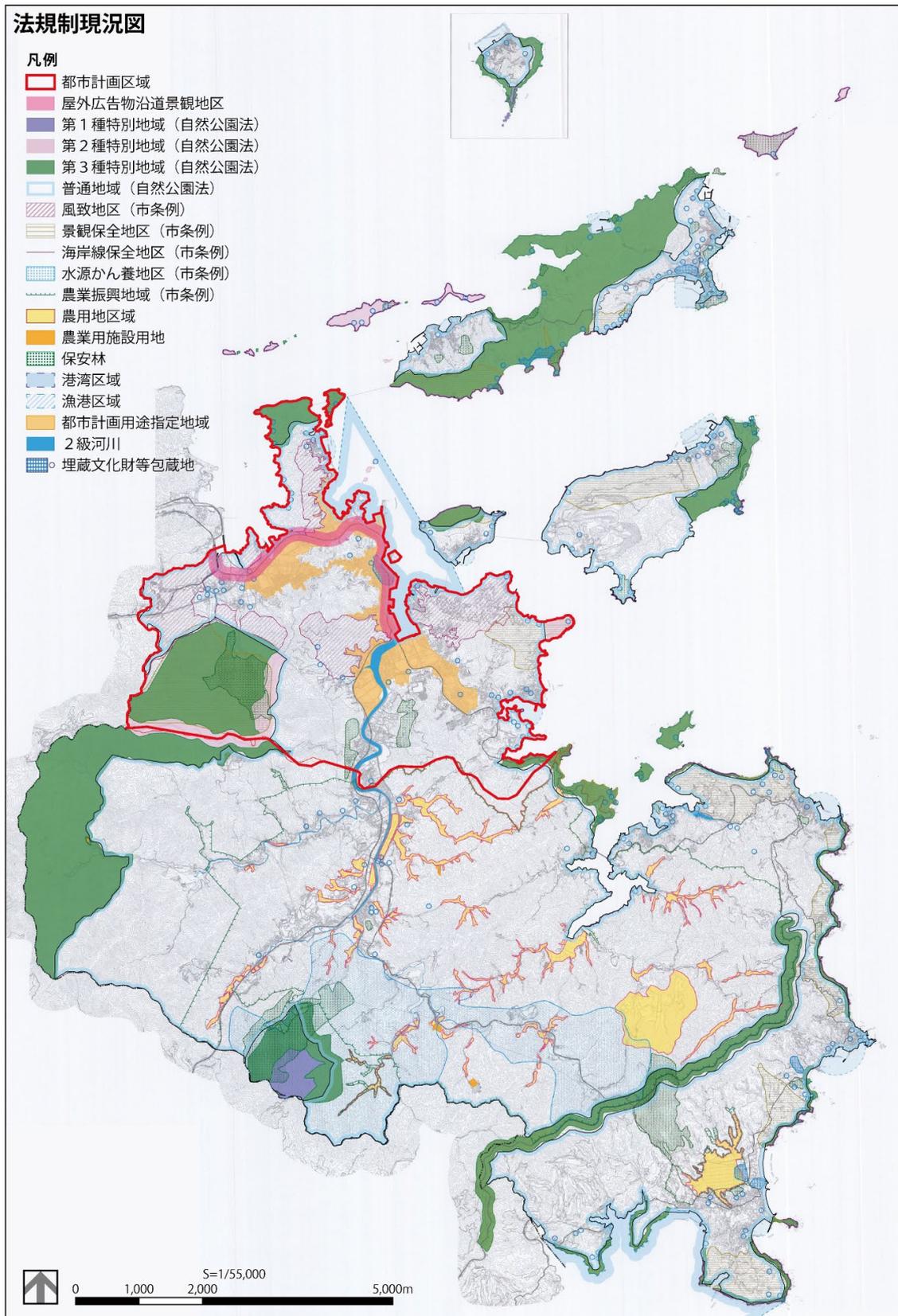


図 5-3 鳥羽市における景観形成に関する法規制の現況（鳥羽市自然環境関連規制図）

5-3 鳥羽市海女集落の景観分析

浅野・大井研究室では、2018年度から2021年度にかけて、石鏡、国崎、相差、答志、和具、菅島、神島地区の調査研究を行い、報告書第I編～V編^{3)～7)}において報告している。本節では、報告書の景観調査の結果を基に鳥羽市海女集落の景観特性について整理する。

5-3-1 地形・地勢

鳥羽市と研究対象地区の関係は報告書第I～IV編において詳細に記載されているため、本項では報告書からその概要を引用する。

鳥羽市は、志摩半島の東北端に位置し、伊勢湾口を形成する三重県南部の都市である。東に遠州灘、西に熊野灘があり、古来より海上交通の要所として栄えた。市域は、西は伊勢市、南は志摩市と隣接し、伊勢市とは二見丘陵、志摩市とは青峰山、横山丘陵と隔てられており、その分水嶺がほぼ市域の境界となっている。伊勢湾および太平洋上には、答志島、菅島、坂手島、神島などが浮かんでいる。

鳥羽市域と研究対象地区の位置を図5-4に示す。本土では、石鏡地区が志摩半島の北西端に、国崎地区が志摩半島の東側の最も太平洋に突き出た場所に、相差地区が鳥羽市域の南東端に隣接して位置する。また離島では、答志島の南東の岬に和具地区、岬の北側に答志地区、菅島の北東に菅島地区、神島の北西に神島地区が位置する。いずれの地区も海に身を晒すように立地する集落であり、海岸線の入り組んだ湾奥部に身を隠すように位置する今浦や本浦といった集落とは異なる。



図 5-4 鳥羽市域と鳥羽市海女集落
(報告書第I～V編より再掲)

5-3-2 建築物の類型と分布

報告書第 I 編～III 編において実施した建築物の景観調査は、種別、用途、空家、構造、階数、屋根(形式、妻入・平入、色彩、材料)、開口部(色彩、材料)、外壁(色彩、材料)、擁壁、基礎の各調査項目を設け、路上から目視で建築物の確認と撮影を行なっている。加えて報告書では、調査項目の中でも、建築物の形態を決定する項目(構造、階数、屋根、壁、基礎)を組み合わせ、I～IVの4タイプに類型している。組み合わせによる建築物の類型を表 5-2 に示し、石鏡地区の建築物のタイプの分布を図 5-5 に示す。

タイプ I は、特に古い形式を持つものとして木造を前提に、石場建ての基礎、ツシ二階の階数、蔵のいずれかに該当するものを指す。タイプ II は、木造かつ和瓦葺きの屋根、簷子下見や檼板張りの木材の壁をもつものが該当し、タイプ I・II は鳥羽市海女集落における「歴史的建築物」と定義している。タイプ III は、木造かつ和瓦葺きであるが、壁をサイディング等で覆った大壁のものが該当し、比較的軽微な修景で調整が可能なものも多く見られる。タイプ IV はタイプ I～III のいずれにも該当しないものとしている。なお、実施した景観調査の詳細については、報告書第 I 編～III 編を参照されたい。

表 5-2 組み合わせによるタイプ分け

| タイプ | 内容 | |
|---------|---|---------|
| タイプ I | <p>■石場建・ツシ二階・蔵のいずれかに該当するもの (説明) 石場建、ツシ二階は一般的に古い民家の特徴であり、タイプ I は古い形式を残していると考えられる。</p> | →歴史的建築物 |
| タイプ II | <p>■主屋を木造とした和瓦葺きの屋根と木材の壁を持つ民家 (説明) タイプ I ほどではないが、古い形式を残している民家を想定している。なお、簷子下見や檼板で覆った壁は、真壁を風雨から保護する目的等で設置したものである。</p> | |
| タイプ III | <p>■主屋を木造とした和瓦葺きかつ大壁の民家 (説明) サイディングなどの木材以外の材料で柱を覆うように仕上げた壁を大壁と判断している。タイプ II もタイプ III も、形式的には同じであるが、タイプ II はより古い民家の姿を示しており、タイプ III とは景観上大きな相違があることを念頭に置いている。</p> | |
| タイプ IV | <p>■以上 3 つのタイプのいずれにも該当しないもの (説明) 鉄筋コンクリートや鉄構造の建物を想定している。</p> | |

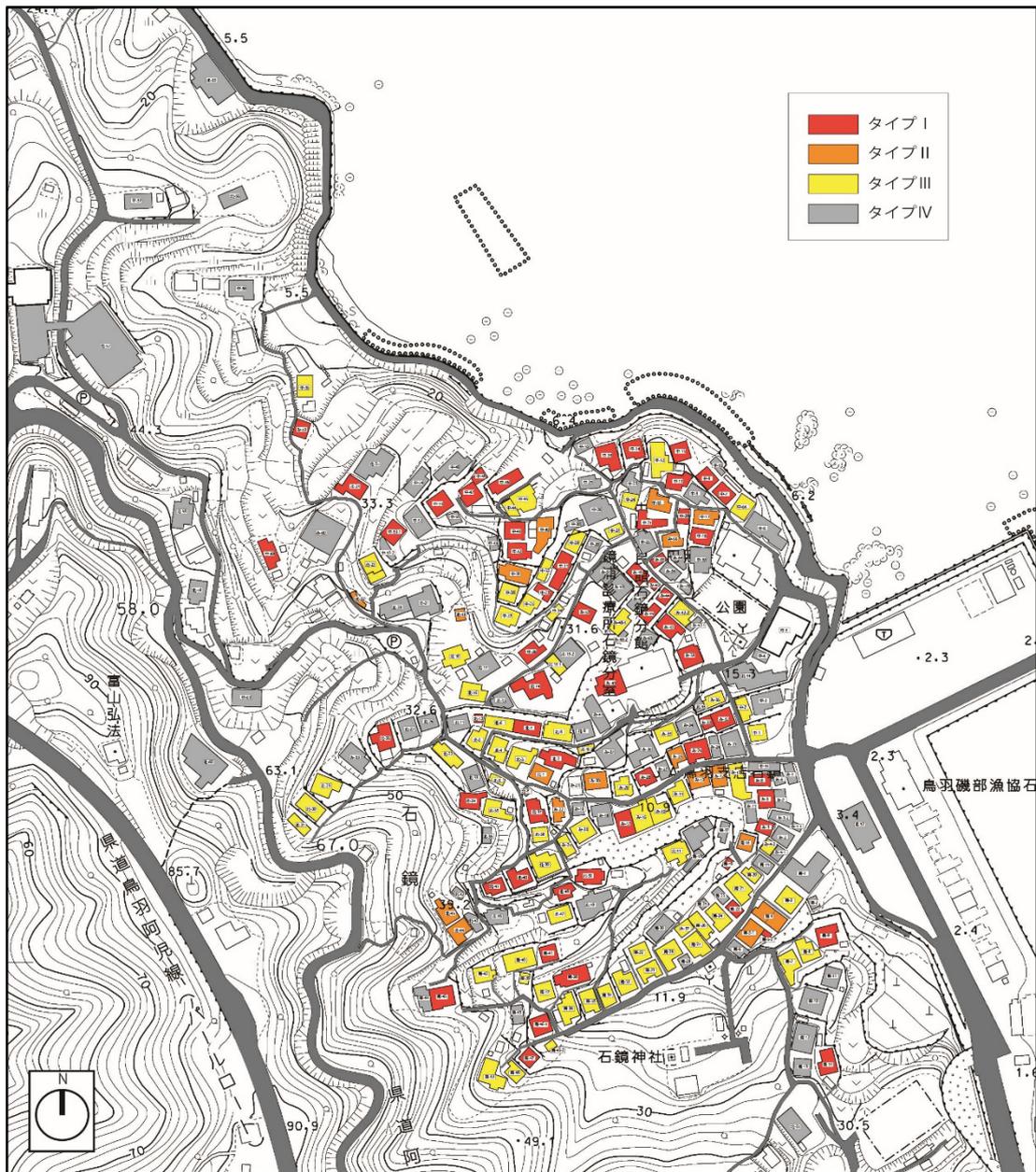


図 5-5-1 建築物のタイプの分布(石鏡地区)

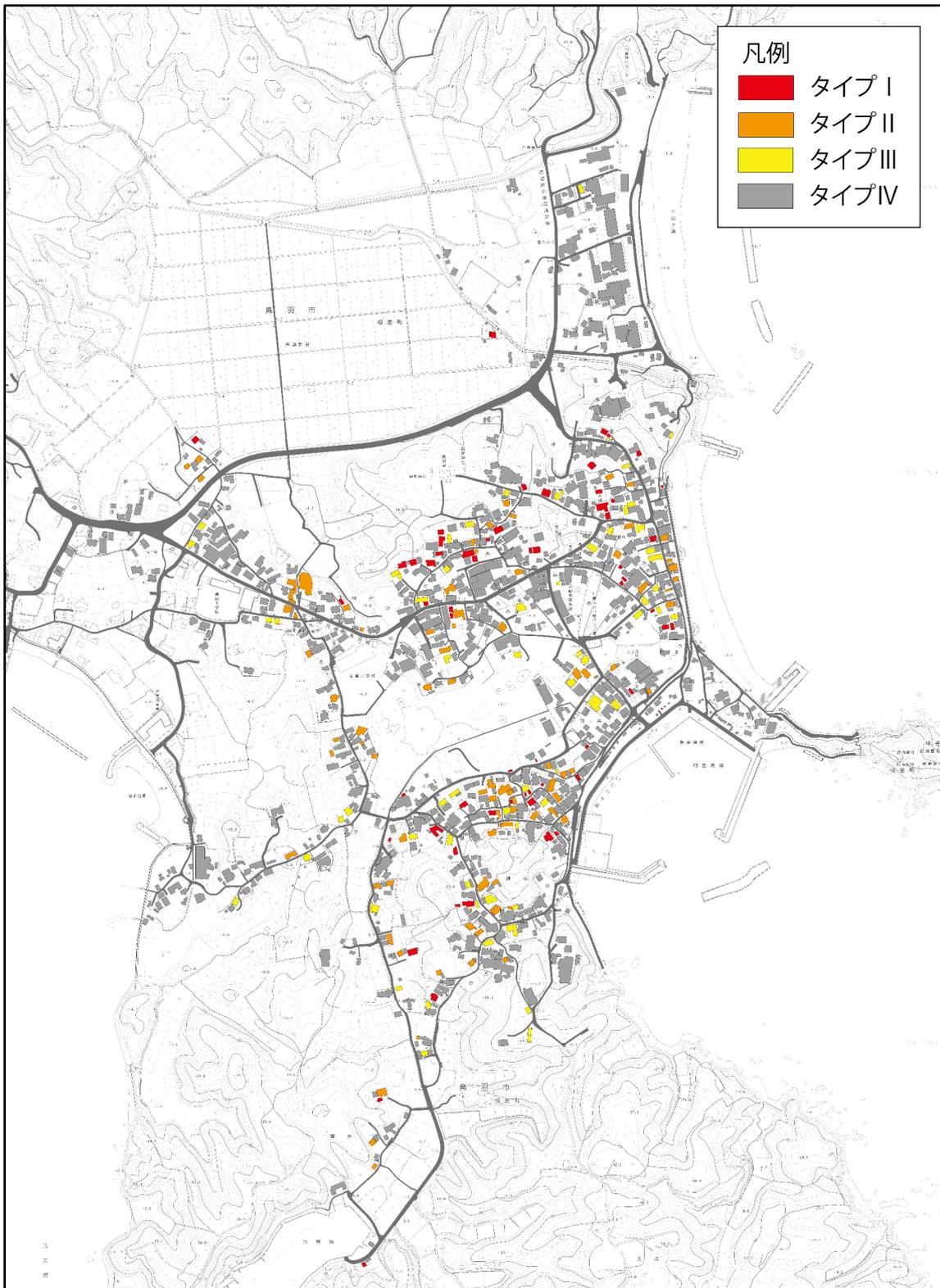
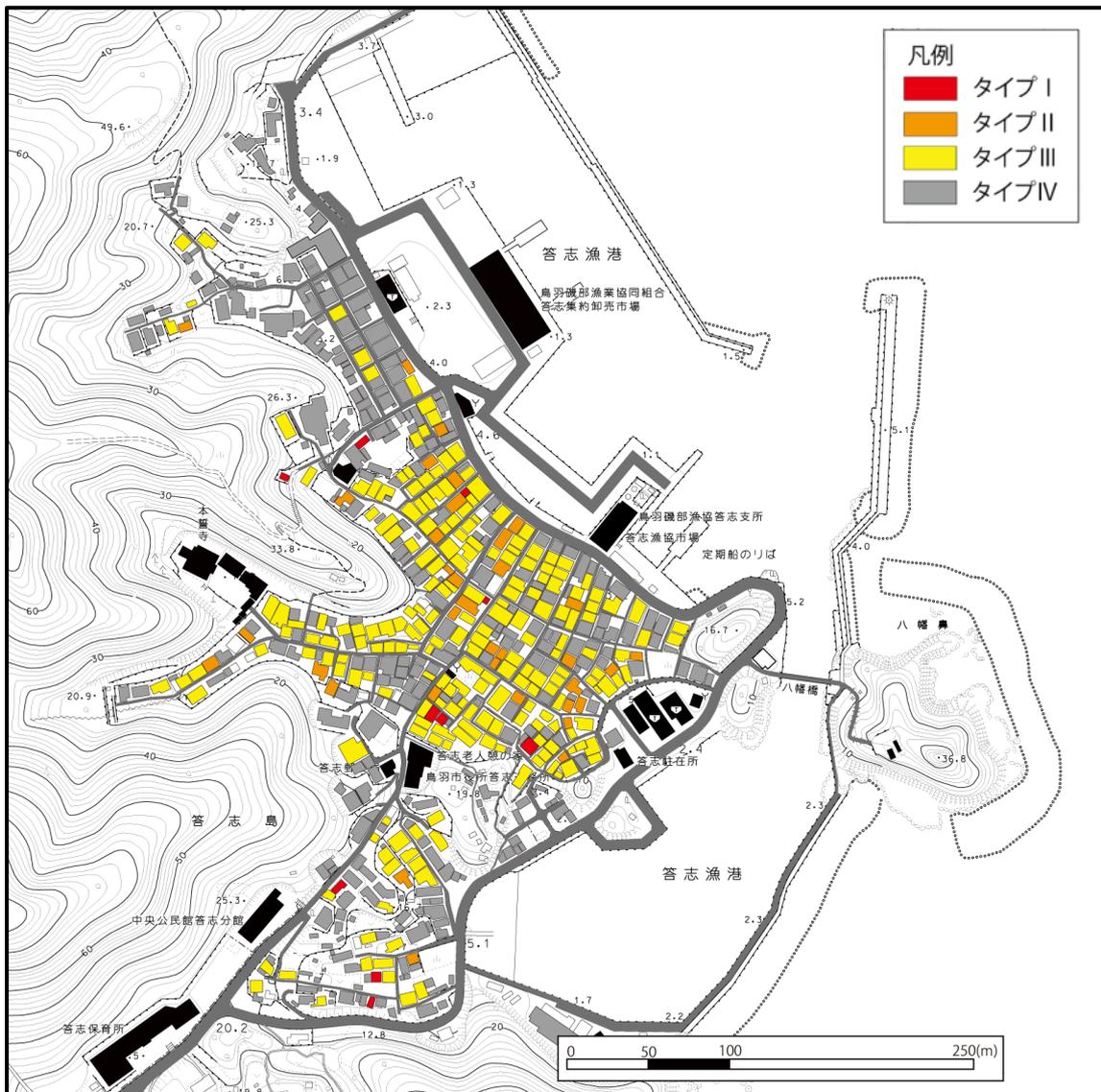


図 5-5-3 建築物の種類の分布(相模地区)



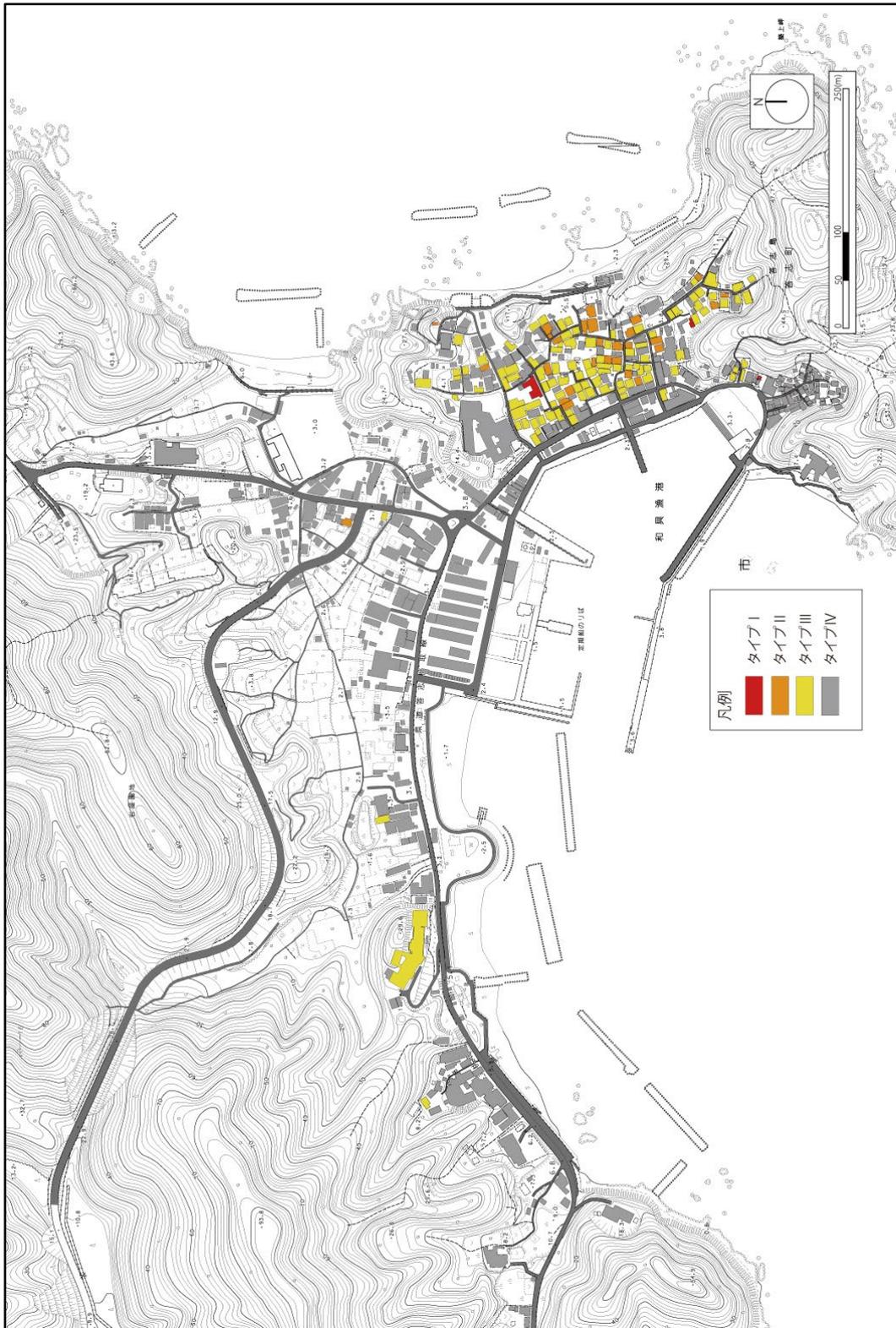


図 5-5-5 建築物の類型の分布(和具地区)

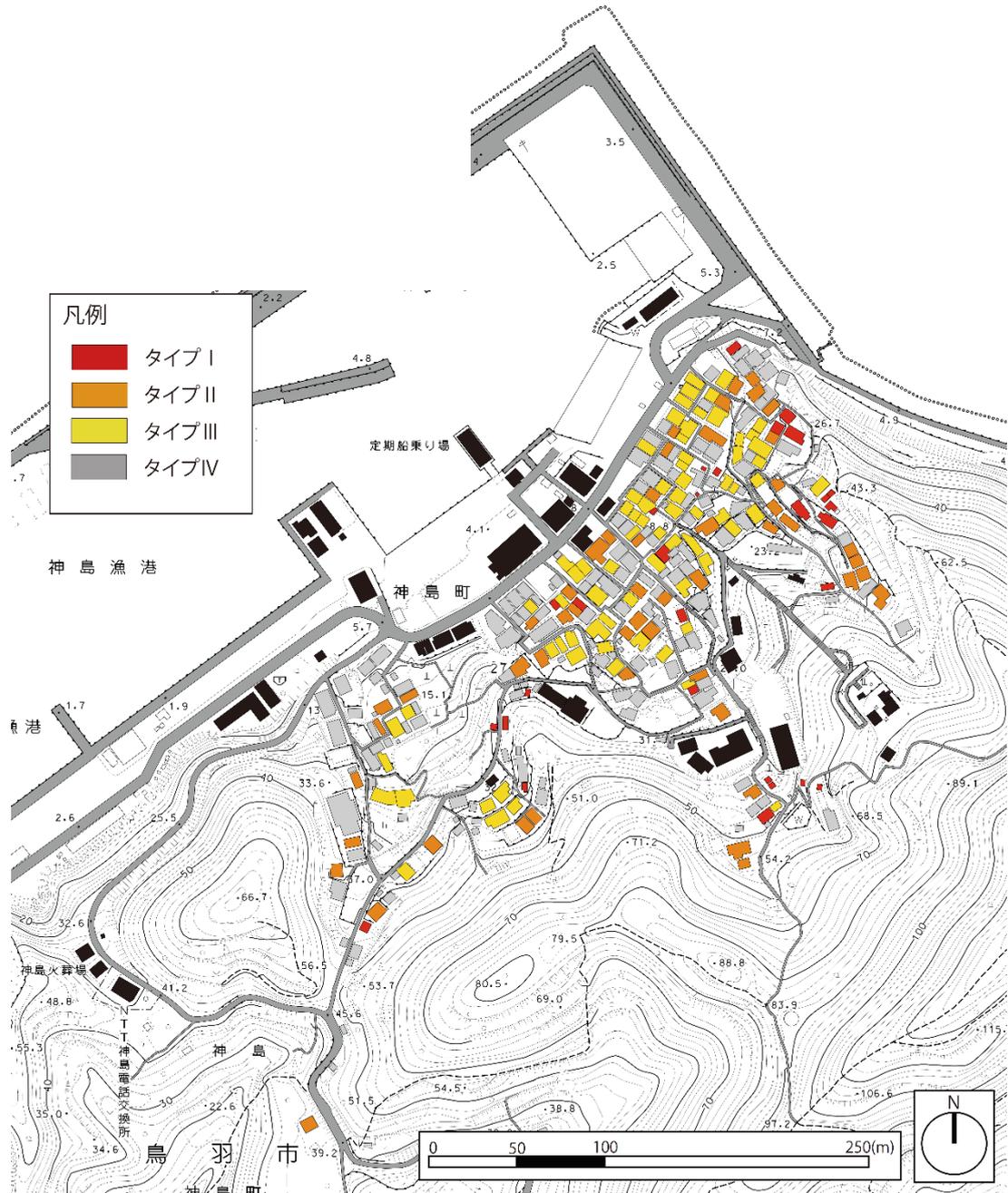


図 5-5-7 建築物の種類の分布(神島地区)

5-3-3 景観資源

報告書第 I 編～IV編において実施した景観調査において、建築物以外の景観資源（社寺、公共施設等、海女小屋、石碑等、サイン等、農地・海女操業場）についても現地確認および撮影を実施している。これらの景観資源は、鳥羽市海女集落の景観の本質的な価値を示す、重要な構成要素の特定を検討できる。重要な構成要素として選定した景観資源については、次章において示す。なお、景観資源の調査結果については、報告書第 I 編～第III編を参照されたい。

5-3-4 和紙図から見る海女集落の形態

報告書Vおよび那谷空良の既往研究⁸⁾では、津地方法務曲伊勢支局補完の村切図(和紙図)を資料として、明治期の海女集落の海岸線および居住域を特定し、現在の地図上に重ねて示している。海岸線および居住域を特定にあたり、和紙図を図化したものを図5-6に示す。なお和紙図の図化の作成方法については、報告書V編を参照されたい。現在の地図上に明治期の海岸線および居住域にプロットした図を図5-7-1~5-7-7に示す。



写真 5-1 村切図(和紙図)の例(石鏡地区)(報告書V編より再掲)

| | | | |
|-----|-------|-------------|-------|
| 草生地 | 山 | 船揚場 | 田 |
| 畑 | 水田 | 河岸場 | 堤防 |
| 社寺 | 原野(原) | 浜 | 学校地 |
| 岩 | 川 | 山林(林) | 不明・空白 |
| 調瀬地 | 修正 | 汐留 | 宅地 |
| 稲干場 | 溜池 | 墓地(埋没地、埋葬地) | |

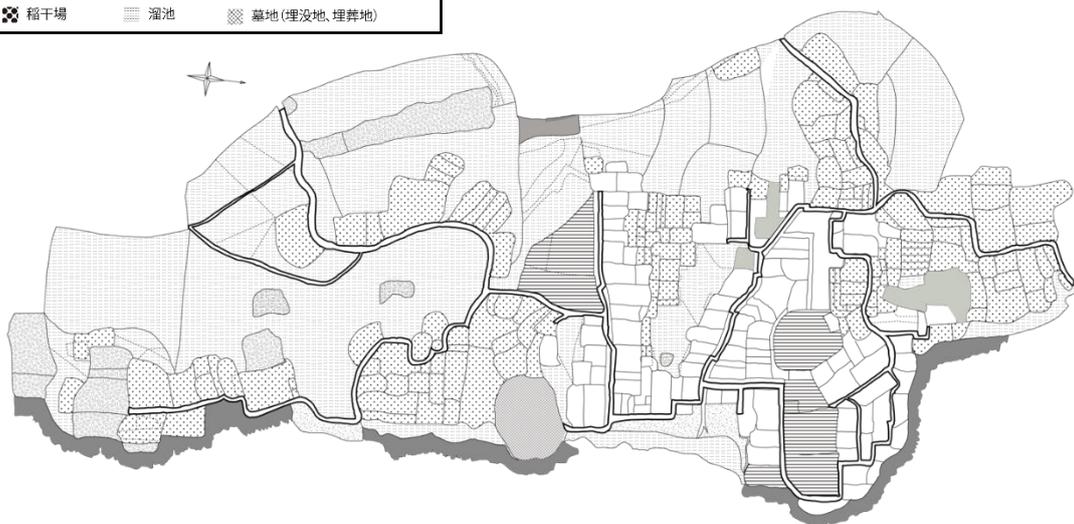


図 5-6 和紙図の図化例(石鏡地区)(報告書V編より再掲)



図 5-7-1 石鏡地区における明治期の居住地と海岸線



図 5-7-2 国崎地区における明治期の居住地と海岸線



図 5-7-3 相差地区における明治期の居住地と海岸線



図 5-7-4 答志地区における明治期の居住地と海岸線

※集落北西部については、明治期の村切図（和紙図）が確認できなかったことから、集落範囲と海岸線の位置を描いていない。



図 5-7-5 和具地区における明治期の居住地と海岸線



図 5-7-6 菅島地区における明治期の居住地と海岸線



図 5-7-7 神島地区における明治期の居住地と海岸線

5-4 鳥羽市海女集落における重点地区(案)

本節では、報告書第Ⅰ～Ⅲ編において示した、鳥羽市海女集落の重点地区(案)について示す。

5-4-1 重点地区指定の基本方針

重点地区は、「集落景観重点地区」と「集落景観形成地区」から構成する。

「集落景観重点地区」は、海女集落としての景観構造（景観特性）が確認された集落を中心とした地区であり、重点的に集落景観の保全・形成に取り組むことを目的とするものである。景観形成基準としては、「基本基準：全ての建築物の景観に適用する基本的な内容に関する基準」と「修景基準：歴史的建築物の景観を保全・形成するための基準」を設定する。（なお、修景基準を運用する際には、所有者等からの申請に応じて、景観行政団体が修景費用の一部を補助する「修景整備事業補助金制度」等を創設することが一般的であり、今後検討が必要となる。）

「集落景観形成地区」は、「集落景観重点地区」の隣接地区あるいは周辺地区を対象として、「集落景観重点地区」と調和するような緩やかな景観形成を目的とするものである。景観形成基準としては、「基本基準」を設定する。

5-4-2 重点地区(案)

景観調査を基に、鳥羽市海女集落における重点地区(案)を提案している。各地区の重点地区の指定の考え方について以下に示す。なお、各地区の重点地区の指定範囲については資料編に示す。

(1) 石鏡地区

石鏡町行政界のうち、建築物が集合する地区および建築物等の背景になる山並みや漁港等も視野に入れ、主に視線の区切りとなる山の稜線や海岸線、建築物群から十分に離れた主要道路(県道756号線)によって囲まれる部分を「集落景観重点地区」に指定している。

また「集落景観重点地区」に隣接する地区を「集落景観形成地区Ⅰ」および「集落景観形成地区Ⅱ」を指定している。

「集落景観形成地区Ⅰ」は、県道鳥羽阿児線(パールロード)沿道と石鏡地区に入る交差点のエリアを中心とした地区であり、低層建築物が立地していることから、主に低層建築物を基本とした景観形成をはかることを目的とする。

「集落景観形成地区Ⅱ」は、県道鳥羽阿児線(パールロード)からの交差点から石鏡漁港へアクセスする県道阿児磯部線の一部と市道石鏡線沿道の地区であり、中高層の宿泊施設が立地していることから、主に中高層建築を基本とした景観形成をはかることを目的とする。

(2) 国崎地区

国崎町行政界の内、建築物が集合する地区を中心に、海岸線および等高線を基準として「集落景観重点地区」として指定している。なお、国崎地区の西部・北部は、範囲を等高線に沿って判断することが困難であったため、景観調査の対象である建築物を包括するように指定している。また、「集落景観重点地区」からアクセスする幹線道路の周辺地区に対して、「集落景観形成地区」を指定している。

(3) 相差地区

相差地区には、海女集落の中で最も大きな集客力を持つ神明神社があり、近年整備された新しい参道周辺には、相差海女文化資料館や歴史的建築物を活用した土産物産展等があることから、観光地として良好な景観形成をはかるために「景観重点地区」に指定している。参道周辺地区以外は、鉄筋コンクリート造や鉄骨造(タイプⅣ)が多く分布するため、緩やかに景観形成をはかるために地区全体を「集落景観形成地区」に指定している。

(4) 答志地区

狭い路地等から構成される集落構造が良好に継承されることから、全16組の集落と答志漁港を中心とした地区を「集落景観形成地区」と指定している。なお離島では集落にアクセスする幹線道路は存在しないため、「集落景観形成地区」は指定していない。

(5) 和具地区

和具地区は、4つの組（大間組、中組、井戸組、西組（一部））によって中心的な集落が構成され、九鬼嘉隆の首塚や胴塚のある築上山や築上岬、八幡神社等の景観資源が存在していることから、良好な景観形成をはかるために「集落景観重点地区」に指定する。

全体的に歴史的建築物（タイプⅠ・Ⅱ）は少なく、タイプⅣ（鉄筋コンクリート造や鉄骨造等）が大変に多いことから、緩やかに景観形成をはかるために地区全体を「集落景観形成地区」に指定する。

(6) 菅島地区

菅島地区は、答志地区と同様狭い路地等から構成される集落構造が良好に継承されることから、全10組の集落と菅島漁港、白浜と白鬚神社、菅島灯台を中心とした地域を「集落景観重点地区」に指定する。なお離島では集落にアクセスする幹線道路は存在しないため、「集落景観形成地区」は指定していない。

(7) 神島地区

神島地区は、第一、第二、第三、第四町内会によって一体的に集落が形成され、桂光院、八代神社等の景観資源が存在している。加えて神島地区の特徴として、島内を一周できるウォーキングルートが整備されていることがあり、神島灯台、監的哨跡、神島カルスト地形等が存在しているとともに海岸部は第1種特別地域、第3種特別地域に指定され良好な自然景観が形成されていることから、島内全体を「集落景観重点地区」に指定する。

以上の通り、景観計画における重点地区に指定された際、該当地区はより良好な景観形成を図るため景観形成基準が定められることとなる。なお既往研究において提案した鳥羽市海女集落における景観形成基準(案)については資料編にて示す。

5-5 小括

本章を小括すると以下のとおりである。

(1) 現行の鳥羽市の景観計画について整理し、鳥羽市海女集落における海女集落に掛かる景観形成基準について確認した。現在、鳥羽市海女集落の景観形成基準は、一般区域の基準（基本基準と海岸と島の景観ゾーンの基準）に、眺望保全区域の基準（鳥羽湾眺望重点ゾーンまたは眺望保全ゾーンにおける基準）が上乘せして適用されている。また鳥羽市海女集落は、重点候補地区に位置する。地区住民や事業者の合意が得られた場合、重点地区に指定されることになり、地区独自の景観形成基準を定めることになる。

(2) 鳥羽市における景観形成に関する法規制の現況について整理した。自然公園法、市条例に基づく、鳥羽市海女集落では、一部の自然環境に対しては、第1種特別地域、第3種特別地域、海岸線保全地区、景観保全地区等による景観形成上の法規制はあるものの、集落では不在となっているため、前述の景観計画における重点地区の指定は、集落の景観形成を誘導するうえで重要であるといえる。

(3) 報告書および報告書の作成において実施した景観調査を基に、鳥羽市海女集落の景観特性について整理した。

建築物は、タイプⅠ・タイプⅡを歴史的建築物として分類している。特にタイプⅠの建築物は、鳥羽市海女集落における重要な構成要素の候補と考えられる。

和紙図の図化と現在の地図を比較すると、集落の居住域は明治期よりも拡大しており、街路形態は、現代でも残されていることが分かる。これらの街路形態は、当時の海女集落の様子を示す要素の一つと考えられるため、重要な構成要素の候補と考えられる。

重点地区(案)は、集落を中心とした地区に加え、主に視線の区切りとなる山の稜線や海岸線を考慮し提案している。しかし、前章までの結果より、文化的景観区域においては、海域等の自然の要素も含んで検討する必要があると考えられるため。内港の海域等を含めた重点地区の指定が必要であるといえる。

以上の結果より、次章では、鳥羽市海女集落の文化的景観区域の範囲指定と重要な構成要素の提案することとする。

【引用・参考文献】

- 1) 鳥羽市：鳥羽市景観計画、2021.4、入手先＜
<https://www.city.toba.mie.jp/machi/keikankeikaku/documents/tobashikeikankeikaku.pdf>＞、(参照 2022-12-26)
- 2) 鳥羽市環境課：鳥羽市における再生可能エネルギー発電事業と 自然環境等の保全との調和に関する条例 運用マニュアル
<https://www.city.toba.mie.jp/material/files/group/33/nyo-manual20220401-all.pdf>
- 3) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅰ編：石鏡地区・国崎地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2018
- 4) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅱ編：相差地区・答志地区・菅島地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2019
- 5) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅲ編：和具地区・神島地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2020
- 6) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅳ編：各地区の比較と景観マップの作成，2020
- 7) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅴ編：集落構造図および景観マップの提案，2021
- 8) 那谷空良：和紙図および漁港整備関連資料を通してみる宅地・社寺・漁港の変遷に関する研究～鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造の理解と表現～，三重大学卒業論文，2021

第 6 章

鳥羽市海女集落における文化的景観保存活用計画(案)の提案

| | | |
|-----|-----------------------|-----|
| 6-1 | 鳥羽市海女集落における文化的景観選定(案) | 199 |
| 6-2 | 研究の総括 | 237 |
| 6-3 | 今後の展望 | 239 |

6章 鳥羽市海女集落における文化的景観保存活用計画(案)の提案

本章では、前章のまでの調査、分析の結果を基に、鳥羽市海女集落の保存活用計画(案)の提案を行う。提案内容は保存活用計画の骨子となる①基本方針、②文化的景観区域、③重要な構成要素である。

6-1 鳥羽市海女集落における文化的景観保存活用計画(案)

6-1-1 文化的景観の基本方針

文化財保護法において、重要文化的景観の選定申出には、景観法やその他の法律に基づき、適切な制限を定める条例を制定する等、文化的景観に必要な措置を講じる必要がある。第3章の分析結果より、重要文化的景観では景観計画区域内で重点地区を設定し、一般区域よりも厳しい景観形成基準が図られていることが把握できた。したがって鳥羽市海女集落では第3章における「重点地区基本型」を目指すこととし、重点地区へ指定することで、保存に必要な措置を講じることとする。

6-1-2 文化的景観区域の設定

本研究においては、文化的景観区域は図6-1-1～6-1-7に示す範囲とする。また選定範囲の詳細を表6-1に示す。文化的景観区域は、5章で示した「集落景観重点地区」を含む範囲を前提とし、海女漁と漁村集落としての側面を考慮して、内港も一部含むものとしている。なお相差地区については、重要な構成要素(後述)が「集落景観形成地区」に多く分布することから、「集落景観形成地区」を含んだ範囲を文化的景観区域としている。また3章で整理した先進事例では、海域を含んで選定している重要文化的景観もみられたことから、海女操業場を含む海域を選定範囲とすることが、鳥羽市海女集落においても検討できる。しかし海女操業場を明らかにすることで、密漁へつながる可能性もあるため、地域との協議を慎重に重ね、選定範囲を定める必要があり、これについては今後の展望とする。

表 6-1 文化的景観区域の考え方

| 地区名 | 文化的景観区域の考え方 |
|-----|--|
| 石鏡 | 建築物が集合する地区および視線の区切りとなる山の稜線や海岸線および石鏡漁港の内港、建築物群から十分に離れた県道756号線によって囲まれる部分とする。 |
| 国崎 | 建築物が集合する地区を中心に、海岸線および等高線を基準とする地区とする。ただし西部・北部は、範囲を等高線に沿って判断することが困難であったため、建築物を包括するように指定する。 |
| 相差 | 建築物が集合する地区を中心とした地区とする。 |
| 答志 | 狭い路地等から構成される集落構造が良好に継承されることから、全16組の集落と答志漁港を中心とした地区とする。 |
| 和具 | 4つの組(大間組、中組、井戸組、西組(一部))を中心とし、八幡神社等の景観資源が含まれる地区とする。 |
| 菅島 | 狭い路地等から構成される集落構造が良好に継承されることから、全10組の集落と菅島漁港、白浜と白鬚神社、菅島灯台を中心とした地区とする。 |
| 神島 | 神島漁港の内港を含む、神島内全体を文化的景観区域とする。 |

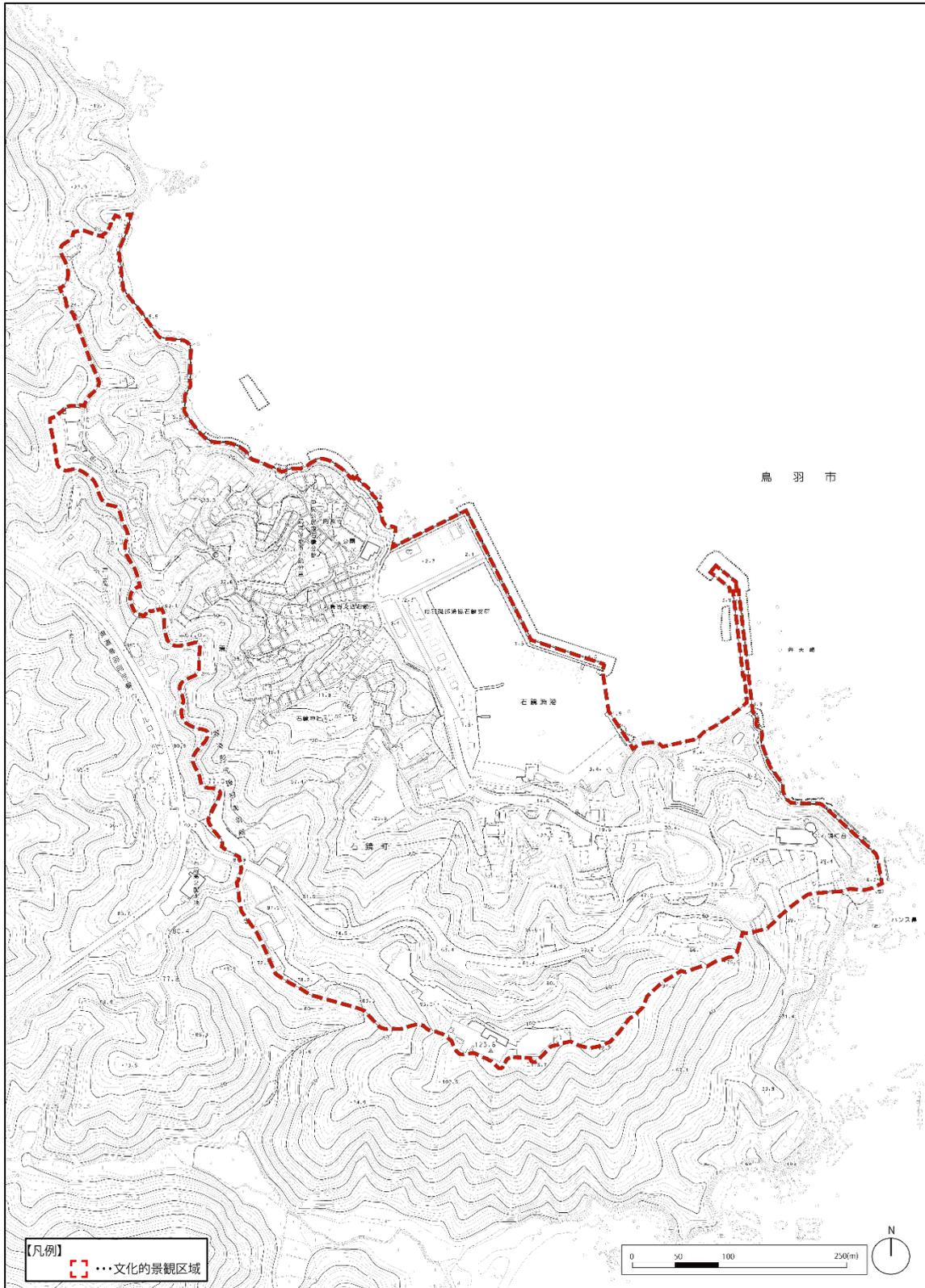


図 6-1-1 石鏡地区の文化的景観区域

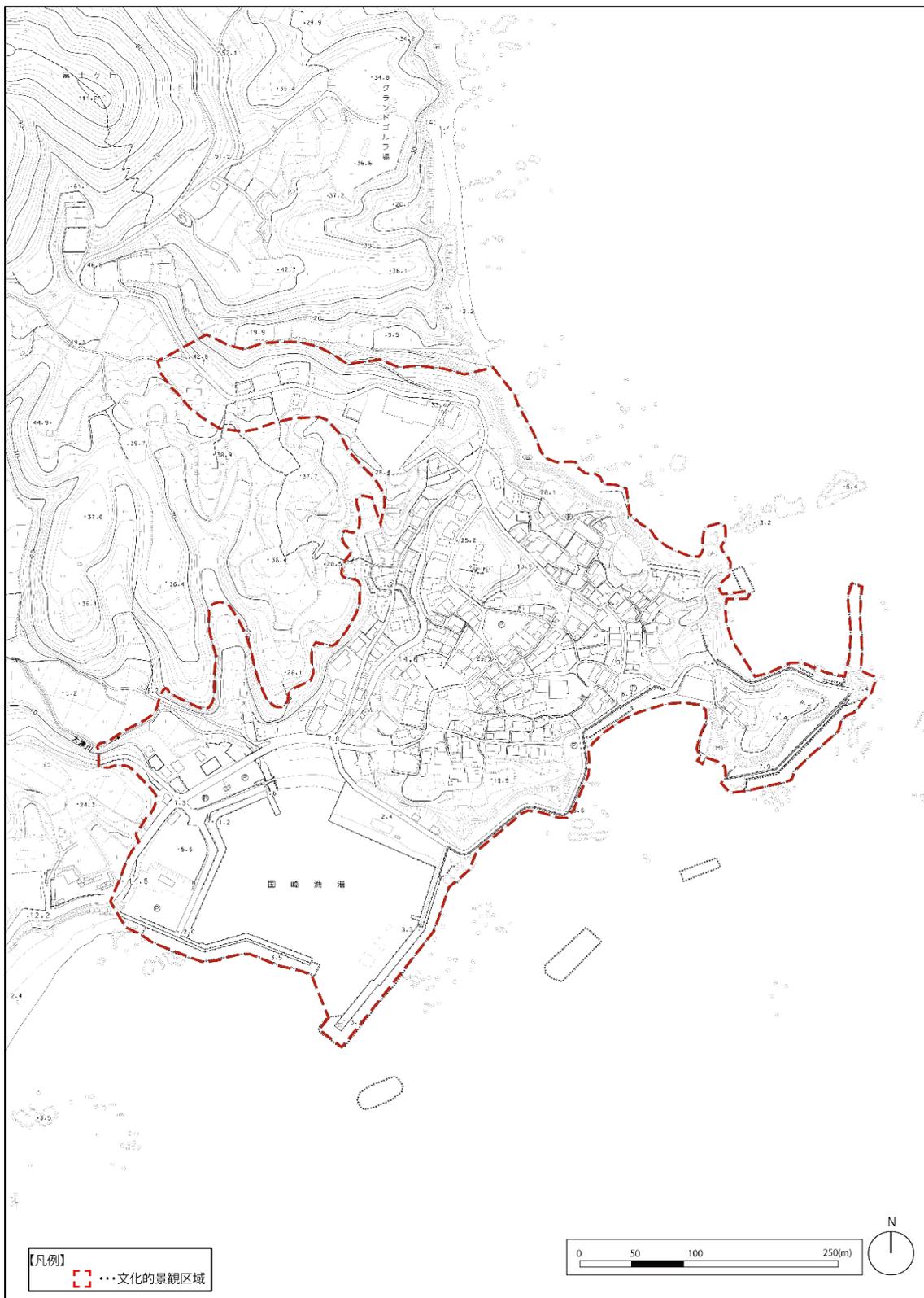


図 6-1-2 国崎地区の文化的景観区域

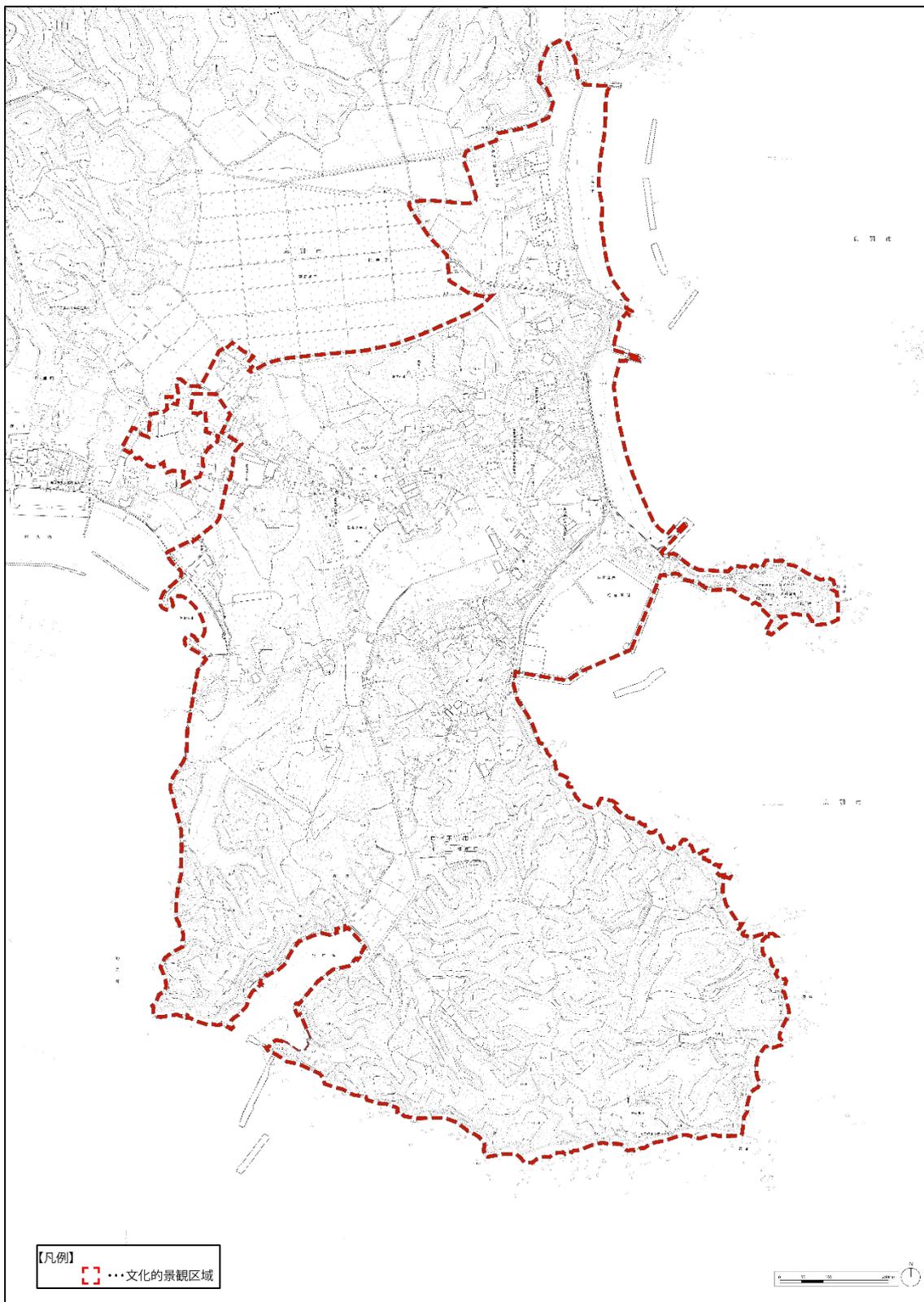


図 6-1-3 相差地区の文化的景観区域

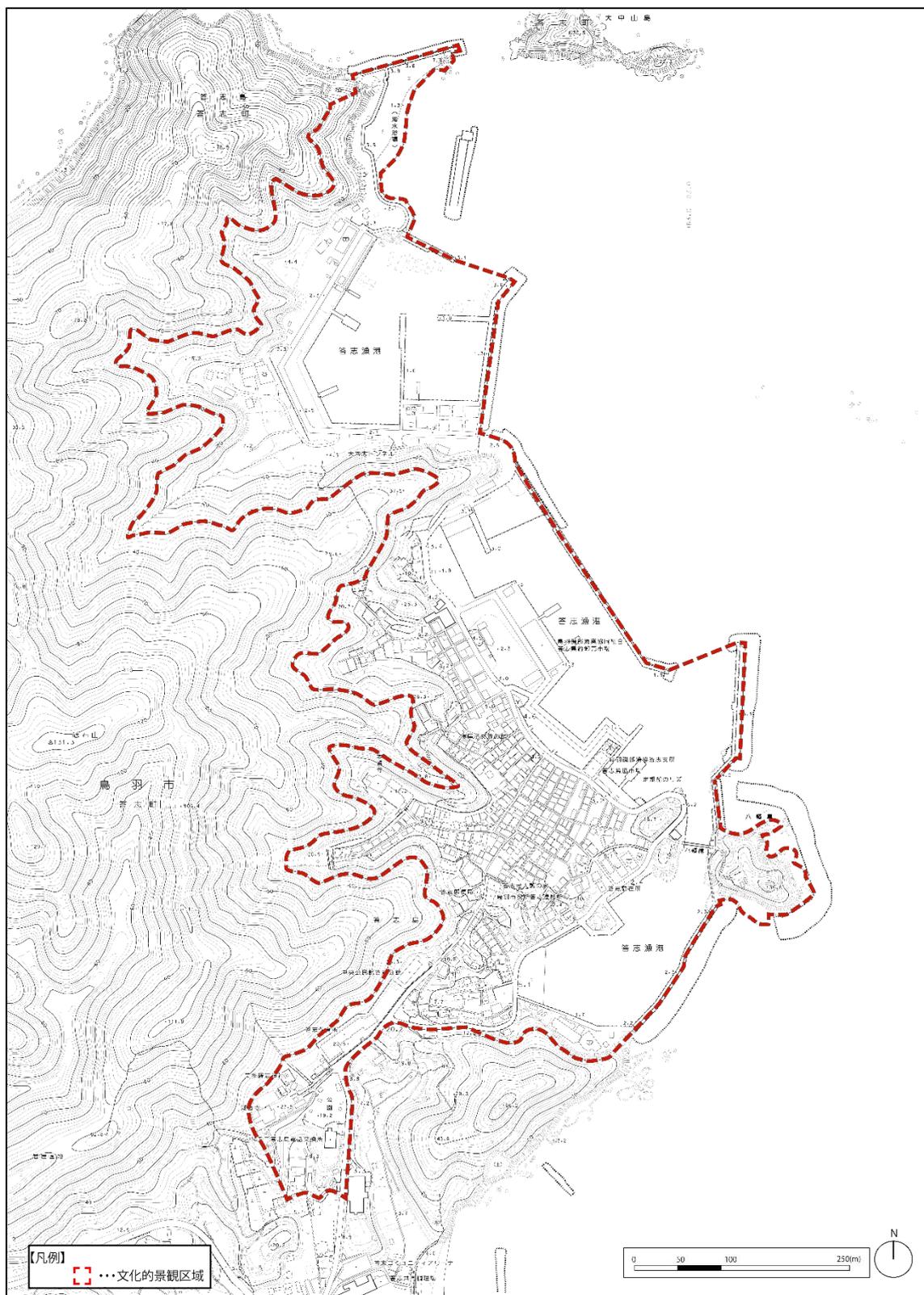


図 6-1-4 答志地区の文化的景観区域

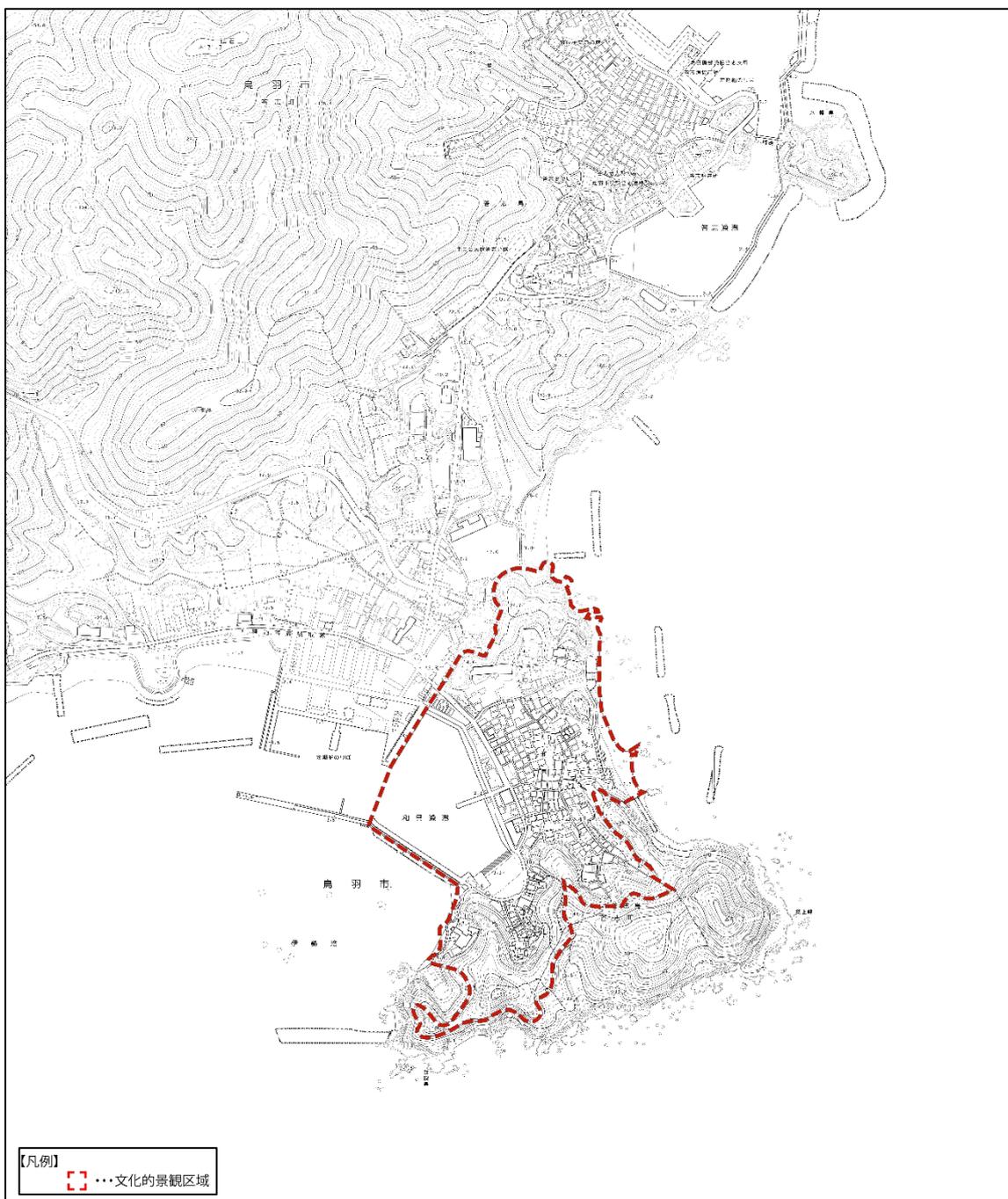


図 6-1-5 和具地区の文化的景観区域

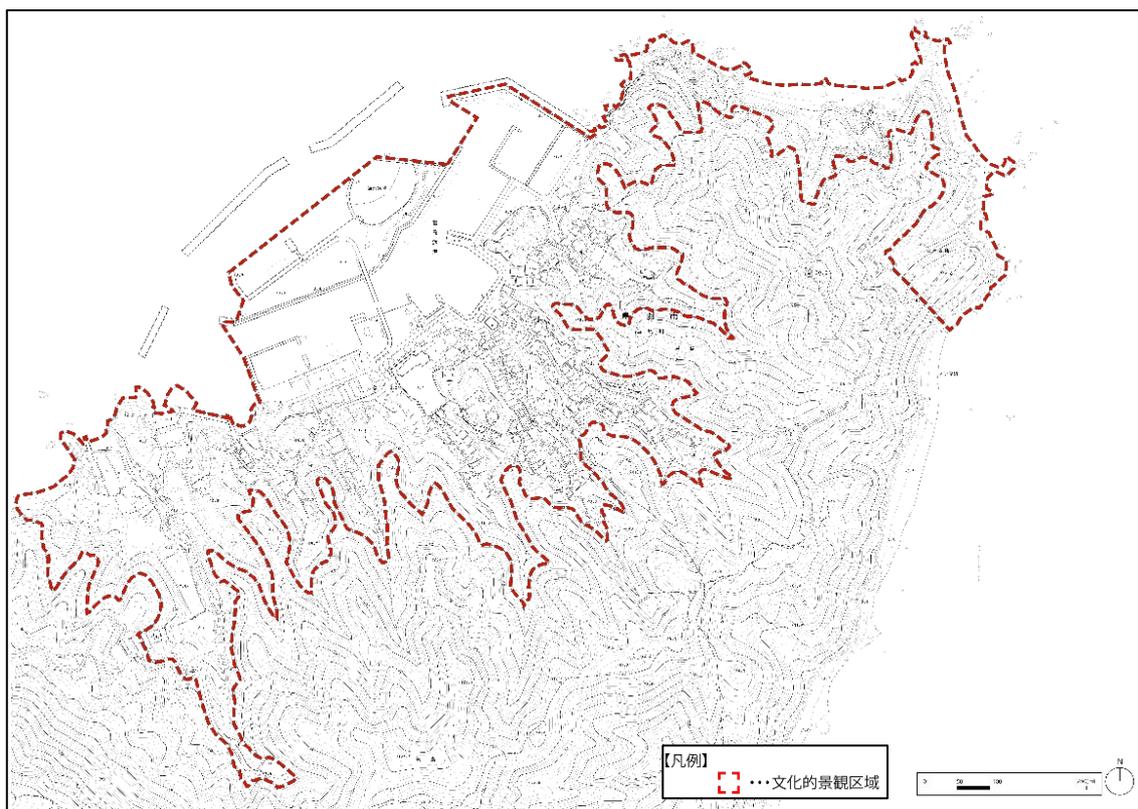


图 6-1-6 菅島地区の文化的景観区域

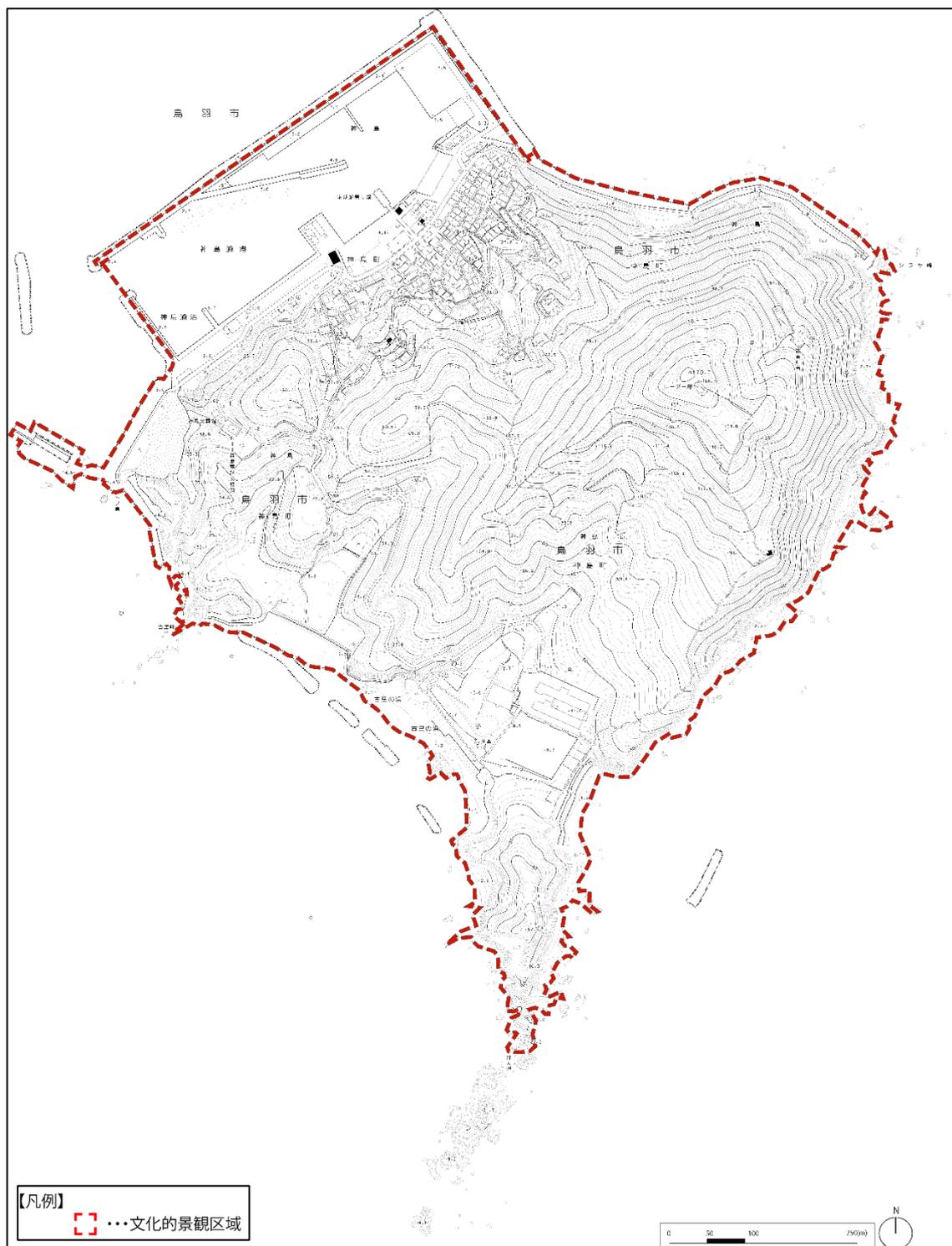


図 6-1-7 神島地区の文化的景観区域

6-1-3 鳥羽市海女集落における重要な構成要素

6-1-3-1 重要な構成要素の選定方針

3章の結果より、鳥羽市海女集落における重要な構成要素の選定方針を示す。

(1) 集落・市街地

前章までの結果より、重要な構成要素は、建築物を個別に指定し、明確に価値づけことが重要であると考えられるため、鳥羽市海女集落では「点的指定型」で検討し、個々の建築物について指定する。

(2) 建築物

「民家(主屋)」、「社寺・教会堂」、「その他」を重要な構成要素と指定する。「民家(主屋)」は、集落の景観を形成する景観資源であり、その外観、位置および配置を保存することとする。「社寺・教会堂」は、集落の景観を形成するとともに、歴史を示す景観資源であるため、本殿、本堂の外観、境内地の範囲、境内地内の祠、石碑について保存することとする。「その他」の項目は、海女集落の生業の観点から価値がある景観資源であることから、海女小屋、仮設海女小屋を指定することとする。海女小屋はその位置、海女漁に関わる設備の維持を、仮設海女小屋は設置する海女小屋の敷地を保存することとする。

(3) 土木構造物

「道路」、「漁港・港湾施設」を重要な構成要素に指定する。「道路」は、これまでの町割りを残すものとして価値があり、その位置、幅を保存することとする。「漁港・港湾施設」は漁村集落としての登頂を示す景観資源であるため、その位置、機能を保存することとする。

(4) 工作物

「祠・碑・石塔」を重要な構成要素とする。集落の歴史を示す景観資源であり、その位置を保存することとする。ただし記念碑等は除外することとする。

(5) 遺跡・公園

「旧跡」を重要な構成要素とする。「旧跡」は集落の歴史を示す景観資源であり、その位置を保存することとする。

(6) 自然環境

鳥羽市海女集落の自然条件と生業から、「樹木」、「防風林・山林」、「農地・牧野」は指定しないこととする。また3章の調査結果から、重要な構成要素として、平戸市の砂浜や宮津市の海岸などの事例がみられたことから、鳥羽市海女集落においても、海岸線の景観資源が検討できる。しかし、海岸線について現在景観調査を実施していないことから、今後検討することとする。

6-1-3-2 重要な構成要素の選定方法

(1) 民家

民家は集落の景観を形成するうえで重要であるため、重要な構成要素に選定する。本研究では、第 5 章で示した景観調査による建築物のタイプ分けより、木造かつ、石場建ての基礎、ツシ二階の階数、蔵のいずれかに該当する「タイプ I」である建築物を重要な構成要素の候補とする。候補となった民家は、一軒ずつ実地調査を行い、最終的に所有者の承認を得ることで、重要な構成要素となる。

(2) 道路

街路は、これまでの海女集落の町割りを残すものとして価値があり、重要な構成要素に選定し、その位置、幅を保存することとする。本研究では街路に関して、第 5 章で示した和紙図を図化したものを基に、当時の社寺、集落範囲に位置する街路を、現在の鳥羽市海女集落の地図に照らし合わせ、一致する街路を重要な構成要素の選定範囲とする。

(3) 民家、道路以外の景観資源

民家、道路以外の景観資源は、報告書の景観調査の結果を基に指定する。

6-1-3-3 重要な構成要素の選定案

報告書における景観調査の結果をもとに、鳥羽市海女集落における重要な構成要素を選定した。なお保存すべき事項は、岐阜市の事例を参考に記載している。

(1) 石鏡地区

選定した石鏡地区の重要な構成要素の一覧を表 6-2 に示す。民家、街路以外では、神社・寺院では石鏡神社、圓照寺を、「旧跡」では舞台を、「碑・祠・石塔」は子宝石、御堂の神様、魔除けの辻札（2 件）を、「漁港・港湾施設」では石鏡漁港を、海女小屋は 6 件選定した。

石鏡地区の重要な構成要素の分布を図 6-2-1、6-2-2 に示す。

表 6-2 石鏡地区の重要な構成要素一覧

| No. | 名称 | 種別 | 保存すべき事項 |
|-----|----------|--------|---------------------------------------|
| 1 | 民家 | 民家(主屋) | 建築物(主屋)の外観、位置および配置 |
| 2 | 石鏡神社 | 神社・寺院 | 建築物(本殿)の外観、位置および配置、境内地の祠、石碑の位置、境内地の範囲 |
| 3 | 圓照寺 | 神社・寺院 | 建築物(本堂)の外観 |
| 4 | 子宝石 | 碑・祠・石塔 | 石碑の位置 |
| 5 | 御堂の神様 | 碑・祠・石塔 | 祠の位置 |
| 6 | 魔除けの辻札 1 | 碑・祠・石塔 | 祠の位置 |
| 7 | 魔除けの辻札 2 | 碑・祠・石塔 | 祠の位置 |
| 8 | 海女小屋 1 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 9 | 海女小屋 2 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 10 | 海女小屋 3 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 11 | 海女小屋 4 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 12 | 海女小屋 5 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 13 | 海女小屋 6 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 14 | 石鏡の舞台 | 旧跡 | 建築物の位置 |
| 15 | 石鏡漁港 | 漁港 | 漁港としての機能 |
| 16 | 街路 | 街路 | 道路の位置、幅 |

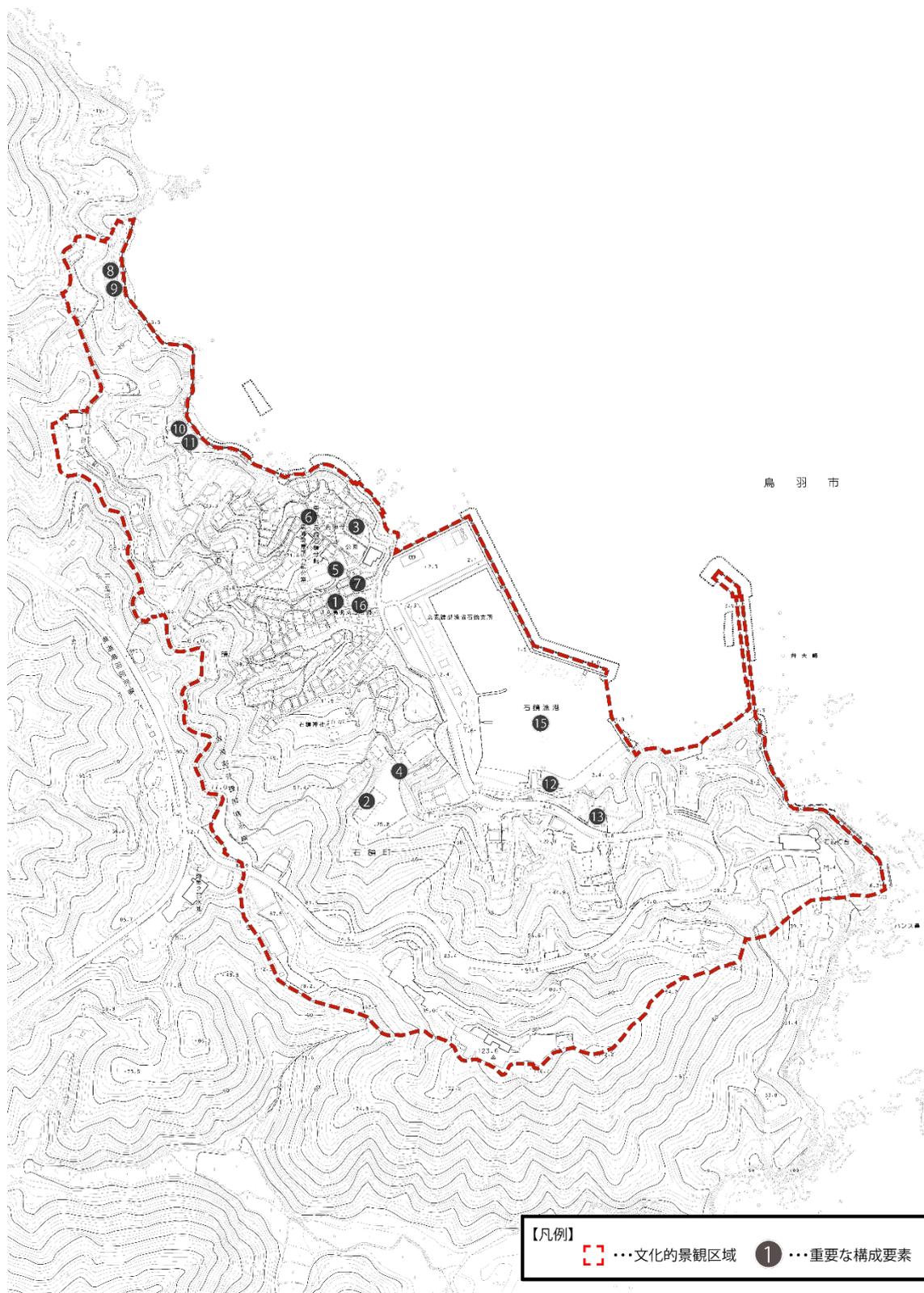


図 6-2-1 文化的景観区域と重要な構成要素の分布(石鏡地区)



図 6-2-2 集落付近の重要な構成要素(石鏡地区)

| | | | |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| ①民家(一例) | ②石鏡神社 | ③圓照寺 | ④子宝石 |
|  |  |  |  |
| ⑤御堂の神様 | ⑥魔除けの辻札 1 | ⑦魔除けの辻札 2 | ⑧海女小屋 1 |
|  |  | |  |
| ⑨海女小屋 2 | ⑩海女小屋 3 | ⑪海女小屋 4 | ⑫海女小屋 5 |
|  |  |  |  |
| ⑬海女小屋 6 | ⑭石鏡の舞台 | ⑮石鏡漁港 | ⑯街路 |
| 写真 6-1 重要な構成要素(石鏡地区) | | | |

(2) 国崎地区

選定した国崎地区の重要な構成要素の一覧を表 6-3 に示す。民家、街路以外では、神社・寺院では海土潜女神社、伊勢神宮御料鮫調整所、常福寺を、「碑・祠・石塔」では山の神を、「漁港・港湾施設」では国崎漁港、国崎灯台を、海女小屋は 5 件選定した。

国崎地区の重要な構成要素の分布を図 6-3-1、6-3-2 に示す。

表 6-3 国崎地区の重要な構成要素一覧

| No. | 名称 | 種別 | 保存すべき事項 |
|-----|------------|---------|---------------------------------------|
| 1 | 民家 | 民家 | 建築物(主屋)の外観、位置および配置 |
| 2 | 海土潜女神社 | 神社・寺院 | 建築物(本殿)の外観、位置および配置、境内地の祠、石碑の位置、境内地の範囲 |
| 3 | 伊勢神宮御料鮫調整所 | 神社・寺院 | 建築物(本殿)の外観、位置および配置、境内地の祠、石碑の位置、境内地の範囲 |
| 4 | 常福寺 | 神社・寺院 | 建築物(本堂)の外観 |
| 5 | 山の神 | 碑・祠・石塔 | 石碑の位置 |
| 6 | 海女小屋 1 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 7 | 海女小屋 2 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 8 | 海女小屋 3 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 9 | 海女小屋 4 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 10 | 海女小屋 5 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 11 | 国崎漁港 | 漁港 | 漁港としての機能 |
| 12 | 鎧崎灯台 | 漁港・港湾施設 | 灯台の位置、機能 |
| 13 | 街路 | 街路 | 道路の位置、幅 |



図 6-3-1 文化的景観区域と重要な構成要素の分布(国崎地区)



図 6-3-2 集落付近の重要な構成要素(国崎地区)

| | | | |
|---|--|---|--|
|  |  |  |  |
| ①民家(一例) | ②海士潜女神社 | ③伊勢神宮御料鯨調整所 | ④常福寺 |
|  |  |  |  |
| ⑤山の神 | ⑥海女小屋1 | ⑦海女小屋2 | ⑧海女小屋3 |
|  |  |  |  |
| ⑨海女小屋4 | ⑩海女小屋5 | ⑪国崎漁港 | ⑫鎧崎灯台 |
|  | | | |
| ⑬街路 | | | |
| 写真 6-2 重要な構成要素(国崎地区) | | | |

(3) 相差地区

選定した相差地区の重要な構成要素の一覧を表 6-4 に示す。民家、街路以外では、神社・寺院では神明神社、石神さん、三吉稲荷大明神、梵潮寺、薬師堂を、「旧跡」では八幡社跡、皇子御神社跡を、「碑・祠・石塔」は古殿地、べらいさん、山乃神、地藏を、「漁港・港湾施設」では相差漁港を、海女小屋は 10 件選定した。

相差地区の重要な構成要素の分布を図 6-4-1、6-4-2 に示す。

表 6-4 相差地区の重要な構成要素一覧

| No. | 名称 | 種別 | 保存すべき事項 |
|-----|---------|--------|---------------------------------------|
| 1 | 民家 | 民家 | 建築物(主屋)の外観、位置および配置 |
| 2 | 神明神社 | 神社・寺院 | 建築物(本殿)の外観、位置および配置、境内地の祠、石碑の位置、境内地の範囲 |
| 3 | 石神さん | 神社・寺院 | 建築物(本殿)の外観、位置および配置、境内地の祠、石碑の位置、境内地の範囲 |
| 4 | 三吉稲荷大明神 | 神社・寺院 | 建築物(本殿)の外観、位置および配置、境内地の祠、石碑の位置、境内地の範囲 |
| 5 | 梵潮寺 | 神社・寺院 | 建築物(本堂)の外観 |
| 6 | 薬師堂 | 神社・寺院 | 建築物(本堂)の外観 |
| 7 | 古殿地 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 8 | べらいさん | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 9 | 山乃神 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 10 | 地藏 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 11 | 八幡社跡 | 旧跡 | 旧跡の位置 |
| 12 | 皇子御神社跡 | 旧跡 | 旧跡の位置 |
| 13 | 海女小屋 1 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 14 | 海女小屋 2 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 15 | 海女小屋 3 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 16 | 海女小屋 4 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 17 | 海女小屋 5 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 18 | 海女小屋 6 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 19 | 海女小屋 7 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 20 | 海女小屋 8 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 21 | 海女小屋 9 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 22 | 海女小屋 10 | 海女小屋 | 建築物の位置および配置、海女漁に関わる設備の維持 |
| 23 | 相差漁港 | 漁港 | 漁港としての機能 |
| 24 | 街路 | 街路 | 道路の位置、幅 |

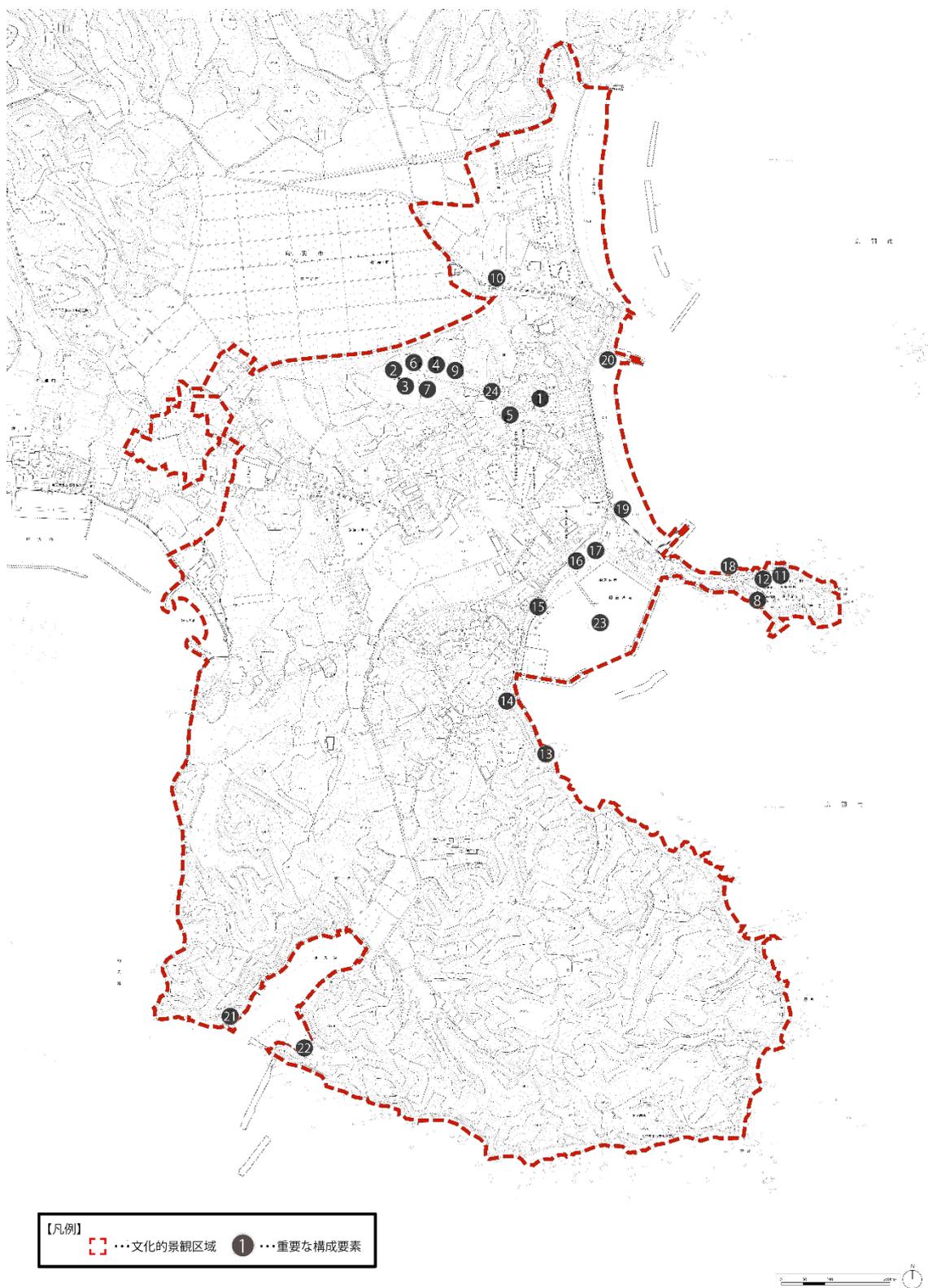


図 6-4-1 文化的景観区域と重要な構成要素の分布(相模地区)

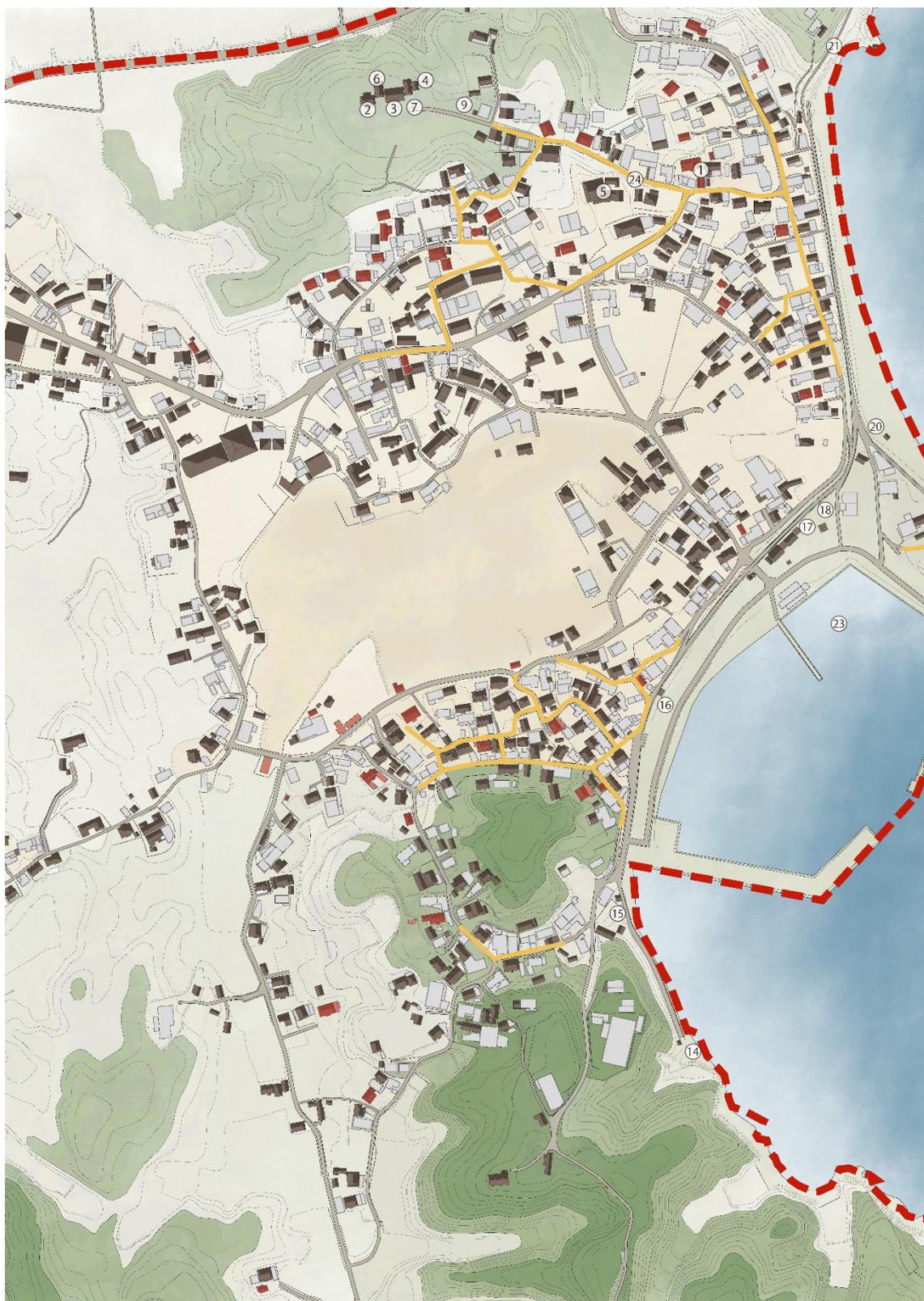


図 6-4-2 集落付近の重要な構成要素 (相差地区)

6章 鳥羽市海女集落における文化的景観保存活用計画(案)の提案

| | | | |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| ①民家(一例) | ②神明神社 | ③石神さん | ④三吉稲荷大明神 |
|  |  |  |  |
| ⑤梵潮寺 | ⑥薬師堂 | ⑦古殿地 | ⑧べらいさん |
|  |  |  |  |
| ⑨山乃神 | ⑩地蔵 | ⑪八幡社跡 | ⑫皇子御神社跡 |
|  |  |  |  |
| ⑬海女小屋 1 | ⑭海女小屋 2 | ⑮海女小屋 3 | ⑯海女小屋 4 |
|  |  |  |  |
| ⑰海女小屋 5 | ⑱海女小屋 6 | ⑲海女小屋 7 | ⑳海女小屋 8 |
|  |  |  |  |
| ㉑海女小屋 9 | ㉒海女小屋 10 | ㉓相差漁港 | ㉔街路 |
| 写真 6-3 重要な構成要素(相差地区) | | | |

(4) 答志地区

選定した答志地区の重要な構成要素の一覧を表 6-5 に示す。民家、街路以外では、神社・寺院では美多羅志神社、八幡神社、潮音寺、本誓寺を、「旧跡」ではしんじの舞台を、「碑・祠・石塔」は繰りいかり、お稲荷さん、明神さん、弁天さん、般若堂、大神さんを、「漁港・港湾施設」では答志漁港(前浜、東浜)を、仮設海女小屋は6件選定した。なお、街路について、第5章より、答志地区では、集落北西部の明治期の村切図(和紙図)が確認できなかったことから、北西部の街路は選定していない。

答志地区の重要な構成要素の分布を図 6-5-1、6-5-2 に示す。

表 6-5 答志地区の重要な構成要素一覧

| No. | 名称 | 種別 | 保存すべき事項 |
|-----|----------|--------|---------------------------------------|
| 1 | 民家 | 主屋(民家) | 建築物(主屋)の外観、位置および配置 |
| 2 | 美多羅志神社 | 神社・寺院 | 建築物(本殿)の外観、位置および配置、境内地の祠、石碑の位置、境内地の範囲 |
| 3 | 八幡神社 | 神社・寺院 | 建築物(本殿)の外観、位置および配置、境内地の祠、石碑の位置、境内地の範囲 |
| 4 | 潮音寺 | 神社・寺院 | 建築物(本堂)の外観 |
| 5 | 本誓寺 | 神社・寺院 | 建築物(本堂)の外観 |
| 6 | お稲荷さん | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 7 | 明神さん | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 8 | 弁天さん | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 9 | 般若堂 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 10 | 大神さん | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 11 | 仮設海女小屋 1 | 海女小屋 | 建築物の位置と敷地、海女漁に関わる設備の維持 |
| 12 | 仮設海女小屋 2 | 海女小屋 | 建築物の位置と敷地、海女漁に関わる設備の維持 |
| 13 | 仮設海女小屋 3 | 海女小屋 | 建築物の位置と敷地、海女漁に関わる設備の維持 |
| 14 | 仮設海女小屋 4 | 海女小屋 | 建築物の位置と敷地、海女漁に関わる設備の維持 |
| 15 | 仮設海女小屋 5 | 海女小屋 | 建築物の位置と敷地、海女漁に関わる設備の維持 |
| 16 | 仮設海女小屋 6 | 海女小屋 | 建築物の位置と敷地、海女漁に関わる設備の維持 |
| 17 | しんじの舞台 | 旧跡 | 旧跡の位置 |
| 18 | 答志漁港(前浜) | 漁港 | 漁港としての機能 |
| 19 | 答志漁港(東浜) | 漁港 | 漁港としての機能 |
| 20 | 街路 | 街路 | 道路の位置、幅 |

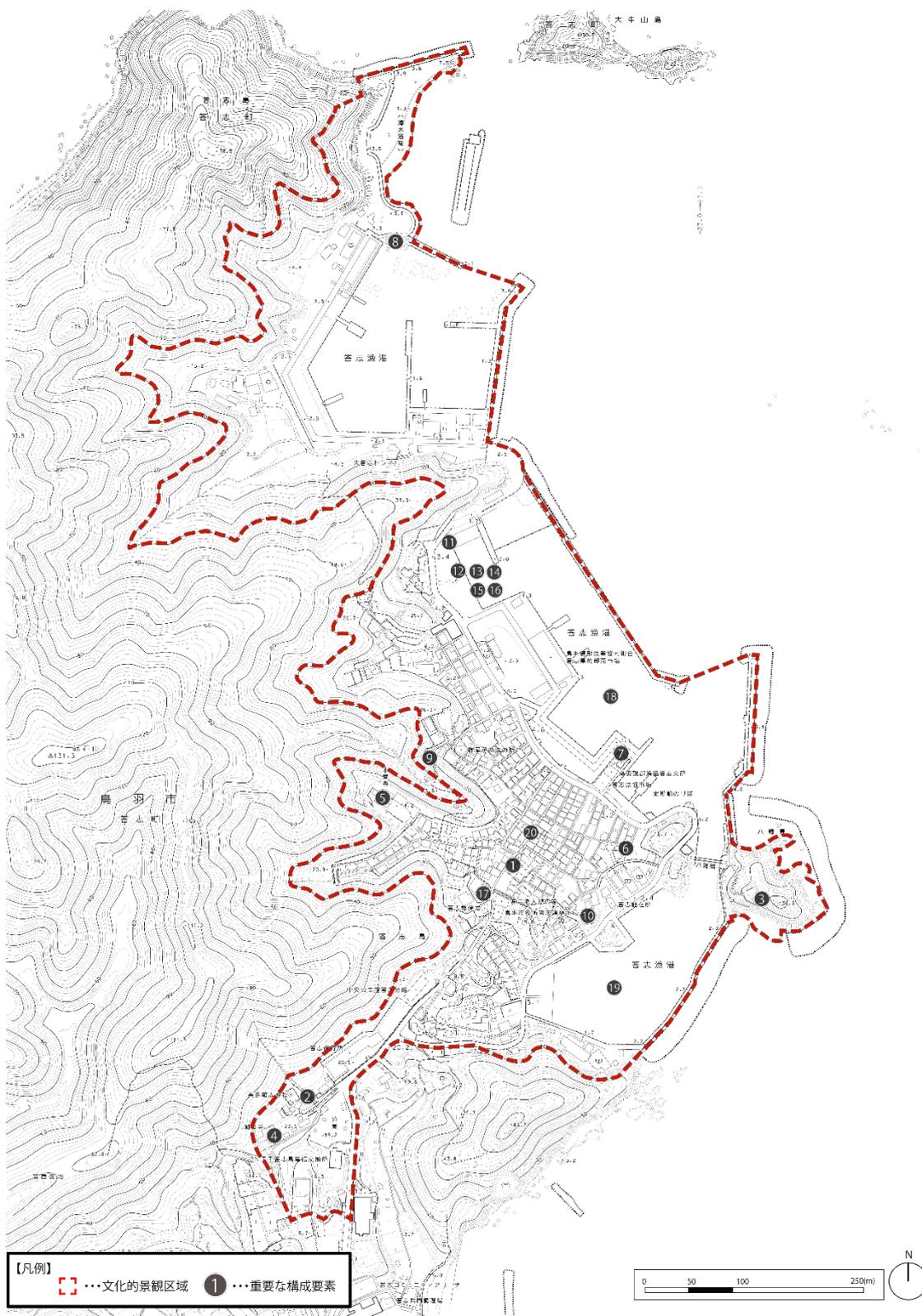
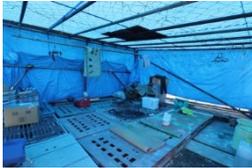


図 6-5-1 文化的景観区域と重要な構成要素の分布(答志地区)



図 6-5-2 集落付近の重要な構成要素(答志地区)

| | | | |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| ①民家(一例) | ②美多羅志神社 | ③八幡神社 | ④潮音寺 |
|  |  |  |  |
| ⑤本誓寺 | ⑥お稲荷さん | ⑦明神さん | ⑧弁天さん |
|  |  |  |  |
| ⑨般若堂 | ⑩大神さん | ⑪仮設海女小屋 1 | ⑫仮設海女小屋 2 |
|  |  | |  |
| ⑬仮設海女小屋 3 | ⑭仮設海女小屋 4 | ⑮仮設海女小屋 5 | ⑯仮設海女小屋 6 |
|  |  |  |  |
| ⑰しんじの舞台 | ⑱答志漁港(前浜) | ⑲答志漁港(東浜) | ⑳街路 |
| 写真 6-4 重要な構成要素(答志地区) | | | |

(5) 和具地区

選定した答志地区の重要な構成要素の一覧を表 6-6 に示す。民家、街路以外では、「神社・寺院」は八幡神社を、「碑・祠・石塔」は荒神さん、天王さん、大日さん、祠、九鬼嘉隆墓、九鬼嘉隆洞塚を、「漁港・港湾施設」では和具漁港を、仮設海女小屋は 1 件選定した。

和具地区の重要な構成要素の分布を図 6-6-1、6-6-2 に示す。

表 6-6 和具地区の重要な構成要素一覧

| No. | 名称 | 種別 | 保存すべき事項 |
|-----|--------|--------|---------------------------------------|
| 1 | 民家 | 主屋(民家) | 建築物(主屋)の外観、位置および配置 |
| 2 | 八幡神社 | 神社・寺院 | 建築物(本殿)の外観、位置および配置、境内地の祠、石碑の位置、境内地の範囲 |
| 3 | 荒神さん | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 4 | 天王さん | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 5 | 大日さん | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 6 | 祠 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 7 | 九鬼嘉隆墓 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 8 | 九鬼嘉隆首塚 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 9 | 仮設海女小屋 | 海女小屋 | 建築物の位置および敷地、海女漁に関わる設備の維持 |
| 10 | 和具漁港 | 漁港 | 漁港としての機能 |
| 11 | 街路 | 街路 | 道路の位置、幅 |

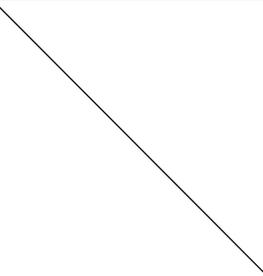


図 6-6-1 文化的景観区域と重要な構成要素の分布(和具地区)



図 6-6-2 集落付近の重要な構成要素(和具地区)

6章 鳥羽市海女集落における文化的景観保存活用計画(案)の提案

| | | | |
|--|--|---|--|
|  |  |  |  |
| ①民家(一例) | ②八幡神社 | ③荒神さん | ④天王さん |
|  |  |  |  |
| ⑤大日さん | ⑥祠 | ⑦九鬼嘉隆墓 | ⑧九鬼嘉隆首塚 |
|  |  |  |  |
| ⑨仮設海女小屋 | ⑩和具漁港 | ⑪街路 | |
| 写真 6-5 重要な構成要素(和具地区) | | | |

(6) 菅島地区

選定した答志地区の重要な構成要素の一覧を表 6-7 に示す。民家、街路以外では、神社・寺院は菅島神社、白鬚神社、冷泉寺、鬼子母神、庚申堂を、「碑・祠・石塔」はつがいの鯨、山の神(2件)、榎地藏尊、地藏を、「漁港・港湾施設」では菅島灯台、菅島漁港を選定した。

菅島地区の重要な構成要素の分布を図 6-7-1、6-7-2 に示す。

表 6-7 菅島地区の重要な構成要素一覧

| No. | 名称 | 種別 | 保存すべき事項 |
|-----|---------|---------|---------------------------------------|
| 1 | 民家 | 主屋(民家) | 建築物(主屋)の外観、位置および配置 |
| 2 | 菅島神社 | 神社・寺院 | 建築物(本殿)の外観、位置および配置、境内地の祠、石碑の位置、境内地の範囲 |
| 3 | 白鬚神社 | 神社・寺院 | 建築物(本殿)の外観、位置および配置、境内地の祠、石碑の位置、境内地の範囲 |
| 4 | 冷泉寺 | 神社・寺院 | 建築物(本堂)の外観 |
| 5 | 鬼子母神 | 神社・寺院 | 建築物(本堂)の外観 |
| 6 | 庚申堂 | 神社・寺院 | 建築物(本堂)の外観 |
| 7 | つがいの鯨 | 祠・碑・石塔 | 石碑の位置 |
| 8 | 山の神(根村) | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 9 | 山の神(中村) | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 10 | 榎地藏尊 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 11 | 地藏 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 12 | 菅島灯台 | 漁港・港湾施設 | 灯台の位置、機能 |
| 13 | 菅島漁港 | 漁港・港湾施設 | 漁港としての機能 |
| 14 | 街路 | 道路 | 道路の位置、幅 |

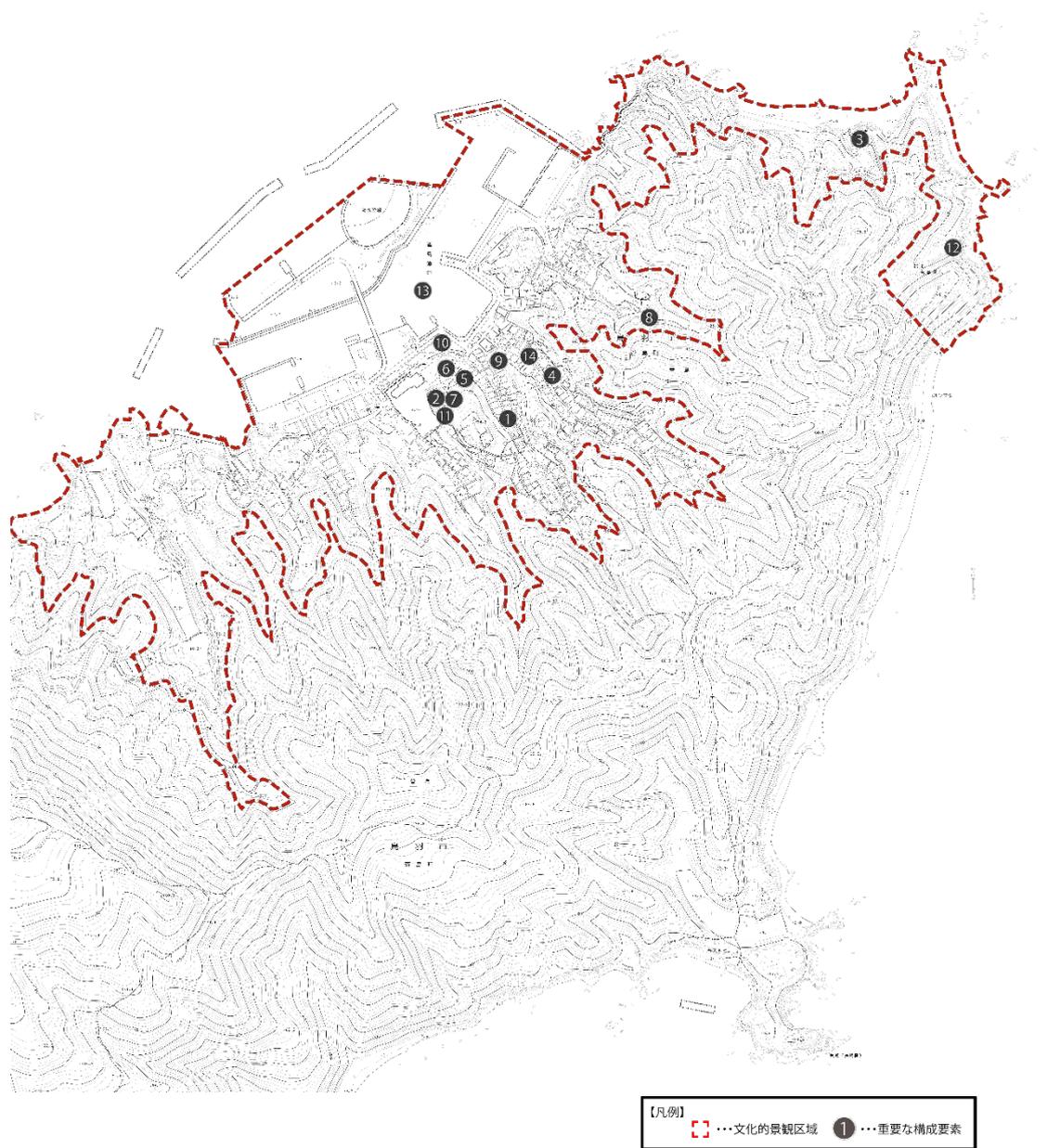


図 6-7-1 文化的景観区域と重要な構成要素の分布(菅島地区)



図 6-7-2 集落付近の重要な構成要素(菅島地区)

| | | | |
|---|---|---|--|
|  |  |  |  |
| ①民家 | ②菅島神社 | ③白鬚神社 | ④冷泉寺 |
|  | |  |  |
| ⑤鬼子母神 | ⑥庚申堂 | ⑦つがいの鯨 | ⑧山の神(根村) |
|  |  |  |  |
| ⑨山の神(中村) | ⑩榎地藏尊 | ⑪地藏 | ⑫菅島灯台 |
|  |  | | |
| ⑬菅島漁港 | ⑭街路 | | |
| 写真 6-6 重要な構成要素(菅島地区) | | | |

(7) 神島地区

選定した答志地区の重要な構成要素の一覧を表 6-8 に示す。民家、街路以外では、神社・寺院は八代神社、柱光院、薬師堂を、「旧跡」では神島監的哨跡を、「碑・祠・石塔」は荒神さん(3 件)、庚申さん、鏡石、白長大明神を、「漁港・港湾施設」では神島漁港、神島灯台を、仮設海女小屋は3 件選定した。

神島地区の重要な構成要素の分布を図 6-8-1、6-8-2 に示す。

表 6-8 神島地区の重要な構成要素一覧

| No. | 名称 | 種別 | 保存すべき事項 |
|-----|----------|---------|---------------------------------------|
| 1 | 民家 | 主屋(民家) | 建築物(主屋)の外観、位置および配置 |
| 2 | 八代神社 | 神社・寺院 | 建築物(本殿)の外観、位置および配置、境内地の祠、石碑の位置、境内地の範囲 |
| 3 | 柱光院 | 神社・寺院 | 建築物(本堂)の外観 |
| 4 | 薬師堂 | 神社・寺院 | 建築物(本堂)の外観 |
| 5 | 荒神さん 1 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 6 | 荒神さん 2 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 7 | 荒神さん 3 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 8 | 庚申さん | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 9 | 鏡石 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 10 | 白長大明神 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 11 | 仮設海女小屋 1 | 海女小屋 | 建築物の位置、敷地、海女漁に関わる設備の維持 |
| 12 | 仮設海女小屋 2 | 海女小屋 | 建築物の位置、敷地、海女漁に関わる設備の維持 |
| 13 | 仮設海女小屋 3 | 海女小屋 | 建築物の位置、敷地、海女漁に関わる設備の維持 |
| 14 | 神島灯台 | 漁港・港湾施設 | 灯台の位置、機能 |
| 15 | 神島監的哨跡 | 旧跡 | 遺跡の位置 |
| 16 | 神島漁港 | 漁港 | 漁港としての機能 |
| 17 | 街路 | 街路 | 道路の位置、幅 |



図 6-8-1 文化的景観区域と重要な構成要素の分布(神島地区)



図 6-8-2 集落付近の重要な構成要素(神島地区)

| | | | |
|---|---|--|---|
|  |  |  |  |
| ①民家 | ②八代神社 | ③柱光院 | ④薬師堂 |
|  |  |  |  |
| ⑤荒神さん 1 | ⑥荒神さん 2 | ⑦荒神さん 3 | ⑧庚申さん |
|  |  |  |  |
| ⑨鏡石 | ⑩白長大明神 | ⑪仮設海女小屋 1 | ⑫仮設海女小屋 2 |
|  |  |  |  |
| ⑬仮設海女小屋 3 | ⑭神島灯台 | ⑮神島監的哨跡 | ⑯神島漁港 |
|  | | | |
| ⑰街路 | | | |

写真 6-7 重要な構成要素(神島地区)

6-2 研究の総括

本研究では、以下の(1)～(5)について明らかにしたのち、(6)について提案を行った。

(1) 重要文化的景観における、景観計画による規制状況

景観計画区域の設定範囲、重点地区の有無および範囲と文化的景観の選定範囲を整理すると、漁ろう・港に関わる重要文化的景観では、景観計画区域を自治体全域で指定し、文化的景観区域を重点地区内に選定している「重点地区基本型」が多くみられ、文化的景観区域において、一般区域よりも厳しい景観形成基準による景観誘導が適応されることで、重要文化的景観の保全に留意していることが明らかになった。

(2) 重要な構成要素の指定件数

重要文化的景観の先進事例における重要な構成要素の指定件数は、各文化的景観でばらつきがみられた。これは文化的景観保護制度において、重要な構成要素の決まった指定基準は設けられていないため、各文化的景観の自治体の指定方法と方針によって定められているためと考えられる。

(3) 重要な構成要素の分類

漁ろう・港に関わる重要文化的景観において、重要な構成要素を5つの種別と24の項目で類型化することができ、様々な景観資源が重要な構成要素として指定されていることが把握できた。これは文化的景観が複数の選定基準によって選定されており、多様な特徴が重なり景観が形成されていることが要因だと考えられる。そのなかでも、漁ろう・港に関わる重要文化的景観においては「民家(主屋)」、「社寺・教会堂」、「道路」、「漁港・港湾施設」を指定する地区が多い傾向にあることが把握できた。

(4) 重要な構成要素となる建築物の指定方法と取り扱い

重要な構成要素について「集落・市街地」と「民家(主屋)」に着目すると、指定状況を「点的指定型」、「面的指定型」、「面・点的指定型」の3つに類型化できる。重要な構成要素を集落として面的に指定することは、集落内の建築物の取扱い等で課題が残るため、重要な構成要素は、個々の建築物を指定し、価値づけすることが重要であると考えられる。重要文化的景観は、景観計画における重点地区への指定および景観形成基準において数値等を明確にすることにより、集落全体の景観保全を図るとともに、特に重要な景観資源を個々に重要な構成要素として指定することが望ましいと考えられる。

(5) 重要文化的景観の取組みの現状の把握

漁ろう・港に関わる重要文化的景観を管轄する地方公共団体の担当者を対象に、アンケート調査、ヒアリング調査を行うことを通じて、重要文化的景観に選定されたことによる成果、今後の課題、展望について把握した。重要文化的景観の選定による成果は、①地域活性化、②国庫補助の活用、③日本遺産、世界遺産選定への理由付けが主に挙げられた。一方、課題として①少子高齢化に伴う人口減少、②空き家増加と活用方法、③住民の文化的景観保護制度に対する理解の不足が挙げられた。①②より、地区の存続自体が危ぶまれることが課題になっていることが明らかとなった。これは、選定後の自治体の取組みが重要になると考えられ、文化的景観の普及活動が求められるものの、③を課題としている自治体も確認できる。このことから、選定後の取組みとしては、文化財保護制度の経費補助を活用した普及活動の他、重要な構成要素の修理・修繕を積極的に進めることで、目に見える成果をつくり、地域住民に認識できるよう取組むことなどの工夫が考えられる。

(6) 鳥羽市海女集落における基本方針および重要な構成要素の提案

以上の重要文化的景観の先進事例の文研調査、アンケート・ヒアリング調査を基に、これまで行われた研究室で実施された鳥羽市海女集落の景観調査・分析を参考に、鳥羽市海女集落における基本方針および重要な構成要素の検討を行い、文化的景観保存活用計画の策定に向けた提案を行った。

6-3 今後の展望

今後は、以下の点について、調査、分析、検討が継続することが望まれる。

(1) 研究範囲の拡大

本研究では、鳥羽市海女集落の重要文化的景観選定を目指すうえで必要となる基本方針について調査を行った。しかしアンケート・ヒアリング調査より、選定後の取り組みも重要になることが把握できたことから、重要文化的景観の整備活用の方針、管理運営の方針等、選定後を見据えた調査を行うことが今後望まれる。

(2) 鳥羽市海女集落の選定範囲の拡大

鳥羽市海女集落では、今後、漁業権について協議し、文化的景観区域に海域や岩礁などの景観要素を含めることが考えられる。

(3) 鳥羽市海女集落の景観調査の継続

本研究では、報告書の調査結果を基に、鳥羽市海女集落の特徴を示すものを重要な構成要素として選定し提案した。今後は、本研究で行った提案を各地区の特性に合わせて微修正を行うことが考えられる。前述の通り、選定範囲の拡大も検討できることから、鳥羽市海女集落の景観調査の継続が望まれる。また海女小屋については、現代的な建築物もみられるため、今後詳細な調査を行い、どの海女小屋のどの部分を保存するかの基準を明確にすることが望まれる。

6章 鳥羽市海女集落における文化的景観保存活用計画(案)の提案

【資料編】

| | |
|---------------------|----|
| ・ 資料提供の依頼文 | 03 |
| ・ アンケート調査の依頼文 | 04 |
| ・ ヒアリング調査の依頼文 | 05 |
| ・ アンケート調査の回答 | 07 |
| ・ ヒアリング調査の回答 | 25 |
| ・ 鳥羽市重点地区(案) | 40 |
| ・ 鳥羽市海女集落の景観形成基準(案) | 48 |

資料1 資料提供の依頼文

〇〇市 〇〇課 御中

「重要文化的景観保存計画に関する研究」にかかわる資料提供のお願い(依頼)

令和4年10月13日
三重大学大学院工学研究科建築学専攻
博士前期課程2年 神山 弘賢
学部4年 北本 猛流
鈴村 緋里
助教 大井 隆弘
教授 浅野 聡

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

三重大学大学院工学研究科建築学専攻浅野研究室では、重要文化的景観に関する研究を行っており、重要文化的景観に選定された地区の文化的景観保存計画を収集しています。

つきましては、貴所に存在する「〇〇（重要文化的景観名）」に関する下記の3点の資料を研究に使用させていただきたいため、資料をご提供いただけると幸いです。

- ・「〇〇（重要文化的景観名）」文化的景観保存計画
- ・文化的景観選定後に策定した、「〇〇（重要文化的景観名）」を活用するための計画
- ・文化的景観に関するパンフレット

資料の送付方法に関しまして電子データが存在する場合は、電子メールにて以下のメールアドレス(421m403@m.mie-u.ac.jp)まで送付いただけると幸いです。紙媒体の資料のみ存在する場合は、お手数ですが下記の送付先までヤマト運輸にて着払いで郵送していただくと幸いです。

ご多忙のところ大変恐縮ですが、ご協力の程宜しくお願いします。

【送付先】

〒514-0007 三重県津市栗間町屋町 1577
三重大学大学院工学研究科建築学専攻 浅野研究室(神山)宛

謹白

令和4年10月

■担当者連絡先

三重大学大学院工学研究科建築学専攻 浅野研究室
博士前期課程2年 神山 弘賢
TEL：090-4186-3891(携帯)
E-mail：421M403@m.mie-u.ac.jp

資料2 アンケート調査の依頼文

〇〇市 〇〇部 〇〇課 御中

令和4年12月6日

重要文化的景観への取組みに関する アンケート調査のご協力をお願い（依頼）

謹啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

三重大学大学院工学研究科建築学専攻 浅野研究室では、歴史都市における生業や文化を生かしたまちづくりを進めていくために、重要文化的景観に関する研究を行っています。三重県内には、未だ重要文化的景観に選定された景観地が不在であり、将来的には重要文化的景観の選定事例が生まれるように地域に働きかけていくことができると考えています。そこで重要文化的景観の先進事例を対象に、重要文化的景観への取り組み及び重要な構成要素の保存事項について調査したいと考えております。

つきましてはご多忙のところ恐縮ですが、アンケート調査への回答にご協力頂ければ幸いです。回答に関しましては、添付のアンケートファイルに直接ご入力頂き、令和4年12月19日(月)までにメール(421m403@m.mie-u.ac.jp)にて返信して頂ければ幸いです。

なお、回答していただいた内容は、研究目的以外では使用致しません。

ご多忙な折、誠に恐縮ではございますが、ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

■担当者

三重大学大学院工学研究科建築学専攻 浅野研究室
博士前期課程2年 神山 弘賢
学部4年 北本 猛流
鈴村 緋里
助教 大井 隆弘
教授 浅野 聡

連絡先 神山 弘賢

TEL : 090-4186-3891(携帯)

E-mail : 421M403@m.mie-u.ac.jp

資料3 ヒアリング調査の依頼文

高島市 教育委員会事務局 教育総務部 文化財課

令和4年11月22日

重要文化的景観への取組みに関する ヒアリング調査のご協力のお願い（依頼）

謹啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

三重大学大学院工学研究科建築学専攻 浅野研究室では、歴史都市における生業や文化を生かしたまちづくりを進めていくために、重要文化的景観に関する研究を行っています。三重県内には、未だ重要文化的景観に選定された景観地が不在であり、将来的には重要文化的景観の選定事例が生まれるように地域に働きかけていくことができると考えています。

つきましては、近畿地方の先進地である高島市の「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」を参考にさせて頂きたく、重要文化的景観への取組みについて、ヒアリング調査をお願い頂ければ幸いです。

ご多忙のところ大変に恐縮ですが、ご承諾の節は、お手数ながら日時などに関しまして、折り返しご返事を賜りますようお願い申し上げます。

ご多忙な折、誠に恐縮ではございますが、ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

ヒアリング希望日時： 12月15日(木) 午前10時30分より1時間程度

以上

■担当者

三重大学大学院工学研究科建築学専攻 浅野研究室
博士前期課程2年 神山 弘賢
学部4年 北本 猛流
鈴村 緋里
助教 大井 隆弘
教授 浅野 聡

連絡先 神山 弘賢

TEL：090-4186-3891(携帯)

E-mail：421M403@m.mie-u.ac.jp

資料4 アンケート調査の回答(宮津市)(1/2)

宮津市 アンケートシート

- ご多忙のところ大変恐縮ですが、令和4年12月19日(月)までにご入力の上、
421M403@m.mie-u.ac.jp《担当：神山》あてにメールにて返信していただけると幸いです。
- 本アンケート調査では、「重要文化的景観への取り組み」について教えて頂きたいと思います。
- 質問は全7問あります。お答えいただける範囲で結構ですので、以下の質問にご回答お願いいたします。

| | |
|------------|-------------------------------------|
| ご担当者様の所属 | 宮津市教育委員会事務局 社会教育課 |
| ご担当者様の氏名 | 河森一浩 |
| 電話番号・FAX番号 | TEL：0772（45）1642 / FAX：0772（22）8438 |
| メールアドレス | k-kawamori@city.miyazu.kyoto.jp |

1. 重要文化的景観についてお聞かせください。

(1) 文化的景観への取り組みに対する住民の意見(主な賛成・反対意見)について、教えてください。

【回答欄】

賛成：地域にとって100年の計といえる取組み

反対：観光客の増加による生活への影響が心配〔溝尻舟屋集落〕

2. 文化的景観保存計画についてお聞かせください。

(1) 重要な構成要素では、「集落」が範囲的に選定されていますが、範囲内の個々の建築物の行為(現状変更等)の取り扱いについて教えてください。

また、範囲的に選定した際の問題や課題等(空き家をなかなか取り壊すことができないことや、所有者が自身の建物を重要な構成要素として認識していないなど)があれば教えてください。

【回答欄】

集落内(重要な構成要素)における主な歴史的建造物を重要な構成要素に指定するとともに、集落全体の景観コントロールは、景観計画および地域協定による。

3. 重要文化的景観の選定後の評価についてお聞かせください。

(1) 重要文化的景観に選定されたことによる主な成果は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

天橋立だけでない価値に気づききっかけとなった。

溝尻舟屋集落では、地域への誇りが高まり、若手を中心に船舶免許を取得する動きがみられる。

資料4 アンケート調査の回答(宮津市)(2/2)

(2) 現在抱えている課題は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

宮津地区(旧城下町エリア)の追加選定。

宮津地区を中心とする人口減少と空家問題。

市の財政状況の悪化のため、整備事業への継続的な補助や、支援制度の充実が課題。

(3) 今後の展望は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

名勝、史跡、重要文化財(建造物)なども視野にいれた総合的なマネージメントの構築。

4. 景観計画と重要文化的景観の関係についてお聞きします。

(1) これまで、景観上問題となった事例(事業者が行政の指導・助言に従わずに建設した事例、無届出で事業者が建設した事例など)や、あるいは良好な景観形成につながった事例(景観に十分に配慮してくれた事例)はありますか。

【回答欄】

大垣集落・溝尻集落(府中地区)、文珠地区において地域協定が締結され、街並み環境整備事業に基づく民家の修景が進んだ。

(2) 重要文化的景観を保護する視点から、景観計画が果たしている役割、主な成果と課題について、教えて下さい。また今後の展望(景観計画を見直した方がよい内容など)も教えて下さい。

【回答欄】

文化的景観と景観計画が相互補完的に機能するよう保存計画を策定できれば、効果は大きいと考える。

アンケートは以上になります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

資料5 アンケート調査の回答(西予市)(1/3)

西予市 アンケートシート

- ご多忙のところ大変恐縮ですが、**令和4年12月19日(月)**までにご入力の上、
421M403@m.mie-u.ac.jp《担当：神山》あてにメールにて返信していただけると幸いです。
- 本アンケート調査では、「重要文化的景観への取り組み」について教えて頂きたいと思います。
- 質問は全7問あります。お答えいただける範囲で結構ですので、以下の質問にご回答お願いいたします。

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| ご担当者様の所属 | 西予市教育委員会 スポーツ・文化課 |
| ご担当者様の氏名 | 三瀬 有寿紗 |
| 電話番号・FAX 番号 | 0894-62-6416 |
| メールアドレス | azusa.mise.zs@city.seiyo.ehime.jp |

1. 重要文化的景観についてお聞かせください。

(1) 文化的景観への取り組みに対する住民の意見(主な賛成・反対意見)について、教えてください。

【回答欄】

肯定的な意見として、選定年(2019年)の市の広報誌の取材に対し、地元団体である「段々畑ガイドの会」のメンバーの方が「住民皆で文化的景観の申請を決めて動いてきたので(選定されて)うれしい。いろんな人に『絶景やなあ』と喜んでもらえるのもうれしい。ますます地元を誇りを持てる。この地の良さを日本国中、世界中に伝えたい。」と回答されています。

一方で、「自分の好きなように家を建てられない」「改修や取り壊しも自由にできない」といった旨のお声も耳に入ることがあります。文化的景観は重伝建等と比べると比較的变化を許容されている制度ではありますが、この辺りがまだ住民に十分周知されていないことによる誤解も大きいと思います。また、職員や保護審議会委員が地区内で色々動いていると、「住民が勝手なことしてないか偵察に来たんか」といった言葉をかけられた例もありました。

2. 文化的景観保存計画についてお聞かせください。

(1) 数多くの「主屋」が重要な構成要素に選定されていますが、「主屋」の選定に統一的な基準はありますか。

【回答欄】

「統一的な基準」と言うと語弊があるかもしれませんが、当地区の民家が重要な構成要素となるまでの経緯は以下の通りです。まず1次調査で戸別訪問をし、所有者へのヒアリングや実測等により狩浜の全建物の概要を把握しました。狩浜地区に現存する伝統的まち並みはほぼ明治期～戦前の建物で構成されていますが、その屋敷構えの特徴として、敷地の北寄りに南面して主屋が建ち、敷地内に蔵や倉庫などの付属小屋を持っている例が多くあります。2次調査では、1次調査で見えてきた狩浜地区の民家の特徴(上述した屋敷構えのほか、木造平屋建て、切妻造か寄棟造又は入母屋造、入口形式は平入、基礎石に石灰岩や宇和島石といった地元の石が使われている等)を兼ね備える代表例をピックアップし、主要な40軒について、図面をもとに詳細な分析を行いました。この2次調査を実施した建物のうち、所有者に同意を頂いた物件が重要な構成要素となるに至りました。

資料5 アンケート調査の回答(西予市)(2/3)

3. 重要文化的景観の選定後の評価についてお聞かせください。

(1) 重要文化的景観に選定されたことによる主な成果は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

やはり国庫補助が活用できるようになったことで、春日神社をはじめとした重要な構成要素の修理が進められるようになったことが、まず目に見える成果だと思います。平成31年2月に選定を受けて以降、今年度までに主屋2件、オリア養蚕2件、付属小屋1件、春日神社幣殿・拝殿・透塀の修理を実施してきましたが、狭い地域なのでどこが修理をしてどんな風になったかというのが目に見えてすぐ域内に伝わります。修理を行った所有者さんにも喜んで頂いていますし、補助金もあって2割負担で済んだというポジティブな感想がもっと共有できれば、住民も重文景に選定されたメリットを感じてもらえるのではないかと思います。また、狩浜地区はお祭りに対する思い入れの強い地域なので、特に春日神社が国庫補助を活用して修理できた際には、重文景選定のメリットをまず一つ住民の皆さんで共有してもらえたのではないかと思います。ただ、まだ修理や整備の途中段階なので、本当の意味での「選定された成果」が見えてくるかどうかは、これからの課題だと思っています。

(2) 現在抱えている課題は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

選定されて以降、重要な構成要素の修理を進める一方で、コロナ禍もあり、普及啓発活動が滞ってしまっていることがまず挙げられるかと思います。設問1(1)でも述べたように、重文景の制度が十分に理解されていないまま、「文化財=制約が厳しい」というイメージが独り歩きしてしまっている傾向があるように感じます。住民の皆さんに重伝建と重文景の違いを理解してもらえるよう、来年度からはワークショップも動き出していく予定です。また、保存会などの地域団体も活動が滞っているので、地元団体を事業にどう巻き込んでいくかも課題の一つです。せっかく頂いた国からのお墨付きなので、これを地域づくりにどう活かせるのか、地元の皆さんと協議を重ねていくことで、設問3(1)で述べた「選定された成果」に繋がっていくのではないかと思います。また、(1)で述べた成果の一方、建造物の文化的な修理の仕方が必ずしも浸透しているわけではないのも課題だと思っています。

(3) 今後の展望は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

整備計画に基づき、現段階では重要な構成要素の修理がだいぶ進んできているので、これからは住民への理解を深めるための普及啓発活動に力を入れていきたいと思っています。そこから来訪者向けの整備と、域外への普及活動といったように段階を踏んで実施していく予定です。また、建造物や石積み修理の手引きも作成していきたいと思っています。

4. 景観計画と重要文化的景観の関係についてお聞きします。

(1) これまで、景観上問題となった事例(事業者が行政の指導・助言に従わずに建設した事例、無届出で事業者が建設した事例など)や、あるいは良好な景観形成につながった事例(景観に十分に配慮してくれた事例)はありますか。

資料5 アンケート調査の回答(西予市)(3/3)

【回答欄】

令和2～3年度に、民間の事業者からモバイルアンテナ基地局を選定地区内へ設置することについて市に問い合わせがあり、市内景観部局(西予市では建設課内にあります)と当課文化的景観部局とで対応について協議を行いました。その後、文化的景観保護審議会、地元区長会、文化的景観保存会とで協議を重ね、市景観部局としての意見をまとめ、事業者にはこちらの考えに沿う形で工事を実施していただく結果となりました。この工事が良好な景観形成に繋がったと言えるかは判断が難しいところですが、同じような事案があった際にどういった手順を踏むかという大まかな流れができたことは、ひとつの成果と捉えています。

また、選定前ではありますが、もともと狩浜地区の上に風力発電機を設置する計画が民間業者により進められていました。しかし、景観の調査を進めていく中で、風車の設置を他地区へ移動していただいたという事案もありました。

(2)重要文化的景観を保護する視点から、景観計画が果たしている役割、主な成果と課題について、教えて下さい。また今後の展望(景観計画を見直した方がよい内容など)も教えて下さい。

【回答欄】

西予市明浜町狩浜地区景観計画において届出対象行為としているものについては「景観形成基準」に従っていただくことをお願いしています。この「景観形成基準」によって域内に奇抜な建物が作られるのを防ぐ他、狩浜に空き地問題が深刻化していく中でハウスメーカーが入ってこないよう防衛ライン的な役割も担っています。

しかし、地区内すべての建物にこの基準を当てはめると、狩浜の「未来に向けての変化」を制限してしまいかねないという懸念もあります。文化的景観は時代とともに暮らしが「変化」してきた履歴の蓄積でもあるので、「狩浜らしさ」を守りながらも未来への変化を妨げてはいけないという板挟みが文化的景観の難しさだと感じています。9月の審議会でもこの基準をどう運用していくかというテーマで話し合ったところですが、定量的な尺度として基準は持ちつつも、加減の部分は協議を重ねながら定性的に判断していくのが一番うまくいくのではないかということになりました。文化的景観自体が比較的新しい制度なのでまだまだ手探りなところも多いですが、一定の事例が蓄積されるまでは、あくまで原理・原則はこうなんだと事業者さんに説明できるツールとして「景観形成基準」を使い、個別の事情は地域や審議会に諮った結果、今回はこうするという運用の仕方で行くしかないかなと思っています。

アンケートは以上になります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

資料 6 アンケート調査の回答(四万十市)(1/3)

四万十市 アンケートシート

- ご多忙のところ大変恐縮ですが、**令和4年12月19日(月)**までにご入力の上、
421M403@m.mie-u.ac.jp《担当：神山》あてにメールにて返信していただけると幸いです。
- 本アンケート調査では、「重要文化的景観への取り組み」について教えて頂きたいと思います。
- 質問は全7問あります。お答えいただける範囲で結構ですので、以下の質問にご回答お願いいたします。

| | |
|-------------|--|
| ご担当者様の所属 | 四万十市教育委員会 生涯学習課 |
| ご担当者様の氏名 | 川村 慎也 |
| 電話番号・FAX 番号 | TEL 0880-34-0751 FAX 0880-35-4260 |
| メールアドレス | culture@city.shimanto.lg.jp |

1. 重要文化的景観についてお聞かせください。

- (1) 文化的景観への取り組みに対する住民の意見(主な賛成・反対意見)について、教えてください。

【回答欄】

四万十市の場合、重要な構成要素に特定しているものは公共の建造物が多く、個人の所有するものには強い規制がないので特に反対もありませんでしたが、賛成の意思表示も大きくはありません。景観に対する大きな改変を極力抑えて今の暮らしを穏やかに続けることを目指しているため、住民の反応が薄いかもしれません。

2. 文化的景観保存計画についてお聞かせください。

- (1) 重要な構成要素では、「口屋内集落」のように、「集落」が面的に選定されていますが、範囲内の個々の建築物の行為(現状変更等)の取り扱いについて教えてください。

また、面的に指定した際の問題や課題等(空き家をなかなか取り壊すことができないことや、所有者が自身の建物を重要な構成要素として認識していないなど)があれば教えてください。

【回答欄】

個々の建築は現状変更の対象にしていないので景観計画での届出や調整等を行っています。面として指定されている重要な構成要素については、現在の保存計画では何をどの程度保存するのかということがうまく明示できておらず、変化が起きる場合の調整に苦労します。このため流域5市町で足並みをそろえて今年度保存活用計画を刷新しています。

3. 重要文化的景観の選定後の評価についてお聞かせください。

- (1) 重要文化的景観に選定されたことによる主な成果は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

四万十市単独で見た場合の成果は、市の歴史や自然、文化を一体的に伝えることができるようになったことが一番大きいと思います。これを受けて市郷土博物館のリニューアルコンセプトなども生まれています。また、沈下橋など建設部門の所管課では優先順位が上げづらい建造物の修繕に補助金が使えたり、

資料6 アンケート調査の回答(四万十市)(2/3)

修繕方法について専門家の意見を聞く場が設けられたりしていることはメリットだと考えています。

四万十川流域として取り組んだメリットとしては、流域の5つの市町が協働するベース（四万十川流域文化的景観連絡協議会）が生まれ続けていることだと考えています。その基盤をもとに共通したサインの設置やイベントの開催、担当者の相互サポート等が取り組まれています。現在は流域としての情報発信方法の検討や保存計画改定の調整などを進めています。

(2) 現在抱えている課題は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

文化的景観についての理解や周知が十分に進まないこと、沈下橋など老朽化する構造物の修理や景観調整に時間や経費を必要とすること、開発行為に対する調整に時間を要することなどが挙げられます。

また、文化的景観保護制度と景観計画とをうまく関連付けて機能させる制度運用の仕組みづくりにも課題があると考えています。

(3) 今後の展望は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

重要文化的景観選定地については変化を緩やかに調整することで今の暮らしの景観を整えていくように制度運用できれば良いと思っています。文化的景観という景観の見方で市の自然・歴史・文化を、ストーリー性を持って伝えることで観光やまちづくりにも役立てていきたいと考えています。

資料 6 アンケート調査の回答(四万十市) (3/3)

4. 景観計画と重要文化的景観の関係についてお聞きします。

(1)これまで、景観上問題となった事例（事業者が行政の指導・助言に従わずに建設した事例、無届出で事業者が建設した事例など）や、あるいは良好な景観形成につながった事例（景観に十分に配慮してくれた事例）はありますか。

【回答欄】

重要文化的景観選定地内ではありませんが、景観計画範囲で届出の必要性を知らずに土地の形質の変更を行った等の事例が数件あります。

(2)重要文化的景観を保護する視点から、景観計画が果たしている役割、主な成果と課題について、教えてください。また今後の展望（景観計画を見直した方がよい内容など）も教えてください。

【回答欄】

四万十市の重要文化的景観において景観計画の果たしている役割は、重要な構成要素を取り巻く景観の緩やかな保全です。通常の暮らしに付随して起こるちいさな改変より、大きな土地利用の改変や自然環境の大きな変化を抑制することを主眼としています。強い規制をかけるよりは、改変に際して協議のテーブルを用意することで調整できる仕組みを用意していることに役割があると考えています。このため、四万十市景観計画は平成30年に改定を行い、県から委任されている「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（四万十川条例）」と連携して市域全域を文化的景観と位置付けて暮らしの景観の保全が図れるようにしています。

これらの制度によってこれまでに大規模な太陽光発電施設等の建設に際して景観計画、四万十川条例、文化的景観それぞれの側面から協議調整が図られています。

課題としては、文化的景観の保護にあたって景観計画の運用と文化財保護制度の運用をうまく連携し、調整することが必要ですが、現在は担当者間の連絡で行っており、行政内のしくみにまでは整理されていません。これについては現在改定中の保存活用計画において、整理をしようとしています。なお、保存計画の改定によって景観計画にも修正の必要となる場合には、見直しも検討したいと思っています。

アンケートは以上になります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

資料7 アンケート調査の回答(平戸市)(1/2)

平戸市 アンケートシート

- ご多忙のところ大変恐縮ですが、令和4年12月19日(月)までにご入力の上、
421M403@m.mie-u.ac.jp《担当：神山》あてにメールにて返信していただくと幸いです。
- 本アンケート調査では、「重要文化的景観への取り組み」について教えて頂きたいと思います。
- 質問は全7問あります。お答えいただける範囲で結構ですので、以下の質問にご回答お願いいたします。

| | |
|-------------|---------------------------------|
| ご担当者様の所属 | 長崎県平戸市文化観光商工部文化交流課 |
| ご担当者様の氏名 | 石田 恒一 |
| 電話番号・FAX 番号 | TEL0950-22-9143・FAX0950-23-3399 |
| メールアドレス | sekaiisan@city.hirado.lg.jp |

1. 重要文化的景観についてお聞かせください。

- (1) 文化的景観への取り組みに対する住民の意見(主な賛成・反対意見)について、教えてください。

【回答欄】

賛成：地域資源の価値の再認識と価値の活用による交流促進につながる。

反対：現状変更が困難な場合がある。

2. 文化的景観保存計画についてお聞かせください。

- (1) 重要な構成要素では、「集落」として広域な範囲で選定されていますが、範囲内の個々の建築物の行為(現状変更等)の取り扱いについて教えてください。

また、大きな範囲で選定した際の問題や課題等(空き家をなかなか取り壊すことができないことや、所有者が自身の建物を重要な構成要素として認識していないなど)があれば教えてください。

【回答欄】

現状変更等は景観担当部局と連携し、調整するとともに、平戸市文化的景観推進委員会において、現状変更の可否等について協議している。

大きな範囲での指定により、重要文化的景観に選定されていることについて、所有者や地域間で認識の違いがある。

3. 重要文化的景観の選定後の評価についてお聞かせください。

- (1) 重要文化的景観に選定されたことによる主な成果は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

地域資源の価値の再認識と価値の活用による交流促進につながった。

- (2) 現在抱えている課題は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

選定地域間で住民の意識の違いがある。

- (3) 今後の展望は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

価値を低下させないよう定期的にモニタリングを行い、適切に対処していく。

資料7 アンケート調査の回答(平戸市)(2/2)

4. 景観計画と重要文化的景観の関係についてお聞きします。

(1)これまで、景観上問題となった事例(事業者が行政の指導・助言に従わずに建設した事例、無届出で事業者が建設した事例など)や、あるいは良好な景観形成につながった事例(景観に十分に配慮してくれた事例)はありますか。

【回答欄】

特になし。

(2)重要文化的景観を保護する視点から、景観計画が果たしている役割、主な成果と課題について、教えてください。また今後の展望(景観計画を見直した方がよい内容など)も教えてください。

【回答欄】

景観計画は、生活環境の快適性の向上、地域の魅力・個性の創出、郷土への愛着や誇りの醸成、観光交流の促進等の役割を果たしている。今後も、これらの役割を適切に果たせるよう、住民ニーズを把握し、共に良好な景観維持に努める必要がある。

アンケートは以上になります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

平戸市における電話ヒアリングによる補足(実施日 2022 年 12 月 22 日)

質問：重要な構成要素の「集落」の取り扱い(質問 2 (1))

回答：景観計画に基づき、民家は市へ届け出るようになっている。

質問：「所有者や地域間で認識の違いがある」について詳細を教えてください。(質問 2 (1))

回答：世界遺産に認定されている地区とそうでない地区で認識の違いがあり、後者は認識が薄いと感じている。

資料 8 アンケート調査の回答(天草市) (1/3)

天草市 アンケートシート

- ご多忙のところ大変恐縮ですが、**令和4年12月20日(火)**までにご入力の上、421M403@m.mie-u.ac.jp《担当：神山》あてにメールにて返信していただくと幸いです。
- 本アンケート調査では、「重要文化的景観への取り組み」について教えて頂きたいと思います。
- 質問は全8問あります。お答えいただける範囲で結構ですので、以下の質問にご回答お願いいたします。

| | |
|-------------|---------------------------------------|
| ご担当者様の所属 | 天草市観光文化部文化課世界遺産・キリシタン資料館係 |
| ご担当者様の氏名 | 参事 中山 圭 |
| 電話番号・FAX 番号 | 0969-32-6784 (TEL)・0969-23-5312 (FAX) |
| メールアドレス | sekai@city.amakusa.lg.jp |

1. 重要文化的景観についてお聞かせください。

(1) 文化的景観への取り組みに対する住民の意見(主な賛成・反対意見)について、教えてください。

【回答欄】

すでに選定時(住民説明会や各種調査時)の状況を知る職員がいないので、当時の状況は回答しにくいですが、賛成・反対、両方の意見がありました。その状況は、現在も続いているものと思います。

・反対意見…来訪者が増えて騒がしくなる。景観形成のルールが煩わしい。漁業用のカケの廃棄解体や空き家の解体に手続きが必要となり時間もかかって大変。住民のプライバシーが守れなくなる。来訪者の見学マナーが徹底できていない(集落右側通行など)。

・賛成意見…地域の誇りにつながった。多くの人と触れ合える。商店の売上げがあがった。景観形成補助金が利用できる。

2. 文化的景観保存計画についてお聞かせください。

(1) 崎津地区では「街区」、今富地区では「集落」として、重要な構成要素が範囲的に選定されていますが、範囲内の個々の建築物の行為(現状変更等)の取り扱いについて教えてください。

また、範囲的に選定した際の問題や課題等(空き家をなかなか取り壊すことができないことや、所有者が自身の建物を重要な構成要素として認識していないなど)があれば教えてください。

【回答欄】

・崎津「街区」・今富「集落」いずれであっても、天草市景観計画の「景観形成地域における行為の制限」の基準に基づいた内容を届出対象としている。建築物の新築・増築・改築・撤去などは床面積の10㎡を越えるもの、外観変更・修繕・色彩変更は面積合計が10㎡を越えるものなど(別表)とし、景観計画上の届出と文化課への現状変更申請を行ってもらう。

なお、崎津集落内の重要な構成要素「トウヤ」に面した家屋における現状変更申請は、文化庁まで届出を行い、指導を仰いでいる。

・色彩や外観の変更、屋根瓦の変更などは絶対的な規制基準ではなく、天草市が設けている「天草市景観形成補助金」を活用する場合には、市の設けた基準(外壁はサイディングではなく下見板張りにするこ

資料8 アンケート調査の回答(天草市)(2/3)

と、色彩を彩度等基準に沿ったものにする、屋根は和瓦とすること)に合致することが前提となっている(外壁をサイディングとする場合は補助金の対象外。このため、下見板張りを推奨し、補助金を利用してもらうようにオススメするなど)。

・トウヤ沿いの家屋は、文化庁への届出が必要となり、解体申請があった場合に、決定までかなりの時間を要するために、所有者とのあつれきにつながることもある。また、人口減少が著しく、空き家の解体件数増加に歯止めがかからないのも大きな問題。

(2)崎津地区では「民家」が2件、重要な構成要素に選定されていますが、「民家」の選定に統一的な基準はありますか。

【回答欄】

・特に厳密な基準は設けておらず、「木賃宿」であった建物、「漁師網元」の邸宅であった建物のみを選定している。集落の中で重要と思われる民家を選定したと考えられる。

3. 重要文化的景観の選定後の評価についてお聞かせください。

(1) 重要文化的景観に選定されたことによる主な成果は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

- ・世界文化遺産に登録された。
- ・案内・サインなどの整備が進んだ。
- ・(世界遺産効果も含め)来訪者が増加した。
- ・グッドデザイン賞 2022 グッドデザインベスト 100・2022 年土木学会デザイン賞優秀賞を受賞した。

(2) 現在抱えている課題は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

- ・人口減少による空き家の増加、解体更地の増加による高密度集落の維持が困難。
- ・世界文化遺産に登録されたことの弊害として、地域住民に「重要文化的景観」に対する関心、理解が極めて希薄。
- ・重要文化的景観選定時の調査、保存計画にあいまいな項目があり、後任の担当者が現場で苦労することが多い。⇒トウヤ・カケの取り扱い。
- …所有者は漁業などに使用するカケ(重要な構成要素)を永続的に保存するものと考えておらず、漁業廃業と共に解体される事案があった。この際、行政がすべてを保存するのも難しく(生業に関わらないモニュメントとして保存すべきどうか議論がまだ途上)また、カケは地先から公有水面にあるが、カケの所有者と土地所有者が異なるケースもあるなど、さまざまな問題を内包している。トウヤについても、道としての機能に重きを置くか、トウヤに面する家屋が形成するファサード形体に重きを置くかに議論の余地がある。

保全すべきカケやトウヤの優先度をどのようにつけるかも課題。

資料 8 アンケート調査の回答(天草市) (3/3)

(3) 今後の展望は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

- ・地域住民が「重要文化的景観」として、地域の景観に誇り、愛着を感じるように、意識醸成を図りたい。
- ・人口減少・高齢化は今後もさらに進行するのは明らか。地域住民だけでは、緊密な集落景観の保存は困難。崎津・今富のファンを増やして、活性化につなげる必要がある。
- ・行政の担当者数も、世界遺産推進室の解散（平成31年3月）とともに減少しており、積極的な保全・活用につながっていない。どのように維持していくかが鍵だが、難しいところが多いと感じている。

4. 景観計画と重要文化的景観の関係についてお聞きします。

(1) これまで、景観上問題となった事例（事業者が行政の指導・助言に従わずに建設した事例、無届出で事業者が建設した事例など）や、あるいは良好な景観形成につながった事例（景観に十分に配慮してくれた事例）はありますか。

【回答欄】

- ・事業者が無断で、もしくは指導助言に従わずに建設を進めた事例はなし。
- ・基本的に公共工事等は、天草市文化的景観整備管理委員会による検討を通してから、事業にかかるように制度が組織され、現在まではうまく機能している。平成30年度の世界文化遺産登録以降から、さらに事業者（市・県の土木担当課）が配慮をしてくれるようになったと感じる。
- ・この取り組みの積み重ねが評価され、本年度、グッドデザイン賞2022グッドデザインベスト100・土木学会デザイン賞優秀賞の受賞につながった。良好な事例は、整備事例をまとめた冊子『はぐくむ景観』に掲載した事例があり、数多くの案件がある。

(2) 重要文化的景観を保護する視点から、景観計画が果たしている役割、主な成果と課題について、教えて下さい。また今後の展望（景観計画を見直した方がよい内容など）も教えて下さい。

【回答欄】

- ・都市計画課、文化課の連絡調整が常に図られるという点で景観計画の存在は重要。ただし、景観計画上の定量基準（1.5m以内、面積10㎡以内など）は、文化財保護のあり方とはややなじまない面もあり、現在の担当としては、計画策定時に、より両者でしっかり内容を詰めて、計画化するべきであったと感じる。
- ・今富地区内に重文景選定後、太陽光パネル施設がつくられた事例がある。現在の景観計画では、これらを規制できない。せめて、カムフラージュを義務付けるなどの改訂が必要に思う。

アンケートは以上になります。お忙しい中ご協力いただきまして誠にありがとうございました。

天草市における電話ヒアリングによる補足(実施日 2022 年 12 月 22 日)

質問：重要な構成要素の「街区」の取り扱い(質問 2 (1))

回答：街区で選定し、その中でもトウヤ沿いの家屋については、届け出を示している。当時は各重要な構成要素を個別に決めて選定していたが、文化庁、県、市の協議の中で、たくさん上げすぎているため、煩雑になるということになり、現在の形で文化庁と決定した。なお街区の指定は、区長との同意で決めているため、所有者とのあつれきがある。

質問：トウヤ沿いの家屋の取り扱いについてお聞きしたいです。

回答：重要な構成要素としての補助はないが、市の補助によって、外壁、屋根の修繕等を行っており、現状は機能している。

世界遺産を目指している背景より、文化庁からの補助よりも、市の補助によりスピーディな対応にすることとした。なお重要な構成要素は、所有者から分担金を得ることができなかった。また届出は市に届け出ることとなっている。

資料9 アンケート調査の回答(宇城市)(1/3)

宇城市 アンケートシート

- ご多忙のところ大変恐縮ですが、**令和4年12月19日(月)**までにご入力の上、
421M403@m.mie-u.ac.jp《担当：神山》あてにメールにて返信していただけると幸いです。
- 本アンケート調査では、「重要文化的景観への取り組み」について教えて頂きたいと思います。
- 質問は全8問あります。お答えいただける範囲で結構ですので、以下の質問にご回答お願いいたします。

| | |
|-------------|---------------------------------------|
| ご担当者様の所属 | 宇城市教育委員会 文化スポーツ課 文化財世界遺産係 |
| ご担当者様の氏名 | 新野 亮輔 |
| 電話番号・FAX 番号 | TEL (0964) 32-1954 FAX (0964) 32-1137 |
| メールアドレス | arano-ryosuke@city.uki.lg.jp |

1. 重要文化的景観についてお聞かせください。

(1) 文化的景観への取り組みに対する住民の意見(主な賛成・反対意見)について、教えてください。

【回答欄】

(賛成) 大変喜ばしい。地域の活性化の機運を高めていきたい。

地域に住む人の意見をできるだけ尊重し、良さを伸ばし住みやすいまちづくりを行ってほしい。

(反対) 観光客増加に伴う交通事情の悪化(交通量増加、駐車場不足、事故の危険性など)、観光客のマナーの悪化(ごみの放置、プライバシーの侵害など)への不安がある。

規制などがつくられることで、生活が不便になることを心配している。

2. 文化的景観保存計画についてお聞かせください。

(1)重要な構成要素では、「1区」、「2区」のように「集落」が範囲的に指定されていますが、範囲内の個々の建築物の行為(現状変更等)の取り扱いについて教えてください。

また、範囲的に指定した際の問題や課題等(空き家をなかなか取り壊すことができないことや、所有者が自身の建物を重要な構成要素として認識していないなど)があれば教えてください。

【回答欄】

文化財保護法に基づき、重要文化財に指定されている要素および重要文化的景観における「重要な要素」については、保存に影響を及ぼす現状変更に対して事前に文化庁に届け出る必要があります。また、き損が発生した場合にも文化庁に届け出る必要があります。

課題としては、交通状況に問題がある。高齢化が進み、若い世代が減っている。三角西港の景観が変わってしまう不安がある。地域の人たちが直接的に三角西港の取り組みに関わる機会が少ない。買い物や通院、行政サービス等、生活基盤となる施設が少なく、不便を感じる。空き家が増加している。等が挙げられています。

(2)「個人宅」が重要な構成要素に選定されていますが、「個人宅」の選定に統一的な基準はありますか。

【回答欄】

個人住宅①については、昭和初期に建設された民家で、隣地にて営業していた遊郭の一部として使用

資料9 アンケート調査の回答(宇城市)(2/3)

されていた。個人住宅②については、築港後、すぐに建設された民家及びそれに伴う蔵となっている。元々、旅館として使用された建築である。どちらも保養地としての機能を有した港湾都市の継承の観点から重要であるということになります。

3. 重要文化的景観の選定後の評価についてお聞かせください。

(1) 重要文化的景観に選定されたことによる主な成果は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

重要文化的景観の選定を受けたことを足掛かりに、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産のひとつとして登録されたことが主な成果といえるのではないかと考えます。また、重要文化的景観と世界文化遺産ということで、三角西港全体及び文化財の保存（保全）及び活用のメリットとなったのではないかと考えます。

(2) 現在抱えている課題は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

大きくは保全と活用だといえるかと思えます。具体的には、施設（文化財等）の老朽化、過疎化（空き家増加）、高齢化、集客方法などが挙げられるかと思えます。

(3) 今後の展望は、どのようなものでしょうか。

【回答欄】

今後については、さらに行政、地域住民、関係者等が連携し、保全と活用について充実していけるように計画していければと考えています。また、全国文化的景観地区連絡協議会、「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会等の関係団体との連携し、様々なプロモーションを行い、活用面の充実を図っていければと考えています。

4. 景観計画と重要文化的景観の関係についてお聞きます。

(1) これまで、景観上問題となった事例（事業者が行政の指導・助言に従わずに建設した事例、無届出で事業者が建設した事例など）や、あるいは良好な景観形成につながった事例（景観に十分に配慮してくれた事例）はありますか。

【回答欄】

事業者ではありませんが、土地の所有者との協議がなかなかスムーズにいかない事例はあります。宇城市は全域が景観法及び宇城市景観条例に基づく景観計画の対象範囲となっており、重要文化的景観の既選定範囲と三角臨海景観形成地域は、その中でも重点区域として位置づけられており、建築物の新築及び増築、広告物の設置または外観の変更等の行為について、一般区域より厳しい届出対象行為を伴う景観形成基準を設定してはいますが、所有者の方の権限が優先されることが多いようです。令和元年には、市が指定範囲内のホテルを買収し、結果、良好な景観形成につながったという事例はあります。

(2) 重要文化的景観を保護する視点から、景観計画が果たしている役割、主な成果と課題について、教えて下さい。また今後の展望（景観計画を見直した方がよい内容など）も教えて下さい。

【回答欄】

景観計画や条例を定めていることで、重要文化的景観及び世界遺産の観点から保護するためのワン

資料9 アンケート調査の回答(宇城市)(3/3)

クッションにはなるのかなと思います。現場的には、最近では空き家が増加し、建物の取り壊しや新たに建設予定があるなど、景観を守るための条例が大切だということを感じているので、もう少し踏み込んで厳しく取り締まれるような強制力があれば本当は良いのではないかという気もしていますが、一方で、土地や家屋の所有者の権利を守ることも大切なことではあるので、しっかりと話し合いの場を持ちながら、重要文化的景観の保護について細やかな対応をしていければと思います。

高知県中土佐町のヒアリング調査結果

ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は、以下の通りである。

日時：2018年11月22日（金） 14：00～16：10

場所：中土佐町役場本庁舎

参加者：三重大学大学院工学研究科准教授 浅野 聡

三重大学大学院工学研究科助教 大井隆弘

担当者：中土佐町町民環境課長 多田昭介氏

〃 地域課長 槇本寿文氏（文化的景観策定担当者）

中土佐町議会議員（元役場職員・景観計画策定担当者）下元道夫氏

(1)重要文化的景観について

①はじめに

質問：文化的景観に取り組むことになった経緯・きっかけは、どのようなものでしょうか。

回答：四万十川流域の5市町と高知県で、その保全と振興をどうするか、という取り組みが以前からあり、その対応の一環として文化的景観へ注目したことが大きなきっかけとなり、四万十川流域と関わりの深い久礼地区も一体的に取り組むこととなった。

当初は、文化的景観については十分に理解をしておらず、文化庁の調査官から文化的景観の説明があり、過疎化が進む限界集落などの現状はこのままでよいのかとの指摘を踏まえて、徐々に必要性について理解出来ていった。

質問：文化的景観への取り組みに対する地域住民の意見（賛成・反対）は、どのようなものでしたか。

回答：四万十川流域については、すでに高知県による条例（「高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例」（平成13年4月1日））があり、一定の規制について地域住民は慣れており、受け入れる素地が出来ていた。世界遺産に申請する話もあり、現在よりも規制が厳しくなることを懸念する声もあったが、文化的景観の場合、県条例と同等程度であれば問題はないのではという声が多かった。

久礼地区では、大正町市場があり（鯉の一本釣りで漁業も有名であったが）観光と商業のまちであることから、「観光」につながると賛成する住民は多く、大きく反対する住民は不在であった。文化的景観の指定にあたっては、四万十川流域よりも久礼地区の方がスムーズに地域合意されたといえる。

②「久礼の港と漁師町の景観」文化的景観保存計画について

質問：「重要な構成要素」として10件が上げられていますが、この10件に絞り込んだ経緯や理由を教えてください。また、これ以外にも候補となったもの、あるいは今後追加する予定のものは、ありますか。

回答：文化庁からの指導・協議で10件程度は必要とのことであったため、当初から10件をリストアップすることにしており、10件を選定することで苦労した。また、後日、追加することも可能とのことであった。

当初、文化庁からは、全ての関係者（地域住民・所有者など）の承諾の印が必要との話しであったが、四万十川流域だけでも約10,000筆もあり現実的に難しいことから、結果的には、関係者の代表者（例：地区であれば区長、神社であれば氏子の総代）の印でよいということになり、全員から押印してもらうことが出来た。関係者が大変に多いこともあり、四万十川の方が調整が大変であった。（この方式を「四万十方式」と呼んでいる。）

③「久礼の港と漁師町の景観」整備活用計画について

質問：商家（本町商店街など）の建築的特徴は記載されていましたが、漁村集落の民家の建築的特徴は、どのようなものでしょうか。また漁村集落の場所を教えてください。

回答：漁師町は、文化的景観調査報告書にも記載してある通り、大火や地震時の津波などにより、残念ながら古い建物は少ない。

質問：土木構造物（土木遺産）である久礼港の今後の保存・整備に関する具体的な計画は、ありますか。

回答：外港は「ふるさと海岸」として護岸整備などが終了している。現在、特に整備計画はない。

質問：南海トラフ地震の津波や大型台風などの自然災害によって、対象となっている地区に被害が出るのが想定されますが、一般的な防災対策ではなく、特に文化的景観として保護するために特別な対策は、ありますか。

回答：（一般的な防災対策であるが）文化的景観の範囲の中で、2つの津波避難タワーを整備済みである。整備にあたっては、文化的景観整備委員会に諮り形状や色彩について検討している。

文化的景観の重要な構成要素を保護するための特別な防災対策は不在である。

津波によって失われたとしても、文化的景観は人としての営みを続けていくものであることから、この考えにもとづいて記録をとっており、万が一に津波被害などで喪失した場合、その後の対応が関係者に問われると思っている。また新たにつくることも可能と考えている。（ただし、重要な構成要素は、文化財としての価値が必要であることから、新たにつくったものを直ちに構成要素に指定できるわけではない。）

質問：文化的景観を活用した新しい観光事業の取り組みなどがありましたら、教えてください。

回答：「振興」については、色々取り組んでいるが、まだ十分な成果があがっていない。なお、大正町市場は、集客数が多くなっている。

④重要文化的景観の選定後の評価について

質問：重要文化的景観に選定されたことによる主な成果は、どのようなものでしょうか。

回答：大きな成果は、高知県で初の国の文化財である「重要文化的景観」が中土佐町から選定されたことである。

「重要な構成要素」の1つの久礼八幡宮は、氏子も減少して神社の維持が大変になってきているが、政教分離の原則のため神社の修理などに行政はタッチ出来なかったが、文化的景観の中で重要な構成要素の1つに指定することが出来たため、多大な費用を要する神社の修理などに対して補助できるようになったことが大きい。10件の重要な構成要素の中でもより多くの人々が関わる久礼八幡宮の修理に着手したことで、町民の景観への理解が深まったと考えている。

「重要な構成要素」の修理等に対する費用負担としては、国は1/2負担、町は1/4負担、所有者は1/4負担であり、上限はなく、重要文化的景観整備委員会においてケースバイケースで判断する。(ただし、「中土佐町文化財保護事業補助金交付要綱」によると、町の負担は、個人等が事業主の場合、当該事業全体に要する経費の2/3以内、上限は4,000万円となっている。)

前述の通り、「振興」については、数値（観光客数・売上高など）で具体的に示すことが難しく、全体的にはまだ十分な成果があがっていないため、今後の課題である。ただし、観光に付加価値を付けることが出来たと考えている。

今年度から、高知県によって「カツオ文化日本遺産」の指定に向けての取り組みが始まったが、このような動きが生まれたことも1つの成果と考えている。

質問：現在、抱えている課題は、どのようなものでしょうか。

回答：前述の通り、どのように活かしていくか、活用するか、「振興」についての具体的な成果を上げていくことが、今後の課題である。

漁師町としての文化的景観は、漁師がいて生業としての漁業が存在してこそ成り立つものであるため、漁業の存続が重要である。(若い人の漁業継承者が減少している。)同様に農業従事者がいなくなったら、四万十川も荒廃してしまう。

質問：今後の展望は、どのようなものでしょうか。

回答：質問：前述の通り、活用についてはまだ十分な展望が描けていない。現在、町人口は7,000人を切っており（この中で久礼地区は約4,000人）、40年後には2,500人になる可能性が推計されている状況にある。

(2) 景観計画について

質問：久礼港地区は、景観計画において「重点第二種地区」に指定されていますが、この地区の高さ制限を20mとした理由を教えてください。

回答：文化庁からは、高さ20mは高すぎるという指摘があった。現在、4階建て以上で高さ20mを超えるものは殆ど存在していないが、庁内会議では将来の開発の可能性を残すという理由でこの高さとすることとなった。

質問：景観形成基準の中に「眺望景観」が上げられていますが、眺望景観の視点場や保全地区などは、具体的に指定されていますか。

回答：未指定である。

質問：「重点第二種地区」における景観計画にもとづく行為届出の中で、景観上問題となった事例（事業者が行政の指導・助言に従わずに建設した事例、無届出で事業者が建設した事例など）や、あるいは良好な景観形成につながった事例（景観に十分に配慮してくれた事例）は、ありますか。

回答：公共事業（津波避難タワー）は、景観に配慮するように調整している。民間事業については、特に問題は生じていない。

質問：重要文化的景観を保護する視点から、景観計画が果たしている役割、主な成果と課題について、教えてください。また、今後の展望（景観計画を見直した方がよい内容など）も教えてください。

回答：公共事業については、文化的景観保存計画を踏まえて文化的景観整備委員会にはかかっていることから、一定のマネジメントの成果が出来ている。一方、民間事業については、景観計画のハードルが必ずしも高くない（景観形成基準が詳細ではなく厳しくはない）が、現状では特に問題になっていない。

（他の都道府県で問題となっている）太陽光発電施設も、四万十川流域は少なく問題になっていない。

世代交代が進む中で、将来的に景観計画の内容が次世代に継承されるかどうかを危惧している。

長崎県小値賀町のヒアリング調査結果

ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は、以下の通りである。

日時：2021年12月27日（土） 11：20～12：40

場所：小値賀町役場

参加者：三重大学大学院工学研究科教授 浅野 聡

三重大学大学院工学研究科助教 大井 隆弘

三重大学大学院工学研究科建築学専攻修士2年 荻野 真雪

三重大学大学院工学研究科建築学専攻修士1年 神山 弘賢

担当者：小値賀町教育委員会教育次長 永田 敬三 氏

〃 教育生涯学習班文化財係係長 平田 賢明 氏

(1)重要文化的景観について

①はじめに

質問：文化的景観に取り組むことになった経緯・きっかけを教えてください。

回答：平成19年度から「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の取組が開始され、世界文化遺産の登録には国の文化財指定を受けなければならないことから、文化庁・長崎県・小値賀町で協議していく中で、当地域を重要文化的景観に選定、国の保護措置を受けようというのがきっかけとなり、取り組むことになった。具体的な取組みとしては、初めに小値賀町の景観計画を平成21年10月に策定して一般景観計画区域を指定し、後に重点景観計画区域を追加して文化的景観選定区域を設定している。

質問：文化的景観への取組みに対する地域住民の反応はどのようなものだったのでしょうか。

回答：景観計画選定までの理解で止まっている感があり、シンポジウム等を実施しているが、選定後は文化的景観の理解は十分に浸透していない印象がある。修景したい屋敷を町有化して文化財保護事業により改修し、コミュニティセンターをつくって文化的景観の解説を行うなどに取り組んでいるが、それでも不十分であると認識している。

②小値賀諸島の文化的景観について

質問：「重要な構成要素」にはどのようなものが選定されていますか。また選定の経緯を教えてください。

回答：重要な構成要素は、建物等を単体で特定しているものと、島や集落等の大きな範囲で特定しているものの2種類に分けている。後者については、現状変更の届出先と届出対象外行為の整理が難航している問題がある。これに対しては、平成27年に整備活用計画を策定して文化的景観を構成する要素の活用を3つに分けており、現状変更については、重要な構成要素は文化庁へ、活用・維持するためのものは町長へ、価値を損なう建物は町教育委員会で担当することとし、届出先を分散することにより柔軟性をもたせるようにしている。しかし、これは制度を複雑にしているという側面もある。

質問：文化的景観の特性として、岩礁のある地形や海士漁の存在があげられていますが、何か景観上の特徴はみられるでしょうか。また、海士、海女と関係した年中行事があれば教えてください。

回答：漁民の安泰を祈願する阿瀬祭りでは、海士がお酒等を捧げていたが今は行っていない。現在、海女に特化した年中行事はないが、太陽祈願祭や恵比寿祭など漁業全般に関する祭りがある。

質問：上記、海士漁については、三重県・熊野灘沿岸の漁民との関係があるそうですが、具体的にどのようなことが分かっているのでしょうか。教えてください。

回答：中世末に熊野から海女を雇って海女漁を興したと言われている。ただ遺跡の出土品から、海士漁というのは縄文弥生のころからあり、ある時代に新しい技術が熊野から入ってきたのではないかと考えている。三重県鳥羽市と比べると、小値賀町では海士漁は男性が従事していることが特徴である。

質問：この地域の民家にはどのような建築的特徴があるのでしょうか。防風林や石積み等も含めて、教えてください。

回答：港から商業都市にかけての本通りでは、木造2～3階建てが密接しており、寄棟が多く建物同士で風を防ぐような構造になっている。間取りは1階の入り口付近が土間、そして座敷があり基本的に店舗とし、2階は板張りと一部畳敷きの倉庫兼座敷となっている。山手の農村集落では、木造平屋の切妻屋根の建物とそれを守るように周囲に防風林ができている。潮風にあたり農業に向かない土地は放牧場として活用している。

防風林や石積みに関しては、笛吹地区の中心部では防風壁として玄武岩を切った石積みを用いている。また農村集落では自然石を低く積み上げ、その上に防風林を載せるような構造になっているが、裕福な農家や港側の豪商の屋敷では綺麗な玄武岩が用いられている。商業都市付近は防風壁、農村集落は防風林が主になっており、地域ごとで違いがみられる。

質問：大型台風などの自然災害が頻発していますが、特に文化的景観として保護するために特別な対策はあるでしょうか。

回答：文化的景観保護推進条例を作成し、町からも補助金を出せるようにして対策をしている。しかし、制度運用がうまくいっていない面もある。また台風被害は、空き家が多い地域で被害を受けると解体除却の可能性が出てくるが、解体除却は景観へのダメージも大きいので慎重にならざるを得ないという懸念もある。

③重要文化的景観の選定後の評価等について

質問：重要文化的景観に選定されたことによる主な成果は、どのようなものでしょうか。

回答：文化的景観に選定されたことで、世界遺産にも認定されたことは大きな成果といえる。また国の文化財としての認識が生まれ、学校との連携も行われている。中学校では、文化的景観マップづくりを授業で実施しており、1つの島でも多様な生き方、景観があるということが学ぶ機会としている。また小学6年生は景観カレンダーの作成を行っており、自然景観の他にも地域の特徴が出ていることが文化的景観だということが伝えられている。今度は子供たちの取組みを発信していくことやSNSの活用などの取組みが考えられる。

質問：これまで、景観上問題となった事例（事業者が行政の指導・助言に従わずに建設した事例、無届出で事業者が建設した事例など）や、あるいは良好な景観形成につながった事例（景観に十分に配慮してくれた事例）はありますか。

回答：特に問題は生じてないが、文化的景観に対する住民の正しい理解が得られていない部分があるため懸念がある。

質問：現在抱えている課題は、どのようなものでしょうか。

回答：人口減少が大きな課題である。重要文化的景観選定時は人口が3000人であったが、現在は2300人、2040年には1000人と予想されている。そのため既存の集落景観を維持するためにどうすべきかを考えなければならない。また文化的景観の取組みは、世界遺産の選定を前提にして急いで計画したため、住民の合意形成が十分に得られてないことや空き家の活用等に関する問題が表面化している。

長崎県新上五島町のヒアリング調査結果

ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は、以下の通りである。

日時：令和3年12月27日（土） 13:00～14:20

場所：有川港多目的ターミナル

参加者：三重大学大学院工学研究科教授 浅野 聡

三重大学大学院工学研究科助教 大井 隆弘

三重大学大学院工学研究科建築学専攻修士2年 荻野 真雪

三重大学大学院工学研究科建築学専攻修士1年 神山 弘賢

担当者：新上五島町教育委員会文化財課主事 谷山 忍氏

〃 建設課課長補佐 平田 哲郎氏

〃 建設課係長 松本 政義氏

(1)重要文化的景観について

①はじめに

質問: 文化的景観に取り組むことになった経緯、きっかけを教えてください。

回答: 平成30年に長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産が世界文化遺産に登録されたが、当初計画として平成19年に世界文化遺産暫定リストに記載された「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の世界文化遺産登録を目指し調査研究に着手した。世界遺産登録を目指す際に、国内法に基づき資産が保護されていることが条件とされていたため、景観法、文化財保護法に基づく資産保護を目指し、重要文化的景観選定による資産保護を図ろうと取り組むこととなった。

質問: 文化的景観への取組みに対する地域住民の反応はどのようなものだったのでしょうか。

回答: 政策的に世界遺産登録のための国内法による保護措置として重要文化的景観選定を目指して進めていたものの、表向きは純粹に文化的景観選定を目指して進めていた。そのような中、所管課が世界遺産推進室であったため、住民説明会において世界遺産登録に関するものであるとの先入観から、キリスト教を信仰している集落（前向きな姿勢）とそうではない集落（世界遺産とは関係ないのに何故自分の集落が文化的景観の範囲に入っているのか）で考え方のギャップがあった。最終的には、文化的景観の取組みにより、高齢化や後継者不足の問題などを緩和するための担い手育成等の取組みなどを通じて、集落の維持、存続を図ることを目的に、重要文化的景観の選定を目指すこととなった。

②新上五島町北魚目の文化的景観について

質問:「重要な構成要素」選定の経緯を教えてください。

回答:新上五島町北魚目の文化的景観保存計画に「重要な構成要素の考え方」を記述しているが、「自然地理的背景」(離島における急峻な組織地形、海から吹き付ける強い風、台風の進路といった自然的背景)の上に「独特な歴史的・社会的背景」(外海地方から上五島への農民移住、漁業権の有無、信教の違いなど)が重なり、結果として「斜面の高度利用とイモ(甘藷)文化」(段畑、防風石垣、防風林、やぐら、じろなど)が生み出され、「生業と密接に結びついた集落」が形成されたといえる。このようにして生まれた価値を表すもの、欠くことのできないもの、あるいは今後において集落を維持していくために必要なものを重要構成要素と位置づけ、保存、保護を図ることを目的に選定した。

質問:北魚目の集落は4つの類型に分けられると記されていますが、民家もそれぞれ異なる建築的特徴をもつのでしょうか。また、カンコロ生産を行う民家について詳しく教えてください(Y家、江袋など)。

回答:民家の建築的特徴は、明確に示すことはできないが、選ばれている民家はじろ、やぐら、いもがまがあり、イモを生産する施設が一体的にそろっている。

「重要な構成要素」に選定している2軒の民家として、まずK氏宅は、江袋集落の中でも早い時期に定着した家柄といい、最も古い家屋ではないかと推測され、明治15年の江袋教会堂建設よりわずかに遅れるくらいに建てられたと伝わっているので、明治30年代頃の建物ではないかと見られる。現在は、主屋、息子宅、元牛小屋が並んでいる。

次にS氏宅は、400年前の慶長年間に越前の柴田勝家の子孫が移住し形成された立串集落に所在するが、S氏宅は当初、製塩などで生計を立てていたが、後に本格的に漁業に参入した。現在の家屋は、近代になり建て替えられた建物であるが、集落の中では最も規模が大きなもので、立串集落の生い立ちを象徴している。

③重要文化的景観の選定後の評価について

質問:重要文化的景観に選定されたことによる主な成果は、どのようなものでしょうか。

回答:本町にとって高齢化、少子化に伴う人口減少が最大の課題であるが、重要文化的景観に選定された地域は、特にそれが顕著である。重要文化的景観選定後、一時的に集落存続のための住民の意識高揚になったのではと感じたが、思うような成果はあまり見られない。

観光の面では、世界遺産選定の後に観光客の増加がみられる。しかし観光客も頭が島の集落には向かうが、赤尾地区は素通りされているという現状があり、重要文化的景観の認識は世界遺産に比べて劣っているように感じる。

質問:現在、抱えている課題は、どのようなものでしょうか。

回答:高齢化、少子化に伴う人口減少が最大の課題であるが、重要文化的景観に選定された地域は、特にそれが顕著であり、集落の存続そのものが危ぶまれている。

質問:今後の展望は、どのようなものでしょうか。

回答:今後の集落人口増は望めないため、交流人口の拡大や関係人口の創出などを目指す。北魚目地域において、昨年度から地域おこし協力隊制度を活用し、いも文化の継承と集落存続を図る目的で、本年7月に交流施設「江袋交流館」を建設した。江袋交流館を拠点に文化的景観に関する郷土学習や体験学習の提供、交流スペースを活用した地元住民と観光客等との交流を促進し、交流人口の拡大や関係人口の創出へと繋げる。

(2)景観計画について

質問:北魚目の場合、重要文化的景観選定申出範囲が「重要景観計画区域」に設定されています。建築物は、届け出が5m以上、景観形成基準としては最高高さが10mとなっていますが、その理由を教えてください。

回答:一般景観計画区域では建築物・工作物は15mを超えるものを届出の基準としており、建築基準法においても、工作物は15mで確認申請があることから、それより低い基準を考えていった。

質問:同じく、景観形成基準では、屋根勾配が3/10～5/10と幅をもたせていますが、その理由も教えてください。

回答:屋根勾配をつけたほうが景観的にも良いと考えて設定した。

質問:景観計画では、山の景観として「眺望景観」に触れていますが視点場や保全地区の指定、基準などは具体的に設定されていますか。

回答:視点場の指定はない。

質問:今後、景観重要建造物等の追加指定の予定はありますか。

回答:重要文化的景観の選定範囲が広いため、景観重要建造物については、景観計画の中では定めておらず、地区ごとに重点地区の指定もしていない。

質問:景観重要公共施設として、各漁港が指定されていますが、どのような景観形成基準が適用されるのでしょうか。

回答:道路占用などをとるときに取りきめをした上で占用するのではなく、重要公共施設に対しての取り決めをした上で許可を出すことにしたのが始まりだが、そのまま活用されずに残っている形であり、具体的な取り決めがあっているわけではない。

質問:景観上問題のあった事例（事業者が行政の指導・助言に従わずに建設した事例、無届出で事業者が建設した事例など）や、あるいは良好な景観形成につながった事例（景観に十分に配慮してくれた事例）は、ありますか。

回答:景観上問題のあった事例に関しては特にない。届け出を出してもらったときに色の関係での指摘はあったが、協議して色の基準を守ってもらっている。

良好な景観形成につながった事例としては、道路の拡幅等で法面を削る際に、景観へのダメージを最小限にするように植栽の工法等を協議した事例が見られる。建物の修景は新築、増築の事例がなく、軽微な修景では瓦の張替え等はあるが件数は少ない。

質問:重要文化的景観を保護する視点から、景観計画が果たしている役割、主な成果と課題について教えて下さい。また、今後の展望（景観計画を見直した方がよい内容など）も教えて下さい。

回答:現行の景観計画の見直しなどは検討していない。個人所有の民家を数多く構成要素として登録してしまうと、無人になった時や災害に合った時に空き家になってしまうため、その対策が必要となることが課題である。空き家対策については、総合政策課において今年度協議する予定であり、また同課では地域おこし協力隊として空き家対策の隊員の募集をかけているので、重要文化的景観の地域の空き家の活用も期待したい。

なおヒアリング調査後、再度確認したい事項について、ヒアリング調査を行い、後日（2022年12月22日）にメールにて、以下の質問について回答を頂いた。（アンケートシートの質問事項2、(2)に該当）

質問:重要な構成要素として「住宅」が2件(S氏邸、K氏邸)選定されていますが、他に候補となった「住宅」はございますか。その場合、候補のうちから2件に絞った基準等がございましたらお聞きしたいです。

回答:他に候補はありませんでした。

滋賀県高島市のヒアリング調査結果

ヒアリング調査の概要

ヒアリング調査の概要は、以下の通りである。

日時：2022年12月15日（木） 10：30～11：45

場所：高島市役所

担当者：高島市教育委員会教育総務部文化財課主監 山本 晃子氏

参加者：三重大学大学院工学研究科建築学専攻修士2年 神山 弘賢

三重大学工学部建築学科4年 北本 猛流

三重大学工学部建築学科4年 鈴木 紘理

三重大学大学院工学研究科教授 浅野 聡

三重大学大学院工学研究科助教 大井 隆弘

1. はじめに

質問：文化的景観に取り組むことになった経緯・きっかけを教えてください。

回答：平成17年に1月1日に旧高島郡6町村が合併し、「高島市」が誕生。その5月に行われた新市誕生記念式典に引き続いて行われた高島市の未来を考えるフォーラムで取り上げられたテーマが、「こどもたちに伝えたい高島の風景とところ」であった。この場で、市内に多く存在する文化的景観の保全と活用の重要性が主要な話題として取り上げられ、多くの市民に「自分の住む地域の身近な景観が文化財的価値を有している」という認識を持たせるきっかけになった。

高島市では、選定候補地調査委員会を立ち上げて、どこを選定するところから始めた。調査委員会では10ヶ所決め、その内の2ヶ所(『高島市海津・西浜・知内の水辺景観』、『高島市針江・霜降の水辺景観』)、が選定された。

大溝の水辺景観は、公立病院の建て替えが決まっていたが、周辺に史跡があり、このまま改築すると、その史跡が壊されてしまう可能性があった。病院の改築と、その地域の史跡と景観の保存の両立をさせるため、重要文化的景観に選定した。

質問：文化的景観への取り組みに対する住民の意見(賛成・反対)は、どのようなものでしたか。

回答：選定候補地を選び出すために候補地調査委員会を設け、そこで選出した10か所の候補地の中で地域住民の理解度が高く見受けられた地域で取り組みを始めたため、極端な反対意見は少なかった。ただ当初は文化的景観制度そのものへの理解度が行政も住民も低く、賛成や反対を決めるところに行きつかなかったというのが正直なところであった。

選定後には、事前に説明はしていたが、一部、古い建物がもっと修理できるのではないのか、補助金ももっともらえるのではないかなど、思っていたものと違ったというご意見も出ている。

2. 文化的景観保存計画について

質問：「重要な構成要素」にはどのようなものが選定されていますか。また選定の経緯を教えてください。

回答：

○高島市海津・西浜・知内の水辺景観

・石積み：当景観を象徴する構造物で、自然と人々の暮らしが作り上げた景観であり、当初から重要な構成要素に選定することを前提に調査を進めていたが、多くの所有者が存在したため、船員の同意を得るのはかなり困難な作業となった。

・海津漁業協同組合旧倉庫：地域の生業に関わる歴史的建造物で、所有者も今後の保存活用を望んでいたため、重要な構成要素に選定した。ただ、所有者である漁業組合の衰退や自然災害の影響などで、建物の保存は困難を極めている。

・民家：5件選定している。所有者の方がよほど残したいという意思がない限りは、積極的に選定数を増やさなかった。建物の選定の基準は、滋賀県での過去の一斉調査の調査結果を使い、近世の建物でなおかつその地域の特徴を示している建物を選定している。

○高島市針江・霜降の水辺景観

集落で選定はしているが、集落内にある石積みの洗い場というカバタと呼ばれるものが特徴であるため、そこへ特化して重要な構成要素を定めました。他は酒蔵と茅葺きの民家といった、古いものは選定している。

○大溝の水辺景観

重要な構成要素に選定しないと、修理ができない他、他の方にも文化的景観としてわかりづらいため、地域内のお寺、城下町の普通の民家も含めて、多く選定した。民家の選定は、過去の旧町村合併する前の町で、調査されていた結果を選定に利用している。

質問：文化的景観選定後の「重要な構成要素」の修理・修景事例として、どのような事例がありますか。

○高島市海津・西浜・知内の水辺景観

保存修理としては、石積みの崩壊を防ぐために近代に塗られたモルタルの除去、石積みの積み直しを行っている。災害復旧事業としては、平成30年9月の台風によって区離れた石積みの修繕を行っている。

○高島市針江・霜降の水辺景観

茅葺の民家やカバタ(石造りの洗い場)の部分、それを囲う覆い屋、外にある場合は小屋、修理している。他には酒蔵の保存処理を行っている。

○大溝の水辺景観

お寺の山門と、曳山を保存しておく山倉の修理を行っている。また現在は、陣屋の総門と呼ばれている長屋門建築の保存修理を行っている。

3. 重要文化的景観の選定後の評価について

質問：重要文化的景観に選定されたことによる主な成果は、どのようなものでしょうか。

回答：選定地域の住民が「自分たちの住む地域は国に選定された特別な地域だ」という誇りを持つことができたこと。地域住民を主体とする「まちづくり協議会」が立ち上がり、文化的景観を生かした地域活性化につながったこと、またそうしたシステム作りができたこと。国の補助金を活用することで、重要な構成要素の保存修理が推進できた。市の特徴、観光地として紹介することができるようになった。

質問：現在抱えている課題は、どのようなものでしょうか。

回答：少子高齢化が進んでいること。まち作り協議会も、高齢化と後継者不足が今一番の課題となっている。またそれに繋がり、整理経費を出す人が少なくなっているため、整備経費の不足が挙げられる。補助金がただで嬉しいという一方で、残りの50%まで負担分が出せないため、整備には至らない例もいくつかある。

各地区で見ると、海津、霜降は駐車場不足、見学に来られた方のトイレ不足、案内のガイド不足が挙げられる。観光地化を目指す大溝に比べ、針江・霜降では、住民からは、あまり人に来てほしくないという感覚があり、そういうところでは、人が来すぎるのが課題となる。霜降、早くから地域内でその案内システムを作られているが、内部ではガイドさんの高齢化により、たくさん見学に行きたいって言われた際に対応する人がいない、コロナ禍では、受け入れる側と、見に行きたい気がある方の希望が全然合わないこともあった。海津も針江・霜降ほどではないが、似た部分がある。

補足：重要な構成要素について、建物を厳選しますと景観として本当に残っているのかという懸念もある。ある程度限定しないとお金を出せないため、現在は選定されたものだけ直しているが、結局選定されていないものはどんどん壊されていって、それは文化的景観として守れているのだろうかと思うところがある。

質問：今後の展望は、どのようなものでしょうか。

回答：地域のまち作り協議会さんが機能していただくことが今後の文化的景観の保存に繋がると、理解をしておりますので、その団体の支援に力を入れております。

通常、地域の協議会は、設立のときは補助金すぐ出せるが、継続してなかなか支援できない。この文化的景観に関しましては、国の補助制度等が新たに創出されたりしたこともあり、今はまち作り協議会の運営そのものに補助金をお出しさせていただいて、そこを拠点にして地域内の整備を続けていきたい。

4. 景観計画について

質問：これまで、景観上問題となった事例（事業者が行政の指導・助言に従わずに建設した事例、無届出で事業者が建設した事例など）や、あるいは良好な景観形成につながった事例（景観に十分に配慮してくれた事例）はありますか。

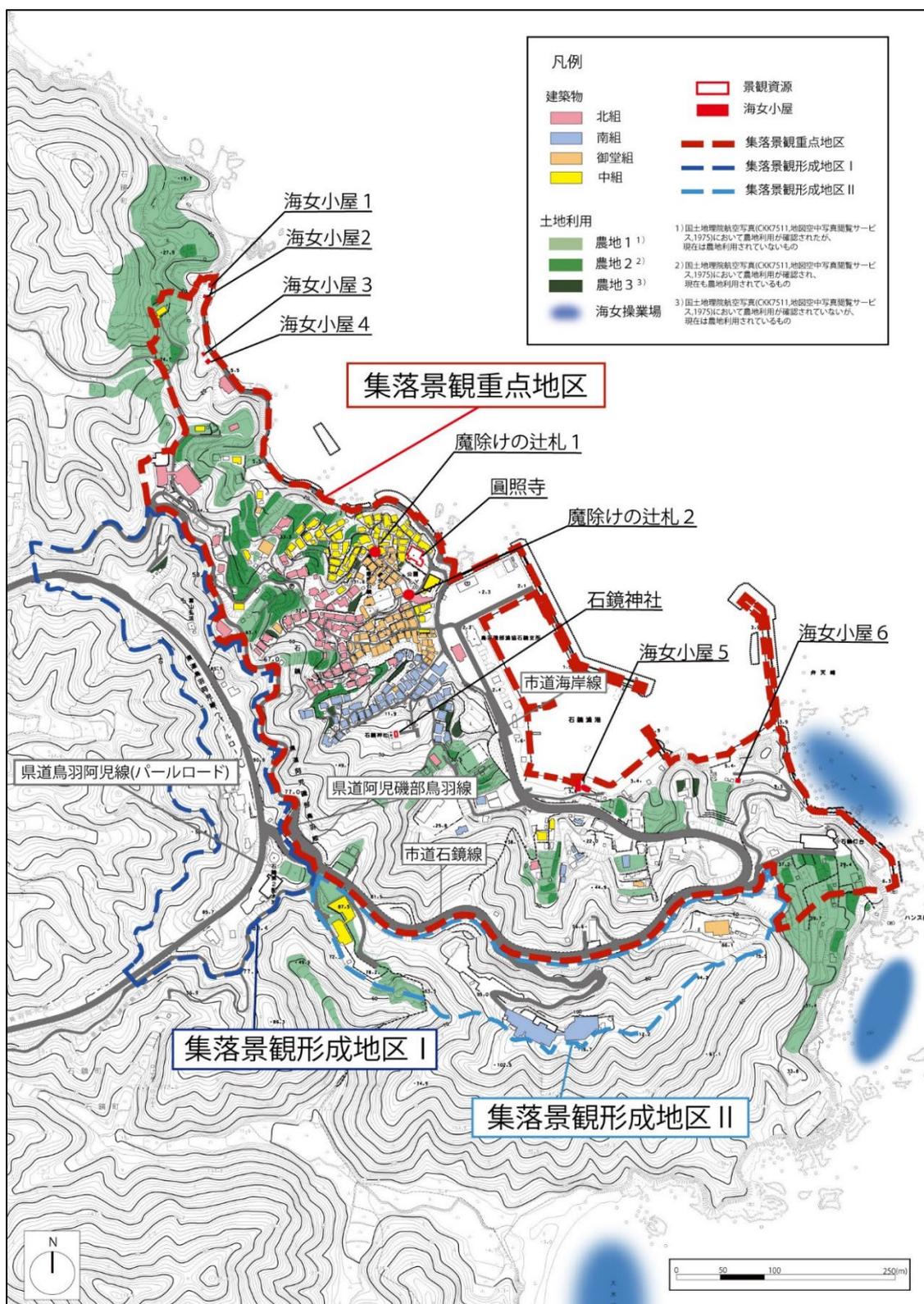
回答：景観上問題になったものとして、街道沿いの大きな門を持った建物では、所有者さんが金色と紫に塗装されてしまった事例がある。当時の景観計画は目立たない色彩とか景観計画上で色の度数とか、その基準を決めておらず、言葉で目立たない色合いで、周りと調和した色としか決めてなかった。その後、景観計画を改定しまして、ある程度明度彩度を、限定をするように。

良い事例としては、ハシイタの継続利用が挙げられる。琵琶湖は国の所有物なので、占有許可出さないと使えないが、特例で県に許可をいただいた。ハシイタの維持管理は大変ではあるが、住民の方がそれぞれ維持できるようにしてくださっている。

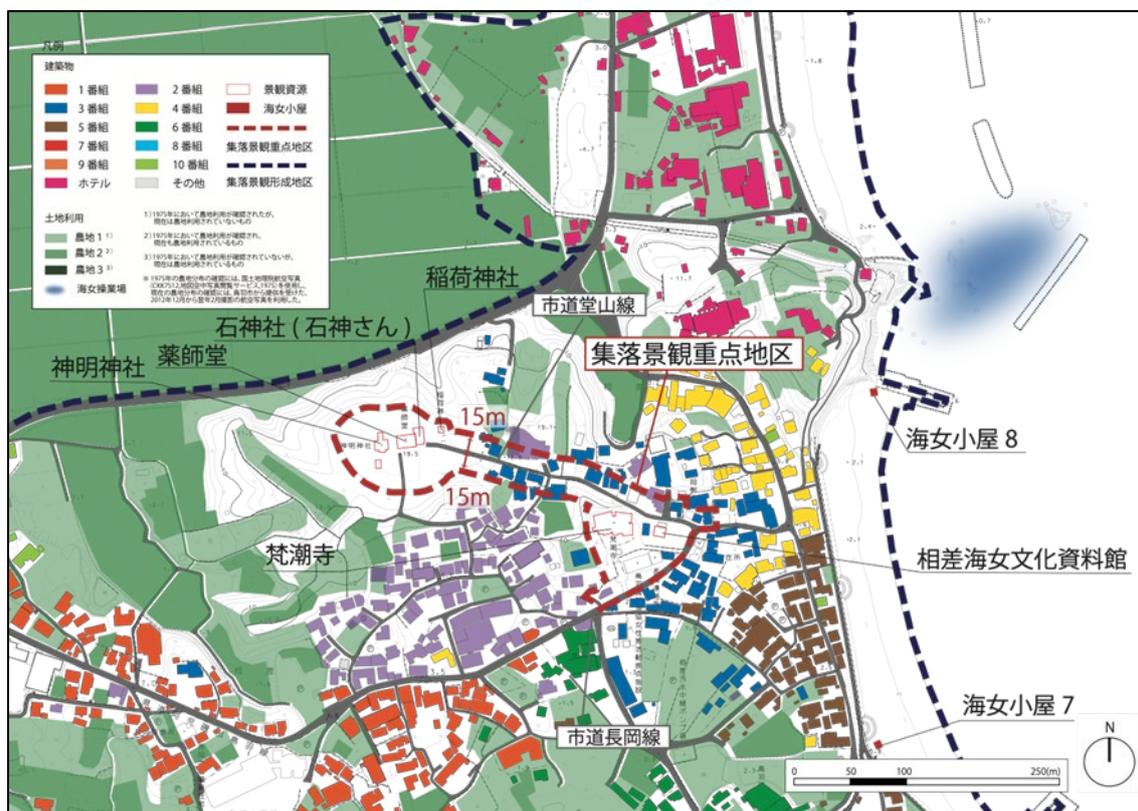
質問：重要文化的景観を保護する視点から、景観計画が果たしている役割、主な成果と課題について、教えてください。また、今後の展望（景観計画を見直した方がよい内容など）も教えてください。

回答：景観計画の改訂。色については決めたが、今後高さとかの屋根の形状など、もう少し改定をしていく必要があると考えている。

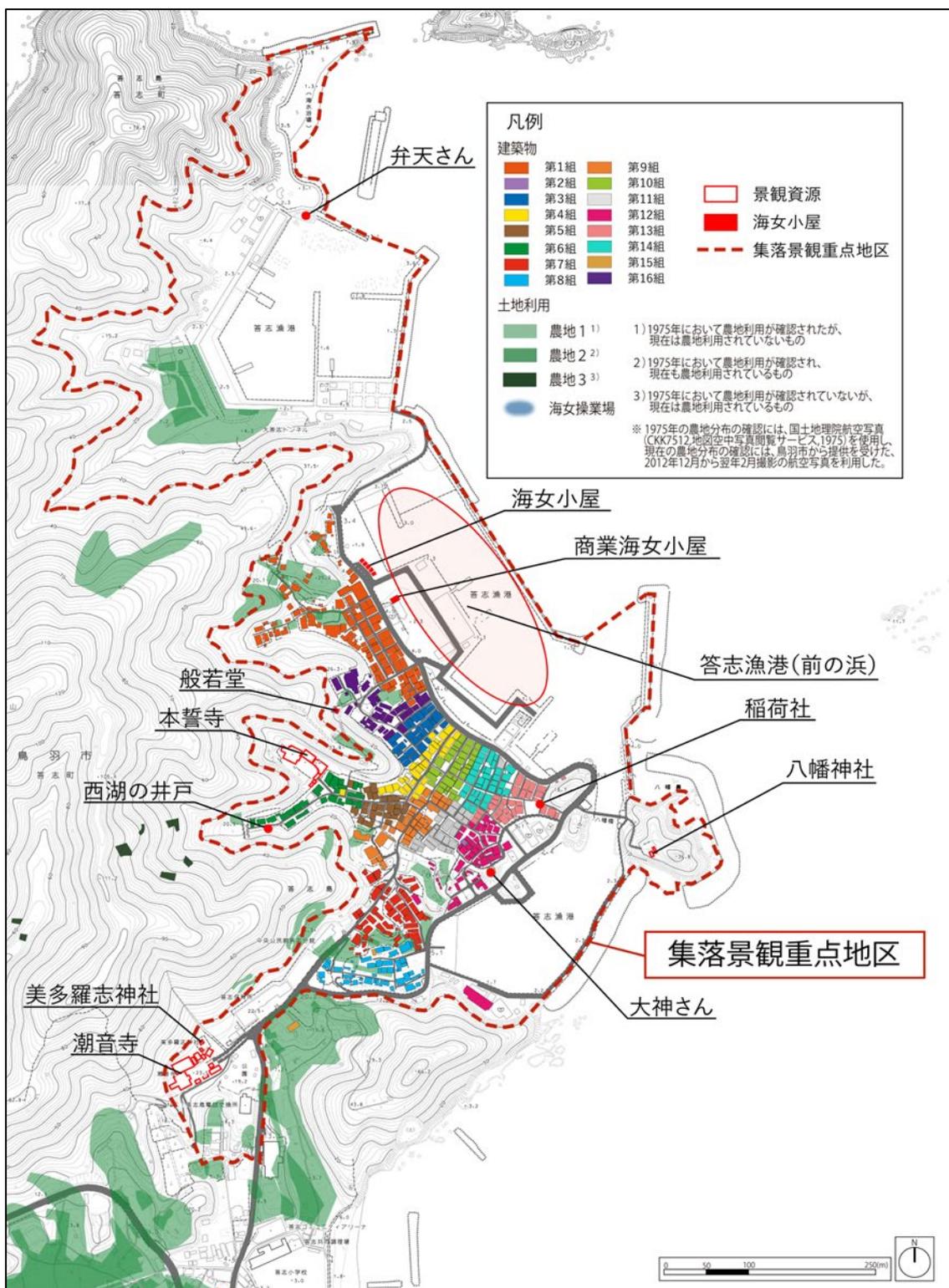
資料 10 石鏡地区の重点地区(報告書第 I 編より)



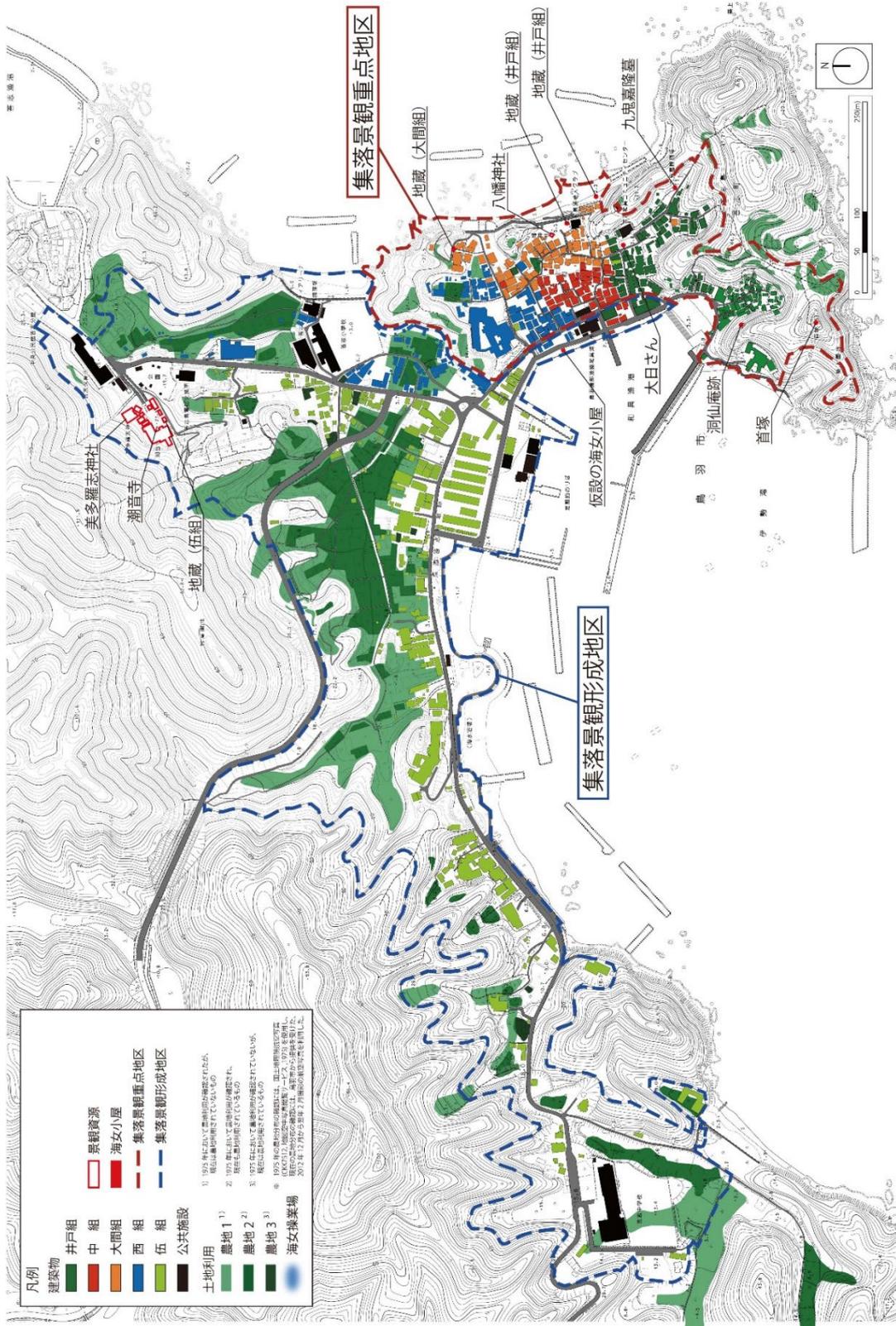
資料 13 相差地区の重点地区(集落景観重点地区) (報告書第Ⅱ編より)



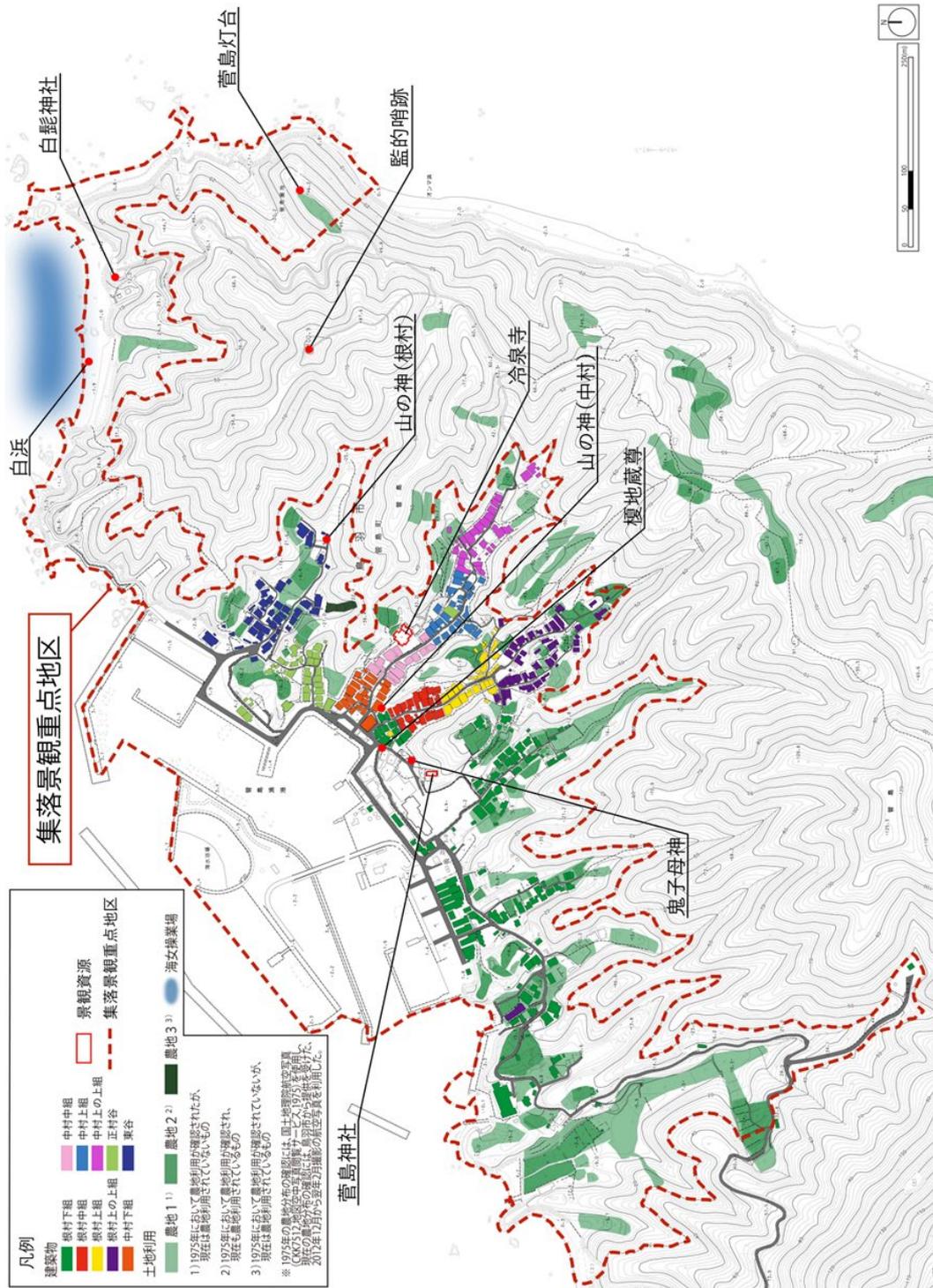
資料 14 答志地区の重点地区(報告書第Ⅱ編より)



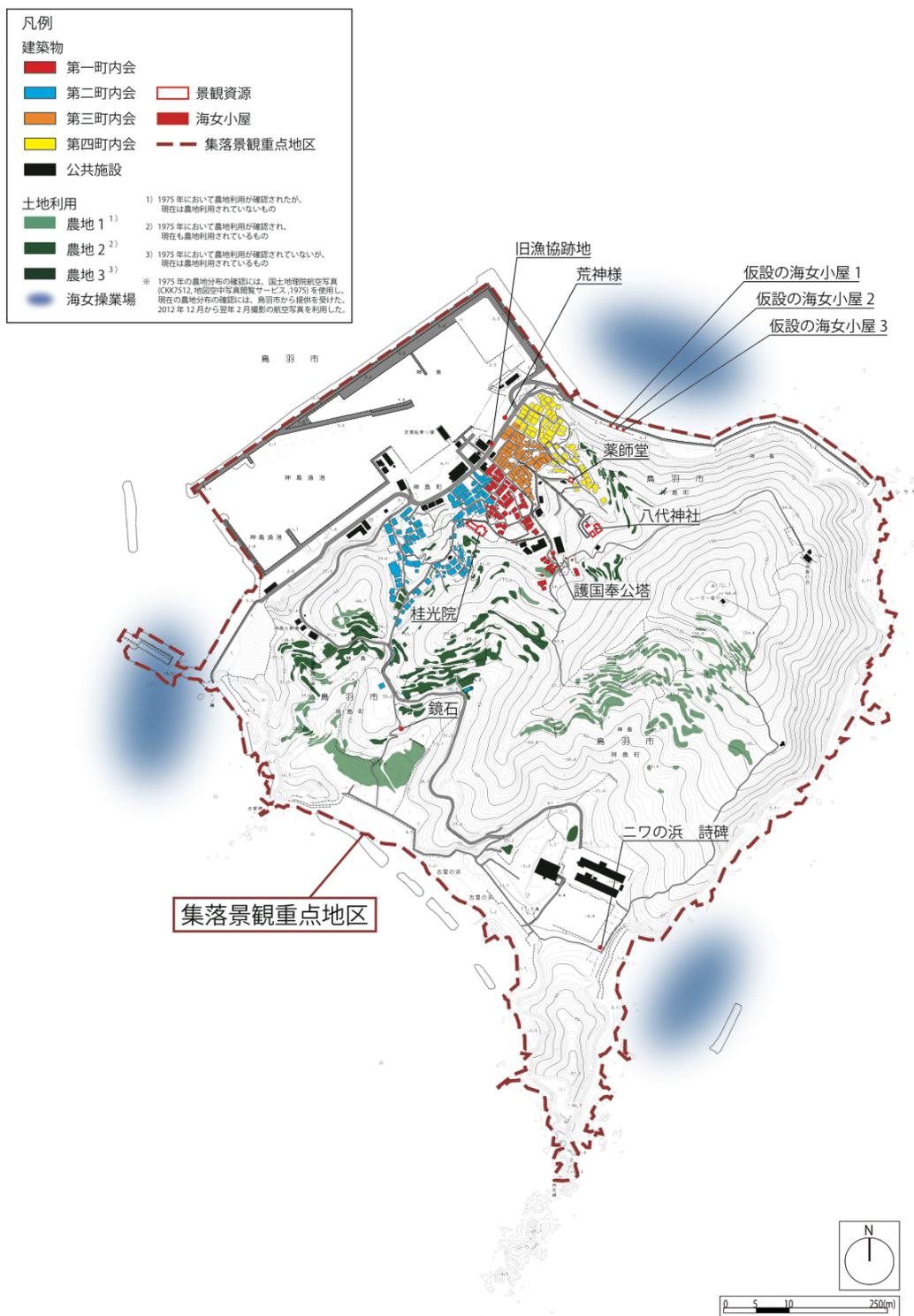
資料 15 和具地区の重点地区(報告書第三編より)



資料 16 菅島地区の重点地区 (報告書第Ⅱ編より)



資料 17 神島地区の重点地区(報告書第三編より)



資料 18 石鏡地区：集落景観重点地区における景観形成基準（案）（報告書第 I 編より）

| 項目 | | 景観形成基準(案) | | |
|-------|------------------------------|---|--|---------------------------|
| | | 基本基準 | 修景基準 | |
| 建築物 | 規模・配置 | 高さ | ・高さは、敷地地盤面から10m以下とする。 ・ただし、景観計画が定められた時点で、現に存在する建築物で、高さ10mを超えるものを建て替える際には、建て替える前の高さを最高限度とする。（また、10mを超える部分の四方の見付け直線の総和は、建て替える前と同等以下とする。） ※ただし書きについては、今後検討する。 | - |
| | | 配置 | ・道路に面する壁面の位置は、周辺の伝統的建築物の壁面の位置に揃える。やむを得ず壁面を後退させる場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮する。 | - |
| | 形態意匠 | 構造 | ・主体構造は、木造とする。 ・やむを得ず鉄骨造、鉄筋コンクリート造等にする場合は、外観が周辺の集落景観との調和に配慮した形態意匠とする。 | - |
| | | 屋根 | ・屋根は、勾配屋根とし、周辺の集落景観と調和したものとす。 ・色彩は黒・灰色系を基本とする。 ※勾配の数値については、今後検討する。瓦葺切妻造では、五寸勾配が多いようである。（鳥羽市史(下)） | ・屋根は、切妻あるいは入母屋とし、和瓦葺きとする。 |
| | 軒庇 | ・隣り合う建築物と高さを超えた適度な出を有する軒庇を設ける。 | ・軒庇は、適度な軒の出を有する。 ※軒の出の数値については、今後検討する。 | |
| | 開口部・建具 | ・道路から見える開口部・建具は、木質系素材の茶色あるいは暖色系の紙彩度の色彩を基本とする。 | ・道路に面する開口部(窓枠・玄関)や建具は、木製とする。 ・ただし、木製でなくても木目調であるなど、伝統的建築物と調和する場合は、この限りではない。 ・道路に面する開口部には、木製の手すり、かんぬき等を用いて、集落景観と調和させる。 | |
| | 外壁 | ・外壁は、木質系素材の茶色あるいは暖色系の紙彩度の色彩とし、周辺の集落景観との調和に配慮する。 | ・道路に面する外壁は、鏡子下見板張り、板張りとする。 | |
| | 設備機器 | ・設備機器(空調室外機・ボイラー等)は、道路から直接望見しにくい位置に設置、配管することを基本とする。なお、上記設置が困難な場合は、周辺の集落景観との調和に配慮する。 | - | |
| | 外構 | ・道路に面する外構(塀)は、生垣や茶色・黒色系のフェンス等とし、周辺の集落景観との調和に配慮する。 ・道路に面する門は、周辺の集落景観との調和に配慮する。 ・景観面と防災面から、コンクリート塀は避ける。 | ・道路に面する外構(塀)は、生垣や茶色・黒色系のフェンス等の集落景観に十分に配慮した素材と色彩とする。 | |
| | 擁壁 | ・道路に面する擁壁は、石垣あるいはコンクリートとし、周辺の集落景観との調和に配慮する。 | ・道路に面する擁壁は、石垣(あるいは表面を石垣で化粧したもの)とする。 | |
| 屋外広告物 | ・自家用以外の屋外広告物(看板・案内板)は、設置しない。 | - | | |

※組ごとの景観形成基準の特長については、今後、ガイドラインを作成して補足する。

資料 19 石鏡地区：集落景観形成地区 I における景観形成基準（案）（報告書第 I 編より）

| 項目 | | 景観形成基準(案) | | |
|-----|-------|---|---|---|
| | | 基本基準 | 修景基準 | |
| 建築物 | 規模・配置 | 高さ | ・高さは、敷地地盤面から12m以下とする。 | - |
| | | 色彩 | ・色彩は、落ち着いた色相(色合い)の紙彩度とし、周辺の自然環境との調和に配慮する。 ※マンセル値による色彩の制限は、今後、検討する。 | - |
| | 設備機器 | ・設備機器(空調室外機・ボイラー等)は、道路から直接望見しにくい位置に設置、配管することを基本とする。なお、上記設置が困難な場合は、周辺の自然景観との調和に配慮する。 | - | |
| | 屋外広告物 | ・自家用以外の屋外広告物(看板・案内板)は、設置しない。 ※(自家用以外の)案内板の取り扱いについては、今後、検討する。 | - | |

資料 20 石鏡地区：集落景観形成地区 II における景観形成基準（案）（報告書第 I 編より）

| 項目 | | 景観形成基準(案) | | |
|-----|-------|---|---|---|
| | | 基本基準 | 修景基準 | |
| 建築物 | 規模・配置 | 高さ | ・高さは、敷地地盤面から20m以下とする。 ・ただし、景観計画が定められた時点で、現に存在する建築物又は現に工事中の建築物で、高さ20mを超えるものを建て替える際には、建て替える前の高さを最高限度とする。（また、20mを超える部分の四方の見付け直線の総和は、建て替える前と同等以下とする。） ※ただし書きについては、今後検討する。 | - |
| | | 色彩 | ・色彩は、落ち着いた色相(色合い)の紙彩度とし、周辺の自然環境との調和に配慮する。 ※マンセル値による色彩の制限は、今後、検討する。 | - |
| | 設備機器 | ・設備機器(空調室外機・ボイラー等)は、道路から直接望見しにくい位置に設置、配管することを基本とする。なお、上記設置が困難な場合は、周辺の自然景観との調和に配慮する。 | - | |
| | 屋外広告物 | ・自家用以外の屋外広告物(看板・案内板)は、設置しない。 ※(自家用以外の)案内板の取り扱いについては、今後、検討する。 | - | |

資料 21 国崎地区：集落景観重点地区における景観形成基準（案）（報告書第 I 編より）

| 項目 | | 景観形成基準(案) | | |
|-------|------------------------------|---|--|--|
| | | 基本基準 | 修景基準 | |
| 建築物 | 規模・配置 | 高さ | ・高さは、敷地地盤面から10m以下とする。 ・ただし、景観計画が定められた時点で、現に存在する建築物で、高さ10mを超えるものを建て替える際には、建て替え前の高さを最高限度とする。（また、10mを超える部分の四方の見付け面積の総和は、建て替え前と同等以下とする。） ※ただし書きについては、今後検討する。 | - |
| | | 配置 | ・道路に面する壁面の位置は、周辺の伝統的建築物の壁面の位置に揃える。やむをえず壁面を後退させる場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮する。 | - |
| | 形態意匠 | 構造 | ・主体構造は、木造とする。 ・やむを得ず鉄骨造、鉄筋コンクリート造等にする場合は、外観が周囲の集落景観との調和に配慮した形態と近似的とする。 | - |
| | | 屋根 | ・屋根は、勾配屋根とし、周囲の集落景観と調和したものとす。 ・色彩は黒・灰色系を基本とする。 ※勾配の敷種については、今後検討する。瓦葺切妻造では、五寸勾配が多いようである。（島田市史(下)） | ・屋根は、切妻あるいは人母屋とし、和瓦葺きとする。 |
| | 設備機器 | 軒庇 | ・隣り合う建築物と高さを揃えた適度な出を有する軒庇を設ける。 | ・軒庇は、適度な軒の出を有する。 ※軒の出の敷種については、今後検討する。 |
| | | 開口部・建具 | ・道路から見える開口部・建具は、木質系素材の茶色あるいは暖色系の低彩度の色彩を基本とする。 | ・道路に面する開口部（窓枠・玄関）や建具は、木製とする。 ・ただし、木製でなくても木目調であるなど、伝統的建築物と調和する場合は、この限りではない。 ・道路に面する開口部には、木製の手すり、かんぬき等を用いて、集落景観と調和させる。 |
| | | 外壁 | ・外壁は、木質系素材の茶色あるいは暖色系の低彩度の色彩とし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | ・道路に面する外壁は、彫子下見板張り、板張りとする。 |
| | | 設備機器 | ・設備機器（空調室外機・ボイラー等）は、道路から直接望見しにくい位置に設置、配管することを基本とする。なお、上記設置が困難な場合は、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | |
| | 外構 | ・道路に面する外構（塀）は、生垣や茶色・黒色系のフェンス等とし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 ・道路に面する門は、周囲の集落景観との調和に配慮する。 ・景観面と防災面から、コンクリート塀は避ける。 | ・道路に面する外構（塀）は、生垣や茶色・黒色系のフェンス等の集落景観に十分に配慮した素材と色彩とする。 | |
| | 擁壁 | ・道路に面する擁壁は、石垣あるいはコンクリートとし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | ・道路に面する擁壁は、石垣（あるいは表面を石垣で化粧したもの）とする。 | |
| 屋外広告物 | ・自家用以外の屋外広告物（看板・案内板）は、設置しない。 | | | |

※組ごとの景観形成基準の特徴については、今後、ガイドラインを作成して補足する。

資料 22 国崎地区：集落景観形成地区における景観形成基準（案）（報告書第 I 編より）

| 項目 | | 景観形成基準(案) | | |
|-----|-------|---|---|---|
| | | 基本基準 | 修景基準 | |
| 建築物 | 規模・配置 | 高さ | ・高さは、敷地地盤面から20m以下とする。 ・ただし、景観計画が定められた時点で、現に存在する建築物又は現に工事中の建築物で、高さ20mを超えるものを建て替える際には、建て替え前の高さを最高限度とする。（また、20mを超える部分の四方の見付け面積の総和は、建て替え前と同等以下とする。） ※ただし書きについては、今後検討する。 | - |
| | | 色彩 | ・色彩は、落ち着いた色相（色合い）の低彩度とし、周辺の自然環境との調和に配慮する。 ※マンセル値による色彩の制限は、今後、検討する。 | - |
| | 設備機器 | ・設備機器（空調室外機・ボイラー等）は、道路から直接望見しにくい位置に設置、配管することを基本とする。なお、上記設置が困難な場合は、周囲の自然景観との調和に配慮する。 | - | |
| | 屋外広告物 | ・自家用以外の屋外広告物（看板・案内板）は、設置しない。 ※（自家用以外の）案内板の取り扱いについては、今後、検討する。 | - | |

資料 23 相差地区：集落景観重点地区における景観形成基準（案）（報告書第Ⅱ編より）

| 項目 | | 景観形成基準(案) | | |
|-------|------------------------------|---|--|--|
| | | 基本基準 | 修景基準 | |
| 建築物 | 規模・配置 | 高さ | ・高さは、敷地地盤面から10m以下とする。 ・ただし、景観計画が定められた時点で、現に存在する建築物で、高さ10mを超えるものを建て替える際には、建て替え前の高さを最高限度とする。（また、10mを超える部分の四方の見付け面積の総和は、建て替え前と同等以下とする。） ※ただし書きについては、今後検討する。 | - |
| | | 配置 | ・道路に面する壁面の位置は、周辺の伝統的建築物の壁面の位置に揃える。やむをえず壁面を後退させる場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮する。 | - |
| | 形態意匠 | 構造 | ・主体構造は、木造とする。 ・やむを得ず鉄骨造、鉄筋・コンクリート造等にする場合は、外観が周囲の集落景観との調和に配慮した形を意匠とする。 | - |
| | | 屋根 | ・屋根は、勾配屋根とし、周囲の集落景観と調和したものとする。 ・色彩は黒・灰色系を基本とする。 ※勾配の敷積については、今後検討する。瓦葺切妻造では、五寸勾配が多いようである。（島羽市史（下）） | ・屋根は、切妻あるいは入母屋とし、和瓦葺きとする。 |
| | | 軒庇 | - | ・軒庇は、適度な軒の出を有する。 ※軒の出の敷積については、今後検討する。 |
| | | 開口部・建具 | ・道路から見える開口部・建具は、木質系素材の茶色あるいは暖色系の低彩度の色彩を基本とする。 | ・道路に面する開口部（窓枠・玄関）や建具は、木製とする。 ・ただし、木製でなくても木目調であるなど、伝統的建築物と調和する場合は、この限りではない。 ・道路に面する開口部には、木製の手すり、かんぬき等を用いて、集落景観と調和させる。 |
| | | 外壁 | ・外壁は、木質系素材の茶色あるいは暖色系の低彩度の色彩とし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | ・道路に面する外壁は、艶下見板張り、板張りとする。 |
| | | 設備機器 | ・設備機器（空調室外機・ボイラー等）は、道路から直接望見しにくい位置に設置、配管することを基本とする。なお、上記設置が困難な場合は、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | - |
| | 外構 | ・道路に面する外構（塼）は、生垣や茶色・黒色系のフェンス等とし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 ・道路に面する門は、周囲の集落景観との調和に配慮する。 ・景観面と防災面から、コンクリート塼は避ける。 | ・道路に面する外構（塼）は、生垣や茶色・黒色系のフェンス等の集落景観に十分に配慮した素材と色彩とする。 | |
| | 擁壁 | ・道路に面する擁壁は、石垣あるいはコンクリートとし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | ・道路に面する擁壁は、石垣（あるいは表面を石垣で化粧したもの）とする。 | |
| 屋外広告物 | ・自家用以外の屋外広告物（看板・案内板）は、設置しない。 | - | | |

資料 24 相差地区：集落景観形成地区における景観形成基準（案）（報告書第Ⅱ編より）

| 項目 | | 景観形成基準(案) | | |
|-------|---|---|---|---|
| | | 基本基準 | 修景基準 | |
| 建築物 | 規模・配置 | 高さ | ・高さは、敷地地盤面から15m以下とする。 ・ただし、景観計画が定められた時点で、現に存在する建築物又は現に工事中の建築物で、高さ15mを超えるものを建て替える際には、建て替え前の高さを最高限度とする。（また、15mを超える部分の四方の見付け面積の総和は、建て替え前と同等以下とする。） ※ただし書きについては、今後検討する。 | - |
| | | 色彩 | ・色彩は、落ち着いた色相（色合い）の低彩度とし、周辺の自然環境との調和に配慮する。 ※マンセル値による色彩の制限は、今後、検討する。 | - |
| | 設備機器 | ・設備機器（空調室外機・ボイラー等）は、道路から直接望見しにくい位置に設置、配管することを基本とする。なお、上記設置が困難な場合は、周囲の自然景観との調和に配慮する。 | - | |
| 屋外広告物 | ・自家用以外の屋外広告物（看板・案内板）は、設置しない。 ※（自家用以外の）案内板の取り扱いについては、今後、検討する。 | - | | |

資料 25 答志地区・菅島地区：集落景観重点地区における景観形成基準（案）
（報告書第Ⅱ編より）

| 項目 | | 景観形成基準(案) | | |
|-------|--|-----------|--|--|
| | | 基本基準 | 修景基準 | |
| 建築物 | 規模・配置 | 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・高さは、敷地地盤面から10m以下とする。 ・ただし、景観計画が定められた時点で、現に存在する建築物で、高さ10mを超えるものを建て替える際には、建て替え前の高さを最高限度とする。（また、10mを超える部分の四方の見付け面積の総和は、建て替え前と同等以下とする。） ※ただし書きについては、今後検討する。 | - |
| | | 配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する壁面の位置は、周辺の伝統的建築物の壁面の位置に揃える。やむをえず壁面を後退させる場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮する。 | - |
| | 形態意匠 | 構造 | <ul style="list-style-type: none"> ・主体構造は、木造とする。 ・やむを得ず鉄骨造、鉄筋コンクリート造等にする場合は、外観が周囲の集落景観との調和に配慮した形態意匠とする。 | - |
| | | 屋根 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、勾配屋根とし、周囲の集落景観と調和したものとする。 ・色彩は黒・灰色系を基本とする。 ※勾配の敷きについては、今後検討する。瓦葺切妻造では、五寸勾配が多いようである。（島田市史(下)） | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、切妻あるいは人母屋とし、和瓦葺きとする。 ※答志地区は、切妻(妻入と平入はそれぞれ半数程度)が大妻に多く、菅島地区でも、切妻(平入が多い)が多いことから、詳細については今後検討する。 |
| | | 軒庇 | <ul style="list-style-type: none"> ・隣り合う建築物と高さを揃えた適度な出を有する軒庇を設ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・軒庇は、適度な軒の出を有する。 ※軒の出の数値については、今後検討する。 |
| | | 開口部・建具 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路から見える開口部・建具は、木質系素材の茶色あるいは暖色系の低彩度の色彩を基本とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する開口部(窓枠・玄関)や建具は、木製とする。 ・ただし、木製でなくても木目調であるなど、伝統的建築物と調和する場合は、この限りではない。 ・道路に面する開口部には、木製の手すり、かんぬき等を用いて、集落景観と調和させる。 |
| | | 外壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・外壁は、木質系素材の茶色あるいは暖色系の低彩度の色彩とし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する外壁は、簾子下見板張り、板張りとする。 |
| | | 設備機器 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器(空調室外機・ボイラー等)は、道路から直接望見しにくい位置に設置、配管することを基本とする。なお、上記設置が困難な場合は、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | - |
| | | 外構 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する外構(塼)は、生垣や茶色・黒色系のフェンス等とし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 ・道路に面する門は、周囲の集落景観との調和に配慮する。 ・景観面と防災面から、コンクリート塼は避ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する外構(塼)は、生垣や茶色・黒色系のフェンス等の集落景観に十分に配慮した素材と色彩とする。 |
| | | 擁壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する擁壁は、石垣あるいはコンクリートとし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する擁壁は、石垣(あるいは表面を石垣で化粧したもの)とする。 |
| 屋外広告物 | <ul style="list-style-type: none"> ・自家用以外の屋外広告物(看板・案内板)は、設置しない。 | - | | |

※地区ごと(答志地区・菅島地区)及び組ごとの景観形成基準の特徴については、今後、ガイドラインを作成して補足する。

資料 26 和具地区：集落景観重点地区における景観形成基準（案）（報告書第Ⅲ編より）

| 項目 | | 景観形成基準(案) | | |
|-------|------------------------------|---|--|--|
| | | 基本基準 | 修景基準 | |
| 建築物 | 規模・配置 | 高さ | ・高さは、敷地地盤面から10m以下とする。 ・ただし、景観計画が定められた時点で、現に存在する建築物で、高さ10mを超えるものを建て替える際には、建て替え前の高さを最高限度とする。（また、10mを超える部分の四方の見付け面積の総和は、建て替え前と同等以下とする。） ※ただし書きについては、今後検討する。 | - |
| | | 配置 | ・道路に面する壁面の位置は、周辺の伝統的建築物の壁面の位置に揃える。やむをえず壁面を後退させる場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮する。 | - |
| | 形態意匠 | 構造 | - | ・主体構造は、木造とする。 ・やむを得ず鉄骨造、鉄筋コンクリート造等にする場合は、外観が周囲の集落景観との調和に配慮した形態意匠とする。 |
| | | 屋根 | ・色彩は黒・灰色系を基本とする。 | ・屋根は、切妻あるいは入母屋とし、和瓦葺きとする。 ※勾配の数値については、今後検討する。瓦葺切妻造では、五寸勾配が多いようである。（鳥羽市史(下)） |
| | | 軒庇 | ・隣り合う建築物と高さを揃えた適度な出を有する軒庇を設ける。 | ・軒庇は、適度な軒の出を有する。 ※軒の出の数値については、今後検討する。 |
| | | 開口部・建具 | ・道路から見える開口部・建具は、木質系素材の茶色あるいは暖色系の低彩度の色彩を基本とする。 | ・道路に面する開口部(窓枠・玄関)や建具は、木製とする。 ・ただし、木製でなくても木目調であるなど、伝統的建築物と調和する場合は、この限りではない。 ・道路に面する開口部には、木製の手すり、かんぬき等を用いて、集落景観と調和させる。 |
| | | 外壁 | ・外壁は、木質系素材の茶色あるいは暖色系の低彩度の色彩とし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | ・道路に面する外壁は、彫子下見板張り、板張りとする。 |
| | | 設備機器 | ・設備機器(空調室外機・ボイラー等)は、道路から直接望見しにくい位置に設置、配管することを基本とする。なお、上記設置が困難な場合は、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | |
| | 外構 | ・道路に面する外構(塀)は、生垣や茶色・黒色系のフェンス等とし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 ・道路に面する門は、周囲の集落景観との調和に配慮する。 ・景観面と防災面から、コンクリート塀は避ける。 | ・道路に面する外構(塀)は、生垣や茶色・黒色系のフェンス等の集落景観に十分に配慮した素材と色彩とする。 | |
| | 擁壁 | ・道路に面する擁壁は、石垣あるいはコンクリートとし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | ・道路に面する擁壁は、石垣(あるいは表面を石垣で化粧したもの)とする。 | |
| 屋外広告物 | ・自家用以外の屋外広告物(看板・案内板)は、設置しない。 | | | |

※組ごとの景観形成基準の特徴については、今後、ガイドラインを作成して補足する。

資料 27 和具地区：集落景観形成地区における景観形成基準（案）（報告書第Ⅲ編より）

| 項目 | | 景観形成基準(案) | | |
|-----|-------|-----------|---|---|
| | | 基本基準 | 修景基準 | |
| 建築物 | 規模・配置 | 高さ | ・高さは、敷地地盤面から15m以下とする。 ・ただし、景観計画が定められた時点で、現に存在する建築物又は現に工事中の建築物で、高さ15mを超えるものを建て替える際には、建て替え前の高さを最高限度とする。（また、15mを超える部分の四方の見付け面積の総和は、建て替え前と同等以下とする。） ※ただし書きについては、今後検討する。 | - |
| | | 色彩 | ・色彩は、落ち着いた色相(色合い)の低彩度とし、周囲の自然環境との調和に配慮する。 ※マンセル値による色彩の制限は、今後、検討する。 | - |
| | 形態意匠 | 設備機器 | ・設備機器(空調室外機・ボイラー等)は、道路から直接望見しにくい位置に設置、配管することを基本とする。なお、上記設置が困難な場合は、周囲の自然景観との調和に配慮する。 | - |
| | | 屋外広告物 | ・自家用以外の屋外広告物(看板・案内板)は、設置しない。 ※(自家用以外の)案内板の取り扱いについては、今後、検討する。 | - |

資料 28 神島地区：集落景観重点地区における景観形成基準（案）（報告書第三編より）

| 項目 | | 景観形成基準(案) | | |
|-------|--|---|--|--|
| | | 基本基準 | 修景基準 | |
| 建築物 | 規模・配置 | 高さ | <ul style="list-style-type: none"> ・高さは、敷地地盤面から10m以下とする。 ・ただし、景観計画が定められた時点で、現に存在する建築物で、高さ10mを超えるものを建て替える際には、建て替え前の高さを最高限度とする。（また、10mを超える部分の四方の見付け面積の総和は、建て替え前と同等以下とする。） ※ただし書きについては、今後検討する。 | - |
| | | 配置 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する壁面の位置は、周辺の伝統的建築物の壁面の位置に揃える。やむをえず壁面を後退させる場合は、「外構」の景観形成基準に基づき配慮する。 | - |
| | 形態意匠 | 構造 | <ul style="list-style-type: none"> ・主体構造は、木造とする。 ・やむを得ず鉄骨造、鉄筋コンクリート造等にする場合は、外観が周囲の集落景観との調和に配慮した形態意匠とする。 | - |
| | | 屋根 | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、勾配屋根とし、周囲の集落景観と調和したものとする。 ・色彩は黒・灰色系を基本とする。 ※勾配の数値については、今後検討する。瓦葺切妻造では、五寸勾配が多いようである。（鳥羽市史(下)） | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根は、切妻あるいは入母屋とし、和瓦葺きとする。 ※神島地区は、切妻(妻入と平入はそれぞれ半数程度)が大家に多いことから、詳細については今後検討する。 |
| | | 軒庇 | <ul style="list-style-type: none"> ・隣り合う建築物と高さを揃えた適度な出を有する軒庇を設ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・軒庇は、適度な軒の出を有する。 ※軒の出の数値については、今後検討する。 |
| | | 開口部・建具 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路から見える開口部・建具は、木質系素材の茶色あるいは暖色系の低彩度の色彩を基本とする。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する開口部(窓枠・玄関)や建具は、木製とする。 ・ただし、木製でなくても木目調であるなど、伝統的建築物と調和する場合は、この限りではない。 ・道路に面する開口部には、木製の手すり、かんぬき等を用いて、集落景観と調和させる。 |
| | | 外壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・外壁は、木質系素材の茶色あるいは暖色系の低彩度の色彩とし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する外壁は、彫子下見板張り、板張りとする。 |
| | | 設備機器 | <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器(空調室外機・ボイラー等)は、道路から直接望見しにくい位置に設置、配管することを基本とする。なお、上記設置が困難な場合は、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | - |
| | 外構 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する外構(塀)は、生垣や茶色・黒色系のフェンス等とし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 ・道路に面する門は、周囲の集落景観との調和に配慮する。 ・景観面と防災面から、コンクリート塀は避ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する外構(塀)は、生垣や茶色・黒色系のフェンス等の集落景観に十分に配慮した素材と色彩とする。 | |
| | 擁壁 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する擁壁は、石垣あるいはコンクリートとし、周囲の集落景観との調和に配慮する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する擁壁は、石垣(あるいは表面を石垣で化粧したもの)とする。 | |
| 屋外広告物 | <ul style="list-style-type: none"> ・自家用以外の屋外広告物(看板・案内板)は、設置しない。 | - | | |

※地区ごと(神島地区)及び組ごとの景観形成基準の特徴については、今後、ガイドラインを作成して補足する。

【謝辞】

【謝辞】

本研究を進めるにあたっては、多くの方々のご指導、ご協力を賜りました。

三重大学大学院工学研究科建築学専攻教授 浅野聡先生、三重大学大学院工学研究科建築学専攻助教 大井隆弘先生には、本研究を進めるにあたって、大変貴重なご意見とご指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。

資料提供、アンケート調査及びヒアリング調査にご協力いただきました高島市教育委員会教育総務部文化財課の山本晃子氏、岐阜市文化財保護課河合一希氏、宮津市教育委員会社会教育課の河森一浩氏、西予市教育委員会スポーツ・文化課の三瀬有寿紗氏、四万十市教育委員会生涯学習課の川村慎也氏、中土佐町町民環境課の多田昭介氏、中土佐町地域課の榎本寿文氏、中土佐町議会議員の下元道夫氏、平戸市文化観光商工部文化交流課の石田恒一氏、小値賀町教育委員会の永田敬三氏、平田賢明氏、新上五島町教育委員会文化財課の谷山忍氏、新上五島町教育委員会建設課の平田哲郎氏、松本政義氏、天草市観光文化部文化課中山圭氏、宇城市教育部文化スポーツ課の新野亮輔氏に記して感謝の意を申し上げます。

浅野研究室の北本猛流氏、鈴木航大氏、奥村玲那氏には同じ研究グループとして調査研究にあたり、貴重なご意見とご協力をいただきました。皆様に心から感謝いたします。

同研究室の同期である斉藤正樹氏には、研究を進める上で貴重なアドバイスをいただくとともに、何事にも意欲的に取り組む姿勢からは、大学院生活を送る上で刺激を受けました。また同研究室に所属する平西明日香氏、李冠宏氏、榊原理沙氏、福井俊輔氏、藤田真生氏には研究は異なるものの、ゼミを通して、多くの学びを得ることができました。皆様に心から感謝いたします。

その他、多くの方々のご協力によって、この修士論文を完成させることができました。改めてここに感謝を申し上げます。

そして最後に、これまでの私の大学院生活を応援し、支えてくれた家族及び友人に心から感謝いたします。

【梗概】

第1章 研究の枠組み

1-1 研究の背景

三重県鳥羽・志摩地域は、全国の中で海女が最も多い地域であり、伝統的な海女漁が継承されていることが地域の特色である。同市は従前から鳥羽市都市計画マスタープランでも将来的な課題として位置づけられていた景観計画の策定に着手(2018~2020年度)しており、2021年4月に運用が開始された。策定中の2019年5月には、「海女(Ama)に出逢えるまち 鳥羽・志摩~素潜り漁に生きる女性たち」が日本遺産として認定された。このように、鳥羽市の活性化の試みとして、今後はますます海女文化をひとつの重要な主軸として進められていくものと思われる。

鳥羽市の海女漁が盛んな集落(以下、海女集落)である石鏡、国崎、相差、答志、和具、菅島、神島の7地区では、同景観計画において、重点地区の候補となっている。今後、地域住民の合意が得られ、正式に重点地区として指定された場合、景観計画に定められる景観形成基準に基づき、景観誘導が行われることとなる。また浅野・大井研究室では、これまで同市の海女集落7地区に対して景観調査を実施し、報告書^{1)~5)}(以下、既往研究)にて、その景観の特徴についてまとめ、魅力的な集落景観が形成されていることを明らかにしている。今後、これらの景観を後世に残し地域活用していくために、重点地区の指定や重要文化的景観への選定が望ましいと考えられる。重要文化的景観の選定の申出には、景観計画を策定していることを前提に、申出地区で(1)保存に必要な措置を講じること、(2)保存調査の実施、(3)保存活用計画の策定を行う必要がある。また保存活用計画では、文化的景観の選定範囲、重要な構成要素等を定める必要がある。

1-2 研究の目的

本研究では、重要文化的景観選定に必要となる文化的保存活用計画(以下、保存活用計画)を鳥羽市海女集落において策定していくため、鳥羽市海女集落と自然条件や生業が類似する重要文化的景観を対象に、重要文化的景観の保存状況および取組状況を把握することで、鳥羽市海女集落における保存活用計画(案)の骨子を提案することを目的とする。

表1 重要文化的景観の選定基準
 (平成17年3月28日文科科学省告示第47号)

| |
|---|
| 一 地域における人々の生活又は生業および当該地域の風土により形成された次に掲げる景観のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの (1) 水田・畑地などの農耕に関する景観地 (2) 茅野・牧野などの採草・放牧に関する景観地 (3) 用材林・防災林などの森林の利用に関する景観地 (4) 養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地 (5) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地 (6) 鉱山・採石場・工場群などの採掘・製造に関する景観地 (7) 道・広場などの流通・往来に関する景観地 (8) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地 二 前項各号に掲げるものが複合した景観のうち我が国民の基盤的な生活又は生業の特色を示すもので典型的なもの又は独特なもの |
|---|

1-3 研究の対象と方法

(1) 調査・分析1: 重要文化的景観の先進事例における保存活用計画の把握

①調査対象

鳥羽市海女集落の自然条件と生業より、重要文化的景観選定基準(表1)のうち、選定基準(4)養殖いかだ・海苔ひびなどの漁ろうに関する景観地、または選定基準(5)ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地での選定が考えられる。しかし、選定基準(5)によって選定されている文化的景観は、ため池や水路の景観構成要素に関わる地区も含まれる。そのため選定基準(5)のうち、①文化庁HP⁶⁾より文化的景観の特徴として港町が記載されているもの、または②重要な構成要素として港が指定されている地区に限定する。

以上より本研究では調査対象を、鳥羽市海女集落と自然条件と生業が類似すると考えられる、選定基準(4)または選定基準(5)のうち、港を景観構成要素としている地区(以下、漁ろう・港に関わる文化的景観)とする。

②調査方法

調査対象地区の保存活用計画および重要文化的景観選定後に改めて策定した計画(以下、整備活用計画)の文献調査を行うことで、漁ろう・港に関わる重要文化的景観の特徴、保存方針、重要な構成要素の指定時状況について把握する。

(2) 調査・分析2: 重要文化的景観の先進事例における保存・取組みの現状

①調査対象

調査対象は、調査・分析1の対象地区のうち、10団体^{注1)}の地方公共団体(表3)の文化的景観担当者である。

②調査方法

調査対象である重要文化的景観の地方自治体の担当者に対して、ヒアリング調査またはアンケート調査を行い、重要文化的景観の取り組みや成果、課題、重要な構成要素の選定方法とその保存事項について把握する。

表2 調査対象地区

| 都道府県 | 市町村名 | 重要文化的景観名称 | 選定期間 |
|------|-------|---|-----------|
| 岐阜県 | 岐阜市 | 長良川中流域における岐阜の文化的景観 ^{※1} | 2014/3/18 |
| 滋賀県 | 高島市 | 高島市海津西浜知内の水辺景観 ^{※2} | 2008/3/28 |
| 京都府 | 宮津市 | 宮津天橋島の文化的景観 ^{※1} | 2014/3/18 |
| 愛媛県 | 西予市 | 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 ^{※1} | 2019/2/26 |
| 高知県 | 四万十市 | 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来 ^{※1} | 2009/2/12 |
| 高知県 | 中土佐町 | 久礼の港と漁師町の景観 ^{※1} | 2011/2/7 |
| 長崎県 | 平戸市 | 平戸島の文化的景観 ^{※2} | 2010/8/5 |
| 長崎県 | 小値賀町 | 小値賀諸島の文化的景観 ^{※1} | 2011/9/21 |
| 長崎県 | 新上五島町 | 新上五島町北魚目の文化的景観 ^{※1} | 2012/1/24 |
| 熊本県 | 天草市 | 天草市崎津・今富の文化的景観 ^{※1} | 2012/9/19 |
| 熊本県 | 宇城市 | 三角浦の文化的景観 ^{※2} | 2015/1/26 |

※1 選定基準(4)で重要文化的景観に選定されている地区
 ※2 選定基準(5)で重要文化的景観に選定されている地区

表3 アンケート・ヒアリング調査の対象地区

| 都道府県 | 市町村名 | 重要文化的景観名称 | アンケート調査 | ヒアリング調査 |
|------|-------|------------------------------|---------|---------|
| 滋賀県 | 高島市 | 高島市海津西浜知内の水辺景観 | — | ○ |
| 京都府 | 宮津市 | 宮津天橋立の文化的景観 | ○ | — |
| 愛媛県 | 西予市 | 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 | ○ | — |
| 高知県 | 四万十市 | 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来 | ○ | — |
| 高知県 | 中土佐町 | 久礼の港と漁師町の景観 | — | ○ |
| 長崎県 | 平戸市 | 平戸島の文化的景観 | ○ | — |
| 長崎県 | 小値賀町 | 小値賀諸島の文化的景観 | — | ○ |
| 長崎県 | 新上五島町 | 新上五島町北魚目の文化的景観 | — | ○ |
| 熊本県 | 天草市 | 天草市崎津・今富の文化的景観 | ○ | — |
| 熊本県 | 宇城市 | 三角浦の文化的景観 | ○ | — |

【凡例】○：実施あり、—：実施なし

1-4 論文の構成

本研究の構成を図1に示す。

1-5 用語の定義

本研究における用語の定義を以下に示す。

(1) 文化的景観区域

重要文化的景観の選定範囲に位置する地区。

(2) 重点地区

景観法第8条第2項第1号に基づいて景観計画で定められている景観計画区域のうち、重点的に景観形成を図る地区として位置づけられている地区。重点地区に指定された地区では、その他の景観計画区域よりも、厳しい景観形成基準が講じられることとなる。

第2章 文化財保護法に基づく文化的景観保護制度

2-1 文化的景観保護制度について

(1) 文化的景観および重要文化的景観の定義

文化的景観とは、文化的保護法第2条第1項に掲げられる文化財の1つで「地域における人々の生活又は生業および当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義される。

景観法に定める景観計画区域又は景観地区にある文化的景観にあって、都道府県または市町村が保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものは、都道府県または市町村の申出に基づき、国によって重要文化的景観として選定される。

(2) 重要な構成要素

重要な構成要素とは、文化的景観の本質的な価値を示す構成要素のうち、所有者などの同意を経て保存活用計画に指定されたものを指す。形態や意匠などが独特又は典型的で、技術や素材といった点からも明らかな固有性を持つものがこれにあたる。

重要な構成要素に指定されたものは、修繕、修景事業に対して経費補助が受けられるが、日常生活の活動や災害に伴う応急処置、保全に必要な処置以外の行為は文化財保護法により文化庁長官に届け出ることになる。

2-2 重要文化的景観選定までの流れ

重要文化的景観の選定申出を行う地方公共団体は、(1)景観計画の策定および景観計画区域の決定または景観地区の都市計画の決定、

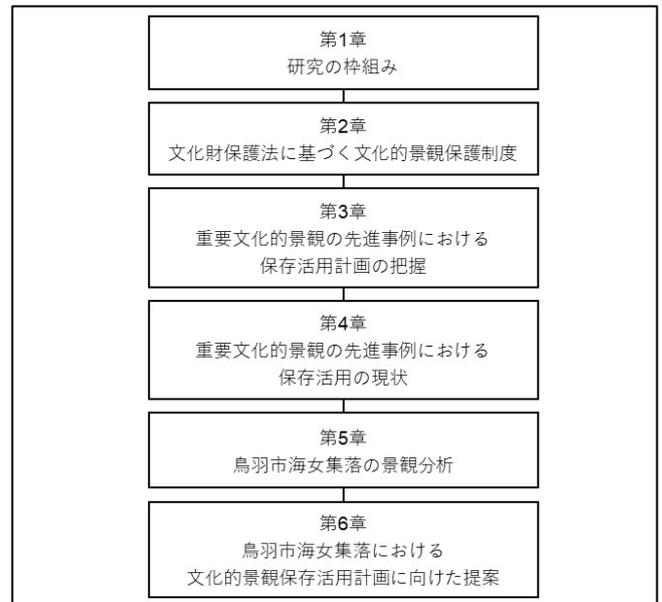


図1 研究のフロー図

(2)保存調査、(3)文化的景観に必要な措置、条例の制定、(4)保存活用計画の策定、(5)所有者または権原に基づく占有者の把握、(6)重要な構成要素に係る所有者等の同意の取得、を講じる必要がある。

また保存活用計画は、①位置および範囲、②保存に関する基本方針、③保存に配慮した土地利用に関する事項、④整備に関する事項、⑤保存するために必要な体制に関する事項、⑥重要な構成要素、⑦その他保存に関し特に必要と認められる事項、の記載が必要となる。

第3章 重要文化的景観の先進事例における保存活用計画の把握

ここでは、保存活用計画の文献調査を行うことで、漁ろう・港に関わる重要文化的景観の特徴、保存方針、重要な構成要素の指定状況について把握する。

3-1 文化的景観区域における景観計画における取り扱いの分析

調査対象地区の文化的景観区域に対する景観計画における取り扱いを表4に示す。また、該当地区の地方行政団体の景観計画区域の設定範囲、重点地区の有無および範囲、文化的景観区域の範囲から、その保存形態を「重点地区基本型」「重点地区不在型」「その他」に分類することができる(図2)。

①重点地区基本型

「重点地区基本型」は景観計画区域を行政区域全域で指定し、文化的景観区域を重点地区内に選定しているタイプであり、8地区(岐阜市、高島市、中土佐町、平戸市、小値賀町、新上五島町、天草市、宇城市)が該当する。重点地区の範囲と文化的景観区域の範囲または重要文化的景観の追加選定を想定している地区と一致させていることが多く、一般区域よりも厳しい景観形成基準による景観誘導が適応されることで、重要文化的景観の保全に留意していると考えられる。

②重点地区不在型

「重点地区不在型」は重点地区を設けていないタイプであり西予市、四万十市が該当する。西予市では景観計画区域を

明浜町狩浜地区に限定して指定し、景観計画区域と文化的景観区域の範囲が一致している。四万十市では、景観計画区域を限定的に指定し、景観計画区域を「保全・活用地区」「回廊地区」に区分している。しかし文化的景観区域は景観計画区域の区分を基に設定せず、地域ごと(黒尊川、下流・河口区域、下田・口屋内)で異なる基準で定めている。これは広域を流れる四万十川、集落、植生等の景観要素によって四万十市の景観が構成されるための措置だと考えられる。このように「重点地区不在型」は景観計画上で重点地区を設定していないが、景観計画区域を限定し、景観形成基準を定めているため、景観計画区域が重点地区としての役割を担っているとみなすことができる。

③その他の例

例外として、宮津市では文化的景観区域を景観計画区域に沿って指定せず、市内の地区(文珠地区、府中地区)の区分に沿って選定している(図3)。同市では景観計画区域6つのゾーンで区分し、一定の景観特性を有したまとまりで景観形成基準を設定している。同市では、特別に重要文化的景観の保護に留意しているのは「溝尻集落重点計画形成ゾーン」「俯瞰景観重点ゾーン」のみであり、文化的景観区域のごく一部である。文化的景観区域内のゾーン区分が文化的景観区域外にも影響するため、同市においては、重要文化的景観の保全を景観計画区域全体で捉える必要がある。

以上のことから、重要文化的景観において、「重点地区基本型」が一般的であり、対象地区を重点地区内に設定し、一般区域よりも厳しい景観形成基準が適応させることで保存に必要な措置を講じていると考えられる。また鳥羽市では、既に景観計画を策定しており、鳥羽市海女集落は重点候補地区に指定されていることから、鳥羽市海女集落では「重点地区基本型」による保存の措置を図ることが望ましいといえる。

3-2 漁ろう・港に関する重要文化的景観における重要な構成要素の指定状況の分析

| | |
|---|------------------|
| 類型 重点地区基本型 該当地区 ・岐阜市 ・高島市 ・中土佐町 ・平戸市 ・小値賀町 ・新上五島町 ・天草市 ・宇城市 定義 文化的景観区域を重点地区内に選定している地区 | イメージ図 |
| 類型 重点地区不在型 該当地区 ・西予市 ・四万十市 定義 景観計画区域を限定し、重点地区を設けていない地区 | イメージ図 |

図2 景観計画による重要文化的景観の分類

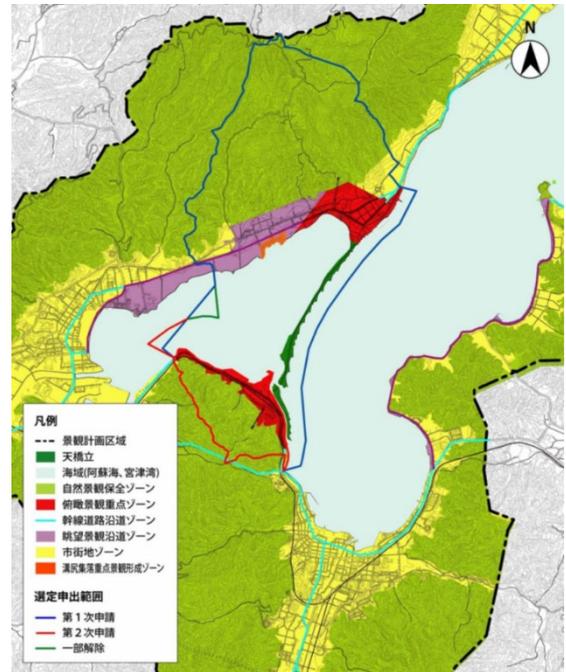


図3 宮津市の景観計画区分と文化的景観区域

表4 調査対象地区の重要文化的景観選定範囲の景観計画における取り扱い

| 都道府県 | 市町村名 | 重要文化的景観名称 | 景観計画区域 | 景観計画区域内の区分 | 文化的景観区域 |
|------|-------|---------------------------|---------------------------|--|-------------------------|
| 岐阜県 | 岐阜市 | 長良川中流域における岐阜の文化的景観 | 行政区域全体 | 景観計画区域内に 景観計画重要区域 | 景観計画重要区域 の一部+金華山 |
| 滋賀県 | 高島市 | 高島市海津西浜知内の水辺景観 | 行政区域全体 | 景観計画区域内に 景観形成推進区域 | 景観計画重要区域 |
| 京都府 | 宮津市 | 宮津天橋立の文化的景観 | 行政区域全体 | 6つのゾーンに区分 ・自然景観保全ゾーン ・俯瞰景観重点ゾーン ・幹線道路沿道ゾーン ・眺望景観沿道ゾーン ・市街地ゾーン ・溝尻集落重点景観形成ゾーン | 宮津市内の天橋立、府中地区、文珠地区 |
| 愛媛県 | 西予市 | 宇和海狩浜の段畑と農漁村景観 | 西予市明浜町狩浜地区 | 景観単位により区分(里山、段畑、集落、里海) | 景観計画区域全域 |
| 高知県 | 四万十市 | 四万十川流域の文化的景観 下流域の生業と流通・往来 | 四万十川本川と主要支川を中心とした山の第一稜線 | 景観計画区域を回廊地区、保全・活用地区に区分 | 保全地区、回廊地区の一部 |
| 高知県 | 中土佐町 | 久礼の港と漁師町の景観 | 行政区域全体 | 一般地域、 重点第一種地域 、 重点第二種地区 | 重点第二種地区 |
| 長崎県 | 平戸市 | 平戸島の文化的景観 | 行政区域全体および汀線から1kmの範囲内の公有水面 | 一般景観計画区域、 重点景観計画区域 | 重点景観計画区域 |
| 長崎県 | 小値賀町 | 小値賀諸島の文化的景観 | 行政区域全体および汀線から1kmの海域 | 景観計画区域内に 重点景観計画区域 を設定 | 重点景観計画区域 |
| 長崎県 | 新上五島町 | 新上五島町北魚目の文化的景観 | 行政区域全体(海域を含む) | 一般景観計画区域、 重要景観計画区域 | 重要景観計画区域 +一部の海域 |
| 熊本県 | 天草市 | 天草市崎津・今富の文化的景観 | 行政区域全体(海域を含む) | 景観計画区域内に 景観形成地域 、 特定施設届出地区 を設定 | 重要景観計画区域 |
| 熊本県 | 宇城市 | 三角浦の文化的景観 | 行政区域全体 | 景観計画区域内に 景観形成地区 を設定 | 景観形成地区 |

(1) 重要な構成要素の分類

文献調査の結果より、調査対象地区の重要な構成要素を「集落・市街地」、「建築物」、「土木構造物」、「工作物」、「遺跡・公園」、「自然環境」の6つの種別で捉えることができる。さらに6つの種別のうち、複数の文化的景観で見られた重要な構成要素について細分類すると、25の小項目で分類できる(図4)。

(2) 重要な構成要素の指定件数

調査対象地区の重要な構成要素の各種別、項目と指定件数を示す(表5)。重要な構成要素の総件数は10件~1600件程度と地区によってばらつきがある。高島市と西予市を例に挙げると、高島市では海岸線に連なる石積みをまとめて1件で指定しているが、西予市では石積みが分散して位置していることから1件ずつ指定しているため、その指定件数は膨大となっている。

(3) 重要な構成要素の種別ごとの結果と分析

分類した種別ごとに重要な構成要素を整理する。

①集落・市街地

重要な構成要素として、「集落・市街地」を指定するのは9地区であり、重要な構成要素を集落内の建築物等を包含しつつ面的に指定している。そのうち4地区(小値賀町、新上五島町、平戸市、宇城市)では文化的景観区域の全域を区分するように指定している。また5地区(宮津市、四万十市、中土佐町、天草市)では、文化的景観区域のうち民家が密集する地域に限定して指定している。なお中土佐町では、民家が密集す

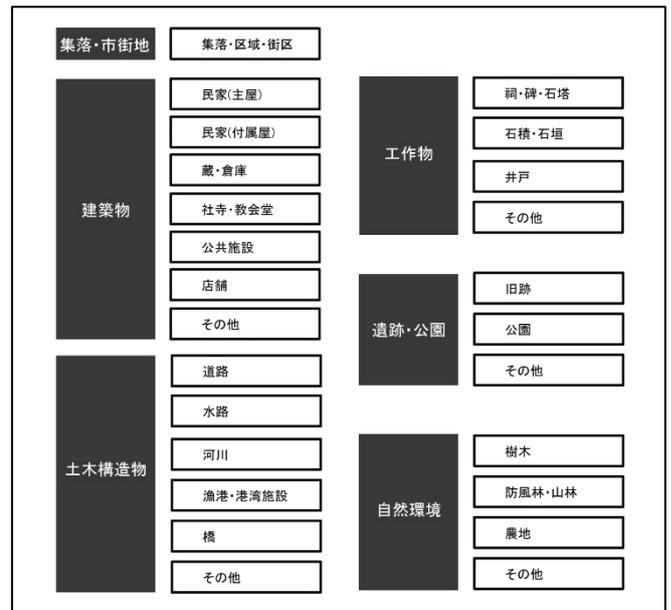


図4 重要な構成要素の分類の種別と項目

る地域のうち、さらに2件の商店街通りに限定し、その通り沿いの建築物を一括して重要な構成要素に指定している。

②建築物

重要な構成要素として「民家(主屋)」を指定する地区は9地区でみられる。「民家(付属屋)」、「蔵・倉庫」を指定する地区は例として、舟屋(宮津市)、漁協組合旧倉庫(高島市)、等が挙げられ、各地区の特徴的な生業に関わる建築物が指定されている。「社寺・教会堂」を指定する地区は9地区であり、信仰に関わる施設を重要な構成要素としている地区が多

表5 調査対象地区の重要文化的景観選定範囲の景観計画における取り扱い

| 地方公共団体 | 岐阜市 | 高島市 | 宮津市 | 西予市 | 四万十市 | 中土佐町 | 平戸市 | 小値賀町 | 新上五島町 | 天草市 | 宇城市 |
|------------|------------------|--------|-----------|--------|---------------------|--------|-----------|------------------|-----------|------------------|-----------|
| 選定基準 | (3)(4) (7)(8) | (5)(7) | (4)(7)(8) | (1)(4) | (3)(4)(5) (7)(8) | (4)(5) | (1)(5)(8) | (2)(4) (7)(8) | (1)(4)(8) | (1)(4) (7)(8) | (5)(7)(8) |
| 重要な構成要素の分類 | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) | 件数(件) |
| 集落・市街地 | 5 | 4 | 2 | 2 | 7 | 10 | 12 | 6 | 2 | | |
| 建築物 | 集落/区域/街区 | 5 | 4 | 2 | 2 | 7 | 10 | 12 | 6 | 2 | |
| | 民家(主屋) | 13 | 4 | 18 | 14 | 1 | 2 | 2 | 3 | | |
| | 民家(付属屋) | | 34 | 14 | | | | 2 | 1 | | |
| | 蔵・倉庫 | | 2 | 1 | 2 | | | | 1 | | |
| | 社寺・教会堂 | 11 | 13 | 1 | 4 | 2 | 14 | 15 | 13 | 11 | |
| | 公共施設 | | 3 | | | | 4 | 1 | | 5 | |
| | 店舗 | 1 | 1 | 10 | | | | 1 | | | |
| その他 | 3 | 2 | 2 | 2 | 1 | | 3 | | | | |
| 土木構造物 | 道路 | 62 | 25 | 3 | 12 | | 3 | 5 | 14 | 44 | 2 |
| | 水路 | 3 | | | | | | 3 | | | 4 |
| | 河川 | 1 | | | 2 | 4 | 1 | | | 9 | |
| | 漁港・港湾施設 | | 1 | | 1 | 2 | 8 | 3 | 4 | 6 | 1 |
| | 橋 | 3 | 4 | | 14 | | | 2 | | | 4 |
| | その他 | | 1 | 2 | | | | | | 17 | |
| 工作物 | 祠・碑・石塔 | | 5 | ※ | 2 | 13 | 15 | | | | |
| | 石積み・石垣 | | 1 | 9 | 1537 | 1 | 2 | 5 | 1 | | 1 |
| | 井戸 | | | 9 | 0 | | | 4 | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | |
| 遺跡・公園 | 遺跡 | | 3 | 1 | 3 | 1 | | 3 | | 5 | |
| | 公園 | | 3 | | | | 1 | | 2 | | |
| | その他 | | | 1 | | | | 1 | | | |
| 自然環境 | 樹木 | | | | 2 | | 1 | 2 | | | |
| | 農地・牧野 | | | 1 | | | 13 | 3 | | | |
| | 防風林・山林 | | | 3 | 2 | | 9 | 3 | | | |
| | その他 | 1 | 3 | 6 | 3 | | 5 | 8 | | | 2 |
| 総件数(件) | 103 | 8 | 120 | 1601 | 50 | 10 | 82 | 89 | 50 | 100 | 26 |

※1 「祠・碑・石塔」が社寺の敷地内に分布しており、社寺と共に一括して指定している。

くみられる。以上のことから調査対象地区において、重要な構成要素とする「建築物」は、各地区のもつ景観の特徴によって様々であるものの、「民家(主屋)」、「社寺・教会堂」については、指定する地区が多くみられる。

③土木構造物

「土木構造物」は各地区の景観の特徴によって異なるが、調査対象地区においては、「道路」、「漁港・港湾施設」を指定する地区が多くみられる。

④工作物、遺跡・公園、自然環境

「工作物」、「遺跡・公園」、「自然環境」では、各地区の景観の特徴によって異なる要素が重要な構成要素として指定されている。例えば、小値賀町では、選定基準(8)垣根・屋敷林などの居住に関する景観地としても選定されており、その景観の特徴から、「防風林・山林」を重要な構成要素としている。また「自然環境」の「その他」に分類するものとして、山、海岸、魚場、砂浜、海峡等多様であり、調査対象地区では海岸線沿いの要素を指定する地区もみられた。

以上より重要な構成要素は複数の項目で分類でき、同じ選定基準の重要文化的景観でも多種多様である。これは重要文化的景観が複数の選定基準により選定されており、各地区で景観が示す特徴が様々であるためと考えられる。

3-4 「集落・市街地」、「民家(主屋)」の組み合わせによる類型化

前節から、民家(主屋)を重要な構成要素としている地区が多くみられたが、重要な構成要素を「集落・市街地」として指定し、集落内の建築物等を包含して指定する地区もみられる。そこで「集落・市街地」と「民家(主屋)」に着目し、調査対象地区を見ると、民家(主屋)の保存形態から「面的指定型」「点的指定型」「面・点的指定型」に類型できる(図5)。

「点的指定型」は重要な構成要素に「民家(主屋)」を指定し、「集落・市街地」を指定しない地区である。「面的指定型」は重要な構成要素に「集落・市街地」を指定し、「民家(主屋)」を指定しない地区である。「点的・面的指定型」は「集落・市街地」「民家(主屋)」共に重要な構成要素としている地区である。「面的指定型」「点的・面的指定型」においては、原則として集落内の全ての建築物の行為(現状変更等)

に対して届出が必要となり、また文化庁との協議等も必要となる。

第4章 重要文化的景観の先進事例における保存活用の現状

ここでは、調査対象地区の地方自治体の重要文化的景観担当者を対象に、確認事項について把握する(表6)。

表6 確認事項

| 確認事項 |
|--|
| (1) 重要文化的景観選定に対する住民の意見 |
| (2) 重要文化的景観における景観計画の役割 |
| (3) 重要な構成要素である建築物の取扱いと課題 ① 点的指定型 ② 面的指定型、点的+面的指定型 |
| (4) 重要文化的景観の選定後の評価 ① 重要文化的景観選定の成果 ② 重要文化的景観が抱える課題及び展望 |

4-1 重要文化的景観選定に対する住民の意見

主な賛成意見は、「地域の誇りにつながる」、「観光につながる」が挙げられた。実際に選定されていることから、概ね賛成の住民が多いとのことだった。反対意見は、「観光客の増加による生活への影響」、「景観形成の規制による住民への影響」が挙げられた。高島市では、当初制度への理解度が行政も住民も低かったため、賛成や反対意見が少なかったと回答している。四万十市、新上五島町では、住民の認識が薄く、賛成や反対意見が少なかったと回答している(表7)。

4-2 重要文化的景観における景観計画の役割

良好な景観形成につながった事例については、事業が行われる際、色彩や景観に配慮するよう、協議を行い調整がなされた事例が確認でき、文化的景観区域においても、景観計画が機能していることが把握できた(表8)。

景観上問題となった事例があった地区は10地区中3地区(高島市、四万十市、宇城市)であった(表9)。例として高島市では、所有者が建築物を金色に塗装してしまった事例がある。該当の建築物は、重要な構成要素ではないため、景観形成基準が適応されるが、当時の高島市の景観計画では、文章で「目立たない色合い、周りと調和した色」と示しており、明確な基準は存在しなかったため、所有者の意向が優先され

| 類型 | 類型 | 類型 |
|-----------|------------------|------------------------------------|
| 点的指定型 | 面的指定型 | 点的・面的指定型 |
| 該当地区 | 該当地区 | 該当地区 |
| ・高島市 ・西予市 | ・宮津市 ・四万十市 ・中土佐町 | ・岐阜市 ・平戸市 ・小値賀町 ・新上五島町・天草市 ・宇城市 |
| イメージ図 | イメージ図 | イメージ図 |
| | | |

図5 「集落・市街地」・「民家(主屋)」の組み合わせによる類型化

【凡例】 文化的景観区域 重要な構成要素

た。四万十市では、文化的景観区域外ではあるが、景観計画範囲で届出の必要性を知らずに土地の形質の変更を行った等の事例が数件あるとの回答が得られた。

以上のことから、重点地区の指定による届出行為、景観形成基準の設定によって、良好な景観形成につながっていることが確認できる。一方、景観形成基準に明確な基準がないこと、景観計画に対しての住民や事業者の理解がないことが景観上問題となる事例を引き起こす要因だと考えられる。このように、重要な構成要素以外の要素の保全において重点地区の指定および景観形成基準の示す役割は大きく、鳥羽市海女集落においても、重点地区の景観形成基準は、明確な基準(色彩におけるマンセル値の指定など)を設定すべきだと考えられる。

4-3 重要な構成要素である建築物の取扱いと課題

(1) 「点的指定型」における民家の取扱いと課題

①建築物の行為の取り扱い

「点的指定型」である西予市、高島市では、重要な構成要素である建築物は、現状変更の対象とし、その他の建築物は景観計画の景観形成基準による景観形成が図られる。

②課題

「点的指定型」である高島市では、重要な構成要素以外の建築物が解体または景観上問題が起きることで、景観の一体性が欠けてしまうことを課題として挙げている。実際に高島市では、選定範囲内で建築物の色彩が華美な色になってしまった事例があり、当時の景観計画ではカバーできなかったことが要因として挙げられた。このように、建築物を重要な構

表7 文化的景観への取り組みに対する住民の意見

| | 文化的景観への取り組みに対する住民の意見 | |
|-------|--|--|
| | 賛成 | 反対 |
| 高島市 | ・地域住民の理解度が高く見受けられた地域で取り組みを始めたため、概ね賛成だった。ただ当初は制度への理解度が行政も住民も低く、賛成や反対を決めるところに行きつかないところもある。 | ・古い建物をもっと修理できるのではないのか、補助金をもっともらえるのではないかなど、思っていたものと違ったという意見もある。 |
| 宮津市 | ・地域にとって100年の計といえる取組みである。 | ・観光客の増加による生活への影響が心配。 |
| 西予市 | ・地元を誇りを持っている。 | ・自分の好きなように家を建てられない。・改修や取り壊しも自由にできない。・監視されているのではないかなという懸念。 |
| 四万十市 | ・個人の所有するものには強い規制がないので特に反対はなかったが、賛成の意思表示も大きくはなかった。 | |
| 中土佐町 | ・四万十川流域については、すでに一定の規制について地域住民は慣れており、受け入れる素地が出来ていた。 ・「観光」につながる。 | ・特になし |
| 平戸市 | ・地域資源の価値の再認識と価値の活用による交流促進につながる。 | ・現状変更が困難な場合がある。 |
| 小値賀町 | ・景観計画選定までの理解で止まっている | |
| 新上五島町 | ・世界遺産とは関係ないのに何故自分の集落が文化的景観の範囲に入っているのか疑問に思っている方もいる。 | |
| 天草市 | ・地域の誇りにつながった。 ・商店の売り上げがあがった。 ・景観形成補助金が利用できる。 | ・来訪客が増えて騒がしくなる。 ・廃業解体や空き家の解体に手続きが必要となり時間もかかる。 ・住民のプライバシーが守れなくなる。 ・来訪客の見学マナーが徹底できていない。 |
| 宇城市 | ・地域の活性化の機運を高めていきたい。 | ・観光客増加に伴う交通事情の悪化。 ・観光客のマナーの悪化への不安がある。 ・規制などがつくられることで、生活が不便になることを心配している。 |

表8 景観計画区域内で良好な景観形成につながった事例

| | 良好な景観形成につながった事例 | |
|-------|-----------------|---|
| | 有無 | 事例の詳細 |
| 高島市 | ○ | ハシタの継続利用を県から特例で許可をいただいている。 |
| 宮津市 | ○ | 地域協定が締結され、街並み環境整備事業に基づく民家の修景が進んだ。 |
| 西予市 | ○ | 民間の事業者からモバイルアンテナ基地局を設置する際、協議を行い、事業者にはこちらの考えに沿う形で工事を実施する結果となった。 |
| 四万十市 | × | — |
| 中土佐町 | ○ | 公共事業(津波避難タワー)は、景観に配慮するように調整している。 |
| 平戸市 | × | — |
| 小値賀町 | ○ | 届出の際に協議して、色の基準を守ってもらっている。 |
| 新上五島町 | ○ | 道路の拡幅等で法面を削る際に、植栽の工法等を協議した事例が見られる。建築物の軽微な修景では互の張替え等が少なからずある。 |
| 天草市 | ○ | 公共工事等は、天草市文化的景観整備管理委員会による検討を通してから、事業にかかるように制度が組織され、現在までうまく機能している。 |
| 宇城市 | ○ | 市が指定範囲内のホテルを買収し、結果良好な景観形成につながった。 |

【凡例】○：事例あり、×：事例なし

表9 景観計画区域内で景観上問題となった事例

| | 景観上問題となった事例 | |
|-------|-------------|---|
| | 有無 | 事例の詳細 |
| 高島市 | ○ | 所有者が建築物を金色と紫に塗装されてしまった事例がある。 |
| 宮津市 | × | — |
| 西予市 | × | — |
| 四万十市 | ○ | 景観計画区域内で届出の必要性を知らずに土地の形質の変更を行った等の事例が数件ある。 |
| 中土佐町 | × | — |
| 平戸市 | × | — |
| 小値賀町 | × | — |
| 新上五島町 | × | — |
| 天草市 | × | — |
| 宇城市 | ○ | 事業者ではないが、土地の所有者との協議がなかなかスムーズにいかない事例がある。 |

【凡例】○：事例あり、×：事例なし

表10 「面的指定型」、「点的・面的指定型」の集落内の建築物の取扱いと課題

| | 重要な構成要素である集落内の民家の取扱い | 課題 |
|-------|--|--|
| 高島市 | — | — |
| 宮津市 | ・主な歴史的建造物(旅館等)は重要な構成要素に特定し、その他の建築物は景観計画および地域協定によりコントロールする。 | ・特になし |
| 西予市 | — | — |
| 四万十市 | ・個々の建築は現状変更の対象にしていないため、景観計画に基づいて取り扱う。 | ・現在の保存計画では何をどの程度保存するのか明示できておらず、変化が起きる場合の調整に苦労する。 |
| 中土佐町 | ・商店街通り内の建築物のうち、基準を満たしているものを重要な家屋(重要な構成要素)として、現状変更等の許可、届出、報告を行うこととしている。 | ・特になし |
| 平戸市 | ・建築物は景観計画に基づいて、届出を行う。 ・重要な構成要素の現状変更等は景観担当部局と連携し、調整するとともに、文化的景観推進委員会において、現状変更の可否等について協議する | ・大きな範囲での指定により、所有者や地域間で認識の違いがある。 |
| 小値賀町 | ・整備活用計画を策定し、建築物の重要度に合わせて、届出先を分散することにより柔軟性をもたせている。 | ・(選定当初は)現状変更の届出先と届出対象外行為の整理が難航している問題があり、空き家の解体等の対応に苦慮した。 |
| 新上五島町 | ・景観計画に基づいて取り扱う。 | ・現時点では問題は生じていないが、小値賀町を把握しており、将来的な対応の必要性については認識している。 |
| 天草市 | ・景観計画で定めた基準に基づいた内容が届出対象となる。ただし重要な構成要素「トウヤ」(小笠)に面した家屋のみ現状変更申請を文化庁まで届出を行うこととしている。 ・他の建築物については、市へ届出を行うこととしている。 | ・トウヤや古い家屋は解体申請があった場合に、決定までかなりの時間を要するために、所有者とのあつれきにつながる。 |
| 宇城市 | ・重要な構成要素については、届出を行う。 | ・特になし |

【凡例】—：重要な構成要素として「集落・市街地」を特定していない地区

成要素として、「点的指定型」では、周辺景観の一体性や親和性に留意する必要があり、重要な構成要素以外の建築物を景観形成基準によって保全することが求められる。

(2) 「面的指定型」、「点的・面的指定型」

① 「集落」内の建築物の行為の取り扱い

「面的指定型」、「点的・面的指定型」のうち、5地区では重要な構成要素として選定されている「集落」内の建築物については、現状変更の対象として扱わず、景観計画に基づいて取り扱うこととしている。中土佐町では、商店街通り2件を、重要な構成要素として面的に指定しており、商店街通り内の建築物のうち、基準を満たしているものを重要な家屋(重要な構成要素)として現状変更等の許可、届出、報告を行うこととしている。小値賀町では、整備活用計画を策定し、建築物を重要度に合わせて段階的に保存ができるよう分類し、届出先を分散させている。天草市では、重要な構成要素(トウヤ)に面している家屋については現状変更の届出を文化庁へ行うこととしている(表10)。

②課題

「集落」として重要な構成要素を面的に指定した際の課題として、景観計画や地域協定に基づいて取り扱う地区に関しては、変化が起きる場合の調整に苦勞する、所有者や地域間で認識の違いがあるなどが挙げられた。現状特に問題がないと回答した地区が3地区みられたものの、新上五島町では、将来的に対応すべきと認識している。また、小値賀町では選定当初、現状変更の届出先と届出対象外行為の整理が難航し、空き家の解体等の対応に苦慮しており、その後、整備活用計画により届出を分散させるようにした経緯がある。天草市ではトウヤ沿いの家屋は解体申請があった場合に、決定まで時間を要するために、所有者との軋轢につながる事が問題として挙げられた(表10)。このことから重要な構成要素を面的に指定する場合においても、何をどの程度保存するかを明確にし、価値づけをすることが必要であるといえる。

(1)(2)から、重要な構成要素を集落で一括して指定せず、建築物を個別に指定し、明確に価値づけすることが重要であ

ると考えられるため、鳥羽市海女集落では「点的指定型」で検討する。

4-4 重要文化的景観の選定後の評価

(1) 重要文化的景観に選定されたことによる成果

主な回答を整理すると、「住民が地域に誇りを持つことができたこと」、「地域の価値の理解が深まったこと」、「観光客数の増加」が成果として挙げられ、重要文化的景観の選定が地域の活性化につながったと考える自治体が多くみられた。また、重要文化的景観に選定されることで、国庫補助が活用できるため、政教分離の原則のため自治体が本来関われない神社の修理などに着手できる点、優先順位が低くなる構造物(橋)の修繕に着手できる点を成果としてみられた。このことから重要な構成要素の指定は、本来修理に着手できない建築物・工作物の保全に有用であるといえる。鳥羽市海女集落においても、社寺・土木構造物の重要な構成要素の指定が望ましいと考えられる。また、重要文化的景観として選定されたことを根拠に日本遺産、世界遺産の登録につながった自治体が多くみられた(表11)。

(2) 重要文化的景観が抱える課題及び展望

現在重要文化的景観が抱える課題として、少子高齢化に伴う人口減少、空き家増加と活用方法、住民の文化的景観保護制度に対する理解の不足が挙げられた(表12)。このことから、重要文化的景観に選定されている地区において、地区の存続が大きな問題となっていることが把握できる。これらは、修繕・修景費用の補助などの文化財保護制度を利用して直接解決できる課題ではないため、選定後の自治体の取組みが重要といえる。そのため文化的景観の普及活動が求められるものの、住民の文化的景観保護制度に対する理解の不足を課題として挙げている自治体もみられる。選定後の取組みとしては、文化財保護制度の経費補助を活用した普及活動の他、重要な構成要素の修理・修繕を積極的に進めることで、地域住民に認識できるよう取組むことなどが考えられる。

表12 重要文化的景観の抱える課題

| | 重要文化的景観に選定されたことによる成果 |
|-------|---|
| 高島市 | ・住民が選定地域の誇りを持つことができたこと。 ・地域住民主体の協議会が立ち上がったこと。 ・国の補助金を活用し、重要な構成要素の保存修理工が推進できたこと ・日本文化遺産の一部として登録できたこと。 |
| 宮津市 | ・天橋立(特別名勝)以外の地域の価値に気づききっかけとなった。 ・溝尻舟屋集落では、地域への誇りが高まったこと。 |
| 西予市 | ・国庫補助が活用し、社寺等の重要な構成要素の修理工が進められたこと。 |
| 四万十市 | ・市の歴史や自然、文化を一体的に伝えることができるようになったこと。 ・建設部門の所管課では優先順位が上げづらい構造物の修繕に補助金が用いられたこと。 |
| 中土佐町 | ・神社の修理等に対して補助できるようになったこと。 ・修理に着手したことで、町民の景観への理解が深まったこと。 ・観光に付加価値を付けることが出来た。 |
| 平戸市 | ・地域資源の価値の再認識と価値の活用による交流促進につながった。 |
| 小値賀町 | ・文化的景観に選定されたことで、世界遺産にも認定されたこと。 ・国の文化財としての認識が生まれ、学校との連携も行われていること。 |
| 新上五島町 | ・選定後、一時的に集落存続のための住民の意識高揚になった。 ・(世界遺産の選定も含めて)観光客の増加がみられる。 |
| 天草市 | ・世界文化遺産に登録された。 ・案内・サインなどの整備が進んだ。 ・(世界遺産効果も含め)来訪者が増加した。 |
| 宇城市 | ・世界文化遺産の登録の足掛かりとなったこと。 |

表11 重要文化的景観に選定されたことによる成果

| | 重要文化的景観に選定されたことによる成果 |
|-------|---|
| 高島市 | ・住民が選定地域の誇りを持つことができたこと。 ・地域住民主体の協議会が立ち上がったこと。 ・国の補助金を活用し、重要な構成要素の保存修理工が推進できたこと ・日本文化遺産の一部として登録できたこと。 |
| 宮津市 | ・天橋立(特別名勝)以外の地域の価値に気づききっかけとなった。 ・溝尻舟屋集落では、地域への誇りが高まったこと。 |
| 西予市 | ・国庫補助が活用し、社寺等の重要な構成要素の修理工が進められたこと。 |
| 四万十市 | ・市の歴史や自然、文化を一体的に伝えることができるようになったこと。 ・建設部門の所管課では優先順位が上げづらい構造物の修繕に補助金が用いられたこと。 |
| 中土佐町 | ・神社の修理等に対して補助できるようになったこと。 ・修理に着手したことで、町民の景観への理解が深まったこと。 ・観光に付加価値を付けることが出来た。 |
| 平戸市 | ・地域資源の価値の再認識と価値の活用による交流促進につながった。 |
| 小値賀町 | ・文化的景観に選定されたことで、世界遺産にも認定されたこと。 ・国の文化財としての認識が生まれ、学校との連携も行われていること。 |
| 新上五島町 | ・選定後、一時的に集落存続のための住民の意識高揚になった。 ・(世界遺産の選定も含めて)観光客の増加がみられる。 |
| 天草市 | ・世界文化遺産に登録された。 ・案内・サインなどの整備が進んだ。 ・(世界遺産効果も含め)来訪者が増加した。 |
| 宇城市 | ・世界文化遺産の登録の足掛かりとなったこと。 |

第5章 三重県鳥羽市海女集落の景観分析

ここでは6章の提案に向け、鳥羽市海女集落の現状と景観特性について整理する。

5-1 鳥羽市景観計画における海女集落の位置づけ

鳥羽市の景観計画区域は市域全体としており、重点地区に指定された地区を除く市全域を一般区域と定義している。またこれら7地区は前述の通り、景観計画⁷⁾において、重点候補地区に指定されている。

5-2 鳥羽市海女集落の建築物の類型と分布

既往研究において実施した建築物の景観調査より、建築物の形態を決定する項目構造、階数、屋根、壁、基礎)を組み合わせ、I～IVの4タイプに類型している(表13)。

5-3 和紙図から見る海女集落の形態

既往研究^{1)~5),9)}において、津地方法務曲伊勢支局補完の村切図(和紙図)を資料として、明治期の海女集落の海岸線および居住域を推定し、現在の地図上に重ねて示している(図6)。

第6章 鳥羽市海女集落における文化的景観保存活用計画(案)の提案

6-1 鳥羽市海女集落における文化的景観保存活用計画(案)の提案

ここでは、保存活用計画(案)の骨子となる、基本方針、文化的景観区域、重要な構成要素について提案する。

6-1-1 文化的景観の基本方針

第3章の分析結果より、重要文化的景観では景観計画区域内で重点地区を設定し、一般区域よりも厳しい景観形成基準が図られていることが把握できた。したがって鳥羽市海女集落では「重点地区基本型」を想定することとし、文化的景観区域を重点地区と一致させることで、保存に必要な措置を講じることとする。

6-1-2 文化的景観区域の設定

本研究においては、文化的景観区域は表14に示す範囲で検討する。3章で整理した先進事例では、海域を含んで選定している重要文化的景観もみられたことから、鳥羽市海女集落においても、海女操業場を含む海域を選定範囲とすることが考えられるが、漁業圏を明らかにしていないため、これについては今後の展望とする。

6-1-3 鳥羽市海女集落における重要な構成要素

(1) 重要な構成要素の指定方針

表13 建築物のタイプ分け

| タイプ | 内容 | |
|--------|---|---------|
| タイプI | ■石場建・ツシ二階・蔵のいずれかに該当するもの (説明) 石場建、ツシ二階は一般的に古い民家の特徴であり、タイプIは古い形式を残していると考えられる。 | 一歴史的建築物 |
| タイプII | ■主屋を木造とした和瓦葺きの屋根と木材の壁を持つ民家 (説明) タイプIほどではないが、古い形式を残している民家を想定している。なお、廊下見や堅板で覆った壁は、真壁を風雨から保護する目的等で設置したものである。 | |
| タイプIII | ■主屋を木造とした和瓦葺きかつ大壁の民家 (説明) サイディングなどの木材以外の材料で柱を覆うように仕上げた壁を大壁と判断している。タイプIIもタイプIIIも、形式的には同じであるが、タイプIIはより古い民家の姿を示しており、タイプIIIとは景観上大きな相違があることを念頭に置いている。 | |
| タイプIV | ■以上3つのタイプのいずれにも該当しないもの (説明) 鉄筋コンクリートや鉄構造の建物を想定している。 | |



図6 和紙図による明治期の居住地と海岸線(神島)

前章までの結果より、鳥羽市海女集落における重要な構成要素の選定方針を示す。

① 集落・市街地

前章までの結果より、重要な構成要素は、建築物を個別に指定し、明確に価値づけことが重要であると考えられるため、鳥羽市海女集落では「点的指定型」で検討し、個々の建築物について指定する。

② 建築物

「民家(主屋)」、「社寺・教会堂」、「その他」を重要な構成要素と指定する。「民家(主屋)」は、集落の景観を形成する景観資源であり、その外観、位置および配置を保存することとする。「社寺・教会堂」は、集落の景観を形成するとともに、歴史を示す景観資源であるため、本殿、本堂の外観、境内地の形状、境内地内の祠、石碑について保存することとする。

「その他」の項目は、海女集落の生業の観点から価値がある景観資源であることから、海女小屋、仮設海女小屋を指定することとする。海女小屋はその位置、海女漁に関わる設備

表14 鳥羽市海女集落における文化的景観区域の考え方

| 地区名 | 文化的景観区域の考え方 |
|-----|--|
| 石鏡 | 建築物が集合する地区および視線の区切りとなる山の稜線や海岸線および石鏡漁港のうち港、建築物群から十分に離れた県道756号線によって囲まれる部分とする。 |
| 国崎 | 建築物が集合する地区を中心に、海岸線および等高線を基準とする地区とする。ただし西部・北部は、範囲を等高線に沿って判断することが困難であったため、建築物を包括するように指定する。 |
| 相差 | 建築物が集合する地区を中心とした地区とする。 |
| 答志 | 狭い路地等から構成される集落構造が良好に継承されることから、全16組の集落と答志漁港を中心とした地区とする。 |
| 和具 | 4つの組(大間組、中組、井戸組、西組(一部))を中心とし、八幡神社等の景観資源が含まれる地区とする。 |
| 菅島 | 狭い路地等から構成される集落構造が良好に継承されることから、全10組の集落と菅島漁港、白浜と白鬚神社、菅島灯台を中心とした地区とする。 |
| 神島 | 神島漁港のうち港を含む、神島内全体を文化的景観区域とする。 |

の維持を、仮設海女小屋は設置する海女小屋の敷地を保存することとする。

③土木構造物

「道路」、「漁港・港湾施設」を重要な構成要素に指定する。「道路」は、これまでの町割りを残すものとして価値があり、その位置、幅を保存することとする。「漁港・港湾施設」は漁村集落としての特徴を示す景観資源であるため、その位置、機能を保存することとする。

④工作物

「祠・碑・石塔」を重要な構成要素とする。集落の歴史を示す景観資源であり、その位置を保存することとする。ただし記念碑等は除外することとする。

⑤遺跡・公園

「旧跡」を重要な構成要素とする。「旧跡」は集落の歴史を示す景観資源であり、その位置を保存することとする。

⑥自然環境

鳥羽市海女集落の自然条件と生業から「樹木」、「防風林・山林」、「農地・牧野」は指定しないこととする。3章の調査結果から、重要な構成要素として砂浜や海岸などの事例がみられたことから、鳥羽市海女集落においても、岩礁などの海岸線の景観資源を検討できるため、これについては、今後景観調査を実施し、検討することとする。

(2) 重要な構成要素の選定方法



図7 集落周辺の重要な構成要素(神島)

①民家

街路は集落の景観を形成するうえで重要であるため、重要な構成要素に選定する。本研究では第5章で示した景観調査による建築物のタイプ分けより、「タイプI」である建築物を重要な構成要素の候補とする。候補となった民家は、一軒ずつ実地調査を行い、最終的に所有者の承認を得ることで、重要な構成要素となる。

②道路

街路は、これまでの海女集落の町割りを残すものとして価値があり、重要な構成要素に指定し、その位置、幅を保存することとする。本研究では街路に関して、第5章で示した和紙図を図化したものを基に、当時の社寺、集落範囲に位置する街路を、現在の鳥羽市海女集落の地図に照らし合わせた街路を重要な構成要素の指定範囲とする。

③民家、道路以外の景観資源

民家、道路以外の景観資源は、既往研究の景観調査の結果を基に指定する。

6-1-4 重要な構成要素の選定案

既往研究をもとに、鳥羽市海女集落における重要な構成要素を選定した。神島を例に挙げる(図7、表14、写真1)。

表15 重要な構成要素一覧(神島)

| No | 名称 | 種別 | 保存すべき事項 |
|----|---------|---------|---------------------------------------|
| 1 | 民家 | 主屋(民家) | 建築物(主屋)の外観、位置および配置 |
| 2 | 八代神社 | 神社・寺院 | 建築物(本殿)の外観、位置および配置、境内地の祠、石碑の位置、境内地の範囲 |
| 3 | 柱光院 | 神社・寺院 | 建築物(本堂)の外観 |
| 4 | 薬師堂 | 神社・寺院 | 建築物(本堂)の外観 |
| 5 | 荒神さん1 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 6 | 荒神さん2 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 7 | 荒神さん3 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 8 | 庚申さん | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 9 | 鏡石 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 10 | 白長大明神 | 祠・碑・石塔 | 祠・碑・石塔の位置 |
| 11 | 仮設海女小屋1 | 海女小屋 | 建築物の位置、敷地、海女漁に関わる設備の維持 |
| 12 | 仮設海女小屋2 | 海女小屋 | 建築物の位置、敷地、海女漁に関わる設備の維持 |
| 13 | 仮設海女小屋3 | 海女小屋 | 建築物の位置、敷地、海女漁に関わる設備の維持 |
| 14 | 神島監的哨跡 | 旧跡 | 旧跡の位置 |
| 15 | 神島灯台 | 漁港・港湾施設 | 灯台の位置、機能 |
| 16 | 神島漁港 | 漁港 | 漁港としての機能 |
| 17 | 街路 | 街路 | 道路の位置、幅 |

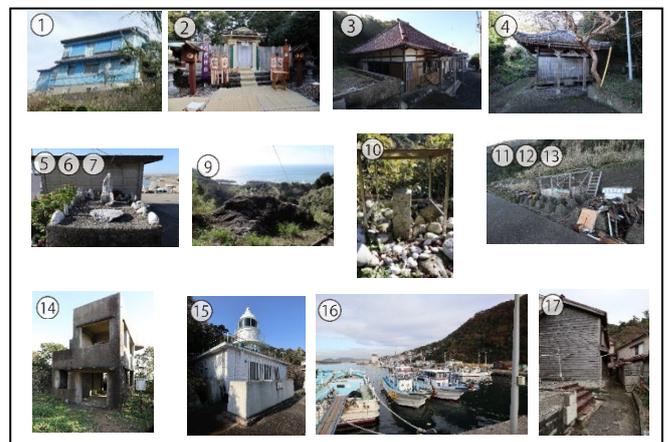


写真1 重要な構成要素(神島)

6-2 研究の総括

(1) 重要文化的景観における景観計画による規制状況

漁ろう・港に関わる重要文化的景観では、景観計画区域を自治体全域で指定し、文化的景観区域を重点地区内に選定している「重点地区基本型」が多くみられ、文化的景観区域において、一般区域よりも厳しい景観形成基準による景観誘導が適応されることで、重要文化的景観の保全に留意していることを明らかにした。

(2) 重要な構成要素の指定状況

保存活用計画の文研調査、アンケート・ヒアリング調査を通して、重要な構成要素の類型化、指定件数の特徴、民家の指定状況と課題について明らかにした。

(3) 重要文化的景観の選定後の評価

アンケート・ヒアリング調査を通して、重要文化的景観が現状抱える課題と展望、選定されたことによる成果について明らかにした。

(4) 鳥羽市海女集落における保存活用計画(案)の提案

以上の重要文化的景観の先進事例の文研調査、アンケート・ヒアリング調査を基に、これまで行われた研究室で実施された鳥羽市海女集落の景観調査・分析を参考に、鳥羽市海女集落における文化的景観保存活用計画の骨子となる基本方針、文化的景観区域、重要な構成要素を検討し、提案した。

6-3 今後の展望

今後は、以下のことに取り組むことが望まれる。

第一に研究対象の拡大である。アンケート・ヒアリング調査より、選定後の取り組みも重要になることが把握できたことから、重要文化的景観の整備活用の方針、管理運営の方針等、選定後を見据えた調査を行うことが今後望まれる。

第二に鳥羽市海女集落の選定範囲の拡大である。特に今後、海域を含めた選定範囲の指定も検討できる。ただし海女操業場を明示していない地区もあるため、実際の選定の際には慎重に協議を進めることが望ましい。

第三に鳥羽市海女集落の景観調査の継続である。例えば、海女小屋については、現代的な建築物もみられるため、今後詳細な調査を行い、どの海女小屋のどの部分を保存するかの基準を明確にすることが望まれる。

【謝辞】

アンケート調査、ヒアリング調査および資料提供にご協力いただいた重要文化的景観のご担当者、並びに分析にご協力いただいた北本猛流氏、鈴木緋理氏にお礼申し上げます。

【注釈】

注1) 岐阜県岐阜市については、業務の都合上、調査のご依頼を辞退しているため調査対象から除外している。

【参考文献】

- 1) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅰ編：石鏡地区・国崎地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2018
- 2) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅱ編：相差地区・答志地区・菅島地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2019
- 3) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅲ編：和具地区・神島地区 -鳥羽市景観計画における重点地区指定に向けて-，2020
- 4) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅳ編：各地区の比較と景観マップの作成，2021
- 5) 三重大学伊勢志摩サテライト海女研究センター，三重大学大学院工学研究科浅野研究室・大井研究室：鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造に関する研究 第Ⅴ編，集落構造図および景観マップの提案，2021
- 6) 文化庁：各文化的景観の説明，<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/pdf/93772801_01.pdf> (参照 2022-12-28)
- 7) 鳥羽市：鳥羽市景観計画，2021. 4，入手先<<https://www.city.toba.mie.jp/machi/keikankeikaku/documents/tobashikeikankeikaku.pdf>>，(参照 2022-12-26)
- 8) 調査対象 11 地区の保存活用計画書、整備活用計画および景観計画
- 9) 那谷空良：和紙図および漁港整備関連資料を通してみる宅地・社寺・漁港の変遷に関する研究～鳥羽市における海女集落の景観特性と景観構造の理解と表現～，三重大学卒業論文，2021

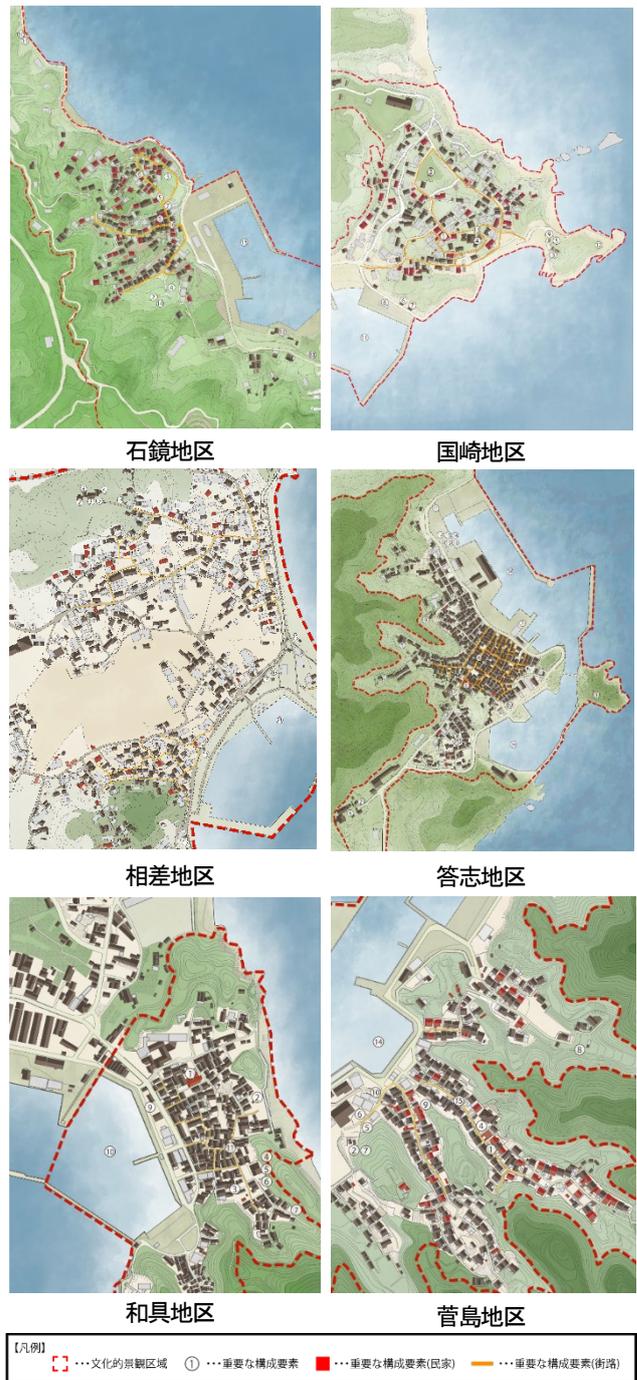


図8 他6地区の重要な構成要素